

「文の京」総合戦略

令和2年度～令和5年度

「文の京」総合戦略

(令和2年度～令和5年度)

令和2年3月



はじめに

これまで区では、平成22年6月に策定した基本構想に掲げる将来都市像の実現に向け、3期にわたる基本構想実施計画に示した計画事業等を着実に実施し、区民等との協働・協治の下、様々な行政課題の解決に取り組んでまいりました。それにより、本区の人口は22万人を超えるまでに回復するなど、「選ばれる自治体」としても発展を続けてまいりました。



一方、ライフスタイルの多様化やICTの進展、人口減少社会の到来等、社会環境の変化は著しく、様々な社会的要因による行政需要の変化に対し、自治体の対応力が求められております。先を見通すことが難しい「変化の時代」において、将来にわたり持続可能で豊かな地域社会を構築していくためには、これまで以上に、迅速かつ柔軟に区政課題を解決していくことが不可欠であると考えております。

このような状況の中、基本構想が、計画期間であるおおむね10年を迎えることから、新たな行政計画として「文の京」総合戦略を策定いたしました。本戦略では、基本構想の根幹となる理念や将来都市像を、あらゆる分野の共通の指針として継承しつつ、区が解決すべき主要課題を明らかにし、4年後の目指す姿を見据えた、取組の方向性や事業のロードマップを示しております。今後、施策や事業の展開には絶えず検証を加え、計画期間であっても、柔軟に事業を組み替えるとともに、SDGsやSociety5.0の視点も生かしながら、分野や領域を超えた柔軟な発想により、効果的・効率的な事業展開を図るなど、社会状況の変化に適応する課題解決型の区政運営を推進してまいります。

本戦略の策定に当たっては、区議会をはじめ、区民ワークショップやWebアンケート、基本構想推進区民協議会などを通じて、多くのご意見やご要望が寄せられ、可能な限り計画に反映いたしました。貴重なご意見等をいただいた区議会並びに区民の皆様に感謝申し上げますとともに、今後も、区民の皆様が「住んでいてよかった」と心から実感していただけるよう、スピード感を持って各施策を推進してまいりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

令和2年3月

文京区長 **成澤廣修**



文京区の紋章

区民の愛区精神を育て、文化芸術活動を活発にするため、広く一般から募集し、応募作品の中から、文京区の姿を象徴する「文」の字を図案化したものを、昭和26年3月1日に区の紋章として制定しました。



文京区のシンボルマーク

区制70周年を契機に、これまでの区民等の活動や地域のつながりなどの歴史を踏まえ、これからの未来に向けて、区や区民等の様々なつながりを表すものとして、平成29年3月15日、制定しました。大きさの異なる円を組み合わせることにより、「文」の形を表現しています。

目次

| | |
|--|-----|
| 「文の京」総合戦略の策定に当たって | 2 |
| 1 「文の京」総合戦略策定の背景 | 2 |
| 2 総合戦略の基本的な考え方（位置付け・期間等） | 2 |
| 3 総合戦略の進行管理 | 3 |
| 第1章 基本構想 | 4 |
| 1 基本構想を貫く理念 | 4 |
| 2 将来都市像 | 5 |
| 第2章 総論 | 6 |
| 1 本区の人口（推移・将来人口推計） | 6 |
| 2 財政状況と今後の財政見通し | 12 |
| 3 本区を取り巻く社会状況の変化 | 26 |
| 第3章 基本政策 | 32 |
| 1 子どもたちに輝く未来をつなぐ | 32 |
| 2 健康で安心な生活基盤の整備 | 32 |
| 3 活力と魅力あふれるまちの創造 | 32 |
| 4 文化的で豊かな共生社会の実現 | 33 |
| 5 環境の保全と快適で安全なまちづくり | 33 |
| 6 持続可能な行財政運営 | 33 |
| 第4章 戦略シート（計画期間で取り組むべき54の主要課題） | 34 |
| 1 戦略シート（主要課題）一覧 | 34 |
| 2 行財政運営の視点 | 36 |
| 戦略シート | 37 |
| 第5章 行財政運営 | 148 |
| 1 区民サービスの更なる向上 | 149 |
| 2 多様な行政需要に対応する施設の整備 | 153 |
| 3 財政の健全性の維持 | 159 |
| 4 質の高い区民サービスを支える組織体制の構築 | 161 |
| 第6章 まち・ひと・しごと創生総合戦略 | 164 |
| 1 文京区まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成28年3月策定） | 164 |
| 2 第2期「文京区まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定 | 164 |
| 附属資料 | 167 |

「文の京」総合戦略の策定に当たって

1 「文の京」総合戦略策定の背景

これまで、区では、平成22年6月に策定した基本構想に掲げる将来都市像の実現に向け、3期にわたる基本構想実施計画に掲げた計画事業に取り組んできました。また、この間、東日本大震災等の大規模災害の発生や、年少人口の増加による保育所待機児童対策、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催決定等、社会経済状況の変化から生じる課題にも対応してきました。

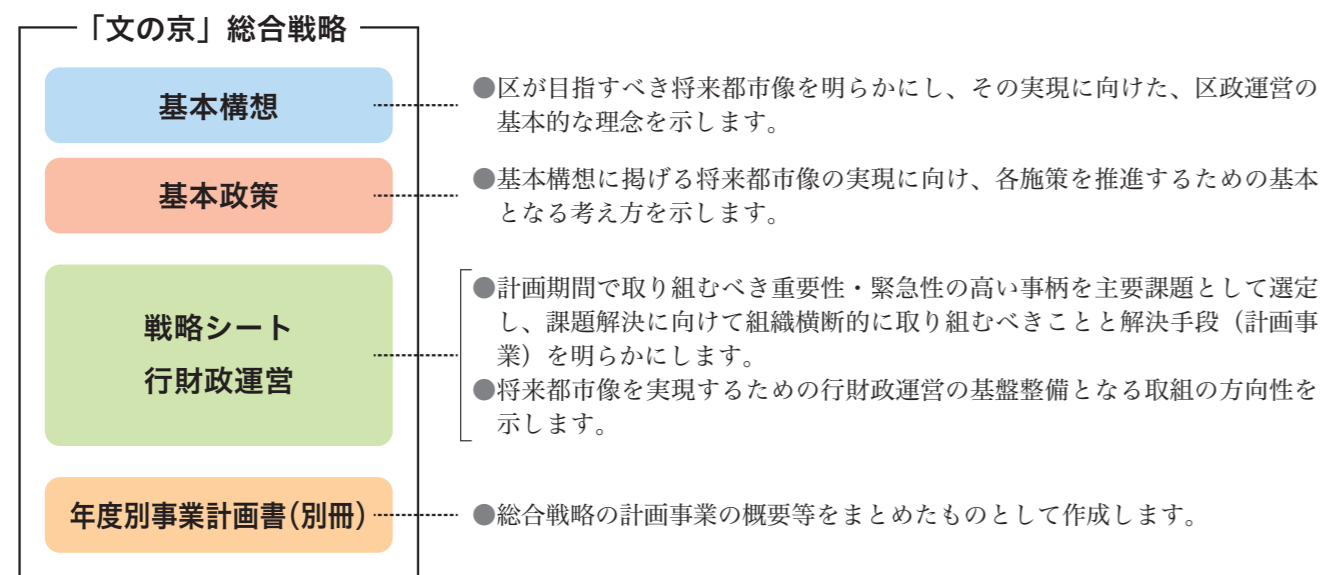
今後も、人口構成の変化やライフスタイルの多様化、ICTの進展等、区を取り巻く社会状況の変化が想定される中、多様性を増す行政需要に的確に対応し、将来にわたり持続可能で豊かな地域社会を構築していくためには、これまで以上に、迅速かつ柔軟に区政課題を解決することが必要となります。

このような状況の中、基本構想の策定から、計画期間と定めたおおむね10年を迎えることから、行政需要の変化を的確に捉えた区政運営を進めていくための新たな行政計画として、「文の京」総合戦略（以下「総合戦略」という。）を策定するものです。

2 総合戦略の基本的な考え方（位置付け・期間等）

（1）基本構想の理念等の継承と一体的な計画体系への再構築

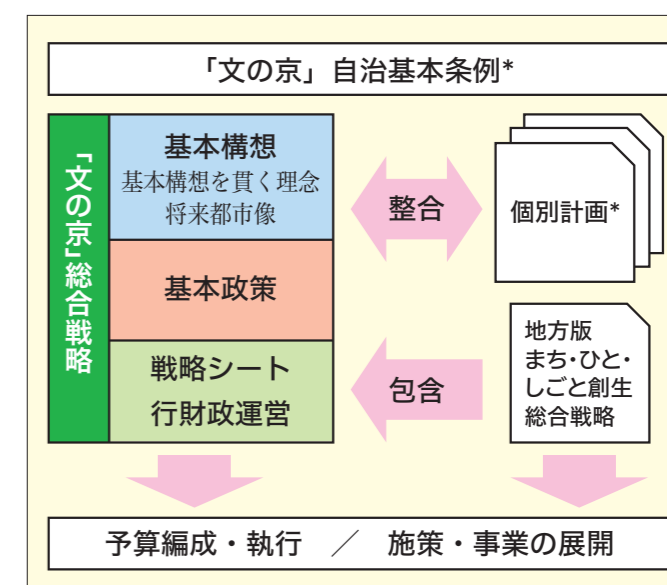
基本構想については、様々な手法を駆使して、広く区民や区議会の参画により創り上げてきた経緯から、その根幹となる「基本構想を貫く理念」及び「将来都市像」を継承し、各施策の基本となる考え方や主要課題の解決に向けた事業展開を一体的に示した計画体系に再構築します。



（2）区の優先課題を明らかにした「重点化計画」に位置付け

行政需要の変化を的確に捉えた区政運営を進めていくため、重要性・緊急性が高い優先課題を明らかにした「重点化計画」とし、財政的な裏付けを伴う区の最上位計画に位置付け、各分野の個別計画との整合を図ります。

また、国が策定を求めている「地方版まち・ひと・しごと創生総合戦略」を、この総合戦略に包含し、少子高齢化の進展に的確に対応しつつ、将来にわたって活力ある社会を維持していくことを目指します。



（3）計画期間

計画の実効性を高めるため、総合戦略の計画期間は、令和2年度から5年度までの4年間とし、毎年度の行政評価等により、計画期間中であってもより効果的・効率的な手段（計画事業）に組み替えます。なお、継承する基本構想（基本構想を貫く理念・将来都市像）の計画期間は設けません。

（4）持続可能で豊かな地域社会の構築に向けた視点

持続可能で豊かな地域社会を構築するため、国連で採択された「持続可能な開発目標（SDGs）*」や国が提唱する「Society5.0*」に関して、自治体の取組が期待されていることから、これらの視点を生かします。

3 総合戦略の進行管理

総合戦略に掲げる主要課題を解決するための各取組については、庁内に設置する「基本構想推進委員会」における審議に加え、公募区民委員や団体推薦委員、学識経験者等により構成する「基本構想推進区民協議会」を通じた区民意見等により、適切な進行管理を行います。

*「文の京」自治基本条例 区の自治の基本理念としての協働・協治の考え方や、区民、地域活動団体、非営利活動団体及び事業者の権利と責務並びに区の責務を明らかにするとともに、協働・協治の基本的事項を定めた、区の基本条例

*個別計画 個別の法令で義務付けられた行政計画や、分野別の政策に沿って策定する行政計画

*持続可能な開発目標（SDGs） 2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2030年までの国際目標。貧困対策や気候変動、生物多様性、ジェンダーなど、世界が抱える課題を解決し、持続可能な社会をつくるための17のゴール・169のターゲットから構成される。

*Society5.0 情報社会（Society4.0）に続く、新たな社会を指すもので、国が目指すべき未来社会の姿として提唱。サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会

基本構想は、本区の目指すべき将来都市像を明らかにし、その実現に向けた、区政運営の理念を示すものです。ここに掲げる理念や将来都市像は、区を自立した都市として発展させていくため、区政のあらゆる分野や区民等の地域活動における共通の指針となります。

1 基本構想を貫く理念

(1) みんなが主役のまち

「文の京」自治基本条例に掲げる区民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者などと対等の関係で協力し、協働・協治をさらに推し進めます。そして、互いを尊重し合いながら、「文京区のあるべき姿（将来像）」の達成に向け、持てる力を存分に発揮できるまちを目指します。

(2) 「文の京」らしさのあふれるまち

この基本構想においても、前基本構想で定義した「文の京」を、本区を表す象徴的な言葉として継承していきます。

今後もこれまで以上に、区民一人ひとりが文京区に住み、働き、学ぶことに深い愛着と強い誇りを持つとともに、区と区民を含む新たな公共の担い手と力を合わせて発展させていく自治のまちを目指します。

「文の京」(ふみのみやこ)

これまで、文京区は、「文教の府」といわれ、「文化の香り高いまち」をめざして発展してきた。これに寄せる区民の誇りと愛着を大切にしたい。

そのうえで、区民と区が、時代の大きな変化に適応しつつ、可能性に富んだこの地を、新たな洗練と成熟の段階へとさらに発展させていく都市自治の姿を「文の京」と呼ぶ。

(3) だれもがいきいきと暮らせるまち

子ども、高齢者、障害者、外国人をはじめ、地域社会を構成するさまざまな人たちが人権を尊重し、互いの立場を思いやりながら行動するとともに、男女が性別にかかわらず平等な立場で、社会のあらゆる分野へ参画することによって、一人ひとりが個性豊かにいきいきと暮らせるまちを目指します。

また、多様な生き方が選択・実現できるよう、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に向けて、積極的に取り組んでいきます。

2 将来都市像

< 将来都市像 >

歴史と文化と緑に育まれた、みんなが主役のまち「文の京」^{ふみ みやこ}

これまで先人たちによって脈々と受け継がれ、区民の誇りの源泉ともいえる歴史・文化・緑を今後も引き続き大切に守り、活かしながら、多様な主体が対等なパートナーとして、ふれ合い、支え合い、助け合える、みんなが主役のまちづくりを浸透させていきます。そして、あらゆる世代の区民が分け隔てなく、いつまでも、心豊かに、いきいきと、自分らしく暮らせる、さらに、未来へ誇りを持って継承できる「文の京」を創り上げていきます。

1 本区の人口（推移・将来人口推計）

区では、「文京区まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成28年3月）」の策定に当たり、人口の現状分析及び将来の展望等を示す「文京区まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」を、27年9月に策定しました。

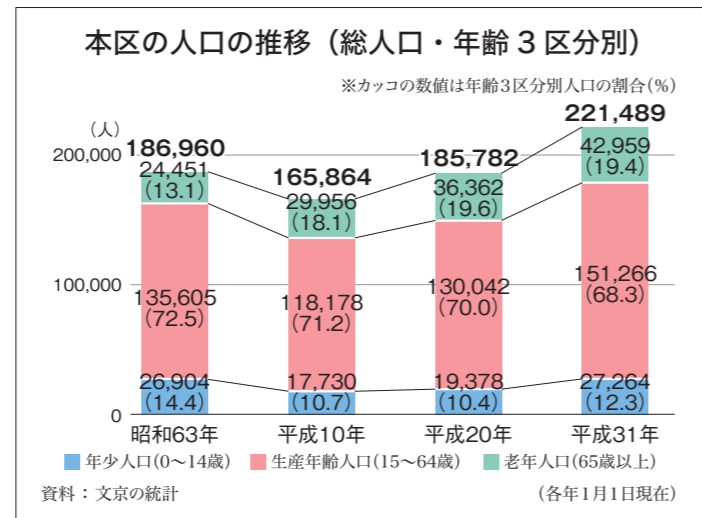
しかし、この間、若年層を中心に東京圏への転入超過による東京一極集中が進み、本区においても転入超過の傾向が継続するとともに、合計特殊出生率*が1.24（30年）まで回復するなど、取り巻く環境は変化しています。また、国の「まち・ひと・しごと創生基本方針2019」では、地方人口ビジョンについて、中長期的には人口の自然増が重要であるという観点を重視しつつ、最新の数値や状況の変化を踏まえた必要な見直しを検討することが求められています。これらの状況を踏まえ、総合戦略において、本区の人口ビジョンとして、改めて区独自の将来人口推計を行いました。

(1) 人口の推移

① 総人口

日本の総人口は、平成20年をピークに減少局面に移行しています。国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」（以下「社人研推計」という。）では、今後、人口は令和32年（2050年）には約1億200万人となり、さらに、その10年後の令和42年（2060年）には約9,300万人まで減少すると推計されています。このような人口減少は、労働力人口の減少や消費市場・地域経済の縮小を引き起こすとともに、高齢者の増加により、医療をはじめとする社会保障に関する経費の負担の増加等が懸念されています。

一方、都の総人口は微増減を繰り返しながらも、近年は都心回帰現象も見られ、全体的に増加傾向です。本区においても、総人口は昭和38年の253,336人をピークに、平成10年には165,864人まで減少しましたが、その後、増加に転じ、平成31年は221,489人まで回復しています。



※平成24年の「住民基本台帳法の一部を改正する法律」の施行に伴い、25年以降の数値には、外国人住民を含む。

*合計特殊出生率 15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性がその年齢別出生率で一生涯の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。

② 年齢3区分別人口・構成割合

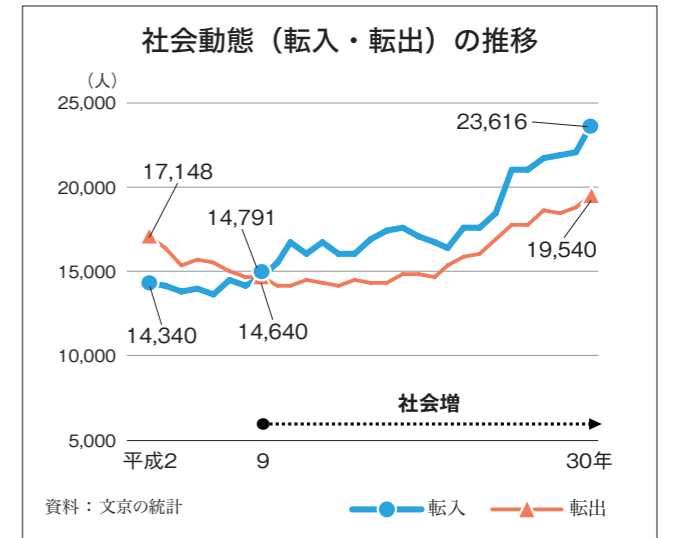
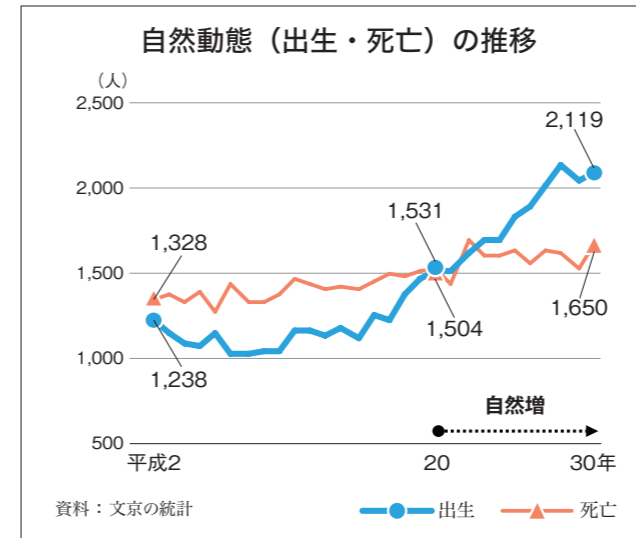
年齢3区分別の人口は、生産年齢人口（15～64歳）、老年人口（65歳以上）、年少人口（0～14歳）の順に多くなっています。

平成31年の年少人口は27,264人で、20年の19,378人から7,886人増加し、構成割合も10.4%から12.3%へと上昇しました。一方、31年の生産年齢人口は151,266人で、20年の130,042人から21,224人増加したものの、構成割合は70.0%から68.3%へと低下しており、減少傾向が続いています。また、老年人口は増加傾向が続き、構成割合は、近年では約20%となっています。

③ 人口動態（自然動態・社会動態）

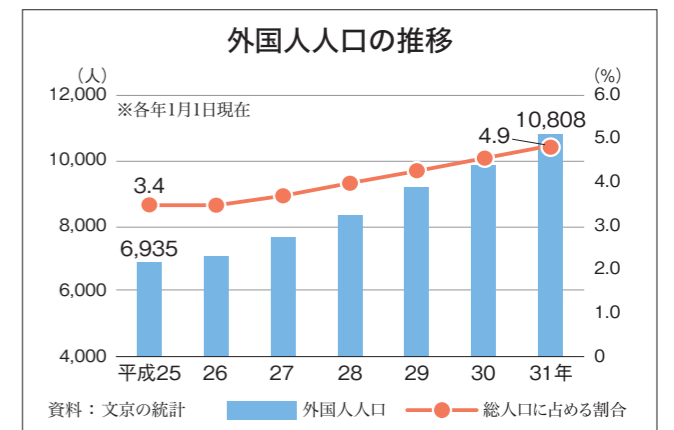
本区の自然動態は、平成20年以降、出生数が死亡数を上回る自然増の状況が続き、30年は、出生数が死亡数を469人上回っています。また、社会動態については、9年以降、転入数が転出数を上回る社会増の状況が続いており、30年は、転入数が転出数を4,076人上回っています。

さらに、年齢階級別の社会動態では、10～20歳代は転入超過が著しい一方、おおむね50歳代以上の転出超過の傾向が見られます。



④ 外国人人口

平成31年の外国人人口は、10,808人で、25年の6,935人から3,873人（55.8%）増加しています。また、総人口に占める外国人人口の割合は、31年は4.9%であり、25年の3.4%から1.5%増加しています。



(2) 将来人口推計

社人研推計は、平成27年（2015年）を基準年とした上で、22年（2010年）から27年（2015年）の人口の動向を勘案し、将来の人口を推計しています。その結果、本区の将来人口は、令和22年（2040年）に249,401人となり、その後は緩やかな減少に転じることが予想されています。

一方、本区の人口ビジョンでは、住民基本台帳人口を用いて直近の人口動態を踏まえるとともに、子育て支援施策の更なる充実による合計特殊出生率の上昇を見込んだ、区独自の将来人口推計を行いました。

① 将来人口推計（区独自推計）の方法

本区の現状及び今後の施策展開等を勘案し、出生・死亡・移動について、以下の条件や仮定値に基づき、「コーホート要因法*」による推計を行います。

基準人口や仮定値の概要

| | |
|---------|--|
| 基準人口 | 住民基本台帳人口（平成31年1月1日現在） |
| 将来生残率* | 社人研推計における、本区の男女別・5歳階級別の将来生残率仮定値。ただし、本推計では平成31年を基準年としているため、31年からの5年ごとに期間を組み替えた生残率とする。 |
| 純移動率* | 平成26年から31年までの人口動態に基づき算出された純移動率が5年ごとに縮小し、令和16年（2034年）以降0になると仮定。 |
| 合計特殊出生率 | 「文京区まち・ひと・しごと創生人口ビジョン（平成27年9月）」と同様、様々な施策等を講じることにより、令和12年（2030年）に1.4まで上昇すると仮定。 |
| 出生性比* | 社人研推計における、出生性比を使用（105.20で一定）。 |

*コーホート要因法 男女・年齢別のある年の人口を基準として、出生・死亡・移動に関する将来の仮定値を当てはめて将来人口を推計する方法であり、人口推計で一般的に用いられる手法

*将来生残率 ある年齢x歳の方が5年後の(x+5歳)になるまでに生き残る確率のこと。

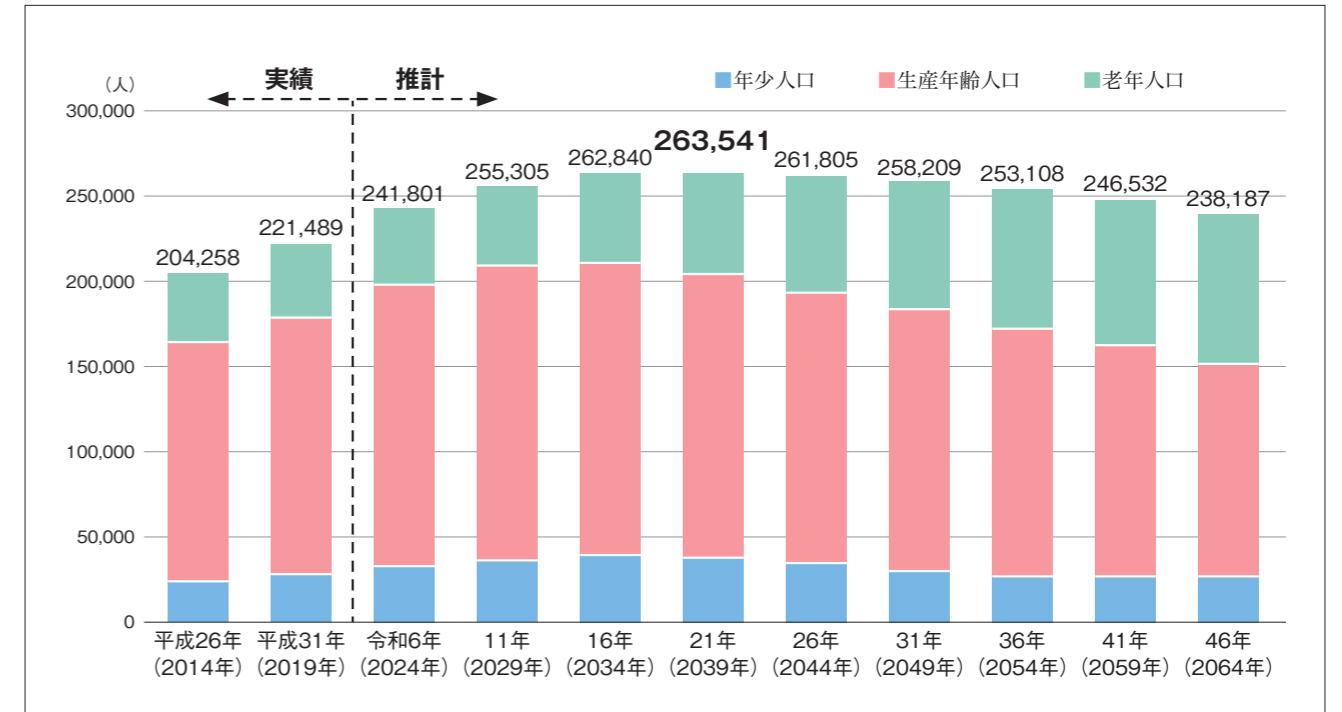
*純移動率 社会増減による人口の変化（転入超過数が人口に占める割合）を示したもの

*出生性比 生まれた子の男子の女子に対する比率のこと。

② 将来人口推計（区独自推計）の結果

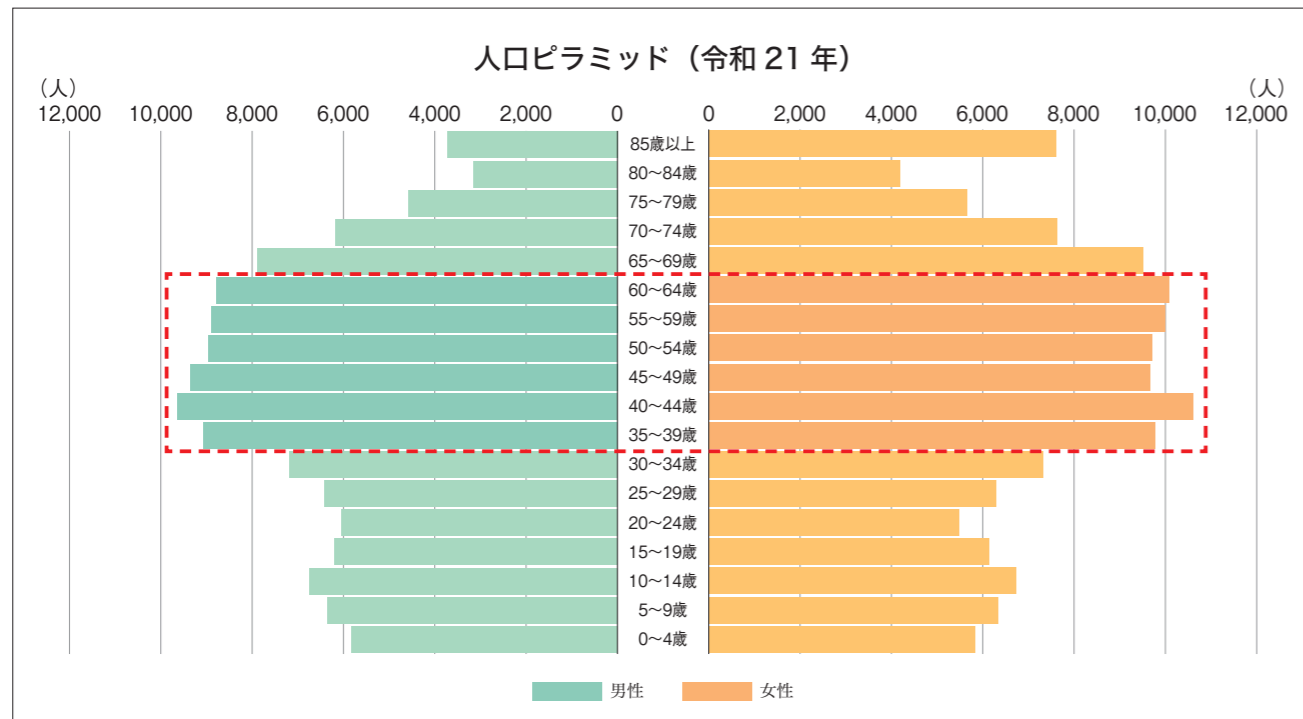
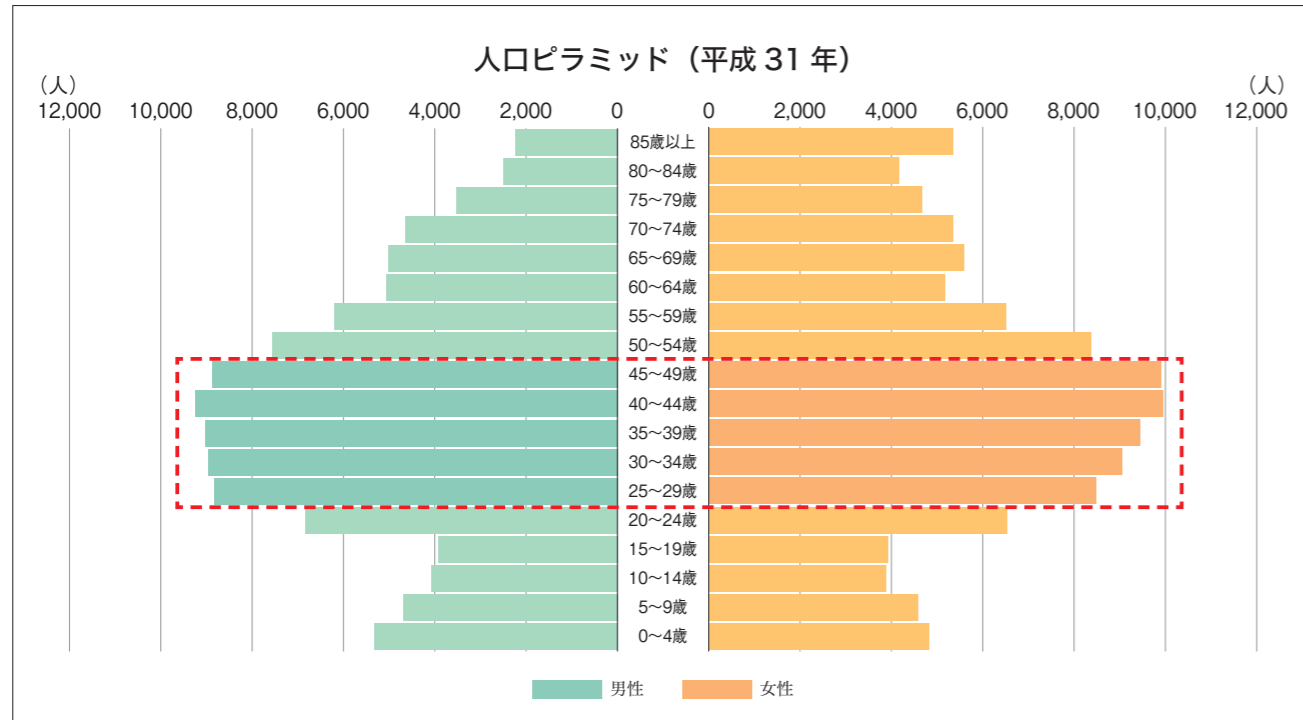
本区の人口は、今後、約20年間増加を続け、令和21年（2039年）には263,541人となります。その後は、緩やかな減少に転じると予想されます。

年齢3区分別人口をみると、年少人口及び生産年齢人口は、令和16年（2034年）をピークに以降は減少傾向で推移する一方、老年人口は、引き続き増加傾向となり、今後は増加幅が大きくなると見込まれます。



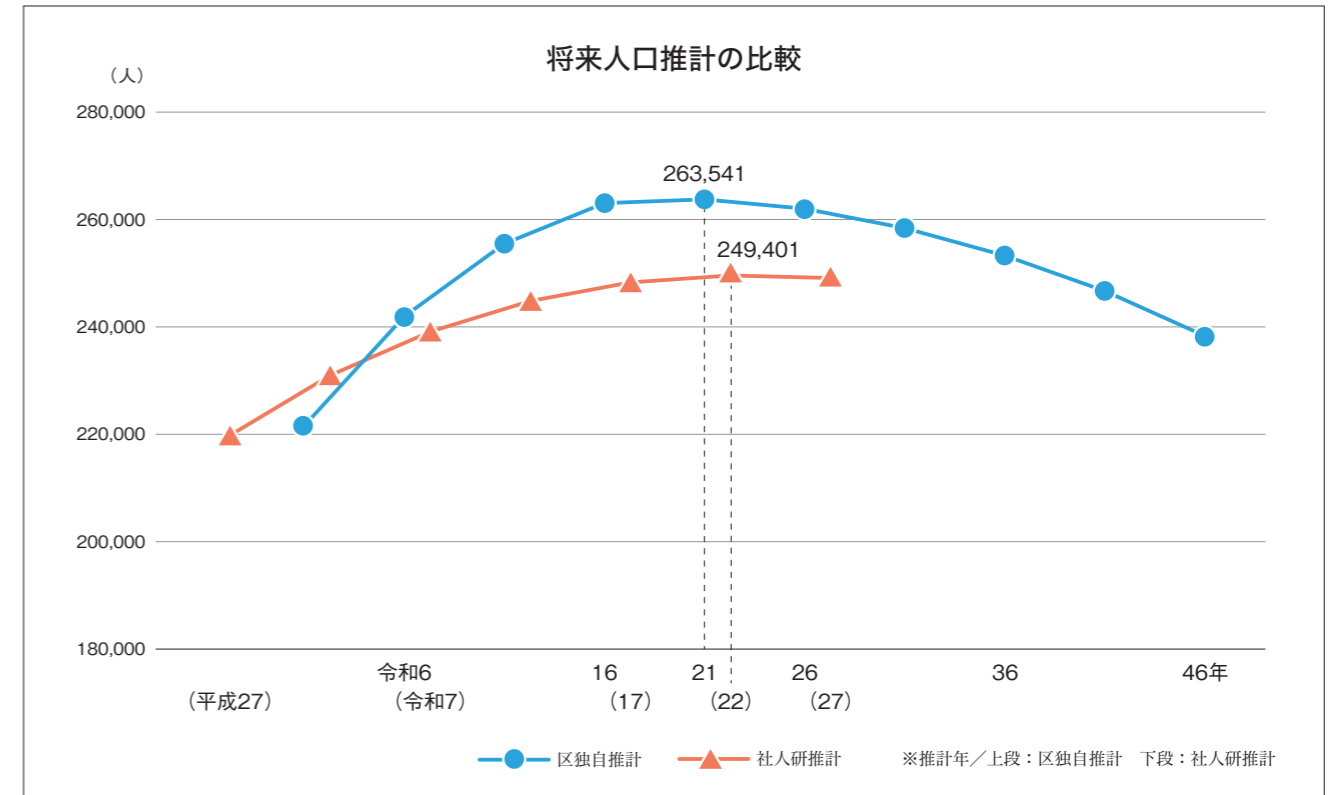
| | | 実績 | 推計 | | | | | | | | | |
|--------|--------|--------------|-------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|--|
| | | 平成31年(2019年) | 令和6年(2024年) | 11年(2029年) | 16年(2034年) | 21年(2039年) | 26年(2044年) | 31年(2049年) | 36年(2054年) | 41年(2059年) | 46年(2064年) | |
| 実数(人) | 総数 | 221,489 | 241,801 | 255,305 | 262,840 | 263,541 | 261,805 | 258,209 | 253,108 | 246,532 | 238,187 | |
| | 老年人口 | 42,959 | 43,902 | 46,717 | 52,127 | 60,138 | 68,525 | 75,769 | 81,006 | 84,529 | 87,340 | |
| | 生産年齢人口 | 151,266 | 165,555 | 172,004 | 172,206 | 165,595 | 159,259 | 152,468 | 145,099 | 135,598 | 124,061 | |
| | 年少人口 | 27,264 | 32,344 | 36,584 | 38,507 | 37,808 | 34,021 | 29,972 | 27,003 | 26,405 | 26,786 | |
| 比率(%) | 老年人口 | 19.4 | 18.2 | 18.3 | 19.8 | 22.8 | 26.2 | 29.3 | 32.0 | 34.3 | 36.7 | |
| | 生産年齢人口 | 68.3 | 68.5 | 67.4 | 65.5 | 62.8 | 60.8 | 59.0 | 57.3 | 55.0 | 52.1 | |
| | 年少人口 | 12.3 | 13.4 | 14.3 | 14.7 | 14.3 | 13.0 | 11.6 | 10.7 | 10.7 | 11.2 | |
| 増減率(%) | 総数 | 8.4 | 9.2 | 5.6 | 3.0 | 0.3 | △0.7 | △1.4 | △2.0 | △2.6 | △3.4 | |
| | 老年人口 | 6.1 | 2.2 | 6.4 | 11.6 | 15.4 | 13.9 | 10.6 | 6.9 | 4.3 | 3.3 | |
| | 生産年齢人口 | 7.5 | 9.4 | 3.9 | 0.1 | △3.8 | △3.8 | △4.3 | △4.8 | △6.5 | △8.5 | |
| | 年少人口 | 18.3 | 18.6 | 13.1 | 5.3 | △1.8 | △10.0 | △11.9 | △9.9 | △2.2 | 1.4 | |

平成31年（2019年）と令和21年（2039年）の人口ピラミッドを比較すると、平成31年（2019年）では25～49歳が人口構成の大きな山（ボリュームゾーン）を形成している一方で、令和21年（2039年）では35～64歳でボリュームゾーンを形成しており、ボリュームゾーンを形成する層の年齢層が高まることが予測されます。



【参考】将来人口推計の比較

区独自の将来人口推計は、社人研推計と比較して、相対的に高い結果となっています。背景には、近年、本区の出生率が上昇傾向にあることや、転入超過の傾向が強まっていることが影響していると考えられます。



※本節の表記について 1 各表の計数は、原則として表示単位未満を四捨五入しているため、それらを足した数値と小計及び合計の数値が一致しない場合があります。
2 増減率及び構成比などは、原則として各表内計数により計算しています。

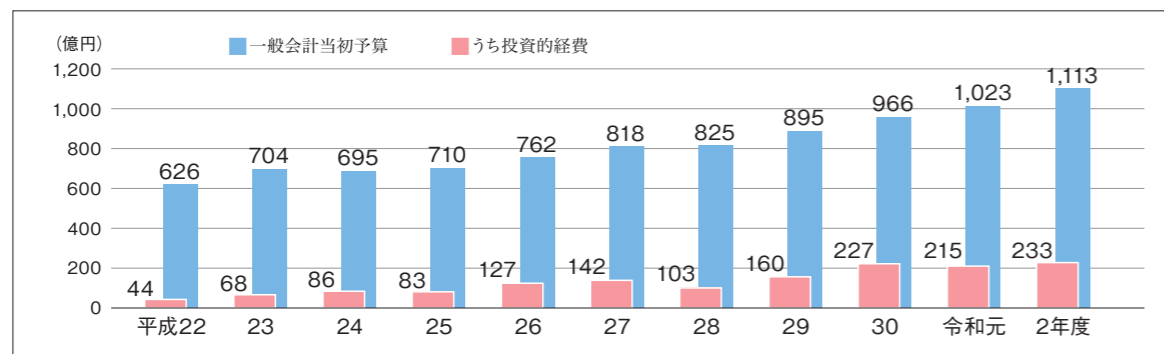
(1) 区の財政状況

① 予算の規模（一般会計）

令和2年度一般会計当初予算は、1,112億7,000万円となり、初めて1,100億円を超える過去最大規模の予算となりました。平成22年度と比較すると487億円、77.8%の増となっております。年々、予算規模が拡大していることがわかります。

そのうち、投資的経費*は、29年度以降、150億円を超える予算額で推移しており、予算規模が拡大した大きな要因の一つとなっています。

一般会計当初予算の状況



② 歳出の状況（普通会計*）

ア 性質別歳出

義務的経費（人件費*、扶助費*、公債費*）は、家計に例えると食費や光熱水費など日常生活に欠かせない費用に当たり、削減することが非常に難しい経費です。

平成30年度普通会計決算の義務的経費は、歳出総額の41.6%を占め、そのうち、人件費は188億円、歳出全体の19.2%で、21年度と比較すると11億円、5.5%の減となっています。また、扶助費は209億円、歳出全体の21.4%で、21年度と比較すると114億円、120.0%の増となっています。

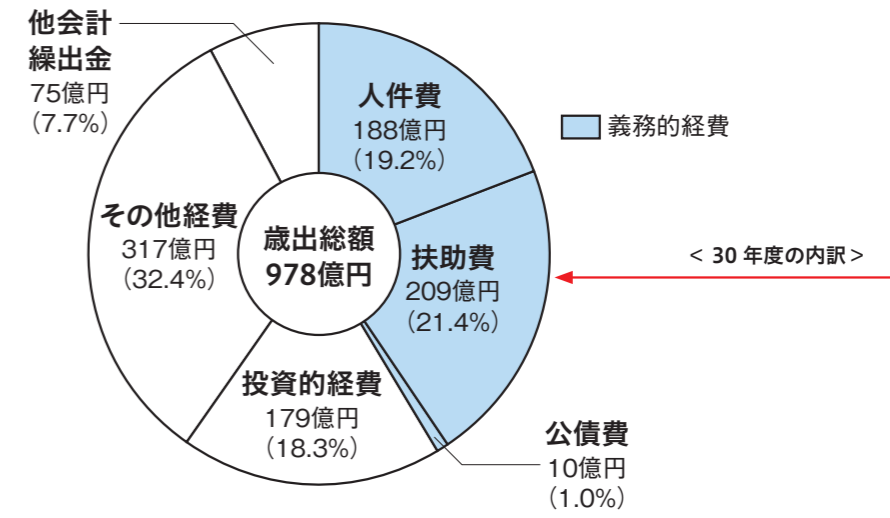
投資的経費は179億円、歳出全体の18.3%を占め、21年度と比較すると95億円、113.1%の増となっています。

*投資的経費 道路、公園、学校等の建設整備や用地取得に要する経費
 *普通会計 各地方自治体が設けている会計区分の範囲が異なっていること等により、地方公共団体間の財政比較や統一的な把握が困難なため、地方財政の統計上、統一的に用いられる会計区分
 *人件費 職員や会計年度任用職員に対し、勤労の対価や報酬として支払う経費、退職手当等
 *扶助費 社会保障制度として、生活困窮者、高齢者、児童、障害者等への支援に要する経費
 *公債費 過去に借り入れた特別区債の各年度における元金と利子を償還するための経費

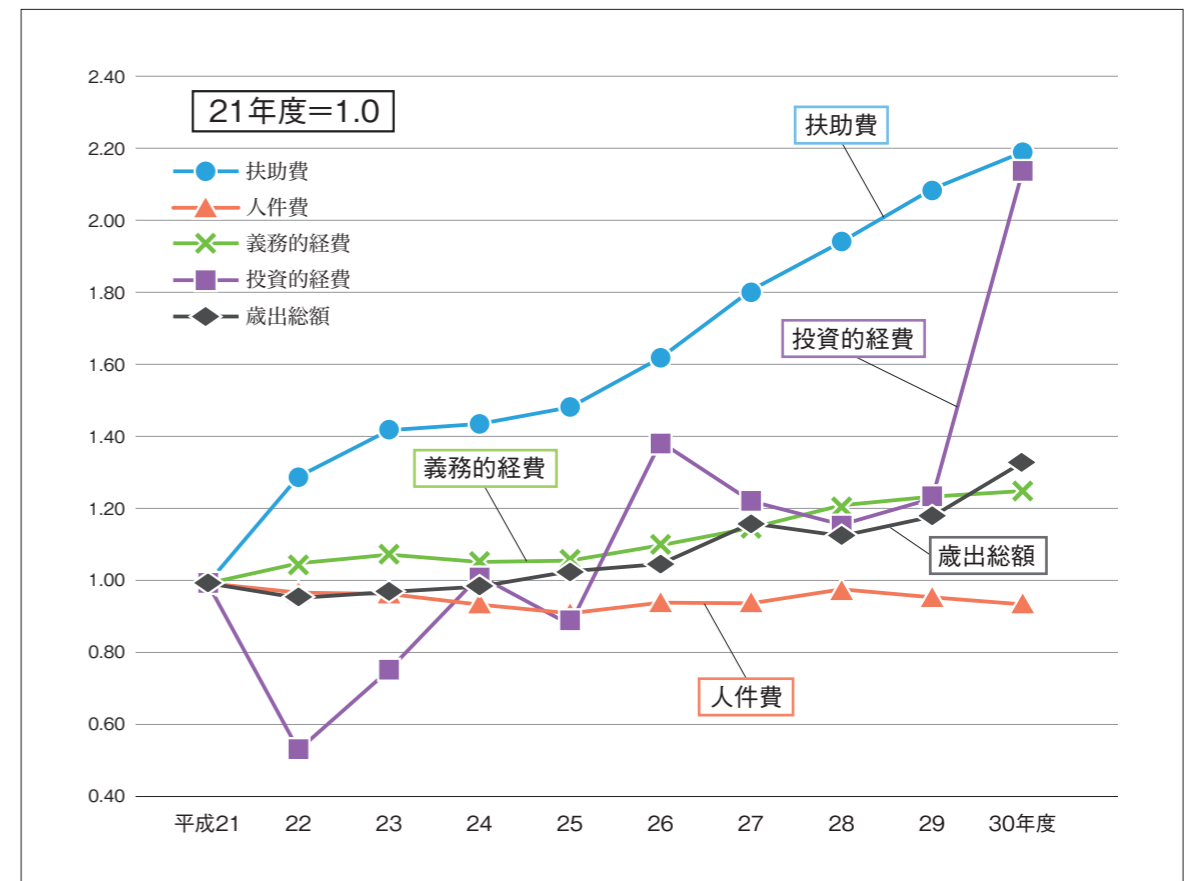
普通会計決算（性質別歳出）の状況

(単位：億円)

| 区分 | 年度 | 平成 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 |
|--------|-----|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 義務的経費 | 人件費 | 199 | 193 | 193 | 186 | 182 | 188 | 188 | 195 | 191 | 188 |
| | 扶助費 | 95 | 123 | 135 | 137 | 141 | 154 | 172 | 185 | 199 | 209 |
| | 公債費 | 31 | 26 | 22 | 20 | 21 | 16 | 15 | 15 | 13 | 10 |
| | 小計 | 325 | 342 | 350 | 343 | 344 | 358 | 374 | 394 | 403 | 407 |
| 投資的経費 | 84 | 45 | 63 | 85 | 74 | 117 | 102 | 97 | 103 | 179 | |
| その他経費 | 261 | 256 | 231 | 224 | 272 | 228 | 299 | 261 | 288 | 317 | |
| 他会計繰出金 | 65 | 59 | 70 | 74 | 69 | 71 | 78 | 80 | 76 | 75 | |
| 合計 | 735 | 702 | 714 | 726 | 759 | 774 | 854 | 832 | 870 | 978 | |



投資的経費と扶助費等の状況（21年度対比）



イ 目的別歳出

平成30年度普通会計決算の主な内容のうち、総務費*は122億円、歳出全体の12.5%を占めています。文京シビックセンター非常用発電設備の増設工事や用地取得等により、前年度から10億円、8.9%の増となっています。

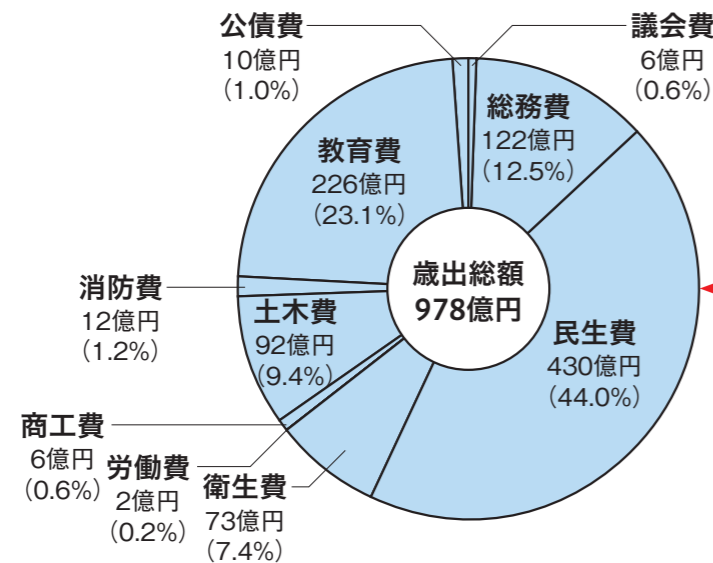
民生費*は430億円、歳出全体の44.0%を占めています。私立認可保育所の運営補助や高齢者施設の改修工事等により、前年度から25億円、6.2%の増となっています。

教育費*は226億円、歳出全体の23.1%を占めています。文京スポーツセンターの改修工事や誠之小学校の改築等により、前年度から47億円、26.3%の増となっています。

普通会計決算（目的別歳出）の状況

(単位：億円)

| 区分 | 年度 | 平成21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 |
|-------|----|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 議会費 | | 6 | 6 | 7 | 7 | 6 | 6 | 7 | 6 | 7 | 6 |
| 総務費 | | 156 | 171 | 147 | 119 | 113 | 134 | 173 | 138 | 112 | 122 |
| 民生費 | | 254 | 274 | 300 | 313 | 318 | 371 | 368 | 388 | 405 | 430 |
| 衛生費 | | 64 | 65 | 65 | 65 | 64 | 66 | 65 | 66 | 72 | 73 |
| 労働費 | | 4 | 5 | 4 | 2 | 2 | 1 | 1 | 1 | 1 | 2 |
| 農林水産費 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 商工費 | | 38 | 8 | 8 | 7 | 7 | 6 | 7 | 6 | 5 | 6 |
| 土木費 | | 59 | 45 | 38 | 36 | 38 | 39 | 49 | 50 | 67 | 92 |
| 消防費 | | 5 | 6 | 7 | 11 | 10 | 11 | 9 | 10 | 9 | 12 |
| 教育費 | | 119 | 96 | 115 | 146 | 180 | 123 | 161 | 152 | 179 | 226 |
| 災害復旧費 | | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 公債費 | | 30 | 26 | 22 | 20 | 21 | 16 | 15 | 15 | 13 | 10 |
| 諸支出金 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合計 | | 735 | 702 | 714 | 726 | 759 | 774 | 854 | 832 | 870 | 978 |



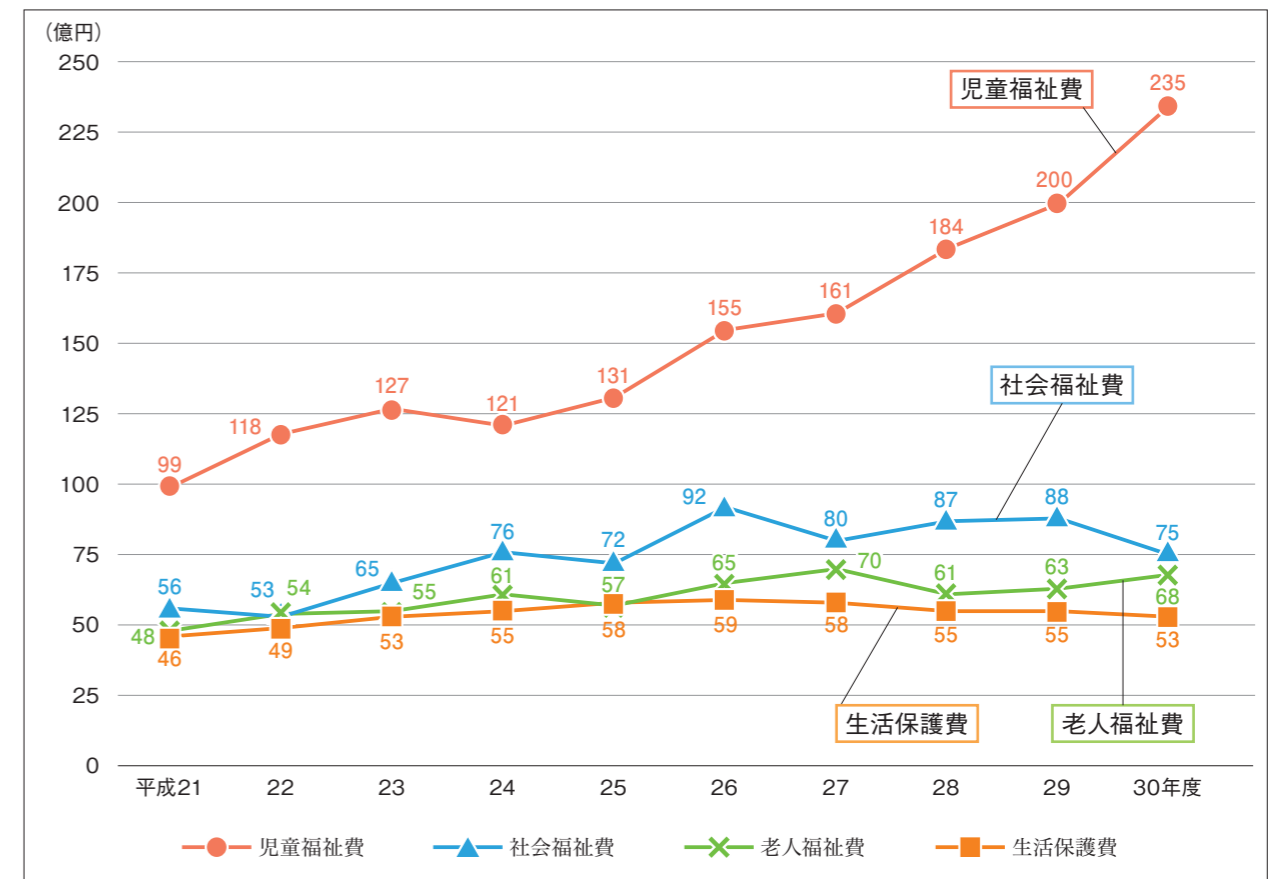
< 30年度の内訳 >

*総務費 税務、戸籍及び選挙に要する経費の他、庁舎や財産の維持管理等に要する経費

*民生費 高齢者福祉や生活保護、児童福祉等に要する経費。国民健康保険特別会計、介護保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計への繰出金を含む。

*教育費 学校の建設や運営等に要する経費

民生費の状況



③ 歳入の状況（普通会計）

歳入は、その用途が特定されない一般財源（特別区税*や特別区交付金*等）と、用途が特定される特定財源に分類されます。

平成30年度普通会計決算における一般財源は、歳入全体の57.4%を占めており、その大半が、特別区税と特別区交付金です。

特別区税は、納税義務者数等の伸びにより23年度から増加傾向にあり、ふるさと納税の影響による減はあるものの、直近は5年続けて300億円を超える収入となりました。

特別区交付金は、25年度から増加傾向にありましたが、法人住民税の一部国税化の影響等により、28年度に大幅な減となりました。その後、企業業績の回復等を背景として、30年度は194億円の収入となりました。

これらの一般財源は、過去に景気の急激な落ち込みにより大幅に減少した実績があるため、社会経済の動向や税制改正等の影響を受けやすいものと言えます。

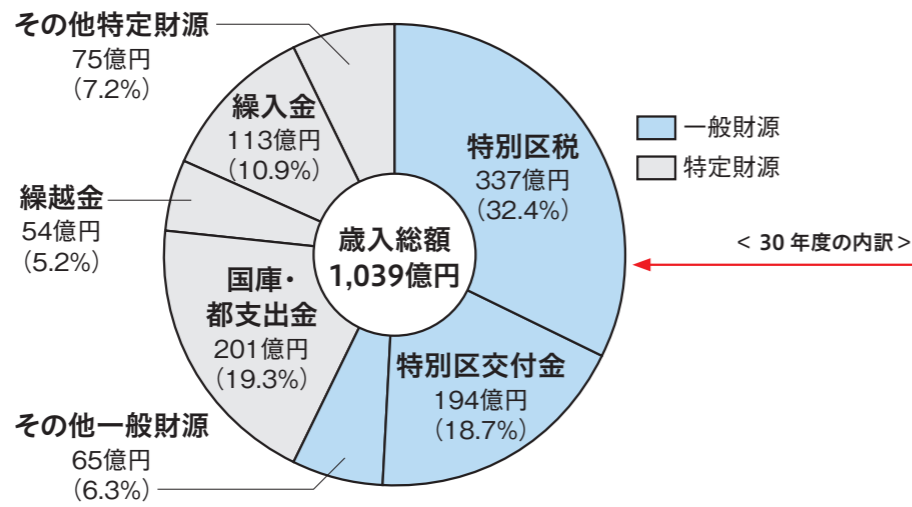
*特別区税 特別区が課税する税。特別区民税、軽自動車税、特別区たばこ税及び入湯税がある。

*特別区交付金 東京都が都区財政調整制度に基づき、都と特別区及び特別区相互間の財源の均衡化を図るため、特別区の財政需要に応じて交付するもの

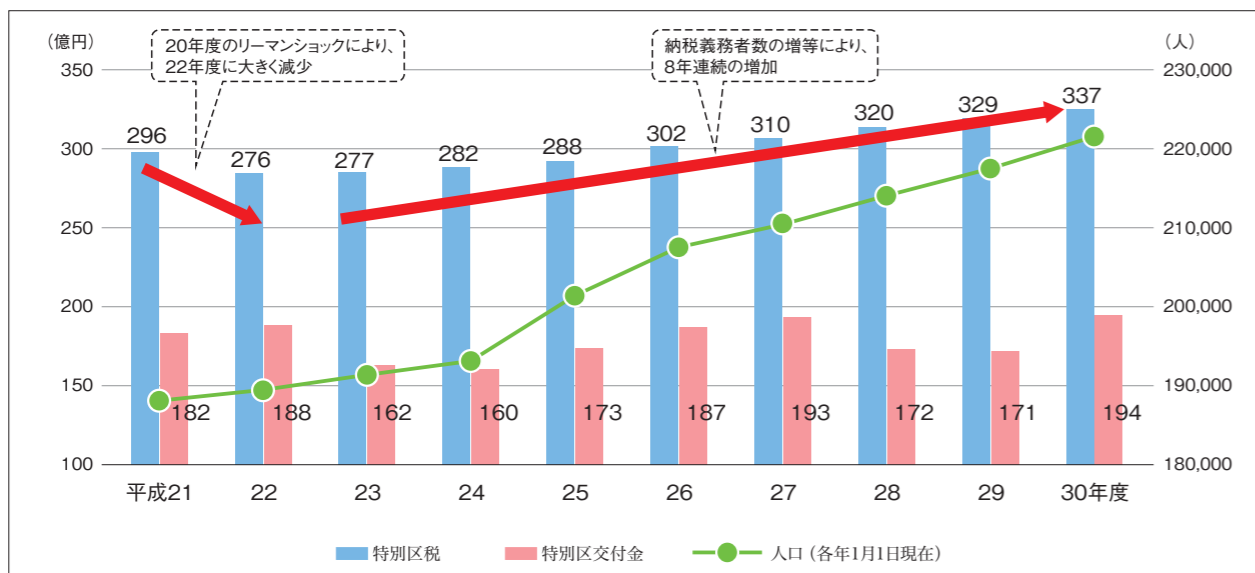
普通会計決算（歳入）の状況

(単位：億円)

| 区分 | 年度 | 平成 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 |
|------|---------|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------|
| 一般財源 | 特別区税 | 296 | 276 | 277 | 282 | 288 | 302 | 310 | 320 | 329 | 337 |
| | 特別区交付金 | 182 | 188 | 162 | 160 | 173 | 187 | 193 | 172 | 171 | 194 |
| | その他 | 51 | 49 | 49 | 47 | 52 | 61 | 83 | 69 | 76 | 65 |
| | 小計 | 529 | 513 | 488 | 489 | 513 | 550 | 585 | 561 | 576 | 596 |
| 特定財源 | 国庫・都支出金 | 117 | 105 | 115 | 113 | 121 | 128 | 134 | 143 | 171 | 201 |
| | 繰越金 | 65 | 50 | 33 | 36 | 38 | 29 | 47 | 30 | 32 | 54 |
| | 繰入金 | 28 | 20 | 65 | 72 | 62 | 58 | 64 | 69 | 79 | 113 |
| | その他 | 46 | 47 | 49 | 54 | 53 | 56 | 53 | 62 | 67 | 75 |
| | 小計 | 256 | 222 | 262 | 275 | 274 | 271 | 298 | 303 | 348 | 443 |
| 合計 | 785 | 735 | 750 | 764 | 787 | 821 | 883 | 864 | 924 | 924 | 1,039 |



特別区税・特別区交付金と人口の状況



④ 基金の状況（一般会計）

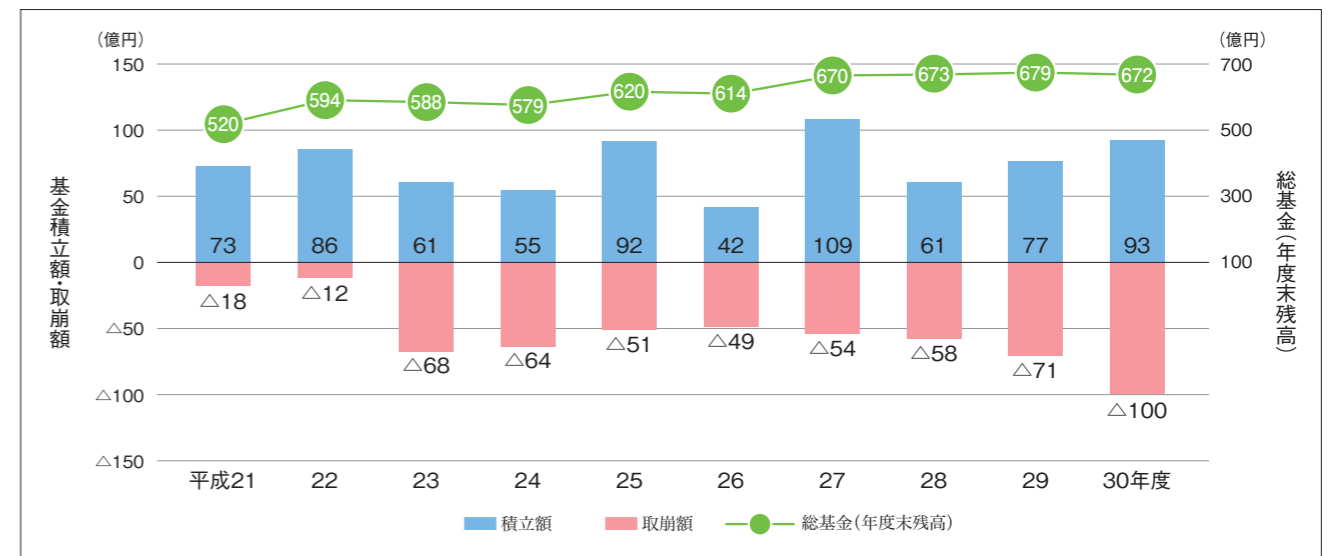
基金は家計に例えると貯金に当たるものです。財政調整基金*と特定目的基金*（減債基金*及び介護給付費準備基金を含む。）に分類できます。

財政調整基金は、急激な景気の変動による歳入減や臨時的な歳出増に対応するため、柔軟に活用していきます。

特定目的基金には、区民施設整備基金や学校施設建設整備基金等があり、区民施設や学校施設の改築・改修等に活用しています。近年は、学校施設の快適性向上のための改修、文京スポーツセンターの改修、文京大塚みどりの郷等の高齢者施設改修工事などの大規模施設の整備に充当しました。

財政調整基金や特定目的基金には、毎年度の決算剰余金等を積み立てています。総基金の年度末残高は、平成21年度と比較すると152億円、29.2%の増となっています。

基金積立額・取崩額と総基金（年度末残高）の状況



(単位：億円)

| 区分 | 年度 | 平成 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 |
|------------|--------|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 当初予算額 | | 630 | 626 | 704 | 695 | 710 | 762 | 818 | 825 | 895 | 966 |
| 総基金（年度末残高） | | 520 | 594 | 588 | 579 | 620 | 614 | 670 | 673 | 679 | 672 |
| 内訳 | 減債基金 | 6 | 6 | 1 | 1 | 3 | 5 | 7 | 8 | 3 | 4 |
| | 財政調整基金 | 225 | 253 | 242 | 231 | 227 | 266 | 270 | 270 | 250 | 223 |
| | 特定目的基金 | 289 | 335 | 346 | 347 | 390 | 344 | 392 | 395 | 427 | 446 |

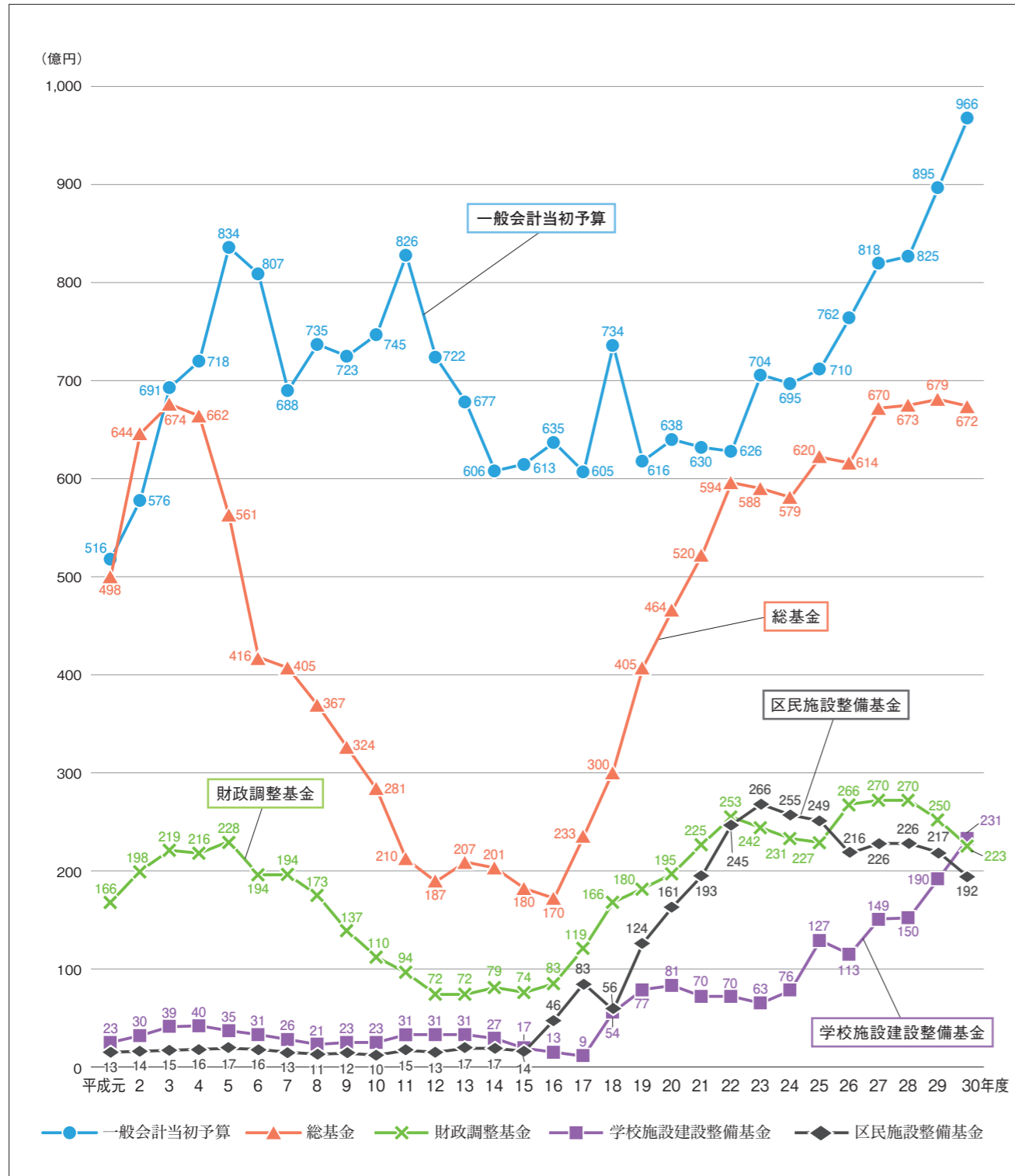
| | | | | | | | | | | |
|-------|----|----|----|----|----|----|-----|----|----|-----|
| 基金積立額 | 73 | 86 | 61 | 55 | 92 | 42 | 109 | 61 | 77 | 93 |
| 基金取崩額 | 18 | 12 | 68 | 64 | 51 | 49 | 54 | 58 | 71 | 100 |

*財政調整基金 年度間における財政調整の役目を果たす基金。区では、地方財政法（昭和23年法律第109号）の規定に基づき、毎年度の決算剰余金（歳入－歳出）の2分の1を下らない金額をこの基金に積み立てている。

*特定目的基金 施設建設や教育等、個々の目的を達成する事業の財源としてのみ使用可能な基金

*減債基金 満期一括償還など、将来の特別区債償還に備えて積み立てる基金

総基金（年度末残高）と財政調整基金（年度末残高）等の状況



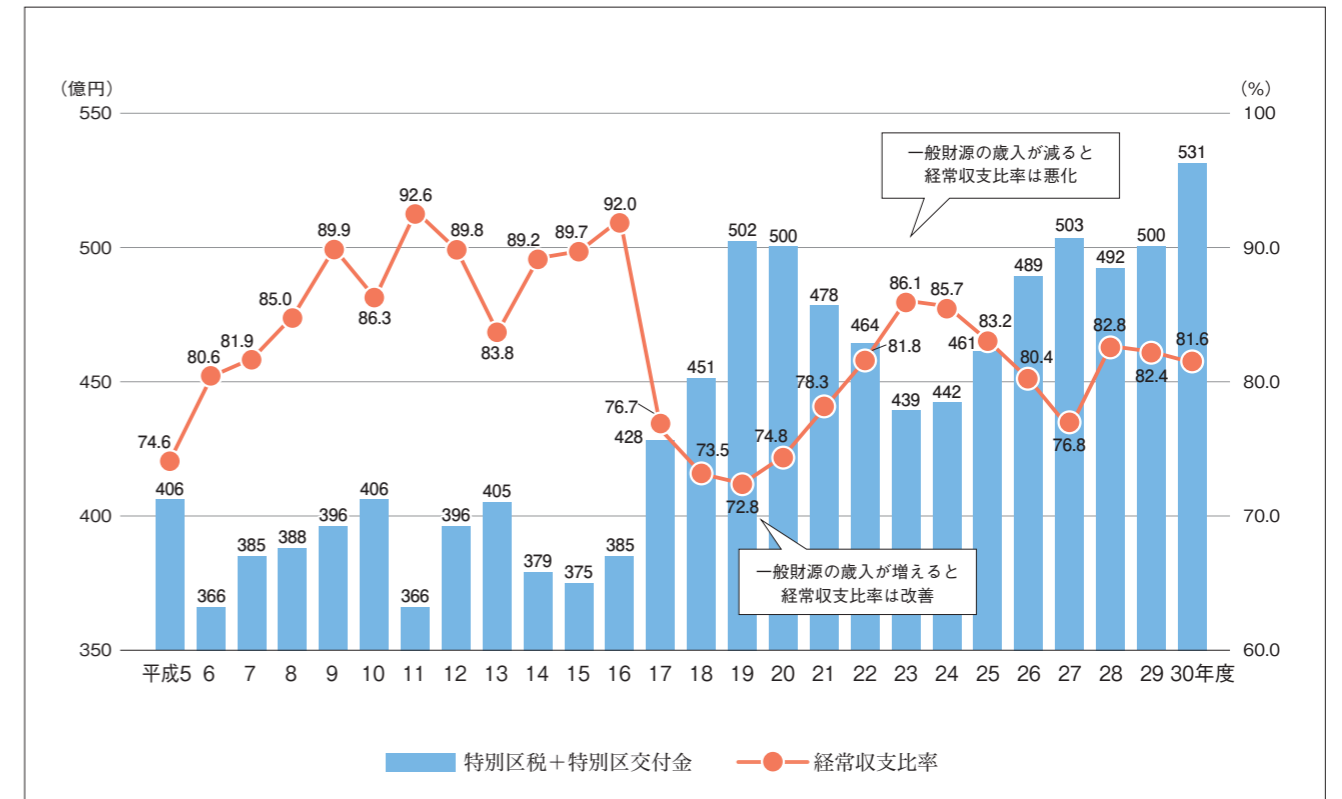
⑤ 経常収支比率*（普通会計）の状況

経常収支比率とは、財政構造の弾力性を測る指標であり、家計に例えると食費や光熱水費など日常生活に欠かせない費用が、給与のような毎月決まって得られる収入に占める割合を表しています。

適正水準は、一般的に70%から80%とされており、この値が高くなってくると新たな施策を実施することが難しくなってきます。

平成27年度に適正水準に回復しましたが、扶助費の増加等により、28年度以降は、80%を上回る水準が続いています。

経常収支比率等の状況（主な一般財源との比較）



経常収支比率の状況（特別区及び全国市町村との比較）

| 区分 | 年度 | 平成21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 |
|-------|----|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 文京区 | | 78.3 | 81.8 | 86.1 | 85.7 | 83.2 | 80.4 | 76.8 | 82.8 | 82.4 | 81.6 |
| 特別区 | | 82.1 | 85.7 | 86.4 | 85.8 | 82.8 | 80.7 | 77.8 | 79.3 | 79.8 | 79.1 |
| 全国市町村 | | 91.8 | 89.2 | 90.3 | 90.7 | 90.2 | 91.3 | 90.0 | 92.5 | 92.8 | 93.0 |

*経常収支比率 人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）に充当された一般財源の額が、特別区税、特別区交付金のような毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）に占める割合

(2) 今後の財政見通し

①はじめに

将来にわたり安定的な行政サービスを提供するためには、今後の行政需要を的確に把握し、その変化にも対応し得る財政基盤を築くことがとても重要です。

区では、将来にわたって持続可能で安定的な財政運営を行っていくため、歳入歳出予算や基金等における中長期的な推計を行いました。

②歳入歳出予算の中長期的な見通し

(基本的な考え方)

ア 対象

一般会計当初予算

イ 期間

令和2年度から11年度までの10年間

ウ 基本的な条件

以下のとおりとします。

なお、費目別の詳細な推計の条件は、別表①「費目別の推計の条件」のとおりとします。

| 区分 | 基本的な条件 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----------|---|-----|-----|-----|-----|---|---|----------|-----|-----|-----|-----|-----|--|---|---|---|----|----|--|-----|-----|-----|-----|
| 歳入 | ○一般財源 内閣府「中長期の経済財政に関する試算（2年1月）」のベースラインケース（名目GDP成長率）に基づき推計します。 なお、名目GDP成長率と連動しないと判断するものは、2年度一般会計当初予算を据え置きます。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | <p>ベースラインケース (単位：％程度)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>令和2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>6</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>名目GDP成長率</td> <td>2.1</td> <td>0.7</td> <td>1.7</td> <td>1.5</td> <td>1.4</td> </tr> <tr> <td></td> <td>7</td> <td>8</td> <td>9</td> <td>10</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1.3</td> <td>1.2</td> <td>1.2</td> <td>1.1</td> <td>1.1</td> </tr> </tbody> </table> | 年度 | 令和2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 名目GDP成長率 | 2.1 | 0.7 | 1.7 | 1.5 | 1.4 | | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | | 1.3 | 1.2 | 1.2 | 1.1 |
| 年度 | 令和2 | 3 | 4 | 5 | 6 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 名目GDP成長率 | 2.1 | 0.7 | 1.7 | 1.5 | 1.4 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 1.3 | 1.2 | 1.2 | 1.1 | 1.1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | ※財政調整基金からの繰入額は単年度収支不足額に充当することを想定しているため、歳入における推計には含まれていません。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | ○特定財源 別表①「費目別の推計の条件」のとおり | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 歳出 | 別表①「費目別の推計の条件」のとおり | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

別表①「費目別の推計の条件」

| 区分 | | 推計の条件 |
|------|---|--|
| 歳入 | 一般財源 | 特別区税 ①令和2年度一般会計当初予算をベースとする。②「中長期の経済財政に関する試算」のベースラインケース（名目GDP成長率）を見込む。③区独自の人口推計を見込む。 ※ただし、軽自動車税、特別区たばこ税、入湯税は、2年度一般会計当初予算を据え置く。 |
| | | 地方消費税交付金 ①2年度一般会計当初予算をベースとする。②「中長期の経済財政に関する試算」のベースラインケース（名目GDP成長率）を見込む。 |
| | | 特別区交付金 ①2年度一般会計当初予算をベースとする。②「中長期の経済財政に関する試算」のベースラインケース（名目GDP成長率）を見込む。 |
| | | その他 ①利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金は「中長期の経済財政に関する試算」のベースラインケース（名目GDP成長率）を見込む。 ②環境性能割交付金、地方譲与税交付金、地方特例交付金、特別会計繰入金、競馬組合分配金、繰越金は、2年度一般会計当初予算を据え置く。 |
| 特定財源 | 国庫・都支出金 ①2年度一般会計当初予算をベースとする。②扶助費及び投資的経費における歳出額と連動させる。 | |
| | 特定目的基金繰入金 ①2年度一般会計当初予算をベースとする。②投資的経費における歳出額と連動させる。③減債基金からの繰入額を見込む。 | |
| | その他 ①分担金及び負担金は、直近5か年（28～2年度）の一般会計当初予算の推移で見込む。②交通安全対策特別交付金、使用料及び手数料、財産収入、諸収入、寄付金は、2年度一般会計当初予算を据え置く。③特別区債は、2年度一般会計当初予算のみ見込む。 | |
| 歳出 | 義務的経費 | 人件費 ①2年度一般会計当初予算をベースとする。②退職手当を見込む。 |
| | | 扶助費 ①2年度一般会計当初予算をベースとする。②直近5か年（28～2年度）の一般会計当初予算の扶助費（一人当たり）の推移を見込む。③区独自の人口推計を見込む。 |
| | | 公債費 ①既発行の特別区債の償還額等を見込む。 |
| | 投資的経費 ①2年度一般会計当初予算をベースとする。②「公共施設等総合管理計画」及び「文京シビックセンター改修基本計画」の将来更新費用等を見込む。③主な大規模施設整備等の投資的経費を見込む。 | |
| | 他会計繰出金 ①2年度一般会計当初予算をベースとする。②直近5か年（28～2年度）の一般会計当初予算の他会計繰出金（一人当たり）の推移を見込む。③区独自の人口推計を見込む。 | |
| | その他 ①物件費、維持補修費、補助費は、直近5か年（28～2年度）の一般会計当初予算の推移等を見込む。②積立金は、特別区債の償還のための経費や基金への積立を見込む。③貸付金は、2年度一般会計当初予算を据え置く。 | |

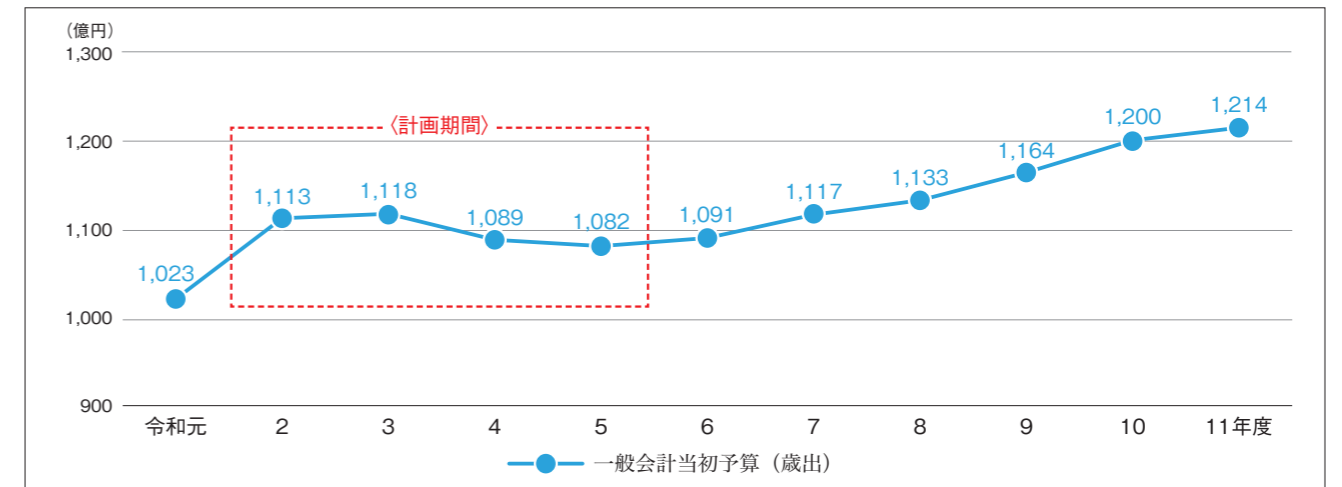
歳入歳出予算の推計

(単位：百万円)

| 区分 | | 年度 | 令和2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 |
|----------------|----------|-----------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|--------|
| | | 〈計画期間〉 | | | | | | | | | | |
| 歳入 | 一般財源 | 特別区税 | 35,148 | 36,336 | 37,422 | 38,473 | 39,516 | 39,917 | 40,288 | 40,661 | 41,003 | 41,347 |
| | | うち特別区民税 | 34,108 | 35,296 | 36,382 | 37,433 | 38,476 | 38,877 | 39,248 | 39,621 | 39,963 | 40,307 |
| | | 地方消費税交付金 | 5,800 | 5,841 | 5,940 | 6,029 | 6,113 | 6,193 | 6,267 | 6,342 | 6,412 | 6,483 |
| | | 特別区交付金 | 20,200 | 20,333 | 20,658 | 20,950 | 21,227 | 21,487 | 21,730 | 21,977 | 22,205 | 22,436 |
| | | その他 | 1,890 | 1,897 | 1,917 | 1,931 | 1,945 | 1,964 | 1,976 | 1,988 | 1,999 | 2,016 |
| | | 小計 | 63,038 | 64,407 | 65,937 | 67,383 | 68,801 | 69,561 | 70,261 | 70,968 | 71,619 | 72,282 |
| | 特定財源 | 国庫・都支出金 | 26,376 | 26,444 | 24,952 | 25,309 | 26,881 | 27,878 | 28,845 | 29,934 | 31,093 | 32,157 |
| | | 特定目的基金繰入金 | 9,556 | 13,183 | 9,363 | 5,468 | 3,030 | 3,360 | 2,860 | 2,860 | 4,058 | 2,860 |
| | | その他 | 6,640 | 5,639 | 5,639 | 5,639 | 5,639 | 5,639 | 5,639 | 5,639 | 5,639 | 5,639 |
| | | 小計 | 42,572 | 45,266 | 39,954 | 36,416 | 35,550 | 36,877 | 37,344 | 38,433 | 40,790 | 40,656 |
| 歳入合計 (A) | | 105,610 | 109,673 | 105,891 | 103,799 | 104,351 | 106,438 | 107,605 | 109,401 | 112,409 | 112,938 | |
| 歳出 | 義務的経費 | 人件費 | 22,032 | 22,307 | 22,725 | 23,260 | 23,508 | 23,728 | 23,591 | 24,335 | 24,455 | 24,698 |
| | | 扶助費 | 24,882 | 26,693 | 28,628 | 30,696 | 32,045 | 33,536 | 35,085 | 36,693 | 38,363 | 40,097 |
| | | 公債費 | 641 | 452 | 389 | 320 | 435 | 703 | 140 | 120 | 1,285 | 69 |
| | 投資的経費 | 23,291 | 20,437 | 13,696 | 8,894 | 6,886 | 6,886 | 6,886 | 6,886 | 6,886 | 6,886 | |
| | 他会計操出金 | 7,144 | 7,224 | 7,303 | 7,381 | 7,460 | 7,539 | 7,619 | 7,697 | 7,776 | 7,855 | |
| | その他 | 33,280 | 34,688 | 36,150 | 37,669 | 38,754 | 39,332 | 39,970 | 40,622 | 41,258 | 41,840 | |
| | 歳出合計 (B) | 111,270 | 111,801 | 108,891 | 108,220 | 109,088 | 111,724 | 113,291 | 116,353 | 120,023 | 121,445 | |
| 単年度収支不足額 (A-B) | | △5,660 | △2,128 | △3,000 | △4,421 | △4,737 | △5,286 | △5,686 | △6,952 | △7,614 | △8,507 | |

※計画期間外となる6年度以降は、事業計画の策定前のため、計画期間中の経費の推移に基づき、推計しています。

一般会計当初予算（歳出）の見通し



③ 特別区債の見通し

特別区債は、公共施設の建設など一時的に多額の経費が必要で、かつ、将来その施設を使う世代にも経費を負担していただくことが適当な場合に起債し、施設建設が区財政を圧迫し、他の行政サービスに大きな影響を与えないようにしています。

今後、区においても、学校改築等の大規模改修に要する経費について起債しますが、将来にわたって計画的に元金と利子を返済していけるよう、特別区債の発行については、過度な将来負担を招くことのないよう慎重に行っていきます。

なお、起債に当たっては、借入条件がより有利となる公的資金からの借入を優先しますが、近年、他自治体との調整により希望額の借入が困難となっているため、今後の財政見通しでは、新たな起債は見込んでいません。

④ 基金の見通し

基金は、年度間の財源調整を図り、急激な景気の変動による歳入減や臨時的な歳出増に対応するとともに、将来的に起こる可能性のある激甚災害等への備えとしても必要不可欠です。

今回の財政見通しでは、主要課題の解決に向けた計画事業等に、基金を有効に活用することで、基金残高の減少を見込んでいますが、中長期的にバランスの取れた安定的な財政運営を図り、基金残高の維持に努めていきます。

〔基本的な考え方〕

ア 対象

財政調整基金、特定目的基金（減債基金及び介護給付費準備基金を含む。）の年度末残高

イ 期間

令和2年度から11年度までの10年間

ウ 基本的な条件

別表②「基金の推計の条件」のとおりとします。

なお、推計は「歳入歳出予算の中長期的な見通し」と連動させるとともに、毎年度の決算剰余金等を財政調整基金や特定目的基金に積み立てることを想定します。

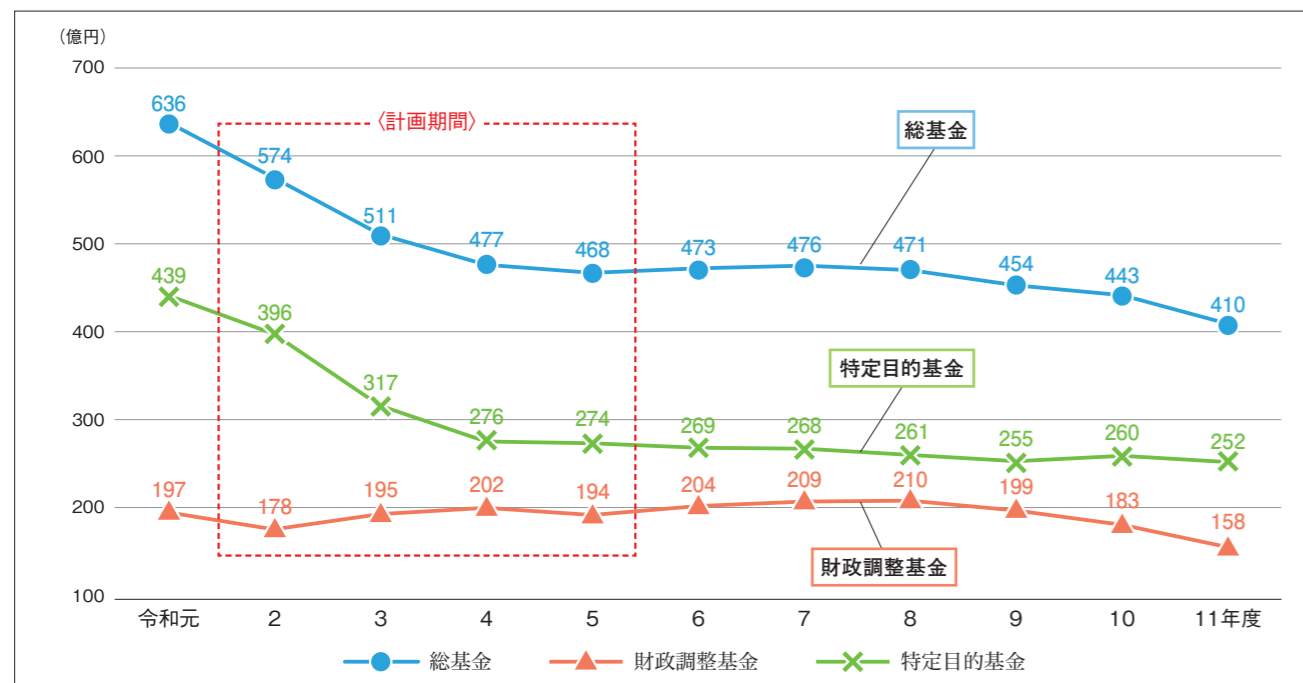
別表②「基金の推計の条件」

| 区 分 | | 推 計 の 条 件 |
|--------|-----|---|
| 財政調整基金 | 取崩額 | ①毎年度の単年度収支不足額を取り崩す。 |
| | 積立額 | ①一般会計の一定の決算剰余金を見込み、その2分の1の金額を積み立てる。 |
| 特定目的基金 | 取崩額 | ①毎年度の繰入金を取り崩す。 ②特別区債における満期一括償還に要する経費を取り崩す。 |
| | 積立額 | ①一般会計の2月補正において、一定の不用額を見込み、学校施設建設整備基金等へ積み立てる。 |

基金（年度末残高）の推計

(単位：百万円)

| 区分 | 年度 | 〈計画期間〉 | | | | | | | | | | |
|--------|----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | | 令和元 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 |
| 総基金 | | 63,578 | 57,390 | 51,120 | 47,725 | 46,790 | 47,319 | 47,644 | 47,110 | 45,384 | 44,260 | 40,984 |
| 財政調整基金 | | 19,728 | 17,825 | 19,469 | 20,168 | 19,431 | 20,397 | 20,879 | 21,002 | 19,933 | 18,294 | 15,795 |
| 特定目的基金 | | 43,850 | 39,565 | 31,651 | 27,557 | 27,359 | 26,922 | 26,765 | 26,108 | 25,451 | 25,966 | 25,189 |



(3) 計画期間の財政計画

本計画期間に係る財政計画を示しています。

計画期間である令和2年度から5年度までの4年間で計画事業（194事業）を実施するために必要な予算の総額は、1,486億円になっており、これは一般会計当初予算4年間総額の33.8%を占めています。

今後4年間における財政計画に基づき、着実に計画事業を実施していきます。

計画期間の財政計画

(単位：百万円)

| 区 分 | 総 額 | 計 画 期 間 | | |
|------|---------|-----------------|-----------------|-----------------|
| | | 計画事業（構成比） | 計画外事業（構成比） | |
| 事業費 | 440,182 | 148,620 (33.8%) | 291,562 (66.2%) | |
| 財源内訳 | 特定財源 | 164,208 | 75,176 (45.8%) | 89,032 (54.2%) |
| | 国庫支出金 | 65,309 | 26,207 (40.1%) | 39,102 (59.9%) |
| | 都支出金 | 37,772 | 16,204 (42.9%) | 21,568 (57.1%) |
| | その他 | 61,127 | 32,765 (53.6%) | 28,362 (46.4%) |
| | 一般財源 | 275,974 | 73,444 (26.6%) | 202,530 (73.4%) |

(1) 変化する人口構成への対応

区の将来人口推計では、令和21年（2039年）までは、人口の増加傾向は続くと推計しています。年少人口及び生産年齢人口は、16年（2034年）まで増加を続け、その後、減少に転じます。また、老年人口は今後著しく増加し、これまで以上に少子高齢化の進行が加速していくと見込んでいます。そのため、認可保育所の整備をはじめとする子育て支援施策等の充実といった、当面の人口増に対応する一方、年少人口や生産年齢人口がピークを越え、高齢者の増加が続く16年（2034年）以降を見据えた対策にも取り組む必要があります。

(2) 安全・安心に対する意識の高まり

① 大規模な地震の発生

平成23年の東日本大震災や28年の熊本地震など、近年、我が国では大規模な地震が発生しています。また、国によると、近い将来に発生の切迫性が指摘されている大規模地震のうち、関東から九州の広い範囲で強い揺れと高い津波が発生するとされる「南海トラフ地震」は、今後30年以内に70～80%、首都中枢機能への影響が懸念される「首都直下地震」は、今後30年以内に70%の確率で発生するとされています。いつ、どこで起きるかわからない災害時の被害を最小限にとどめるため、「自助・共助」の取組の重要性が、より一層高まっています。

近年発生した主な大規模地震

(資料：気象庁ホームページ)

| 発生年 | 地震名または震源地 | 規模（最大震度等） |
|-------|-----------|---------------|
| 平成23年 | 東日本大震災 | 最大震度7 (M9.0) |
| 平成28年 | 熊本地震 | 最大震度7 (M7.3) |
| 平成30年 | 大阪府北部 | 最大震度6弱 (M6.1) |
| | 北海道胆振東部地震 | 最大震度7 (M6.7) |

② 風水害（台風・集中豪雨等）の発生

日本の気候は、季節の変わり目に梅雨前線や秋雨前線が停滞し、しばしば大雨を降らせます。また、7月から10月には接近・上陸する台風が頻発し、崖崩れや土石流、川の氾濫など、人々の生命が脅かされるような風水害が相次いでいます。

近年災害をもたらした主な気象事例

(資料：気象庁ホームページ)

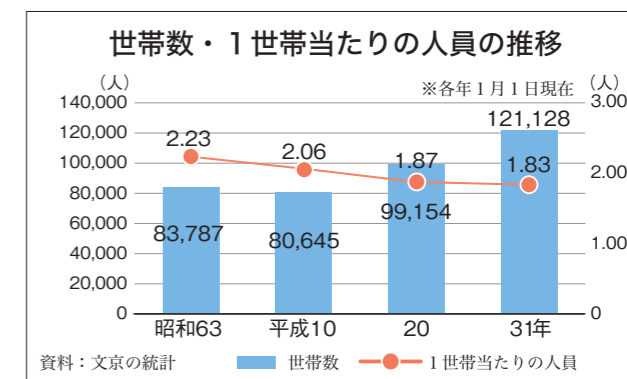
| 発生年 | 気象事例 | |
|-------|----------------|------------------------|
| 平成27年 | 平成27年9月関東・東北豪雨 | 関東・東北で記録的な豪雨 |
| 平成29年 | 平成29年7月九州北部豪雨 | 西日本から東日本を中心に大雨 |
| 平成30年 | 平成30年7月豪雨 | 西日本を中心に全国的に広い範囲で記録的な大雨 |
| 令和元年 | 令和元年東日本台風 | 記録的な大雨・暴風・高波・高潮 |

(3) ライフスタイルの多様化

① 世帯数と1世帯当たりの人員

平成31年の世帯数は121,128世帯で、8年から増加を続けています。一方、1世帯当たりの人員は減少を続けており、31年は1.83人となっています。

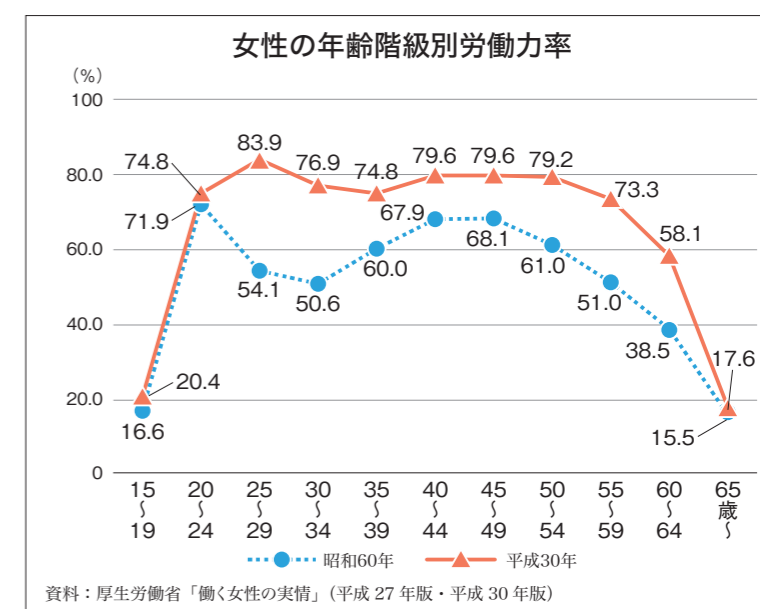
※平成24年の「住民基本台帳法の一部を改正する法律」の施行に伴い、25年以降の数値には、外国人住民を含む。



② 女性の労働力率

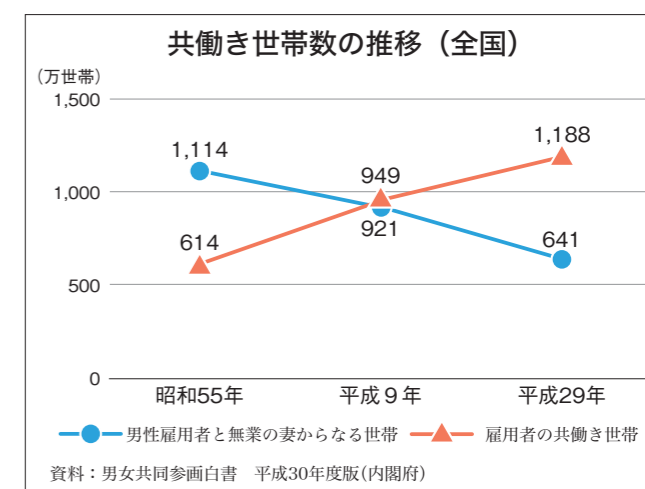
平成30年の女性の労働力人口は3,014万人（前年比77万人増）で、労働力人口総数に占める割合は44.1%となりました。また、女性の労働力率（15歳以上の人口に占める労働力人口の割合）は52.5%となっています。

女性の労働力率を年齢階級別にみると、昭和60年は「20～24歳」と「45～49歳」を左右のピークとし、「30～34歳」を底とするM字型カーブでしたが、平成30年は、M字型カーブの底の値が24.2ポイント上昇したことで窪みが大幅に浅くなり、全体的に大きく上方にシフトしています。また、M字型カーブの底となる年代も、晩婚化や第一子の平均出産年齢の上昇等により、昭和60年の「30～34歳」から、平成30年は「35～39歳」になっています。



③ 共働き世帯

昭和55年以降、夫婦ともに雇用者の共働き世帯は年々増加し、平成29年の全国の共働き世帯は1,188万世帯となっています。また、27年の国勢調査では、本区における共働き世帯（夫婦ともに就業者）は18,563世帯で、夫婦のいる一般世帯に対する割合は43.9%となっています。



(4) 持続可能な開発目標 (SDGs) の取組

様々な人間活動に起因する諸問題を喫緊の課題として認識し、持続可能な社会の構築に向けて、国際社会が協働して解決に取り組んでいくため、2015年9月の国連総会において「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、その中に「持続可能な開発目標 (SDGs)」として、貧困対策や気候変動、ジェンダー等、17のゴール、169のターゲットが設定されました。これらのゴールやターゲットは、不可分かつ統合的なものであり、持続可能な開発を達成する上で重要とされる「経済」「社会」「環境」の3つの側面を調和させるものです。

国では、2016年に設置されたSDGs推進本部により「SDGs実施指針」が示され、特に注力すべき優先課題として、「健康・長寿の達成」「地域活性化」「循環型社会」など8つの項目が掲げられました。これらの目標達成には、住民福祉の向上を目指して、様々な施策を実施する各自治体の役割が期待されているとともに、SDGsの推進に当たっては、あるべき将来像から逆算して目標を定める「バックキャスト」の考え方が推奨されています。

このような状況の中、区においても、将来に向けて持続可能な地域社会を構築するため、SDGsの考え方も踏まえ、施策を推進することが求められます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



資料：国連広報センター

SDGsの17のゴール

| | |
|-------|---|
| ゴール1 | あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる |
| ゴール2 | 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する |
| ゴール3 | あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する |
| ゴール4 | 全ての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する |
| ゴール5 | ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女子の能力強化を行う |
| ゴール6 | 全ての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する |
| ゴール7 | 全ての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する |
| ゴール8 | 包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する |
| ゴール9 | 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る |
| ゴール10 | 各国内及び各国間の不平等を是正する |
| ゴール11 | 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する |
| ゴール12 | 持続可能な生産消費形態を確保する |
| ゴール13 | 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる |
| ゴール14 | 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する |
| ゴール15 | 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する |
| ゴール16 | 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する |
| ゴール17 | 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する |

資料：総務省ホームページ

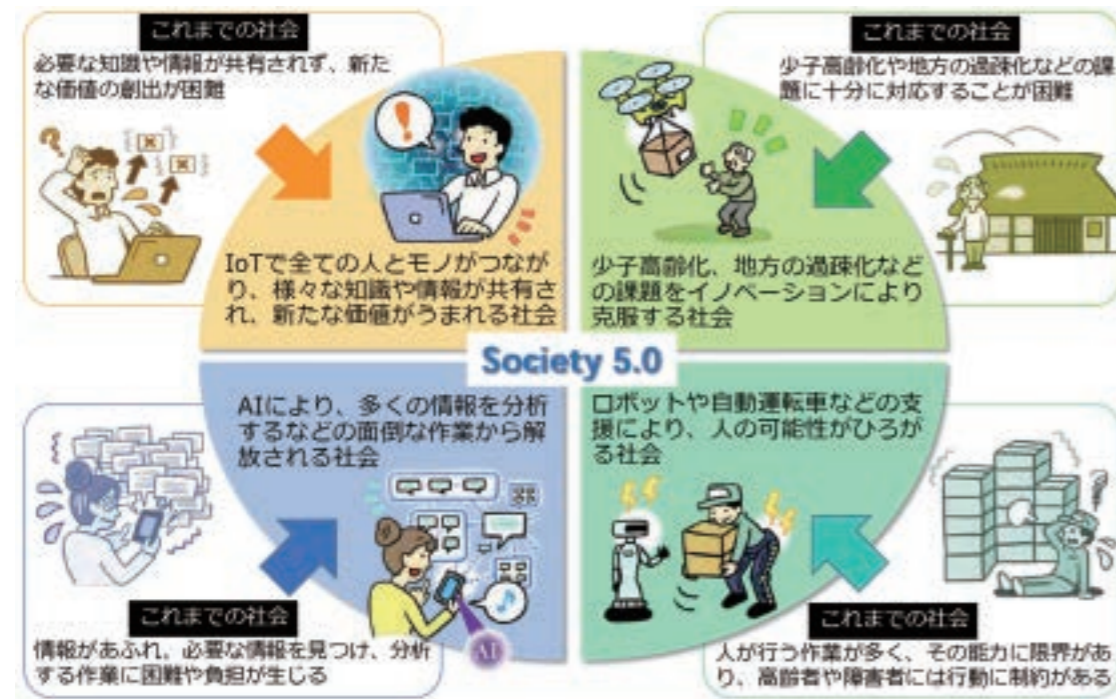
(5) 高度情報化社会の進展 ～「超スマート社会 (Society5.0)」の実現～

近年、実社会の中であらゆる事業・情報がデータ化され、ネットワークでつながる「IoT (Internet of Things)」や、コンピュータが自ら学習し、人間を超える高度な判断を行う「AI (Artificial Intelligence: 人工知能)」などに代表される、「第4次産業革命」と称される世界規模の技術革新が、従来にないスピードとインパクトで進展しています。

国の「第5期科学技術基本計画」では、少子高齢化の影響が顕在化しつつある我が国においては、その活用をものづくりだけでなく、様々な分野に広げ、経済成長や健康長寿社会の形成、更には社会変革につなげていくことが掲げられています。こうしたことから、ICTを最大限に活用し、サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合した取組により、人々に豊かさをもたらす「超スマート社会」を未来の姿として共有するとともに、狩猟社会・農耕社会・工業社会・情報社会に続くような、新たな社会を生み出す変革を、科学技術イノベーションが先導していく「Society5.0」が提唱され、その実現に向けた一連の取組を強力に推進していくことが求められています。

区においても、将来、人口減少により労働力が制約される中、効率的で質の高い、持続可能な形で区民サービスを提供していくためには、様々な技術革新により、日々生み出される新しい知識や技術を活用し、ICT化を進めることが急務となっています。

Society5.0 で実現する社会



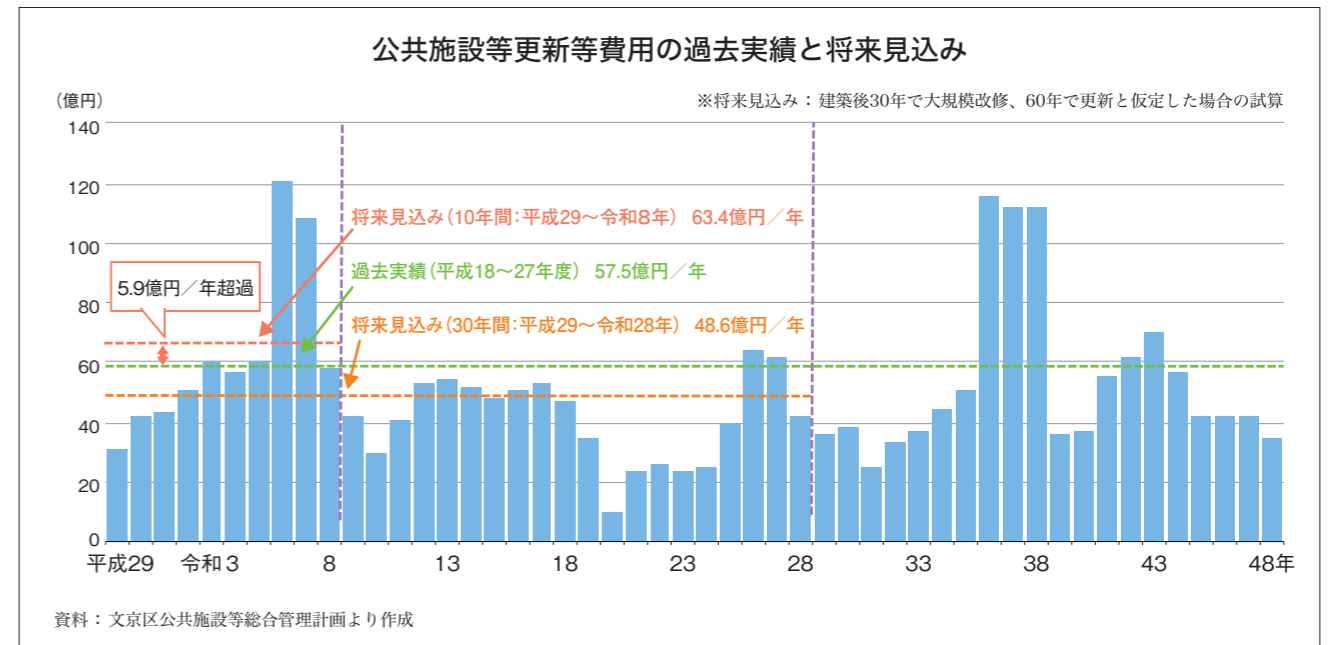
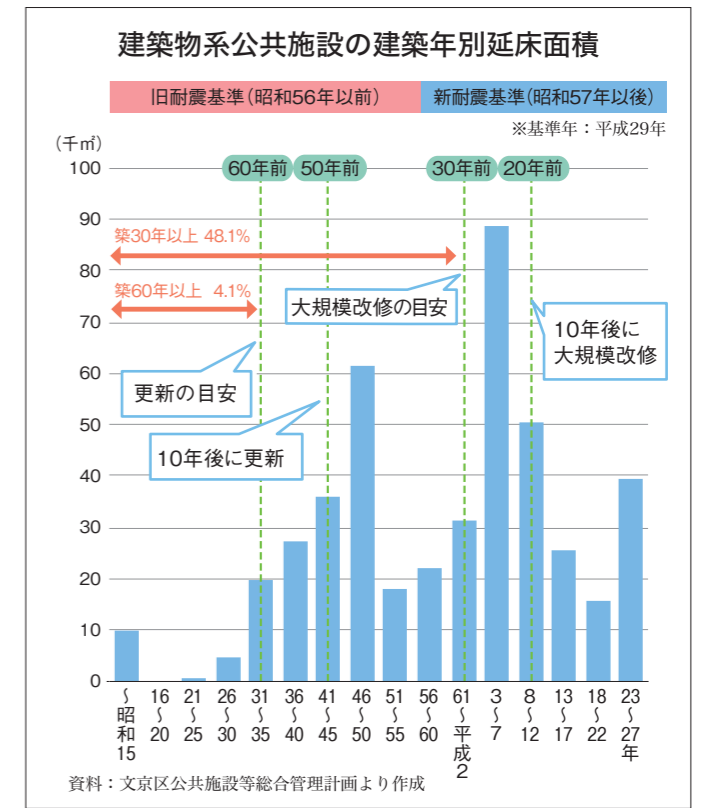
資料：内閣府ホームページ

(6) 公共施設等の老朽化

国では、昭和30年代から50年代にかけて高度経済成長や人口の急増に伴い、多くの公共施設やインフラが整備されました。今後、一斉に建替え等の更新時期を迎えようとしているため、更新に掛かる費用をいかに確保していくかが大きな課題となっています。

地方制度調査会（総務省）の「2040年頃から逆算し顕在化する地方行政の諸課題とその対応方策についての中間報告」によると、道路、河川、下水道、公園、公営住宅等に係る国及び地方公共団体等の維持管理・更新費が、2040年代に最大で現在の約1.4倍となりピークを迎えるとの推計もあり、今後、長寿化や更新時期・費用の平準化、集約・複合化等を進めなければ、将来世代の負担の増加が懸念されると言われています。

区では、30年代から40年代にかけて、区立小・中学校等をはじめ、多くの公共施設等の整備が行われました。今後、大規模改修や更新の時期を迎える公共施設等が集中することに伴い、多額の費用が必要になることが見込まれることなどから、平成28年度に策定した「文京区公共施設等総合管理計画」に基づき、施設等の長寿命化やコストの平準化を図るほか、人口減少や少子高齢化の状況等に応じた適切な施設運営を行っていく必要があります。



資料：文京区公共施設等総合管理計画より作成

第3章 基本政策

基本構想に掲げる将来都市像「歴史と文化と緑に育まれた、みんなが主役のまち『文の京』」の実現に向け、各施策を推進するための基本的な考え方として、6つの基本政策を示します。基本政策は、各分野の個別計画等との整合を図るとともに、SDGsの視点を当てはめることで、既存の分野や組織の領域を超えた柔軟な発想により施策を推進します。

1 子どもたちに輝く未来をつなぐ

だれもが、安心して子育てができるとともに、子どもたちが輝く未来に向かって豊かな心を育み、自分らしく健やかに成長していくことができるまちを目指します。

- 関連する分野 子育て支援、教育、青少年の健全育成
- SDGsの視点 1 貧困をなくそう 3 すべての人に健康と福祉を 4 質の高い教育をみんなに 16 平和と公正をすべての人に

2 健康で安心な生活基盤の整備

だれもが、いきいきと自分らしく、心身ともに健康で自立した生活を送り、互いに支え合いながら、住み慣れた地域でいつまでも暮らし続けることができるまちを目指します。

- 関連する分野 高齢者福祉、障害者福祉、生活福祉、健康づくり、生活衛生環境
- SDGsの視点 1 貧困をなくそう 2 飢餓をゼロに 3 すべての人に健康と福祉を 6 安全な水とトイレを世界中に 16 平和と公正をすべての人に

3 活力と魅力あふれるまちの創造

多彩な産業や文化・観光資源が、地域に活力と賑わいを与え、多様な文化の交流により、地域の新たな魅力を創造するまちを目指します。

- 関連する分野 産業振興、文化振興、観光、交流
- SDGsの視点 8 働きがいも 経済成長も 9 産業と技術革新の基盤をつくろう 17 パートナーシップで目標を達成しよう

4 文化的で豊かな共生社会の実現

多様性に富んだ共生社会において、すべての人が、主体的な地域活動や文化的な学びの場などを通じて、個性や能力を十分に発揮でき、暮らしの中に安心と豊かさのあるまちを目指します。

- 関連する分野 地域コミュニティ、生涯学習、スポーツ振興
- SDGsの視点 4 質の高い教育をみんなに 5 ジェンダー平等を実現しよう 10 人や国の不平等をなくそう 17 パートナーシップで目標を達成しよう

5 環境の保全と快適で安全なまちづくり

だれもが快適で、安全・安心に暮らせる都市基盤を整備するとともに、環境負荷の少ない、持続可能なまちを目指します。

- 関連する分野 住環境、環境保護、災害対策、防犯・安全対策
- SDGsの視点 6 安全な水とトイレを世界中に 7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに 11 住み続けられるまちづくりを 12 つくる責任 つかう責任 13 気候変動に具体的な対策を 14 海の豊かさを守ろう 15 陸の豊かさを守ろう

6 持続可能な行財政運営

健全な財政運営のもと、多様な主体との協働や機動的な組織体制により、質の高い行政サービスを提供し、将来に向けて持続可能な行財政運営を推進します。

- 関連する分野 行財政運営
- SDGsの視点 17 パートナーシップで目標を達成しよう

戦略シートでは、基本政策の考え方を踏まえ、計画期間（4年間）における重要性・緊急性の高い54の主要課題について、課題解決に向けて組織横断的に取り組むべきことと、解決手段となる計画事業を明らかにします。

それぞれの主要課題について、現状や問題点等を、データを活用しながらわかりやすく示すとともに、計画期間の取組の方向性や、計画事業等、課題解決に向けた計画期間のロードマップを示しています。

計画期間中は、戦略シートに掲げる4年後の目指す姿に向け、計画事業を実施するとともに、毎年度の行政評価や予算編成との連動を図りながら、計画期間中であっても事業を柔軟に組み替えるなど、戦略的な事業展開を図ります。

1 戦略シート（主要課題）一覧

基本政策1 子どもたちに輝く未来をつなぐ

- 1 妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援
- 2 保育サービス量の拡充・保育の質の向上
- 3 子育て支援サービスの安定的な提供
- 4 子どもの発達に寄り添った支援体制の整備
- 5 (仮称) 文京区児童相談所設置に向けた総合的な支援体制の強化
- 6 子どもの貧困対策
- 7 子どもの健康・体力の向上
- 8 新しい時代の「学力」向上
- 9 共に生きるための豊かな心と行動力(共生力)の育成
- 10 不登校への対応力強化
- 11 学校施設等の計画的な改築・改修等
- 12 就学児童の多様な放課後の居場所づくり
- 13 青少年の健全育成と自主的な活動の支援

基本政策2 健康で安心な生活基盤の整備

- 14 介護サービス基盤の充実
- 15 【地域包括ケアシステムの深化・推進①】在宅医療・介護連携の推進
- 16 【地域包括ケアシステムの深化・推進②】認知症施策の推進

- 17 【地域包括ケアシステムの深化・推進③】介護予防・地域での支え合い体制づくりの推進
- 18 【地域包括ケアシステムの深化・推進④】高齢者の居住安定の支援
- 19 高齢者の見守りと権利擁護
- 20 地域共生社会を目指した総合的・包括的な相談支援体制の整備
- 21 障害者の自立に向けた地域生活支援の充実
- 22 障害者の一般就労の定着・促進
- 23 障害者差別の解消と権利の擁護
- 24 生活困窮者の自立支援
- 25 適正な医療保険制度の運営
- 26 区民の主体的な生活習慣の改善
- 27 がん対策の推進
- 28 総合的な自殺対策の推進
- 29 受動喫煙等による健康被害の防止

基本政策3 活力と魅力あふれるまちの創造

- 30 中小企業の企業力向上
- 31 商店街の活性化
- 32 消費者の自立
- 33 文化資源を活用した文化芸術の振興
- 34 誰もが観光に訪れたいまちの環境整備
- 35 都市交流の促進

基本政策4 文化的で豊かな共生社会の実現

- 36 地域コミュニティの活性化
- 37 図書館機能の向上
- 38 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の推進とレガシーの継承
- 39 男女平等参画社会の実現
- 40 人権と多様性を尊重する社会の実現

基本政策5 環境の保全と快適で安全なまちづくり

- 41 誰もが暮らしやすいまちのバリアフリー化の推進
- 42 安全・安心で快適な公園等の整備
- 43 地域の特性を生かしたまちづくり
- 44 移動手段の利便性の向上
- 45 地球温暖化対策の総合的な取組
- 46 循環型社会の形成

- 47 生物多様性と都市の発展・再生
- 48 地域防災力の向上
- 49 災害に強い都市基盤の整備
- 50 防災拠点機能の強化
- 51 災害時の要配慮者への支援
- 52 地域の犯罪抑止
- 53 管理不全建築物等の対策の推進
- 54 総合的な交通安全対策の推進

2 行財政運営の視点

総合戦略では、様々な施策を推進するための基盤となる行財政運営の取組については、第5章の「行財政運営」に示していますが、戦略シートに掲げる主要課題に関連して、組織横断的な対応が必要なものや、関連事業の見直し等を図るもの、技術革新を活用して新たな行政サービスを研究するもの（Society5.0）等については、それぞれの戦略シートに「行財政運営の視点」として示しています。

これらの取組を計画事業と合わせて進めることで、様々な課題にも、きめ細かに対応していきます。

▶年度別事業計画書（別冊）

「文の京」総合戦略の別冊として、戦略シートに示した計画事業の概要等を「年度別事業計画書」にまとめ、区ホームページに掲載しています。

（二次元コードからもご覧いただけます。）



戦略シート

◎基本政策1 子どもたちに輝く未来をつなぐ

主要課題 No.2 **保育サービス量の拡充・保育の質の向上**

1 現状

- 区では、就学前児童人口の増加等による保育ニーズの高まりに迅速に対応するため、私立認可保育所等の開設を積極的に進め、保育所待機児童の解消に取り組んできました。
- 全国的には年少人口が減少に転じ、少子化が進行する中、本区では出生数の増加とともに、就学前児童人口は増加を続けており、平成31年4月1日現在の保育所待機児童は46人となっています。
- 本区における保育ニーズは今後も高まると予想されるため、引き続き、保育サービス量の拡充に向けた取組が求められています。
- 区では、独自の「幼児教育・保育カリキュラム」を策定し、幼稚園・保育園を問わず、等しく質の高い幼児教育・保育を提供する環境を整えています。
- また、私立認可保育所等の急激な増加を踏まえ、保育施設に対する指導検査等のより一層の強化・充実を努めることで、保育の質の向上を図っています。
- 令和元年10月の幼児教育・保育の無償化を受け、対象となる施設の保育内容の確認を進めていく必要があります。
- 区立お茶の水女子大学こども園の運営に加え、区立幼稚園の認定こども園化について、校舎の改修・改修や保育所待機児童の状況等を踏まえ、園ごとに個別に判断し取組を進めています。

関連する主な計画等

- 文京区子育て支援計画（令和2年度～令和6年度）
- 文京区教育委員会教育指針

2 課題解決に向けて取り組むべきこと

- 子どもが安心して育つ環境を整え保護者の不安を解消するため、保育ニーズの的確な把握と保育サービス量のより一層の拡充を図り、早急に保育所待機児童を解消する必要があります。
- 指導検査と区立保育園園長経験者等による巡回指導を両輪とした指導体制の強化をより一層図り、全ての保育施設の保育の質の向上に取り組む必要があります。

3 現状・関連データ・関連する主な計画等

① 就学前児童人口の推移 (数値は各年4月1日時点)

| 年度 | 平成26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31年 |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 人口(人) | 10,223 | 10,720 | 11,077 | 11,504 | 11,825 | 12,176 |

資料：文京区人口統計資料

② 保育所等定員数及び保育所待機児童数の推移 (数値は各年4月1日時点)

| 年度 | 平成26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31年度 |
|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 保育所等定員数(人) | 3,259 | 4,206 | 4,630 | 4,985 | 5,448 | 6,314 |
| 保育所待機児童数(人) | 4 | 132 | 257 | 283 | 100 | 46 |

資料：基本構想実現度評価 等

保育所等の定員数は、積極的な私立認可保育所等の開設により、平成26年から31年までに3,055人増加しています。

1 現状・関連データ・関連する主な計画等

主要課題に関する社会状況の変化や現状・問題点等を、データ等を用いて説明しています。

2 課題解決に向けて取り組むべきこと

現状等を踏まえ、区として主要課題に取り組む必要性を示し、その解決に向けて取り組むべき内容を明らかにしています。

3 4年後の目指す姿

課題解決に向けた取組により、計画期間内に目指す姿（起こしたい変化）を示しています。

4年後の目指す姿

保育のニーズ量を踏まえた保育所等の整備が進み、保育所待機児童の解消が図られ、保育を必要とする世帯において保育が必要な年齢で入園できている。また、認可外保育施設を含む全ての保育施設において、安全で質の高い保育が提供されている。

4 計画期間の方向性

- **保育サービス量の拡充**
就学前児童人口の増加等による保育ニーズに迅速に対応するため、私立認可保育所を中心とした保育施設の開設、区立幼稚園の認定こども園化等を進め、保育サービス量の拡充に取り組みます。
- **保育の質の向上**
子ども・子育て支援法に基づく指導検査や、保育園等への専門職員の巡回により、保育の質の向上と安全確保を推進します。また、幼児教育・保育カリキュラムの実践、保育所型認定こども園の研究開発の還元により、保育園・幼稚園における質の高い幼児教育・保育を提供します。

5 手段（当初事業計画）

| 事業番号 | 計画事業(所管課) | 年次計画 | | | | 事業費(千円) |
|------|---------------------------------------|---|----------|----------|----------|------------|
| | | R2(2020) | R3(2021) | R4(2022) | R5(2023) | |
| | | ▶ 毎年度、保育ニーズを検証(文京区子ども・子育て支援事業計画の進行管理) | | | | - |
| 8 | 私立認可保育所の開設を中心とした待機児童対策 [幼児保育課] | ● 私立認可保育所等の開設(施設整備費・開設準備経費等の補助) (保育ニーズ量に基づく施設整備) 【公有地を活用した保育所整備】 ◎ 子育てひろば西片建物・青柳保育園旧仮園舎(令和2年4月) ◎ 小石川三丁目旧国家公務員研修センター跡地(令和3年10月) 大塚一丁目都営バス大塚支所跡地◎(令和5年4月) ▶ 春日臨時保育所の運営 (0～2歳児の単年度の預かり、3～5歳児の持ち上りの預かり) | | | | 12,674,498 |
| 9 | 区立幼稚園の認定こども園化 [学務課] | ▶ 施設の改修・改修計画に合わせ、区立幼稚園を認定こども園化 ▶ 柳町こどもの森・明化幼稚園・後楽幼稚園・湯島幼稚園の移行 | | | | - |
| 10 | 区立幼稚園の預かり保育 [学務課] | ▶ 幼稚園の教育課程の開始前または終了後、長期休業中における預かり保育 | | | | 189,414 |
| 11 | 私立認可保育所等の質の向上 [幼児保育課] | 【指導体制の更なる強化】 ● 私立認可保育所等の指導検査 ● 区立保育園園長経験者等の巡回指導・連絡会・研修会の実施 | | | | - |
| 12 | 文京区版幼児教育・保育カリキュラムの実践 [幼児保育課] | ▶ 保育園・幼稚園における等しい幼児教育・保育の提供 ▶ 日々の幼児教育・保育の中で、遊びを通じた「生きる力の基礎」の育成 | | | | 275 |
| 13 | 区立お茶の水女子大学こども園の運営 [幼児保育課] | ▶ 保育所型認定こども園の運営委託 ▶ 研修成果の報告(こども園フォーラム等) | | | | 184,488 |
| 14 | 文京版スターティング・ストロング・プロジェクト [教育センター] | ▶ 乳幼児期早期からの社会的スキル等の発達促進 ▶ 保育園等と専門家チーム(心理士等)との連携による専門的発達支援 | | | | 18,267 |
| 15 | 発達支援巡回事業 [教育センター] | ▶ 発達支援の観点から、心理士等による保育士・保護者等への助言 | | | | 25,352 |
| 16 | 子ども家庭相談事業 [子ども家庭支援センター] | ▶ 総合相談事業(一般相談・専門相談) ▶ 子ども応援サポート室(経済的な困りごと等の相談、保育園等への巡回相談) ▶ 子どもの最善の利益を守る法律専門相談事業(弁護士による離婚・養育費・面会交流等の相談) | | | | 42,259 |

施設の整備は、開設年度に◎印で示しています。

計画期間を通して取り組む事業概要を示しています。

重点施策など、計画期間内での新規・レベルアップがある場合は、該当年度に●印で示しています。また、取組期間が見込まれているものは矢印で示しています。

令和2(2020)年度の当初予算を示しています。

4 計画期間の方向性

課題解決に向けた取組（計画事業等）の方向性を整理しています。

5 手段（当初事業計画）

課題の解決手段となる計画事業を紐づけるとともに、計画期間内における事業内容のレベルアップ等を年次計画として示し、課題解決に向けて計画性を持った事業展開を図ります。

なお、事業番号は、戦略シートの順に付番した、全ての計画事業の通し番号です。そのため、複数の主要課題に関連し、それぞれの戦略シートに掲載される計画事業については、全て同じ番号を使用しています。

主要課題
No.1

妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援

現状

- 本区の合計特殊出生率は、平成15年の0.77から30年の1.24へと回復傾向にあります。出生数も18年以降、増加傾向にあり、28年には年間2,000人を超えています。
- また、令和元年度に策定している、子ども・子育て支援事業計画（子育て支援計画に内包）における人口推計では、今後も就学前児童人口が増え続けると見込んでいます。
- 区では、子どもを望む全ての区民が安心して子どもを産み、育てられるよう、「ぶんぎょうハッピーベイビープロジェクト」を実施しています。
- 現在の子育て家庭は、核家族化や地域とのつながりが薄い生活環境の中で、周囲からの支援を受けることが困難な傾向にあります。加えて、ライフスタイルの多様化などの要因もあり、子育てに心理的な不安を感じている保護者が少なくありません。
- 出産や育児、産後の体調について、保健師や助産師へ相談をしたいというニーズは高く、ネウボラ面接・相談の件数は増加傾向にあります。また、家族からの支援を受けにくい状況にある母子の産後ケアと育児支援のための宿泊型ショートステイへの要望が高まっています。
- 赤ちゃんや保護者を見守るため、医療機関や子育て支援施設など、関係機関との連携をより強化していく必要があります。

関連する主な計画等

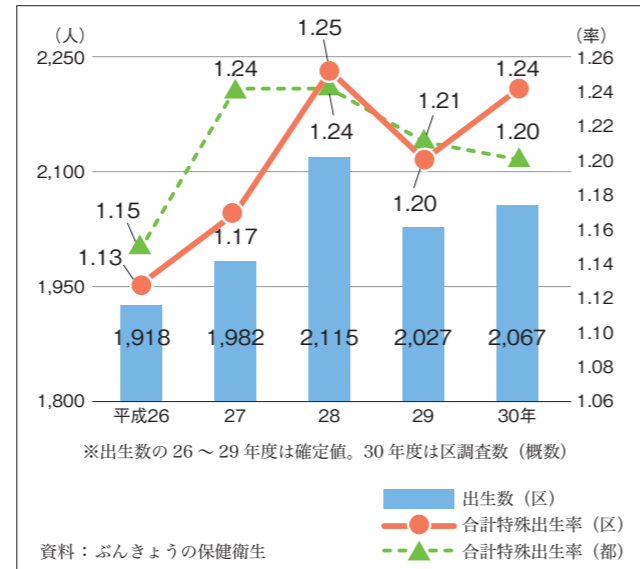
- 文京区子育て支援計画（令和2年度～令和6年度）

課題解決に向けて取り組むべきこと

- 子育て家庭の不安や悩みを軽減し、子どもの健やかな成長と家庭における健康の維持・増進のため、妊娠・出産・子育て期にわたる切れ目ない支援を継続して行っていく必要があります。
- 子育て家庭のライフスタイルが多様化する中、各家庭のニーズに合わせ、妊娠から子育てまでの適切な知識・情報を引き続き提供するとともに、気軽に相談できる環境づくりを引き続き行っていく必要があります。
- 子どもを望む区民が安心して子どもを産み育てられるよう、区民が主体的に健康の維持・増進に取り組むための支援及び妊娠・出産等に関する適切な知識・情報の提供を引き続き行っていく必要があります。

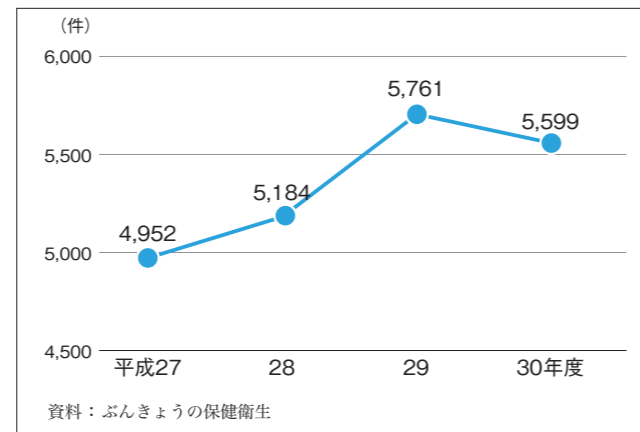
関連データ

① 合計特殊出生率と出生数の推移



区の合計特殊出生率は回復傾向にあり、平成28年以降は都の平均値に近い数値となっています。

② ネウボラ相談の実績



ネウボラ相談の件数は、事業を開始した平成27年度から増加傾向にあります。

4年後の目指す姿

各家庭のニーズに合わせ、妊娠・出産・子育てに関する適切な知識・情報が提供されるとともに、関係機関と連携した継続的な支援やサービスが提供されている。

計画期間の方向性

● 各家庭のニーズに応じたきめ細かな支援

妊娠・出産に向けた健康維持や正しい知識の啓発に取り組むとともに、妊婦に対する面接等を通じて、各家庭のニーズに応じた支援を妊娠期から切れ目なく行い、孤立しがちな子育て家庭の不安や悩みの軽減を図っていきます。

手段（当初事業計画）

| 事業番号 | 計画事業(所管課) | 年次計画 | | | | 事業費(千円) |
|------|----------------------------------|---|----------|----------|----------|---------|
| | | R2(2020) | R3(2021) | R4(2022) | R5(2023) | |
| 1 | ぶんぎょうハッピーベイビープロジェクト [健康推進課] | | | | | 2,869 |
| | | ▶妊娠・出産に向けた健康維持や正しい知識の啓発 ▶ハッピーベイビー応援団会議 (結婚・妊娠・出産・育児に関する構成団体の活動の共有等) ▶啓発冊子、大学祭等でのブース出展 | | | | |
| 2 | 特定不妊治療に係る支援 [健康推進課] | | | | | 17,330 |
| | | ▶特定不妊治療費助成事業 ▶特定不妊治療費融資あっせん・利子補給事業 ▶男性不妊検査費助成事業 | | | | |
| 3 | 文京区版ネウボラ事業 [保健サービスセンター] | | | | | 70,395 |
| | | ▶ネウボラ面接(妊婦全数面接) ▶ネウボラ相談(母子・家族の健康や子育て相談) ▶宿泊型ショートステイ(宿泊型の母子に対するケア等) ▶母乳相談事業(助産師による母乳相談) ▶サタデーパママタイム(子育てを始めた親同士の交流) | | | | |
| 4 | 母親学級・両親学級 [保健サービスセンター] | | | | | 6,824 |
| | | ▶妊婦・パートナーを対象に出産・育児を学ぶ機会や交流の場の提供 | | | | |
| 5 | 乳児家庭全戸訪問事業 [保健サービスセンター] | | | | | 10,468 |
| | | ▶生後4か月以内の乳児のいる全ての家庭への訪問(保健師・助産師) ▶発育・栄養・生活環境等の指導・助言(適切なサービスの提供) ▶要支援家庭の早期の把握・支援 | | | | |
| 6 | 乳幼児健康診査 [保健サービスセンター] | | | | | 72,217 |
| | | ▶子どもの健康状態や成長・発達の診察(4か月～3歳) ▶育児困難感や父母の健康状態の把握、必要なサービス等の周知 | | | | |
| 7 | 乳幼児家庭支援保健事業 [保健サービスセンター] | | | | | 3,953 |
| | | ▶乳幼児健康診査における虐待予防等のスクリーニング ▶子育て困難家庭や虐待の危険性のある親子の早期発見 ▶医療・保健・福祉サービス等、必要な支援との連携 (個別相談・集団指導・支援検討会における支援計画作成) | | | | |

主要課題
No.2

保育サービス量の拡充・保育の質の向上

現状

- 区では、就学前児童人口の増加等による保育ニーズの高まりに迅速に対応するため、私立認可保育所等の開設を積極的に進め、保育所待機児童の解消に取り組んできました。
- 全国的には年少人口が減少に転じ、少子化が進行する中、本区では出生数の増加とともに、就学前児童人口は増加を続けており、平成31年4月1日現在の保育所待機児童は46人となっています。
- 本区における保育ニーズは今後も高まると予想されるため、引き続き、保育サービス量の拡充に向けた取組が求められています。
- 区では、独自の「幼児教育・保育カリキュラム」を策定し、幼稚園・保育園を問わず、等しく質の高い幼児教育・保育を提供する環境を整えています。
- また、私立認可保育所等の急激な増加を踏まえ、保育施設に対する指導検査等のより一層の強化・充実に努めることで、保育の質の向上を図っています。
- 令和元年10月の幼児教育・保育の無償化を受け、対象となる施設の保育内容の確認を進めていく必要があります。
- 区立お茶の水女子大学こども園の運営に加え、区立幼稚園の認定こども園化について、校舎の改築・改修や保育所待機児童の状況等を踏まえ、園ごとに個別に判断し取組を進めています。

関連する主な計画等

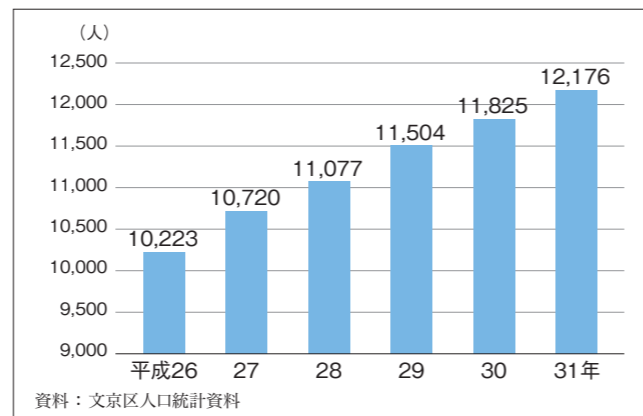
- 文京区子育て支援計画（令和2年度～令和6年度）
- 文京区教育委員会教育指針

課題解決に向けて取り組むべきこと

- 子どもが安心して育つ環境を整え保護者の不安を解消するため、保育ニーズの的確な把握と保育サービス量のより一層の拡充を図り、早急に保育所待機児童を解消する必要があります。
- 指導検査と区立保育園園長経験者等による巡回指導を両輪とした指導体制の強化をより一層図り、全ての保育施設の保育の質の向上に取り組む必要があります。

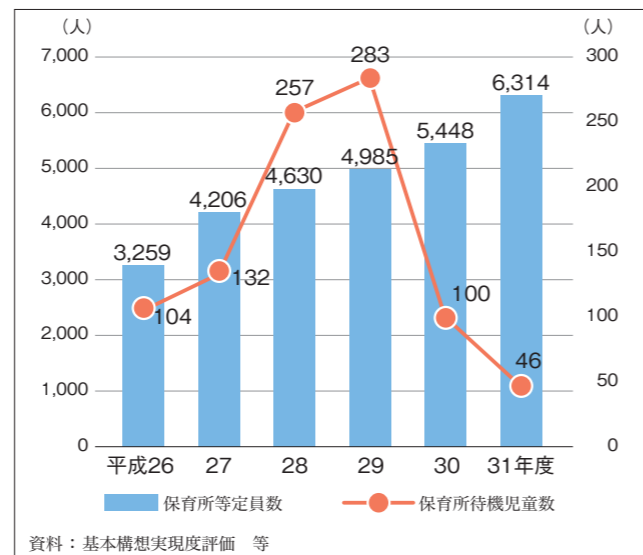
関連データ

① 就学前児童人口の推移（数値は各年4月1日時点）



出生数・子育て世帯の増加等の影響により、0歳～5歳の就学前児童人口は増加傾向にあり、平成26年度から31年度までに1,953人増加しています。

② 保育所等定員数及び保育所待機児童数の推移（数値は各年4月1日時点）



保育所等の定員数は、積極的な私立認可保育所等の開設により、平成26年から31年までに3,055人増加しています。

4年後の目指す姿

保育のニーズ量を踏まえた保育所等の整備が進み、保育所待機児童の解消が図られ、保育を必要とする世帯において保育が必要な年齢で入園できている。また、認可外保育施設を含む全ての保育施設において、安全で質の高い保育が提供されている。

計画期間の方向性

● 保育サービス量の拡充

就学前児童人口の増加等による保育ニーズに迅速に対応するため、私立認可保育所を中心とした保育施設の開設、区立幼稚園の認定こども園化等を進め、保育サービス量の拡充に取り組みます。

● 保育の質の向上

子ども・子育て支援法に基づく指導検査や、保育園等への専門職員の巡回により、保育の質の向上と安全確保を推進します。また、幼児教育・保育カリキュラムの実践、保育所型認定こども園の研究成果の還元により、保育園・幼稚園における質の高い幼児教育・保育を提供します。

手段（当初事業計画）

| 事業番号 | 計画事業(所管課) | 年次計画 | | | | 事業費(千円) |
|------|---------------------------------------|--|----------|----------|----------|------------|
| | | R2(2020) | R3(2021) | R4(2022) | R5(2023) | |
| | | ▶毎年度、保育ニーズ量を検証(文京区子ども・子育て支援事業計画の進行管理) | | | | - |
| 8 | 私立認可保育所の開設を中心とした待機児童対策 [幼児保育課] | ●私立認可保育所等の開設(施設整備費・開設準備経費等の補助) (保育ニーズ量に基づく施設整備) 【公有地を活用した保育所整備】 ◎子育てひろば西片建物・青柳保育園旧仮園舎(令和2年4月) ◎小石川三丁目旧国家公務員研修センター跡地(令和3年10月) 大塚一丁目都営バス大塚支所跡地◎(令和5年4月) ▶春日臨時保育所の運営 (0～2歳児の単年度の預かり、3～5歳児の持ち上がりの預かり) ●定期利用保育の実施 (開設当初募集を行わない5歳児の保育室を活用した1・2歳児の定期利用保育) | | | | 12,674,498 |
| 9 | 区立幼稚園の認定こども園化 [学務課] | ▶施設の改築・改修計画に合わせ、区立幼稚園を認定こども園化 | | | | - |
| 10 | 区立幼稚園の預かり保育 [学務課] | ▶幼稚園の教育課程の開始前または終了後、長期休業中における預かり保育 | | | | 189,414 |
| 11 | 私立認可保育所等の質の向上 [幼児保育課] | 【指導体制の更なる強化】 ●私立認可保育所等の指導検査 ●区立保育園園長経験者等の巡回指導、連絡会・研修会の実施 | | | | 5,287 |
| 12 | 文京区版幼児教育・保育カリキュラムの実践 [幼児保育課] | ▶保育園・幼稚園における等しい幼児教育・保育の提供 ▶日々の幼児教育・保育の中で、遊びを通した「生きる力の基礎」の育成 | | | | 275 |
| 13 | 区立お茶の水女子大学こども園の運営 [幼児保育課] | ▶保育所型認定こども園の運営委託 ▶研修成果の報告(こども園フォーラム等) | | | | 184,488 |
| 14 | 文京版スターティング・ストロング・プロジェクト [教育センター] | ▶乳幼児期早期からの社会的スキル等の発達促進 ▶保育園等と専門家チーム(心理士等)との連携による専門的発達支援 | | | | 18,267 |
| 15 | 発達支援巡回事業 [教育センター] | ▶発達支援の観点から、心理士等による保育士・保護者等への助言 | | | | 25,352 |
| 16 | 子ども家庭相談事業 [子ども家庭支援センター] | ▶総合相談事業(一般相談・専門相談) ▶子ども応援サポート室(経済的な困りごと等の相談、保育園等への巡回相談) ▶子どもの最善の利益を守る法律専門相談事業 (弁護士による離婚・養育費・面会交流等の相談) | | | | 42,259 |

主要課題
No.3

子育て支援サービスの安定的な提供

現状

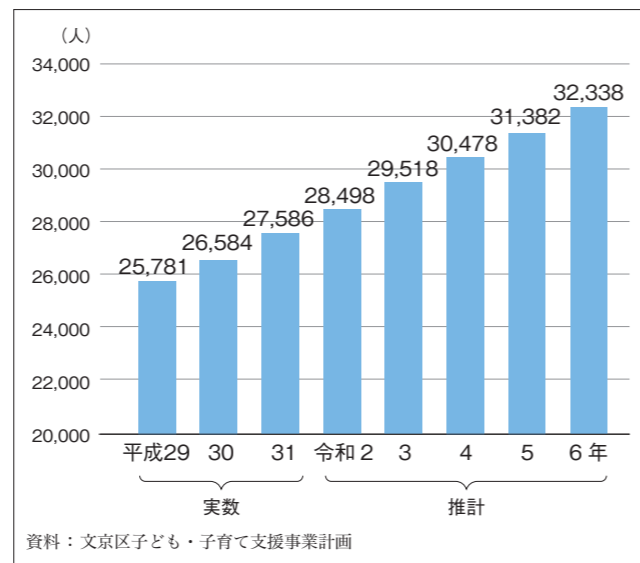
- 区では、家庭が子育ての第一義的責任を果たせるよう、地域・学校・事業者・行政等が連携し、社会全体で子育てを支援する体制を整えてきました。
- また、子育ての不安や負担を軽減し、子どもの育ちが守られるよう、区独自事業を含めた様々な子育て支援サービスを提供しており、多様化する子育て世帯のニーズに応じた確かな支援を行っています。
- 引き続き子育て世帯のニーズに対応していくため、平成30年度に「子育て支援に関するニーズ調査」を実施しました。この結果を踏まえ、令和元年度に子ども・子育て支援事業計画を内包した「子育て支援計画」を策定しています。
- 同計画における人口推計では、合計特殊出生率の改善傾向や子育て世帯の転出入状況から、今後も年少人口が増加し続けると見込んでいます。
- このため、子ども・子育て支援法における「一時預かり事業（幼稚園型以外）」と「病児保育事業」について、新たな確保策が必要となっており、地域バランスに配慮した整備が求められています。
- また、昨今の保育事情から、保育士のみならずベビーシッターの不足が懸念されており、ニーズ量に見合う子育て支援サービスを確保することが、今後の課題となってきます。
- 年少人口増加の傾向は、特に就学前児童に顕著であり、安心して子育てできるよう、子育て支援サービスを安定的に提供していかなければなりません。

関連する主な計画等

- 文京区子育て支援計画（令和2年度～令和6年度）

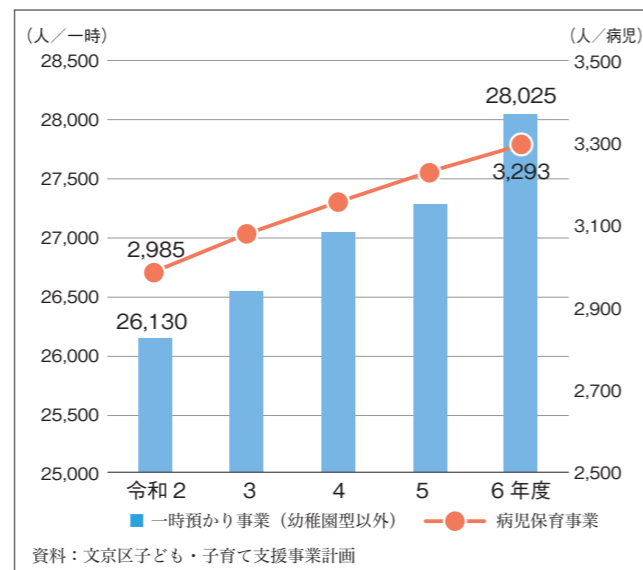
関連データ

①年少人口（0歳～14歳）の推計



今後も引き続き、年少人口の増加が見込まれていることから、子育て支援サービスの安定的な提供が求められます。

②一時預かり事業・病児保育事業のニーズ量の推計



一時預かり事業（幼稚園型以外）、病児保育事業ともに、ニーズ量は増加傾向が続くと推計されています。

課題解決に向けて取り組むべきこと

- 年少人口の増加等を見越したニーズ量に対応できるよう、子育て支援サービスの安定的な提供が求められています。

4年後の目指す姿

ニーズに応じた必要な子育て支援サービスが安定的に提供され、安心して子育てができ、子どもが育つ環境が整っている。

計画期間の方向性

●ニーズ量に対応する子育て支援サービスの提供

子どもと家庭を取り巻く環境が変化中、各家庭がより良い子育てを選択し、子どもたちが安心して成長できるよう、子育て支援サービスの拡充を図ります。計画期間中は、特に必要とされている一時保育事業や病児・病後児保育事業等を拡充します。

手段（当初事業計画）

| 事業番号 | 計画事業(所管課) | 年次計画 | | | | 事業費(千円) |
|------|--------------------------|---|----------|----------|----------|---------|
| | | R2(2020) | R3(2021) | R4(2022) | R5(2023) | |
| | | ▶毎年度、ニーズ量を検証(文京区子ども・子育て支援事業計画の進行管理) | | | | - |
| 17 | 一時保育事業 [子育て支援課・幼児保育課] | ▶キッズルーム(シビック・かごまち・目白台) 大塚一丁目都営バス大塚支所跡地に新規開設◎(令和5年4月) ▶緊急一時保育・リフレッシュ一時保育(区立保育園) | | | | 293,538 |
| 18 | 病児・病後児保育事業 [子育て支援課] | ▶順天堂病後児ルーム「みつばち」(病後児保育) ▶保坂病児保育ルーム(病児・病後児保育) ▶訪問型病児・病後児保育利用者への助成 ◎都立駒込病院内に新規開設(病児・病後児保育施設) ◎春日・後樂園駅前地区に新規開設 | | | | 51,647 |
| 19 | 子育て訪問支援券事業 [子育て支援課] | ▶区が指定した事業者が提供するベビーシッターサービスを利用できる 子育て訪問支援券の交付 | | | | 107,298 |
| 20 | 地域子育て支援拠点事業 [子育て支援課] | ▶地域団体等による地域子育て支援拠点の運営(開設・運営費助成) (親子の交流・子育て相談・情報提供・各種講座等) ▶富坂地区・本富士地区・駒込地区で運営 —————大塚地区での新規開設に向けた公募・整備—————▶ | | | | 49,884 |

子どもの発達に寄り添った支援体制の整備

現状

- 児童福祉法に基づく障害児通所サービス等の利用者は、平成30年度末で839人で、28年度末と比較し約1.15倍に増加しています。サービス別では、障害児通所サービスが531人（63.3%）、障害児相談支援が308人（36.7%）となっています。28年度以降の3年間を見ると、障害児通所サービス等の利用者数は一貫して増加を続けています。
- 児童発達支援センターでは、障害児通所サービスとしての児童発達支援（そよかぜ）や、放課後等デイサービス（ほっこり）のほか、教育センター総合相談事業として、18歳までの子どもの発達と教育に関する様々な支援を行っています。いずれも近年利用者の増加傾向が続いており、児童発達支援センターの機能強化や受入体制の整備が求められています。
- また、障害児通所サービスの利用者の増加に加え、近年、医療技術の進歩等を背景に、新生児集中治療室（NICU）等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが必要な医療的ケア児が増えています。平成30年時点で、19歳以下の医療的ケア児は全国で約1.97万人と推計され、10年で約2倍増加しています。
- 平成28年6月に児童福祉法が改正され、地方公共団体は、医療的ケア児の支援に関する保健、医療、障害福祉、保育、教育等の連携の一層の推進を図るよう努めることが明記されました。こうした国の法改正や区の実情等を踏まえて、今後、医療的ケア児の支援体制を整備していくことが求められています。

関連する主な計画等

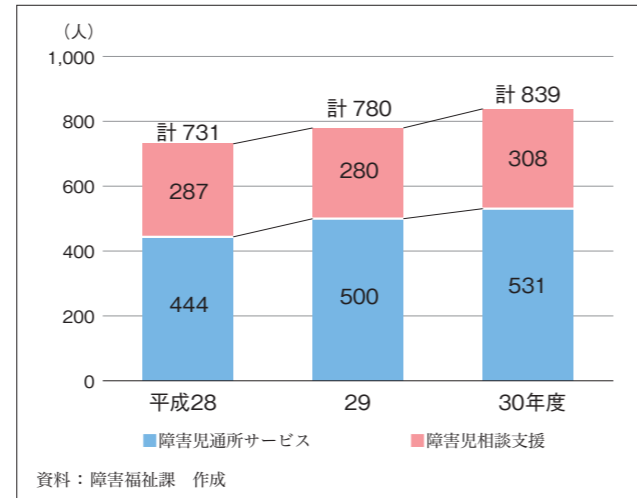
- 文京区障害者・児計画（平成30年度～平成32年度）

課題解決に向けて取り組むべきこと

- 障害児が安心して生活を営めるよう、生活の場及び日中活動の場を確保するなど、障害福祉サービス事業所の確保・充実に向けて取り組むほか、施設の受入体制の整備が必要です。
- 近年増加している医療的ケア児を支援するための社会資源は、著しく不足しているのが現状です。そのため、まずは関係機関等も含めた組織横断的な情報共有の場を構築し、医療的ケア児がライフステージに応じて切れ目なく適切な支援を受けられる体制を整えることが求められます。

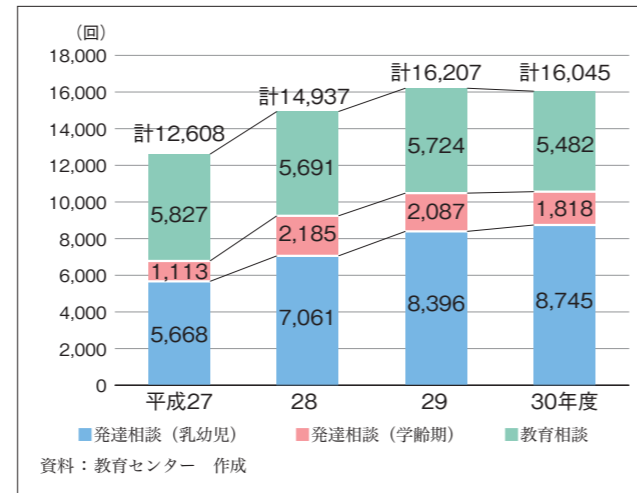
関連データ

① 障害児通所サービス等の利用者数(実人数)の推移



障害児通所サービスの利用者数は、一貫して増加を続けています。平成28年度に比べ、30年度は約19.7%の増となっています。

② 教育センター総合相談室における相談・支援の延べ回数



総合相談室の相談・支援延べ回数は増加傾向で、内訳では、乳幼児の発達相談の増加が大きく、平成27年度に比べて、30年度は約3,000回増加しています。

4年後の目指す姿

子どもたちの成長に寄り添った支援体制や社会資源の整備が進められ、障害児等がそれぞれの状況に応じた必要な支援を受け、地域で安心した生活を送っている。

計画期間の方向性

● 子どもの成長段階に応じた支援の充実

子どもの発達や成長等に関して気軽に相談できる場や、障害の早期発見・早期療育、子どもの成長段階に応じた適切な支援の充実を図ります。

● 医療的ケア児の支援

保健・医療・福祉・保育・教育等の各部署による連絡会を開催し、庁内組織横断的に情報共有を図り、医療的ケア児の支援体制の整備に努めます。

手段(当初事業計画)

| 事業番号 | 計画事業(所管課) | 年次計画 | | | | 事業費(千円) |
|------|------------------------------|--|----------|----------|----------|---------|
| | | R2(2020) | R3(2021) | R4(2022) | R5(2023) | |
| 21 | 総合相談室 [教育センター] | ▶発達相談(乳幼児療育・学齢期療育) ▶教育相談(いじめ・不登校・発達等) | | | | 176,454 |
| 22 | 児童発達支援センターの運営 [教育センター] | ▶児童発達支援(乳幼児の通所による療育支援) (日常生活の基本的動作の獲得や、集団生活等への適応力の向上) ●運営方法の見直し 医療的ケア児の受入れ ▶放課後等デイサービス(小学生の放課後等の通所支援) (生活機能向上のために必要な訓練、社会生活や集団生活等への適応能力向上) ▶障害児相談支援事業所 | | | | 141,135 |
| 23 | 各施設での医療的ケア児の受入れ [障害福祉課] | ▶庁内連絡会 (各施設の現状や個別の支援ニーズ等について、関係部署間で情報共有) | | | | 88,503 |
| | (保育所での受入れ) | ▶看護師等の人員配置、判定会 ▶区立・私立園での受入れ | | | | |
| | (幼稚園・学校での受入れ) | ▶受入体制の検討 ▶教育委員会によるガイドラインの作成 | | | | |
| | (文京総合福祉センターでの受入れ) | ●地域活動支援センター機能の拡充による日中活動の場 | | | | |
| 24 | 医療的ケア児支援体制の構築 [障害福祉課] | ▶学識経験者・行政機関・事業所等の関係者による会議体の設置 (課題の共有及び地域ニーズの把握、課題解決策や支援方策等の検討) | | | | - |

(仮称) 文京区児童相談所設置に向けた 総合的な支援体制の強化

4年後の目指す姿

児童相談所の開設に向けて、子ども家庭支援センターの体制を強化し、相談事業等の充実が図られることで、子育て家庭の孤立化の防止や児童虐待等の予防的支援の充実など、子ども家庭支援センターを中心とした総合的な支援体制が強固なものとなっている。

計画期間の方向性

● 予防的支援と対応力の強化

福祉・保健・教育等の関係機関等と連携し、早期から子育て家庭に寄り添い、必要な支援につなげ、児童虐待を未然に防止します。また、虐待を把握した場合、速やかに関係機関と情報共有をすることで、切れ目のない支援体制を構築し、虐待の重篤化を防ぎます。

● (仮称)文京区児童相談所の開設に向けた支援体制の整備・構築

(仮称)文京区児童相談所の開設に向け、子どもと家庭に関するあらゆる相談に対応する総合相談体制や、切れ目のない一貫した支援体制を構築します。

手段(当初事業計画)

| 事業番号 | 計画事業(所管課) | 年次計画 | | | | 事業費(千円) |
|------|----------------------------------|---|--------------------------------------|----------|----------|---------|
| | | R2(2020) | R3(2021) | R4(2022) | R5(2023) | |
| 5 | 乳児家庭全戸訪問事業 [保健サービスセンター] | ▶生後4か月以内の乳児のいる全ての家庭への訪問(保健師・助産師) ▶発育・栄養・生活環境等の指導・助言(適切なサービスの提供) ▶要支援家庭の早期の把握・支援 | | | | 10,468 |
| 7 | 乳幼児家庭支援保健事業 [保健サービスセンター] | ▶乳幼児健康診査における虐待予防等のスクリーニング ▶子育て困難家庭や虐待の危険性のある親子の早期発見 ▶医療・保健・福祉サービス等、必要な支援との連携(個別相談・集団指導・支援検討会における支援計画作成) | | | | 3,953 |
| 16 | 子ども家庭相談事業 [子ども家庭支援センター] | ▶総合相談事業(一般相談・専門相談) ▶子ども応援サポート室(経済的な困りごと等の相談、保育園等への巡回相談) ▶子どもの最善の利益を守る法律専門相談事業(弁護士による離婚・養育費・面会交流等の相談) | → 児童相談所の開設に向けた、相談支援体制の充実 → | | | 42,259 |
| 25 | 児童虐待防止対策事業 [子ども家庭支援センター] | ▶要保護児童対策地域協議会の運営 ▶育児支援ヘルパー事業 ▶子育て支援講座、啓発事業(児童虐待防止マニュアル等) | → 児童相談所の開設に向けた、事業内容の見直し → | | | 9,849 |
| 26 | (仮称)文京区児童相談所の整備 [子ども家庭支援センター] | | → 相談体制等の検討・人員確保等 → → 実施設計・建設工事等 → | | | 38,262 |

【行財政運営の視点】

区における児童相談所の開設に向け、児童福祉司や児童心理司等、必要な人員を段階的に確保していきます。また、都や近隣の児童相談所等へ職員を派遣するとともに、幅広く高度な専門支援の実現に向けた計画的な研修等により、心理職の育成に取り組みます。

現状

- 児童虐待件数は増加しており、全国各地で児童虐待を原因とする死亡事件が発生するなど社会問題化する中で、児童虐待の未然防止から社会的養護の必要な子どもへの対応等、切れ目のない一貫した相談・支援体制の構築が急務となっています。
- このような状況に対し、区では、子育てに関する部署が、それぞれの事業等を通じて子どもや保護者へアプローチするとともに、部署間が連携することで、速やかな情報共有に努めています。
- また、平成28年の児童福祉法の改正により、特別区において児童相談所を設置することが可能となったことを踏まえ、児童相談の第一義的窓口である基礎的自治体として、令和7年度(予定)の児童相談所開設に向けた準備を進めています。
- 平成30年度に策定した「(仮称)文京区児童相談所基本計画」では、「文京区の子どもの最善の利益を守る」ことを基本方針に掲げ、福祉・保健・教育等の切れ目のない連携や、人人体制の強化、本区の持つ社会資源の活用などの方向性を示しています。
- 今後、児童相談所開設に向けた準備と増加する児童虐待に迅速かつ的確に対応するため、職員の確保や専門性の向上など、子ども家庭支援センターの機能強化を図る必要があります。
- さらに、区民にとって身近な相談窓口から、必要に応じて適切な専門機関へつなげるための体制づくりや、福祉・保健・教育等の関係機関でのルール共有・徹底等、連携強化を進めることが求められます。

関連する主な計画等

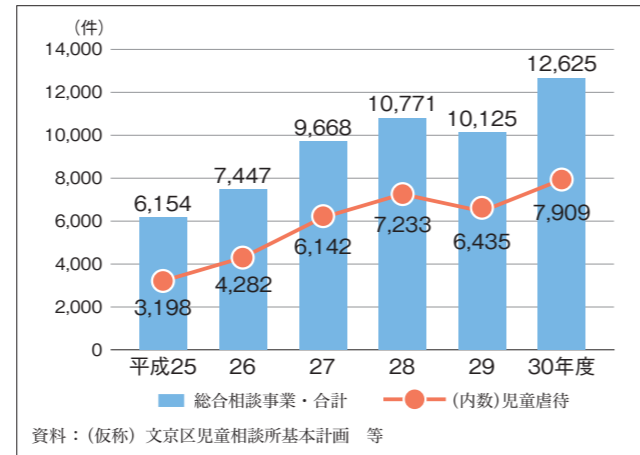
- 文京区子育て支援計画(令和2年度～令和6年度)
- (仮称)文京区児童相談所基本計画

課題解決に向けて取り組むべきこと

- 悲惨な事件等の未然防止のためにも、事態が深刻化・重篤化する前に、孤立しがちな子育て家庭の早期発見に努め、適切な支援につなげる必要があります。
- 区の児童相談所の設置に向け、職員の増員や専門性の強化、関係機関との一層の連携など、これまでの児童相談体制を更に強化する必要があります。

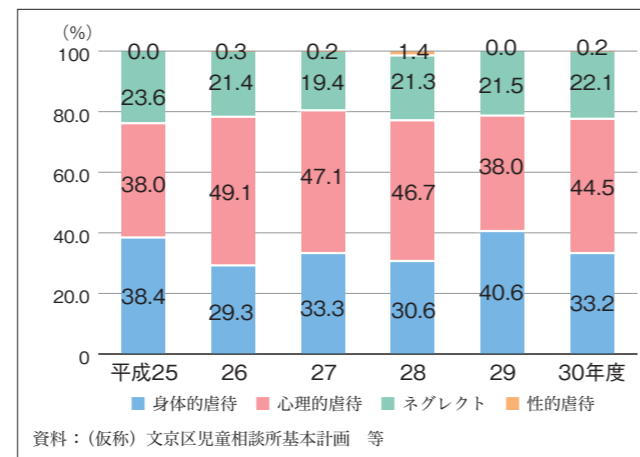
関連データ

① 子ども家庭支援センターにおける総合相談事業の実績



相談員の行動回数(訪問・面接・電話等)の集計。過去6年間では増加傾向にあり、平成30年度は、1万2千件を超す高い数値で推移しています。また、相談内容における虐待の件数も増加傾向にあります。

② 児童虐待内容別状況



過去6年間では、心理的虐待が全体の約4～5割、身体的虐待が全体の約3～4割、ネグレクトは全体の約2割となっています。性的虐待の割合が少ない要因として、発見や相談がしづらいことも考えられます。

主要課題
No.6

子どもの貧困対策

現状

- 日本において、子どもの相対的貧困率の高さが、社会的な問題となっています。特に、ひとり親家庭の貧困率の高さは大きな問題となっており、経済協力開発機構（OECD）に加盟する先進国の中でも最悪な水準であるとされています。
- 「平成28年国民生活基礎調査の概況」によると、日本の子どもの貧困率は13.9%で、前回調査の16.3%と比べて2.4ポイント低下したものの、「7人に1人」が貧困状態にある状況です。
- 区では、子どもの将来が、その生まれ育った環境によって左右されることのないよう、子どもの貧困対策を推進しています。相談窓口である「子ども応援サポート室」の設置、ふるさと納税を活用した「子ども宅食プロジェクト」、教育支援策など、多方面からの取組を進めてきました。
- このような中、令和元年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が改正され、「子どもの貧困対策に関する大綱（同年11月改定）」と都道府県計画を勘案し、区市町村計画を策定することが努力義務とされました。
- また、本区では、ひとり親家庭等が対象の児童扶養手当受給世帯数、要保護・準要保護児童・生徒が対象の就学援助受給人数が減少しており、経済状況の改善が推測できる状況です。しかしながら、対象世帯が少なくなるほど、格差に直面して孤立する可能性は高まり、子どもの貧困の実態は見えなくなっていくと考えられます。
- 今後、組織横断的な連携のもと、関連事業を体系的に進めていくことが、より一層求められるため、区において実施してきた事業の成果を検証した上、貧困状態にある子どもや家庭の支援ニーズを把握する調査を実施し、子どもの貧困対策に係る計画を子育て支援計画に反映します。

関連する主な計画等

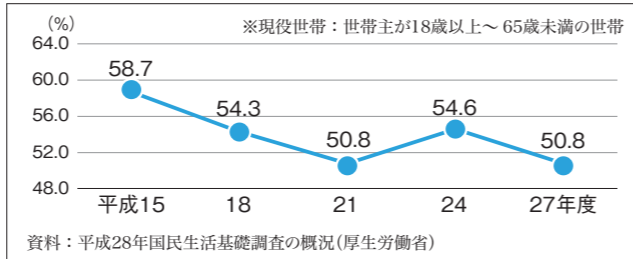
- 文京区子育て支援計画（令和2年度～令和6年度）

課題解決に向けて取り組むべきこと

- 子どもの貧困対策を推進するため、子育て・福祉・教育など関係部署間の連携強化を図り、計画的に事業を進めていく必要があります。

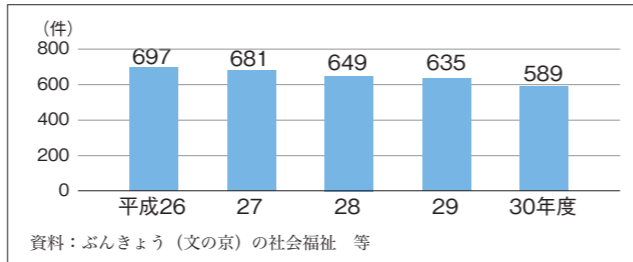
関連データ

① 子どもがいる現役世帯の貧困率の推移(ひとり親世帯/全国)

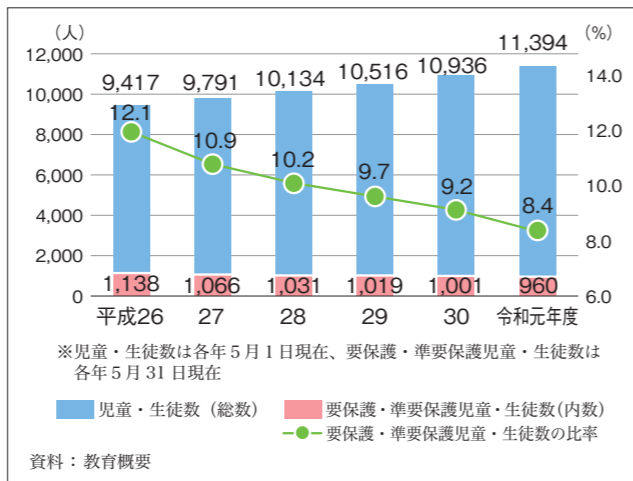


ひとり親世帯の貧困率は、依然として50%を超える高い数値で推移しています。

② 児童扶養手当受給世帯数の推移



③ 要保護・準要保護児童・生徒数の推移



近年、本区の児童扶養手当受給世帯数及び要保護・準要保護児童・生徒数は、減少傾向にあります。依然として困窮する子どもがいることから、継続した取組が必要とされています。

4年後の目指す姿

子どもの貧困対策に関する関係部署の連携が深まり、各家庭の状況に応じた支援サービスが提供されている。

計画期間の方向性

● 全庁的な連携による支援

子どもの将来が生まれ育った環境に左右されないことがないよう、全庁的な連携により、子どもの貧困対策に必要な教育支援・生活支援・経済的支援等を推進します。

● 子どもの貧困対策計画の策定

これまで実施してきた子どもの貧困対策の成果を検証するとともに、貧困状態にある子どもや家庭の支援ニーズを把握します。その結果を踏まえ、子どもの貧困対策に係る計画を子育て支援計画に反映し、子どもの貧困対策の充実を図ります。

手段(当初事業計画)

| 事業番号 | 計画事業(所管課) | 年次計画 | | | | 事業費(千円) |
|------|----------------------------|---|----------|----------|----------|---------|
| | | R2(2020) | R3(2021) | R4(2022) | R5(2023) | |
| | | ●子どもの貧困対策に係る実態調査 子どもの貧困対策計画● (子育て支援計画に反映) | | | | - |
| 16 | 子ども家庭相談事業 [子ども家庭支援センター] | | | | | 42,259 |
| 27 | 生活困窮世帯学習支援事業 [生活福祉課] | | | | | 30,361 |
| 28 | 奨学資金給付金 [教育総務課] | | | | | 9,900 |
| 29 | 塾代等助成事業 [教育総務課] | | | | | 12,250 |
| 30 | 就学援助・学校給食費補助 [学務課] | | | | | 135,050 |
| 31 | 子ども宅食プロジェクト [子育て支援課] | | | | | 49,905 |

*コンソーシアム 行政や企業、NPO等の複数の組織が集まり、共通の目的を持ち活動する共同体

*クラウドファンディング 不特定多数の人が通常インターネット経由で他の人々や組織に財源の提供や協力などを行うこと。

子どもの健康・体力の向上

現状

- 都や国の体力調査の結果から、本区の児童・生徒の体力は改善の傾向が見られつつあるものの、体力要素によっては、都や国に比べて低い状況にあります。
- 国が実施している「体力・運動能力調査」によると、昭和60年度と平成29年度の11歳児を比較すると、身長・体重など、子どもの体格は向上している一方、体力・運動能力については、低下傾向にあります。
- 都の「アクティブプランto2020」では、体力を高める基礎を、児童・生徒の「基本的生活習慣の定着」「栄養・運動・休養（健康三原則）」「アクティブライフの実践」と捉え、これらをバランスよく展開し、総合的に児童・生徒の体力・運動能力を向上させていくことの必要性が示されています。
- 区では、小学校への体力アップトレーナー及び体力向上アドバイザーの派遣や、PDCAサイクルによる各校体力向上推進プランの実践により、児童の体力の向上を図っています。
- 区立幼稚園や区内認可保育所においては、「幼児教育・保育カリキュラム」を活用しながら、日々の教育・保育の中で、遊びを通した「生きる力の基礎」を育てています。
- 都心部に位置する本区においては、十分なスペースの子どもの遊び場を確保することが困難な状況にありますが、限られた環境においても、既存の公共施設を可能な限り活用し、子どもたちが体を動かすことができる機会の確保に取り組んでいます。
- 健康増進への取組として、全小中学校を対象としたがん専門医の授業講師派遣や、小学校における文京区がん教育モデル指導資料を活用した授業の実施等、がん教育を推進しています。また、講座やパンフレットを通して、基本的生活習慣の定着・改善に対する保護者への意識啓発を図っています。

関連する主な計画等

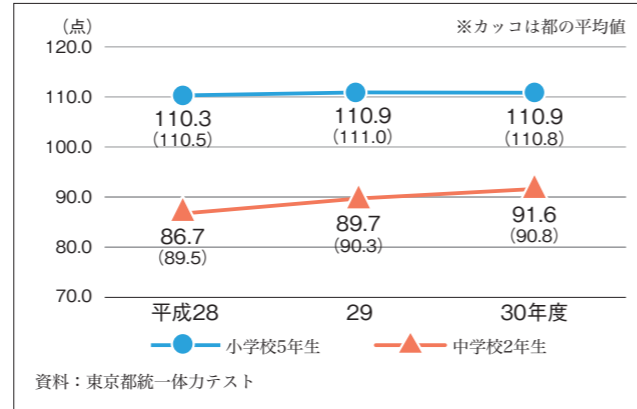
- 文京区教育委員会教育指針

課題解決に向けて取り組むべきこと

- 各学校の現状に応じた体力向上に向けた指導を実施することのできる、ソフト面での環境整備を推進する必要があります。
- 幼児期においては、日常生活の中の遊びを通して体を動かす楽しさを育てていく必要があります。
- 子どもの体力づくりを支えるために必要とされている運動・睡眠・食事など、基本的生活習慣の定着・改善を図る必要があります。

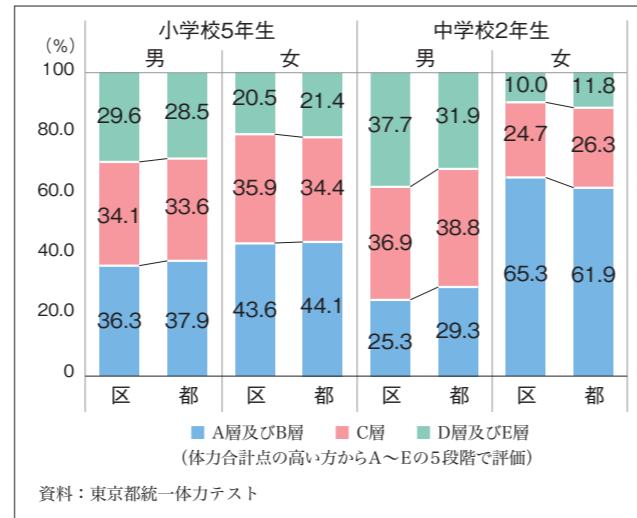
関連データ

① 体力合計点の実績値の推移



小学校5年生は、都の平均（H30：110.8）と比較すると同程度にあります。中学校2年生は、都の平均（H30：90.8）と比較するとやや上回っています。しかし、都が目指す目標値（小：116、中：97）とは開きがあります。

② 体力の総合評価（男女別）（平成30年度）



A層及びB層を占める割合は、小学生及び中学生男子は都に比べて小さく、中学生女子は大きくなっています。D層及びE層を占める割合は、小中学生とも都に比べ男子が大きく、女子は小さくなっています。

4年後の目指す姿

運動やスポーツに取り組む環境の整備と基本的生活習慣の改善により、子どもたちが運動やスポーツに取り組む意欲を高め、体力の向上につなげるとともに、健康への意識が向上している。

計画期間の方向性

● 小・中学校における運動環境の整備と運動プログラムの実践

小学校における体力アップトレーナーや中学校部活動指導員による指導支援などにより、体力・運動能力の向上に取り組みます。

● 幼児期の運動機会の確保

幼稚園や保育園の活動において「幼児教育・保育カリキュラム」を活用し、遊びの中で体を動かすことを定着させ、「生きる力の基礎」の育成に取り組みます。

● 基本的生活習慣の定着・改善

運動や健康に関する保護者への意識啓発や、学校における食育を通して、子どもの基本的生活習慣の定着・改善を促進します。

手段（当初事業計画）

| 事業番号 | 計画事業(所管課) | 年次計画 | | | | 事業費(千円) |
|------|-----------------------------------|---|----------|----------|----------|---------|
| | | R2(2020) | R3(2021) | R4(2022) | R5(2023) | |
| 32 | 健康・体力増進事業 [教育センター] | ▶ 授業支援人材の派遣、地域大学との連携（体力アップトレーナー・体力向上アドバイザー） ▶ 「文京版サーキットトレーニング」の実践 ▶ 体力・健康づくりに関するイベント ▶ がん教育（大学や病院との連携、ゲストティーチャーの派遣等） | | | | 27,445 |
| 33 | 中学校部活動支援 [教育指導課] | ▶ 「部活動のあり方に関するガイドライン」に基づく部活動指導員・部活動指導補助員による部活動の指導・運営 ● 指導員の追加配置 | | | | 110,002 |
| 12 | 文京区版幼児教育・保育カリキュラムの実践 [幼児保育課] | ▶ 保育園・幼稚園における等しい幼児教育・保育の提供 ▶ 日々の幼児教育・保育の中で、遊びを通した「生きる力の基礎」の育成 | | | | 275 |
| 34 | 和食の日推進事業 [学務課] | ▶ 「和食の日」給食、新米の購入、日本茶教室 | | | | 14,328 |

主要課題
No.8

新しい時代の「学力」向上

現状

- 平成29年3月に改訂された新学習指導要領では、グローバル化や情報化などによる社会の変化に対応し、また、自分たちを取り巻く様々な社会の課題に向き合い、解決しようとする力の育成が必要とされています。
- また、そのような資質・能力を育成するための重点的な視点の1つに、外国語教育の充実が挙げられており、「聞くこと」「読むこと」「話すこと」「書くこと」の4技能を総合的に育むことが明記されました。
- 区では、児童・生徒が外国人との会話や外国の文化等に触れる機会を増やし、英語を積極的に使おうとする態度を身に付けられるよう、国際理解教育を充実しています。
- また、「プレゼンテーション能力向上プログラム」を小・中学校、幼稚園でモデル実施し、グローバル社会で重要とされるコミュニケーション能力の育成を図っています。さらに、同プログラムを踏まえ、プログラム実施団体や学識経験者の協力の下、区独自のカリキュラム開発を行っています。
- 新学習指導要領では、情報活用能力が、言語能力と同様に「学習の基盤となる資質・能力」と位置付けられました。また、小学校においては、文字入力など基本的な操作の習得とともに、プログラミング的思考を育成するプログラミング教育が必修化されました。
- 国は、Society5.0に向けた人材育成として、「人間の強み」を発揮し、AI等の先進技術を活用するために、「文章や情報を正確に読み解き対話する力」、「科学的に思考・吟味し活用する力」、「価値を見つけ生み出す感性と力、好奇心・探求心」が求められるものとしています。また、それらを育成するための方向性として、「個別最適化された学びの実現」等を掲げています。
- 区では、「文京区の教育に関する研究会」において、新しい時代を生きる子どもを育む教育施策や事業を検討しています。

関連する主な計画等

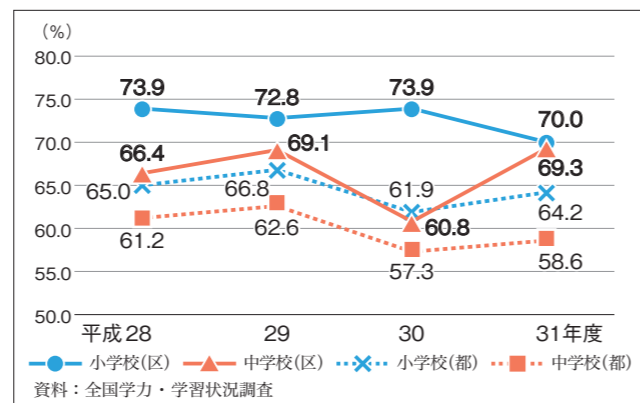
- 文京区教育委員会教育指針

課題解決に向けて取り組むべきこと

- 新学習指導要領に基づき、グローバル社会で必要とされる外国語によるコミュニケーション能力や、学習の基盤としての情報活用能力の育成が求められています。
- Society5.0において求められる力の育成のため、個々の学習状況や傾向に合わせた学びの支援が必要とされています。

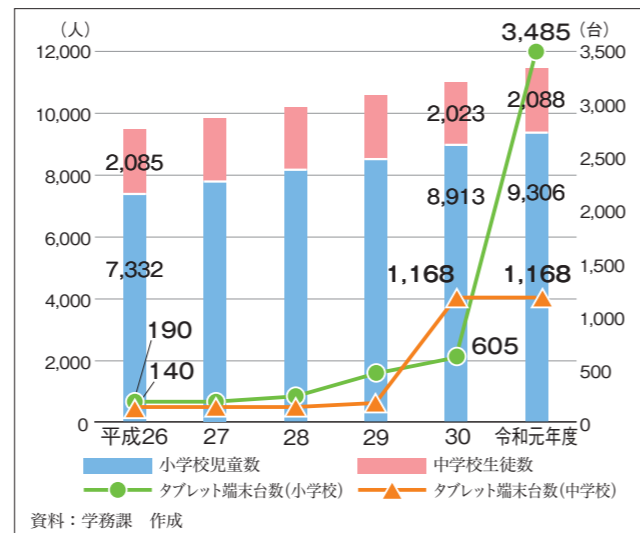
関連データ

①「資料や文章、話の組立てなどを工夫して発表している」と思う児童・生徒の割合



「自分の考えがうまく伝わるよう、資料や文章、話の組立てなどを工夫して発表している」と思う児童・生徒の割合は、都の平均と比べ高い水準にありますが、年度によって増減しており、上昇に向けた取組が必要です。

②区立小・中学校の児童・生徒用タブレット端末整備状況



区では、児童・生徒の情報活用能力の育成や、教科指導におけるICT機器活用の推進等に向け、質の高い教育情報ネットワーク環境を整備しています。平成30年度には中学校へ2人に1台、令和元年度には小学校へ3人に1台の割合でタブレット端末を整備しています。

4年後の目指す姿

児童・生徒が、グローバル化や情報化等による社会の変化に対応するための力や、課題に向き合い、解決する力を身に付けている。

計画期間の方向性

- **グローバル社会で必要とされる能力の育成**
グローバル化等に対応する力を育成するため、英語力の向上に取り組むほか、プレゼンテーション等のコミュニケーション能力の向上を図ります。
- **ICT環境の整備**
加速度的に進展する情報化社会において、情報活用能力や考える力の育成を図るため、質の高い教育情報ネットワーク環境の整備を進め、教科指導におけるICTの活用を推進します。

手段(当初事業計画)

| 事業番号 | 計画事業(所管課) | 年次計画 | | | | 事業費(千円) |
|------|----------------------------------|--|---|----------|----------|-----------|
| | | R2(2020) | R3(2021) | R4(2022) | R5(2023) | |
| 35 | 英語力向上推進事業 [教育指導課] | ▶外国人英語指導員(ALT)の配置 ●指導員の配置拡大(長時間型/小学校4校) | ▶実用英語技能検定(1~5級)受検料の全額補助(中学校/年1回) ▶英語体験施設(TOKYO GLOBAL GATEWAY)の活用(小6・中2) | | | 121,826 |
| 36 | プレゼンテーションカリキュラム活用事業 [教育指導課] | ▶幼稚園、小・中学校におけるプレゼンテーション能力等の育成 ●「プレゼンテーション能力向上カリキュラム」の実践 | モデル校・試行 | 実践・効果検証 | | 1,472 |
| 37 | 教育情報ネットワーク環境整備(幼・小・中) [学務課] | ▶教育用タブレット端末・電子黒板・校務支援システム ●デジタル教材の整備・活用 ▶ICT支援員の配置 | | | | 1,614,246 |
| 38 | 教員研修・研究事業 [教育センター] | ▶教育課題に対応した研修(情報活用能力・外国語指導・特別支援教育等) ▶教育アドバイザーによる巡回指導 | | | | 24,860 |

主要課題 No.9 共に生きるための豊かな心と行動力(共生力)の育成

現状

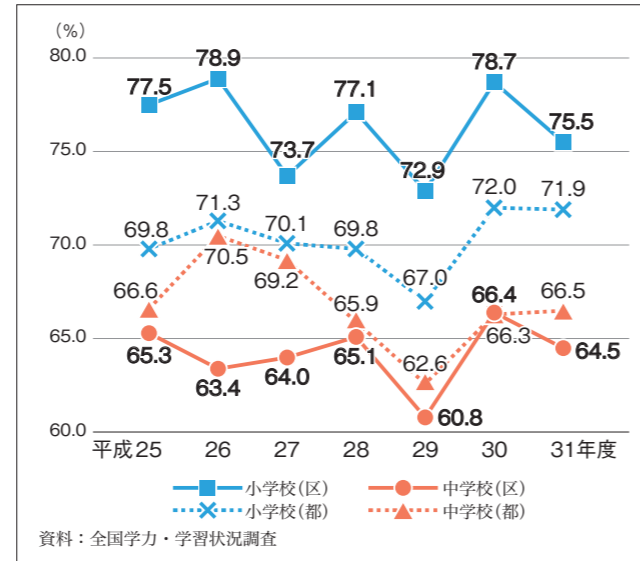
- 平成29年3月に改訂された新学習指導要領において、30年度から小学校で、31年度からは中学校で、道徳が教科化されました。
- いじめによる事件が報道されています。本区の区立小・中学校のいじめ認知件数は増減を繰り返しており、平成30年には、小学校では126件、中学校では23件のいじめを認知しています。
- 区では、生命を尊重し、自他の違いを認め、自分も他者も大切にできるいのちと心の教育を進めるとともに、社会の一員としての規範意識や倫理観、全ての人への思いやりの心などを育む道徳教育を進めています。
- 新学習指導要領では、「伝統や文化に関する教育」が重要とされています。区においては、子どもたちが本区の歴史や文化を大切に作る心をもてるよう、文京ふるさと学習副読本等を活用した教育活動を進めています。
- 「東京都特別支援教育推進計画（第二期）・第一次実施計画」において、共生社会の実現に向け、障害のある幼児・児童・生徒の自立を目指し、一人ひとりの能力を最大限に伸ばして、社会に参加・貢献できる人間を育成することが基本理念として掲げられています。
- 区では、「すべての子どもたちへの適切な教育機会の保障」を重点課題として捉え、適切な学習の機会と環境を保障するための取組を進めています。

関連する主な計画等

- 文京区教育委員会教育指針

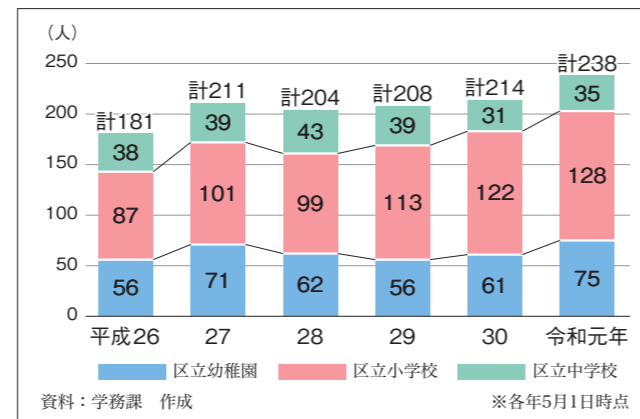
関連データ

① 「人の役に立つ人間になりたいと思う」項目における肯定度



都と比較して、小学生が高い水準で推移している一方、中学生はやや低い水準で推移しています。

② 特別支援学級に在籍する児童・生徒及び幼稚園特別保育児の数



特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒は年々増加傾向にあります。そのため、支援員や指導員を配置し、個別の教育支援計画や個別指導計画に基づいた合理的配慮*の提供に努めています。

課題解決に向けて取り組むべきこと

- 学習指導要領の改訂による道徳の教科化に伴い、道徳教育の充実が求められています。
- 国や地域の伝統や文化を尊重し、地域の一員としての自覚と責任をもって行動できるよう、教育内容や教育方法の充実を図る必要があります。
- 共生社会を構築するために、特別支援教育の課題に対応していく様々な仕組みが必要とされています。

4年後の目指す姿

共生社会の実現に向け、特別な教育的支援を必要とする幼児・児童・生徒の能力を最大限に伸ばすための、総合的な支援体制が強固になるとともに、子どもたちが他者や社会との関わりについて理解を深め、互いを信頼し、助け合える豊かな心と行動力を育てている。

計画期間の方向性

- **道徳教育の推進**
いのちの大切さや、地域社会・地域文化等への理解を深める機会を充実し、子どもたちが自立した人間として、他者とともによりよく生きるための道徳性を育てていきます。
- **いじめ問題の対策強化**
いじめや暴力行為等の未然防止や早期発見・早期解決に向け、関係機関との連携を深めるとともに、組織的な対応力の強化に取り組みます。
- **特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒への合理的配慮の提供**
インクルーシブ教育システム*の構築に向け、幼稚園・学校の状況や、保護者・区民の幅広いニーズに対応するため、更なる合理的配慮の提供等、特別支援教育を推進します。

手段(当初事業計画)

| 事業番号 | 計画事業(所管課) | 年次計画 | | | | 事業費(千円) |
|------|--------------------------------|--|----------|----------|----------|---------|
| | | R2(2020) | R3(2021) | R4(2022) | R5(2023) | |
| 39 | いじめ問題対策事業 [教育指導課] | ▶いじめ問題対策委員会 ▶研修会(ゲートキーパー研修・アサーションプログラム) ▶いじめに対する法律相談 | | | | 3,132 |
| 40 | 特別支援教育推進事業 [教育指導課] | ▶特別支援学級の運営 ●第八中学校特別支援学級の開設 | | | | 434,221 |
| 41 | 文京ふるさと学習プロジェクトの推進 [教育指導課] | ▶特別支援教育振興委員会、特別支援教育相談委員会 ▶特別支援教育コーディネーター ▶特別支援教室専門員 ▶バリアフリーパートナー ▶特別支援教育担当指導員 ▶交流及び共同学習支援員 ●指導員の配置・業務内容等の見直し | | | | 5,490 |
| 42 | いのちと心の教育の推進事業 [教育指導課] | ▶文京区の伝統や文化等を学び、ふるさと文京への理解を促進 ▶ふるさと学習副読本及び指導書の改訂 等 | | | | 2,206 |
| | | ▶いのちと心の授業、道徳授業地区公開講座、赤ちゃん登校日 ▶移動動物園(幼稚園) | | | | |

*合理的配慮 障害のある人もない人も、互いに生き方や生きがいを尊重し、認め合い、共に暮らしていくために必要な配慮。例えば、障害者が継続して仕事ができるよう人的な支援や職場環境の改善を雇用者が行うことや、障害者が円滑に移動できるように支援すること(過度の負担とならない程度)が該当する。

*インクルーシブ教育システム 人間の多様性の尊重等を強化し、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みのこと。

主要課題 No.10 不登校への対応力強化

現状

- 平成28年に公布された「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保に関する法律」において、不登校児童・生徒に対する教育機会の確保や、普通教育に相当する教育の機会の確保等を総合的に推進することが定められました。
- 令和元年に発出された文部科学省の通知では、不登校の児童・生徒の多様な状況に対応したきめ細かな支援を行うため、教育委員会・学校と、民間の団体等が連携し、相互に協力・補完し合うことや、民間の団体等との連携協力の取組等により、活動の充実が図られることが重要であるとされています。
- 本区の区立小・中学校の不登校児童・生徒数は、増加傾向にあります。また、不登校となる児童・生徒の背景は多様化しており、学校だけでは十分に対応することが難しくなっています。
- 区では、不登校児童・生徒への対応強化や、早期発見・早期対応等に努めていますが、出現率を下げるまでには至っていません。
- 引き続き、不登校の未然防止や早期発見、早期対応に向けて、区内大学やスクールカウンセラー等の教育資源を活用し、組織的・計画的なアセスメントを強化することで、「チーム学校」を見据えた、不登校を生まない教育環境の整備を進めています。

関連する主な計画等

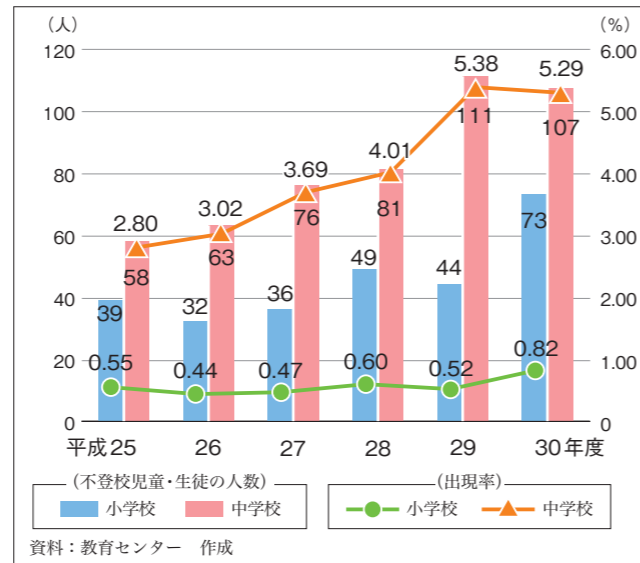
- 文京区教育委員会教育指針

課題解決に向けて取り組むべきこと

- 不登校の発生の未然防止や早期対応のために、児童・生徒とその保護者、学校も含めた関係機関への支援体制を充実する必要があります。
- 不登校になってからの児童・生徒・保護者に対する相談体制の充実を図る必要があります。
- 不登校となった児童・生徒の学校復帰や社会的自立等につなげるため、教育支援センター（ふれあい教室）の充実等、居場所づくりを推進する必要があります。
- 中学校卒業後も、不登校経験者の支援をつなぐ相談体制を推進する必要があります。

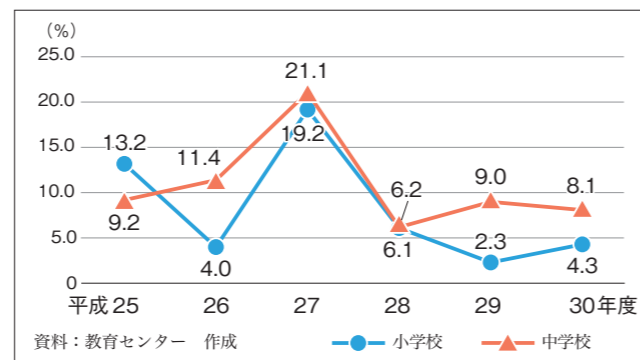
関連データ

① 不登校児童・生徒の人数及び出現率の推移



区立小・中学校に通う児童・生徒の不登校出現率は増加傾向にあります。

② 担任以外関わりがない不登校児童・生徒の割合



担任とだけの関わりでは、学校を卒業したときに社会との接点が途切れてしまいがちです。義務教育在籍中に担任からスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、そして外部の相談機関につながることで長期のひきこもりへの予防になります。

4年後の目指す姿

不登校の予防的支援や不登校児童・生徒の学校復帰への支援が更に充実し、学校復帰が難しい場合でも、社会参加や学習の機会が失われることなく、相談機関や教育支援センター（ふれあい教室）、その他民間の居場所等につながるシステムが構築されている。

計画期間の方向性

- **予防的支援の強化**
不登校発生の未然防止や早期対応を図るため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど専門性を持つ職員の配置を推進し、「チーム学校」の体制を強化します。
- **不登校児童・生徒の社会的な自立に向けた取組の推進**
不登校児童・生徒やその保護者への相談体制の充実や、教育支援センター（ふれあい教室）における児童・生徒への支援の充実により、児童・生徒の学校復帰や社会的自立を促します。
- **不登校児童・生徒の中学校卒業後も見据えた関係機関との連携の推進**
ひきこもり等自立支援事業（STEP）や、民間フリースクール、NPO・地域のボランティア団体等に不登校児童・生徒を在学中からつなげる働きかけを行い、高校から青年期年代への支援が途切れない体制を構築します。

手段（当初事業計画）

| 事業番号 | 計画事業(所管課) | 年次計画 | | | | 事業費(千円) |
|------|--------------------------|---|----------|----------|----------|---------|
| | | R2(2020) | R3(2021) | R4(2022) | R5(2023) | |
| 21 | 総合相談室 [教育センター] | ▶発達相談(乳幼児療育・学齢期療育) ▶教育相談(いじめ・不登校・発達等) | | | | 176,454 |
| 43 | 不登校への対応力強化 [教育センター] | ▶教育支援センター(ふれあい教室) 【不登校解消プロジェクト】 ▶区内大学のスーパーバイズ、指導員や支援員のスキルアップ ▶区内大学の学生を支援員・ボランティアとして活用 【不登校支援文京区モデル】 ▶スクールカウンセラーの効果的な活用 ▶欠席日数に応じた初期対応・情報共有 【不登校予防プロジェクト】 ▶学級集団アセスメント(hyper-QU) ▶区内大学との連携、スクールソーシャルワーカーの配置 ●hyper-QU実施学年の拡充 ●スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置拡充 民間フリースクールとの連携拡充を検討 | | | | 142,612 |

主要課題
No.11

学校施設等の計画的な改築・改修等

現状

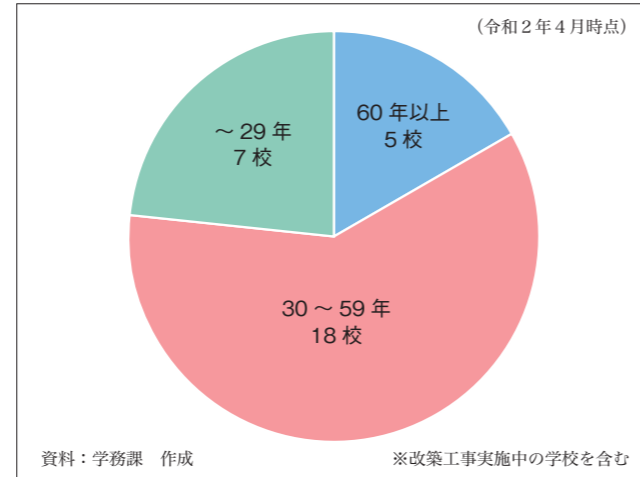
- 令和2年4月時点で、区立小学校20校中16校が築30年を経過し、うち4校は築60年を経過しています。また、区立中学校10校中7校が築30年を経過し、うち1校は築60年を経過します。
- 区では、老朽化した学校施設の改築・改修については、「文京区公共施設等総合管理計画」において基本的な方針について定めており、施設の状況や緊急度等を考慮し、順次実施しています。
- 校庭や外壁・サッシ等の老朽化に伴い、改修工事を実施しています。
- 築30年以上が経過している学校について、快適な教育環境とするため、内装改修工事等、施設の快適性向上に向けた工事を実施しています。
- 本区の年少人口は、増加が続いています。それに伴い、児童数も増加しており、教室増設対策を実施しています。

関連する主な計画等

- 文京区教育委員会教育指針
- 文京区公共施設等総合管理計画(平成29年度～平成38年度)

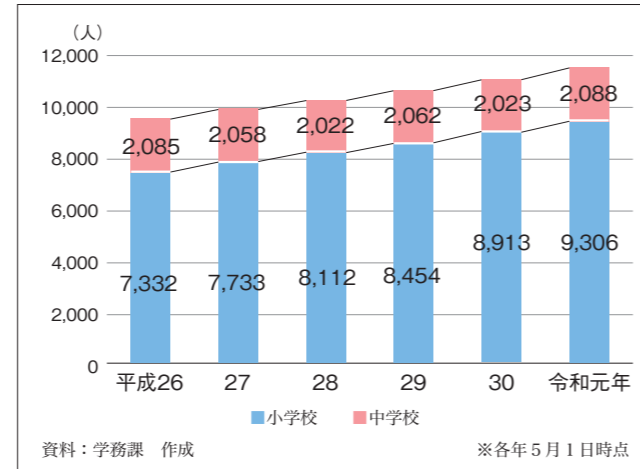
関連データ

① 区立小・中学校の築年数の状況



本区には、区立小・中学校は全30校あります。築30年を経過する学校が23校あり、そのうち、築60年を経過する学校が5校と、全体的に老朽化が進行しています。

② 区立小・中学校の児童・生徒数の推移



区立小学校に通う児童数は近年増加傾向にあり、これに伴い、教室増設対策を行うなど、計画的な施設の改修が求められます。一方、区立中学校に通う生徒数は横ばいの傾向にあります。

課題解決に向けて取り組むべきこと

- 区内の学校施設の老朽化が進行する中、計画的な改築・改修工事等により、児童・生徒にとって安全で快適な教育環境を確保する必要があります。
- 近年増加が続いている年少人口の推移に引き続き注視し、今後の小学校の教室増設について検討を進め、適切に対応していく必要があります。

4年後の目指す姿

年少人口の増加等、学校教育を取り巻く状況の変化への適切な対応により、子どもたちの良好な教育環境が確保されている。

計画期間の方向性

● 老朽化校舎の改築・計画的な施設の改修

老朽化した校舎の改築を行うことで、多様な学習活動に対応した指導を可能とするとともに、安全な学校生活を送ることができるよう施設面の整備を図ります。また、定期的な点検・診断により、施設の状況を正確に把握し、必要な対策を適切な時期に実施することで、施設の安全性を確保していきます。

● 小学校の学級数増への対応

児童数の増加に応じた普通教室の増設を適切に行い、子どもたちが快適な学校生活を送ることができる教育環境を整えます。

手段(当初事業計画)

| 事業番号 | 計画事業(所管課) | 年次計画 | | | | 事業費(千円) |
|------|----------------------------|--|-------------------|------------|------------------------------------|-----------|
| | | R2(2020) | R3(2021) | R4(2022) | R5(2023) | |
| 44 | 誠之小学校改築 [学務課] | ●改築工事 I期工事 | 仮校舎 体育館棟 解体 | II期工事 | 令和5年12月竣工 校庭整備 | 3,262,854 |
| 45 | 明化小学校等改築 [学務課] | ●改築工事 仮校舎建設 東側校舎解体 | I期工事 | | 令和8年10月竣工 西側校舎 II期 ・幼稚園解体 工事 | 1,348,677 |
| 46 | 柳町小学校等改築 [学務課] | ●改築工事 園庭等 解体 | I期工事 | 柳町こどもの森等解体 | 令和8年2月竣工 II期工事 | 620,678 |
| 47 | 小日向台町小学校等改築 [学務課] | ●改築検討 改築基本構想検討委員会 | | | | 20,840 |
| 48 | 千駄木小学校等改築 [学務課] | ●改築検討 改築基本構想検討委員会 | | | | 26,508 |
| 49 | 学校施設等の快適性向上 [学務課] | ●築30年を経過した学校・幼稚園の内装等の改修 工事4校・設計1園・特別教室改修基礎調査 | | | | 665,260 |
| 50 | 校庭、屋上防水及び外壁・サッシ改修 [学務課] | ●老朽化の進んだ校庭及び外壁・サッシ、屋上の改修 校庭(工事2校園)・外壁等(設計2校)・屋上(設計1校) | | | | 154,700 |
| 51 | 学校施設のトイレ洋式化等改修 [学務課] | ●既存和式トイレの洋式化等改修 4校園69個 | | | 事業終了 | 117,746 |
| 52 | 給食室の整備 [学務課] | ●老朽化した給食室のドライシステム化 工事1校・設計1校 | | | | 236,593 |
| 53 | 八ヶ岳高原学園の改修 [学務課] | ●設備改修及び浴室棟等改築 | | | 改修完了 | 825,660 |
| 54 | 小学校の教室増設対策 [学務課] | ●大塚小学校増築設計・工事 | | | 増築完了 | 340,916 |

主要課題 No.12 就学児童の多様な放課後の居場所づくり

現状

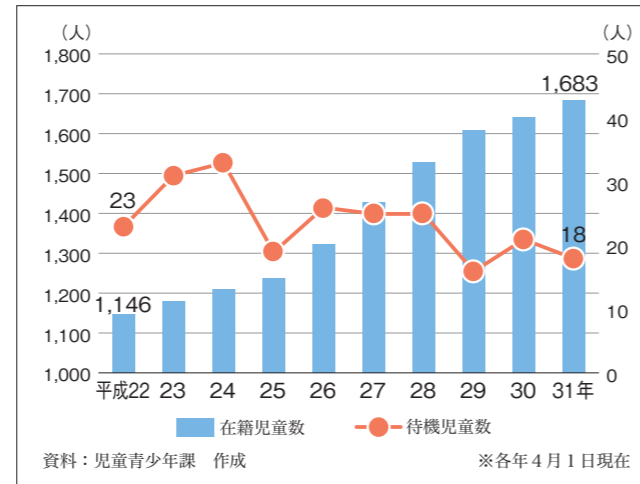
- 保護者の就労や疾病等の理由により、昼間家庭において適切な保護を受けられない児童のため、区内38か所（平成31年4月現在）に育成室を開設しています。これまでの施設の増設に合わせて在籍児童数は年々増加し、31年には1,683人となっています。なお、育成室の待機児童数は、22年以降、増減を繰り返し、31年は18人となっています。
- 保育時間の延長や一時利用など、公設の育成室では対応できないニーズもあることから、民間事業者による都型学童クラブの誘致を進めており、平成31年4月現在、区内で3か所開設しています。
- また、区では、放課後全児童向け事業を全区立小学校で実施しています。本事業では、区立小学校の放課後や学校休業日等に、校庭等の小学校の施設の一部を開放し、地域の大人等の見守りのもと、子どもが安心して遊びや学びなどの活動ができる居場所を提供しています。
- さらに、児童を健全に育成するための施設として、区内16か所に児童館を設置しています。各児童館の利用者数は、地域や年度によって増減しています。
- 児童館と放課後全児童向け事業は、対象としている利用者の一部が重複する関係性にあります。
- 本区の年少人口は近年増加傾向にあり、今後も増加が続くことが見込まれています。

関連する主な計画等

- 文京区子育て支援計画（令和2年度～令和6年度）

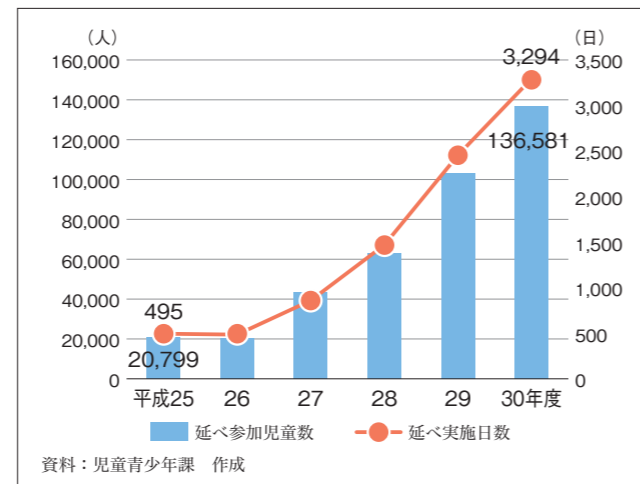
関連データ

① 育成室在籍児童数と待機児童数の推移



就学児童数の増加に伴い育成室利用のニーズが高まっていることから、育成室の整備を進めており、在籍児童数は増加しています。一方、育成室待機児童数は増減を繰り返しており、おおそ横ばいで推移しています。

② 放課後全児童向け事業の実績値の推移



放課後全児童向け事業は全区立小学校で実施しています。これまでの段階的な事業開始に伴い、事業実施日数と延べ参加人数も年々増加しています。

課題解決に向けて取り組むべきこと

- 育成室で待機児童が発生している一方、本区の年少人口は今後も増加が続くと見込まれていることから、就学児童の放課後の居場所を更に整備・充実していく必要があります。
- 放課後全児童向け事業の実施が児童館の利用状況に与える影響も踏まえ、利用実態に合わせた児童館の望ましいあり方について検討する必要があります。

4年後の目指す姿

児童館・育成室・都型学童クラブ・放課後全児童向け事業のそれぞれの特性に基づき、児童・保護者がニーズに合わせたサービスを選択し、全ての児童の放課後の安全な居場所が確保されている。

計画期間の方向性

● 学童保育の拡充

年少人口の増加や保護者の就労形態等から、学童保育の利用需要を的確に捉え、必要性の高い地域に育成室の整備拡充を進めるとともに、都型学童クラブの誘致に取り組みます。

● 子どもたちの放課後の居場所の確保

全区立小学校で実施している放課後全児童向け事業の実施時間の拡大を目指し、子どもたちの放課後の居場所の充実を図ります。また、放課後全児童向け事業の利用実態を踏まえながら、児童館のあり方について検討していきます。

手段（当初事業計画）

| 事業番号 | 計画事業(所管課) | 年次計画 | | | | 事業費(千円) |
|------|---------------------------|----------|----------|----------|----------|---------|
| | | R2(2020) | R3(2021) | R4(2022) | R5(2023) | |
| 55 | 放課後児童健全育成事業 [児童青少年課] | | | | | 519,918 |
| | (育成室の整備) | | | | | |
| | (都型学童クラブの誘致) | | | | | |
| | (放課後全児童向け事業) | | | | | |
| | (児童館のあり方の検討) | | | | | |

【学校施設を活用した育成室整備】
◎文林中学校(令和3年12月)

【小学校の改築に合わせた育成室整備】
誠之小学校(令和5年)・明化小学校(令和8年)・柳町小学校(令和8年)

【公有地を活用した育成室整備】
◎白山一丁目に新規開設(誠之小学校内の開設までの暫定整備)
◎小石川三丁目旧国家公務員研修センター跡地に新規開設(令和3年10月)
大塚一丁目都営バス大塚支所跡地に新規開設◎(令和5年4月)
→ 待機児童の状況により、必要な地域での開設を検討 →

▶ 民間事業者に運営費の補助(時間延長や一時受入れ等の保育ニーズに対応)

▶ 放課後の学校施設を活用、遊びや学び等の活動(全区立小学校で実施)
● 実施時間の拡大(運営委員会や学校と協議し、順次実施校を拡大) →

▶ 利用者データ分析、児童館の運営検討・提言、提言に基づく準備

【行財政運営の視点】

児童館のあり方については、各児童館の利用状況を、利用者の年代別等、様々な角度からデータを収集し、放課後全児童向け事業の全校実施や実施時間の延長等の影響、利用者状況の変化等について分析・検討していきます。

青少年の健全育成と自主的な活動の支援

現状

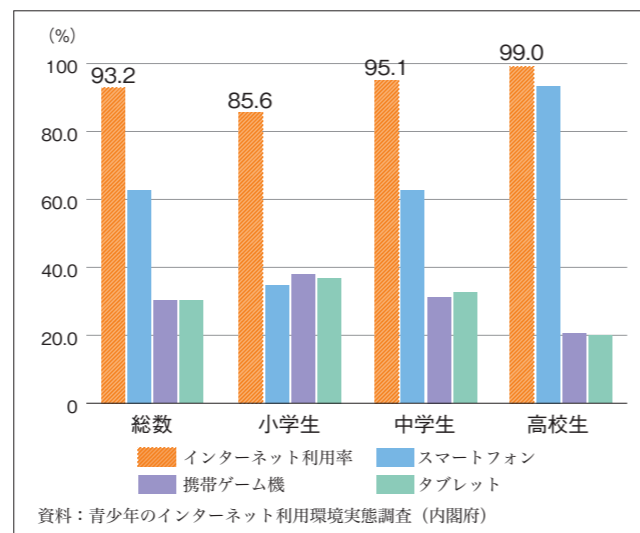
- 区では、地域の人たちとの交流の中で青少年の自立を促し、社会性を育てていくため、青少年が主体的に社会参加を図ることができる、青少年健全育成会やNPO等の活動や事業を支援しています。
- 青少年健全育成会やNPO等、地域の中で活動する団体により、青少年が社会参加・社会参画できる機会が提供されている一方で、実際に地域団体等の事業へ参画する青少年の数は伸び悩んでいます。
- スマートフォンや携帯ゲーム機等を用いたインターネットによるコミュニケーションが常態化するなど、青少年を取り巻く情報環境は時代とともに変化しています。
- 平成27年に、中高生の自立性・社会性の成長を応援することを目的として、「中高生の秘密基地」をコンセプトとした「青少年プラザ (b-lab)」を開業し、中高生自らがイベントの企画やb-labの運営に携わっています。b-labの利用者数及び利用者満足度は、年々増加しています。

関連する主な計画等

- 文京区子育て支援計画（令和2年度～令和6年度）

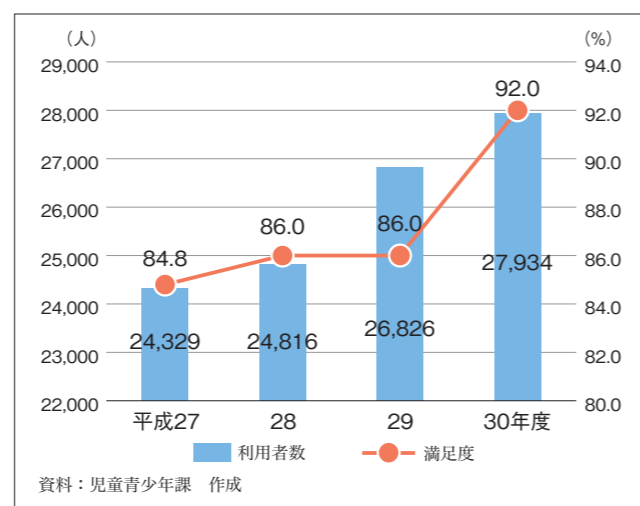
関連データ

① 青少年(10～17歳)のインターネット利用状況(平成30年度)



全体の93.2%が、何らかの媒体を用いてインターネットを利用しています。また、インターネットを利用する機器は、スマートフォンや携帯ゲーム機が上位となっています。

② 青少年プラザ(b-lab)の利用者数及び利用者満足度



青少年プラザ (b-lab) の利用者数及び満足度は増加傾向にあり、利用者アンケートで「満足している」と回答した割合は、平成30年度には92%となっています。

課題解決に向けて取り組むべきこと

- 青少年の社会参画を促すため、多くの青少年に利用されているコミュニケーション媒体を活用した地域交流イベントの実施や、利用者数が増加している青少年プラザ (b-lab) と地域団体との連携など、社会参画のきっかけ作りとなる取組が必要です。
- 青少年の自主的な活動の起点となる環境の更なる整備が必要とされています。

4年後の目指す姿

青少年が、地域の大人や子どもたちとの関わりや、自主的な活動の体験・経験などを通して、自主性や社会性を身に付け、自立した大人へ成長できる環境が整備されている。

計画期間の方向性

● 青少年の社会参画を促す機会の提供

青少年健全育成会などの地域団体の活動を支援し、青少年が、家庭や学校だけでは経験することが難しい社会体験・社会参画の機会の充実に取り組みます。

● 中高生世代の自主的な活動を応援する環境整備

オープンから5年が経過した青少年プラザ (b-lab) について、施設の利用促進に向けた更なる周知や、青少年健全育成会等との連携事業を推進するとともに、中高生世代の自主的な活動を応援する場の拡充について検討していきます。

手段(当初事業計画)

| 事業番号 | 計画事業(所管課) | 年次計画 | | | | 事業費(千円) |
|------|---------------------------------|---|----------|----------|----------|---------|
| | | R2(2020) | R3(2021) | R4(2022) | R5(2023) | |
| 56 | 青少年健全育成会活動支援 [児童青少年課] | ▶ 青少年健全育成事業への補助、九地区合同行事、機関紙 ▶ 中高生の参画イベント | | | | 9,154 |
| 57 | 青少年の社会参加推進事業 [児童青少年課] | ▶ NPO等が実施する事業への補助 (青少年の社会参加を推進する事業・青年育成事業) | | | | 1,224 |
| 58 | 青少年プラザ(b-lab)運営事業 [児童青少年課] | ▶ 中高生世代の自主的な活動・交流の場 (文化・スポーツ・学習支援事業等) ▶ 中高生スタッフの企画・運営事業 (「夏・冬・春フェス」・広報誌の発行等) ▶ 各種講座 (中高生が興味のある分野の講座、自習支援、キャリア学習講座) ● 地域団体(青少年健全育成会等)との連携事業 ● 小学校での出張b-lab 地域バランスを考慮し、活動の場の拡充を検討 | | | | 64,396 |

主要課題
No.14

介護サービス基盤の充実

現状

- 本区の要介護・要支援認定者数はおよそ8,400人となっています。また、要介護・要支援認定率は、上昇傾向から横ばいに推移し、平成30年度は18.8%となっています。
- 本区の高齢者人口や高齢化率は、今後も増加が見込まれ、介護サービスのニーズも、更に高まっていくことが考えられます。
- 平成28年度の高齢者等実態調査では、力を入れてほしい高齢者施策・介護保険事業について「施設サービスの充実」を求める声が多い状況です。一方、要介護・要支援認定者の68.8%が、今後の暮らし方について、自宅での暮らしを希望しています。
- また、区内の介護サービス事業所の51.8%が従業員不足を感じています。そのうち59.7%が「採用が困難」と回答しており、その理由として、賃金や社会的評価の低さ、身体的な仕事のきつさなどが挙げられています。
- 都の試算では、2025年に36,000人の介護人材が不足するとしており、本区においても、事業所の人材確保を支援する必要があります。
- 経済連携協定（EPA）等に基づく介護福祉士候補者の受入れや、平成29年9月に「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律」が施行し、新たに在留資格に「介護」が創設されるなど、今後、日本国内で介護の業務に従事する外国人の増加が見込まれます。

関連する主な計画等

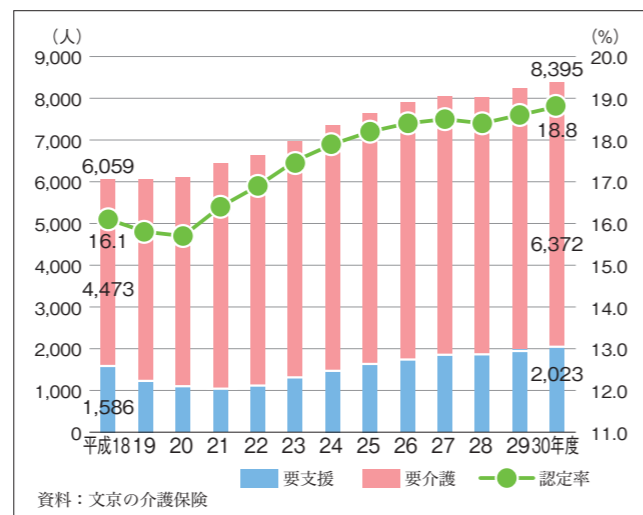
- 文京区高齢者・介護保険事業計画（平成30年度～平成32年度）

課題解決に向けて取り組むべきこと

- 在宅介護、施設利用などの様々な介護ニーズに対し、必要なサービスを着実に提供するため、特別養護老人ホームや、(看護)小規模多機能型居宅介護*、認知症高齢者グループホーム*などの地域密着型サービス、訪問介護、通所介護などの介護サービスを拡充する必要があります。
- 安定的な介護サービスを提供するため、介護人材の確保・定着を図る必要があります。

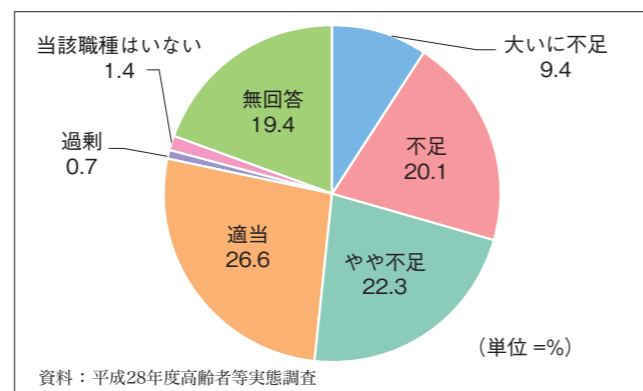
関連データ

① 要介護・要支援認定者数等の推移



要介護・要支援認定者数は第1号被保険者（65歳以上の介護保険被保険者）・第2号被保険者（40歳以上64歳未満の医療保険加入者）の合計、認定率は第1号被保険者のみの算出です。平成18年度から30年度までの12年間で、認定者は2,336人、38.6%の増となり、認定率は2.7ポイント増加しています。

② 介護サービス事業所の従業員の過不足状況



区内の介護サービス事業所の51.8%が、従業員不足を感じており、「採用が困難」「離職率が高い（定着率が低い）」「事業を拡大したいが人材が確保できない」などの声が多く寄せられています。

4年後の目指す姿

多様な介護ニーズに対応する施設や事業所の整備が促進されるとともに、介護人材の確保・定着が図られ、必要な介護サービスが安定して提供されている。

計画期間の方向性

● 高齢者施設・介護サービス事業所の整備

公有地等の活用も視野に入れながら、高齢者・介護保険事業計画に示した令和7年度までの整備方針等を踏まえた民間事業者による整備を進めていきます。なお、5年度までの介護基盤整備計画は、高齢者・介護保険事業計画の改定に合わせて算定します。

● 介護事業従事者の確保・定着

介護の仕事の魅力の発信や周知啓発を継続的に行うとともに、介護サービス事業所における、若手職員に対する資質向上や、外国人介護人材の受入れ等に関する取組を支援し、介護人材の確保・定着を図ります。

手段（当初事業計画）

| 事業番号 | 計画事業(所管課) | 年次計画 | | | | 事業費(千円) |
|------|---------------------------------|--|----------|----------|----------|---------|
| | | R2(2020) | R3(2021) | R4(2022) | R5(2023) | |
| | | 第8期「文京区高齢者・介護保険事業計画」 (介護基盤整備計画:整備量を再算定) | | | | - |
| 59 | 民間事業者による高齢者施設の整備 [介護保険課] | | | | | 19,109 |
| | | 【特別養護老人ホームの整備】 ●小日向二丁目旧財務省小日向住宅跡地を活用した整備計画 国との調整・スケジュール等の検討 | | | | |
| 60 | 地域密着型サービスの充実 [介護保険課] | | | | | 26,508 |
| | | ▶整備費等補助 【第7期介護基盤整備計画に基づく公募(令和2年度)】 ●(看護)小規模多機能型居宅介護(1) ●認知症対応型共同生活介護*(1) → 随時公募・整備 → | | | | |
| 61 | 旧区立特別養護老人ホームの大規模改修 [介護保険課] | | | | | 354,571 |
| | | ●「文京くすのきの郷」大規模改修(～令和4年12月) → 「文京白山の郷」「文京千駄木の郷」 → 工法・スケジュール等の検討 | | | | |
| 62 | 介護人材の確保・定着支援 [介護保険課] | | | | | 19,961 |
| | | ▶介護の仕事の魅力発信・周知啓発 (アクティブ介護、若年層向けパンフレット、学生等向けイベント) ▶人材育成・定着支援 (資格取得研修受講費補助、新任介護職員人材育成プログラム、介護施設従事職員住宅費補助) ▶外国人介護人材の受入支援 (事業所の受入体制の整備・促進及び円滑な育成の支援) | | | | |
| 63 | 元気高齢者の社会参画支援事業 [高齢福祉課] | | | | | 16,707 |
| | | ▶ミドル・シニア社会参加推進事業 (ミドル・シニア講座・絵本の読み聞かせ講座・高齢者施設ボランティア講座等) ▶元気高齢者が活躍!介護施設ワークサポート事業 (介護施設お助け隊、介護施設就業体験セミナー) ▶ミドル・シニア目線を活かした発信力強化事業 (区の情報誌「セカンドステージ・サポート・ナビ」の企画・編集) | | | | |

【行財政運営の視点】

介護サービス事業所の職場環境の向上や介護職員の負担軽減に効果が期待されている、ICTや介護ロボットの活用については、職員の習熟など様々な課題があることから、先行事業所の取組や国のモデル事業の検証等を踏まえ、支援方法について検討を進めていきます。

*小規模多機能型居宅介護 通いを中心として、利用者の態様や希望に応じて、随時訪問や宿泊を組み合わせサービスを提供することにより、利用者の居宅における生活の継続を支援するもの

*認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム) 認知症の高齢者が共同生活をする住居で、日常生活上の世話や機能訓練などの介護サービスを提供するもの

主要課題 No.15 【地域包括ケアシステムの深化・推進①】
在宅医療・介護連携の推進

●地域包括ケアシステムの深化・推進

認知症高齢者、ひとり暮らし高齢者及び高齢者のみ世帯の増加が予想される中、区では、団塊世代が75歳以上となる2025年に向け、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じ自立した生活を可能とすべく、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した生活の支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組んでいます。

○高齢者・介護保険事業計画（第7期）における重点的取組事項

- ①在宅医療・介護連携の推進
- ②認知症施策の推進
- ③介護予防及び地域での支え合い体制づくりの推進
- ④高齢者の居住安定に係る施策との連携

■現状

- 今後も高齢化が進む中、高齢者が住み慣れた場所で自立した生活を送るためには、訪問診療や訪問介護等のサービスなどのほか、介護サービスなどによる生活支援も必要となります。
- 都の「地域医療構想」では、文京区を含む区中央部の、2025年の在宅医療等の必要量を11,864人／日と推計しています。また、介護保険法に基づく「在宅医療・介護連携推進事業」に全ての自治体が主体的に取り組むことが必要です。
- 平成28年度の高齢者等実態調査では、地域で暮らし続けるために必要なこととして、「夜間や緊急時でも利用できる介護サービス」や「往診などの医療サービス」が求められています。また、自宅で最期まで療養するために「往診・訪問診療をしてくれる医師」が必要との結果となりました。
- また、かかりつけ医がいる割合は、要介護・要支援認定者で93.0%です。一方、1年間で訪問治療を受けた、要介護・要支援認定者の割合は、23.8%となっています。
- 高齢者一人ひとりのケアを充実するため、在宅生活を支える医療関係者や介護サービス事業者など、専門職による有機的な多職種連携が、より重要になっています。

■関連する主な計画等

- 文京区高齢者・介護保険事業計画（平成30年度～平成32年度）
- 文京区保健医療計画（平成30年度～平成35年度）

■課題解決に向けて取り組むべきこと

- 在宅医療が必要な方に適切な医療サービスを提供するため、地域医療連携の更なる充実が必要です。
- 在宅で医療や介護を受ける方に、希望するサービスを提供できるよう、在宅療養を支える多職種による連携体制を強化する必要があります。

■関連データ

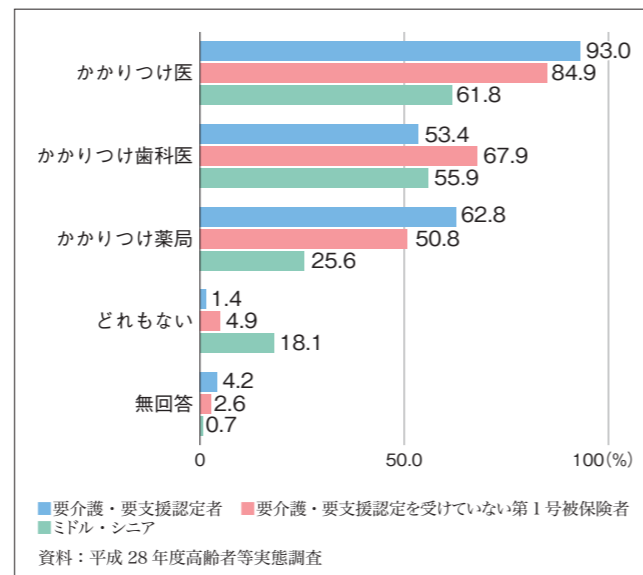
①自宅で最期まで療養するために必要なこと（要介護・要支援認定者の回答）

| | | |
|---|--------------------------|-------|
| 1 | 往診・訪問診療をしてくれる医師 | 84.2% |
| 2 | 介護してくれる家族 | 55.2% |
| 3 | 食事や排せつなどの介助をしてくれるホームヘルパー | 54.3% |

資料：平成28年度高齢者等実態調査

要介護・要支援認定を受けていない第1号被保険者や「ミドル・シニア*」も、「往診・訪問診療をしてくれる医師」が最も多い回答でした。

②かかりつけ医等がいる割合



かかりつけ医の定着は、要介護・要支援認定者で93.0%、要介護・要支援認定を受けていない第1号被保険者で84.9%、ミドル・シニアで61.8%となっています。

4年後の目指す姿

医療機関や介護サービス事業所等、在宅療養を支える多職種の連携体制が強化され、医療や介護を必要とする高齢者が、在宅においても、訪問診療や訪問介護、介護サービス等による生活支援等、必要なサービスを受けている。

■計画期間の方向性

●在宅療養を支える多職種による連携体制の強化

在宅療養支援について、福祉的なより広い視点から、効果的な多職種の連携体制を構築し、在宅で医療や介護を必要とする区民に適切なサービスを提供します。

●地域医療の推進

区民が適切に医療・介護サービスを利用できるよう、かかりつけ医の周知・普及等、様々な情報提供に努めるとともに、在宅医療の推進等に向け、区の実情や国・都の動向を踏まえ、地域の医療・介護関係者の連携を強化していきます。

■手段（当初事業計画）

| 事業番号 | 計画事業(所管課) | 年次計画 | | | | 事業費(千円) |
|------|--------------------------------------|--|----------|----------|----------|---------|
| | | R2(2020) | R3(2021) | R4(2022) | R5(2023) | |
| 64 | 地域医療連携事業 [高齢福祉課・健康推進課] | ▶かかりつけマップ(地域の医療機関・介護事業所の把握) ▶かかりつけ医・在宅療養相談窓口 (医療相談、在宅療養に伴う医療・介護連携に関する相談) ▶地域医療連携推進協議会・検討部会 (地域医療連携の課題、適切な仕組みづくり) | | | | 15,419 |
| 65 | 在宅療養者等歯科訪問健診・ 予防相談指導事業 [健康推進課] | ▶在宅療養者等に対する歯科訪問健診・予防相談指導事業 ▶地区歯科医師会による在宅歯科診療推進のため、医療機器購入費用の助成 | | | | 15,839 |
| 66 | 在宅療養支援窓口事業 [高齢福祉課] | ▶高齢者あんしん相談センターに相談窓口を設置 (退院後の介護環境の調整、医療関係者との事例検討会等) | | | | 4,800 |

*ミドル・シニア 文京区の造語で、地域社会での活躍が期待されるおおむね50歳以上の方。なお、「平成28年度高齢者等実態調査」では、要介護・要支援認定を受けていない50～64歳の介護保険被保険者のことと定義

主要課題
No.16

【地域包括ケアシステムの深化・推進②】 認知症施策の推進

●地域包括ケアシステムの深化・推進

認知症高齢者、ひとり暮らし高齢者及び高齢者のみ世帯の増加が予想される中、区では、団塊世代が75歳以上となる2025年に向け、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じ自立した生活を可能としていくため、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した生活の支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組んでいます。

○高齢者・介護保険事業計画（第7期）における重点的取組事項

- ①在宅医療・介護連携の推進
- ②認知症施策の推進
- ③介護予防及び地域での支え合い体制づくりの推進
- ④高齢者の居住安定に係る施策との連携

■現状

- 平成29年に「認知症施策推進総合戦略」の基本的な考え方が介護保険法に位置付けられ、地域包括ケアシステムの深化・推進に当たり、認知症施策の推進が求められています。
- 本区の要介護・要支援認定者のうち、日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難が見られる高齢者は、平成31年4月で5,135人で、27年から31年までの4年間で600人以上増加しています。
- 区では、高齢者あんしん相談センターに「認知症支援コーディネーター」を配置し、区・嘱託医等と連携しながら、認知症に関する相談業務を実施し、適切な医療・介護サービス等につなげています。
- また、認知症を正しく理解し、認知症本人や家族の見守り等を行う認知症サポーターを、平成30年度までに13,979人養成しました。さらに、家族の支援として、認知症家族交流会や介護者教室等を行っています。
- 政府は、令和元年6月に認知症施策推進大綱を策定し、認知症になっても地域で安心して暮らせる「共生」と、認知症の発症や進行を遅らせる「予防」を柱に対策を強化する方針を示しています。

■関連する主な計画等

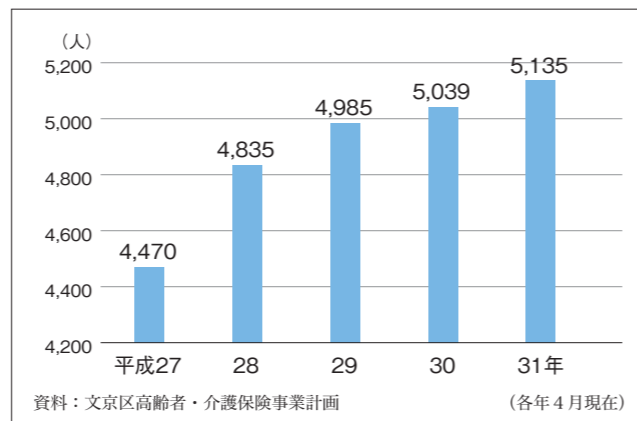
- 文京区高齢者・介護保険事業計画（平成30年度～平成32年度）

■課題解決に向けて取り組むべきこと

- 認知症に関する正しい知識・理解の普及啓発や、認知症の本人や家族を支える地域のネットワークづくりを促進する必要があります。
- 認知症の発症時期や症状に応じた適切な支援を、切れ目なく行うことに加え、認知症が重症化する前に、早期に適切な支援につなげる仕組みを整備することが求められます。

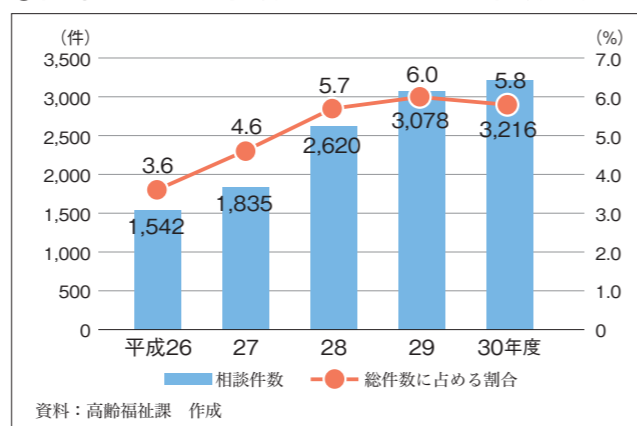
■関連データ

①認知症高齢者（日常生活自立度Ⅱa以上）の推移



日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難が見られる高齢者（日常生活自立度Ⅱa以上）は、増加を続けています。

②高齢者あんしん相談センターの認知症相談件数



認知症に関する相談件数は、高齢者数の増などにより年々増加し、総相談件数に占める割合も増加傾向です。

4年後の目指す姿

認知症に対する区民の理解が深まり、認知症本人やその家族に対する支援体制が整備され、地域の中で自らの意向が尊重され、希望を持って安心して生活している。

■計画期間の方向性

- 本人や家族を支える地域のネットワークづくり
認知症に関する正しい知識・理解の普及啓発に取り組み、認知症本人やその家族を見守り、支える地域のネットワークづくりを推進します。
- 切れ目なく適切な支援につなげる仕組みづくり
認知症の初期段階から多職種が連携して支援する体制を整備し、適切な医療や介護につなげるとともに、認知症の早期の段階で支援につなげる仕組みの構築について、検討を進めていきます。

■手段（当初事業計画）

| 事業番号 | 計画事業(所管課) | 年次計画 | | | | 事業費(千円) |
|------|---------------------------|----------|----------|----------|----------|---------|
| | | R2(2020) | R3(2021) | R4(2022) | R5(2023) | |
| 67 | 認知症施策の総合的な推進 [高齢福祉課] | | | | | 39,508 |
| | (認知症に関する正しい知識・理解の普及啓発) | | | | | |
| | (切れ目ない支援体制づくり) | | | | | |
| | (行方不明認知症高齢者ゼロ推進事業) | | | | | |
| | (家族支援) | | | | | |
| | (診断後支援体制の整備) | | | | | |

主要課題
No.17

【地域包括ケアシステムの深化・推進③】 介護予防・地域での支え合い体制づくりの推進

●地域包括ケアシステムの深化・推進

認知症高齢者、ひとり暮らし高齢者及び高齢者のみ世帯の増加が予想される中、区では、団塊世代が75歳以上となる2025年に向け、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じ自立した生活を可能とすべく、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した生活の支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組んでいます。

○高齢者・介護保険事業計画（第7期）における重点的取組事項

- ①在宅医療・介護連携の推進
- ②認知症施策の推進
- ③介護予防及び地域での支え合い体制づくりの推進
- ④高齢者の居住安定に係る施策との連携

■現状

- 「人生100年時代」を迎え、健康寿命*の延伸が、様々な高齢者施策に影響を与える鍵となっています。
- 平成28年度の高齢者等実態調査では、多くの高齢者が、自分が介護が必要になることに対して不安を感じている状況であるとともに、健康管理や介護予防事業に対する関心の高さも見受けられます。また、要介護・要支援認定を受けていない第1号被保険者の日常生活では「歩く速度が遅くなってきた」が45.6%、「昨年と比べて外出の回数が減った」が21.3%となっています。
- ボランティアに関心のある高齢者は、要介護・要支援認定を受けていない第1号被保険者が37.7%、ミドル・シニアが64.6%です。
- 区では、高齢者が閉じこもりや要介護状態になることを予防するため、「文の京介護予防体操」や「口腔機能向上教室」等の介護予防普及啓発事業を実施しています。また、住民主体の通いの場の運営等を支援するとともに、「文の京フレイル予防プロジェクト」により、栄養・運動・社会参加の側面から、健康寿命の延伸を目指しています。

■関連する主な計画等

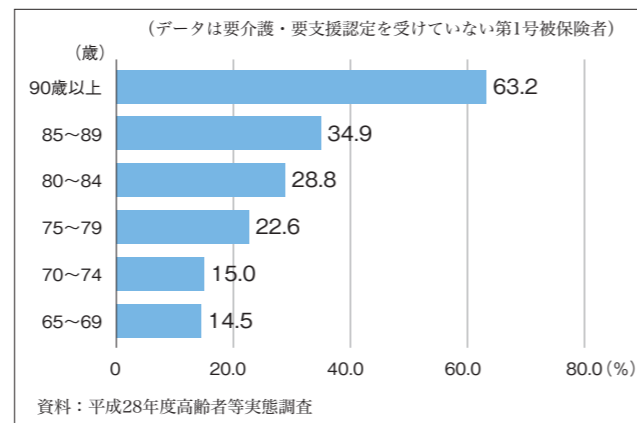
- 文京区高齢者・介護保険事業計画（平成30年度～平成32年度）

■課題解決に向けて取り組むべきこと

- 高齢者が自発的に介護予防に取り組むことができるよう、介護予防に関する知識の普及啓発を推進するとともに、身近な地域で継続して介護予防に取り組める場や、高齢者がいきいきと元気に活動できる場の充実が求められます。
- 元気高齢者には福祉の担い手としての活躍が期待され、社会的役割を持つことにより、生きがいきいき・介護予防を推進する必要があります。

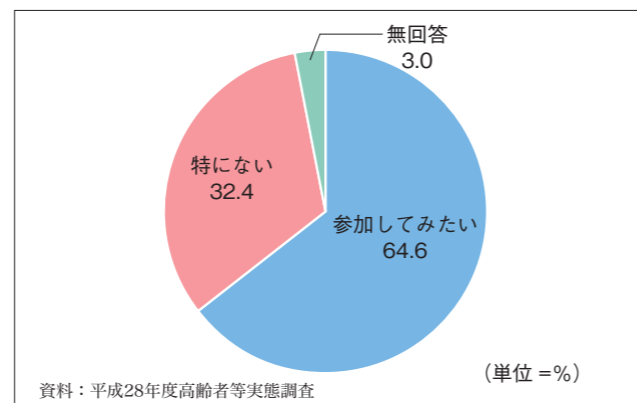
■関連データ

①昨年より外出回数が減った人の年齢別割合



昨年と比べて外出の回数が減った人は、年齢が上がるごとに、その傾向が高まっています。

②ミドル・シニアのボランティア活動への意向



参加してみたい主な活動は「趣味や特技を生かした活動」34.5%、「子どもを対象とした活動」22.6%、「環境美化に関する活動」18.0%（複数回答）などとなっています。

4年後の目指す姿

元気高齢者が地域活動や様々なサービスの担い手となり、住民主体の通いの場等を活用しながら、介護予防と生きがいきいきが推進され、区民の健康寿命の延伸が図られている。

■計画期間の方向性

●介護予防の推進・活動の場の充実

高齢者の生活機能を維持向上させる取組等、介護予防活動の普及・定着を推進するとともに、住民同士が助け合い、支え合う地域環境の構築に取り組みます。また、ハイリスクな高齢者を早期に発見し、適切なサービスにつなげていきます。

●社会的役割を担うことによる生きがいきいき

元気な高齢者が様々なサービスの担い手として活躍できる場や機会を整え、社会参加・社会的役割を持つことにより、生きがいきいきや介護予防につなげていきます。

■手段（当初事業計画）

| 事業番号 | 計画事業(所管課) | 年次計画 | | | | 事業費(千円) |
|------|---------------------------------|--|----------|----------|----------|---------|
| | | R2(2020) | R3(2021) | R4(2022) | R5(2023) | |
| 68 | 介護予防事業の推進 [高齢福祉課] | ▶健康質問調査(基本チェックリスト) (生活機能が低下する高齢者の把握、介護予防活動の案内) ▶文の京介護予防体操・推進リーダー養成講座 | | | | 20,606 |
| 69 | 文の京フレイル予防プロジェクト [高齢福祉課] | ▶講演会 ▶フレイルサポーター養成講座 ▶フレイルチェック、保健師等専門職との連携(必要なサービスへ) | | | | 3,745 |
| 70 | 地域介護予防活動支援事業(通いの場) [高齢福祉課] | ▶「住民主体の通いの場」開設・運営費補助 ▶リハビリテーション専門職の派遣(専門性の高い支援を提供) | | | | 8,796 |
| 71 | 生活支援体制整備事業 [高齢福祉課] | ▶生活支援コーディネーターの配置 ▶生活支援コーディネーターによる地域人材の発掘 ▶介護予防・日常生活支援総合事業におけるサービス提供の推進 | | | | 26,623 |
| 72 | 小地域福祉活動の推進 [福祉政策課] | ▶社会福祉協議会に地域福祉コーディネーターを配置 ▶地域住民による地域課題の解決等、住民同士の支え合い体制づくり | | | | 26,767 |
| 63 | 元気高齢者の社会参画支援事業 [高齢福祉課] | ▶ミドル・シニア社会参加推進事業 (ミドル・シニア講座・絵本の読み聞かせ講座・高齢者施設ボランティア講座等) ▶元気高齢者が活躍!介護施設ワークサポート事業 (介護施設お助け隊、介護施設就業体験セミナー) ▶ミドル・シニア目線を活かした発信力強化事業 (区の情報誌「セカンドステージ・サポート・ナビ」の企画・編集) | | | | 16,707 |
| 73 | ふれあいいきいきサロンへの助成 [福祉政策課] | ▶高齢者等の地域での交流の場(社会福祉協議会が実施) | | | | 6,951 |
| 74 | シルバー人材センターの活動支援 [高齢福祉課] | ▶シルバーお助け隊、買物支援おたがいさまサービス (シルバー人材センター会員の派遣) | | | | 50,760 |

*健康寿命 東京都保健所長会方式による65歳健康寿命のこと。65歳の人が、何らかの障害のために要介護認定を受けるまでの状態を健康と考え、その障害のために認定を受ける年齢を平均的に表すもの

主要課題
No.18

【地域包括ケアシステムの深化・推進④】

高齢者の居住安定の支援

●地域包括ケアシステムの深化・推進

認知症高齢者、ひとり暮らし高齢者及び高齢者のみ世帯の増加が予想される中、区では、団塊世代が75歳以上となる2025年に向け、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じ自立した生活を可能としていくため、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した生活の支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組んでいます。

○高齢者・介護保険事業計画（第7期）における重点的取組事項

- ①在宅医療・介護連携の推進
- ②認知症施策の推進
- ③介護予防及び地域での支え合い体制づくりの推進
- ④高齢者の居住安定に係る施策との連携

■現状

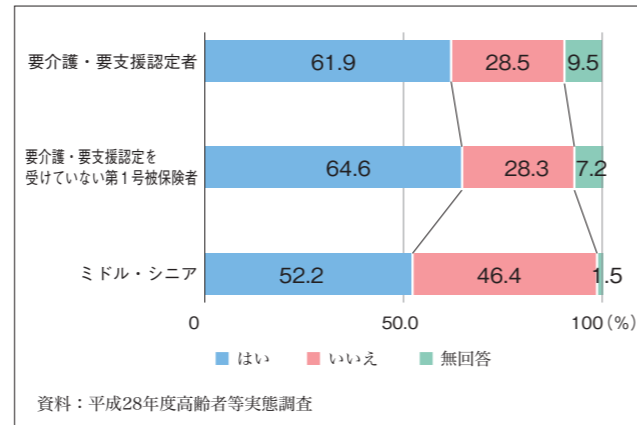
- 孤独死等の不安を背景に、高齢者が民間賃貸住宅への入居制限を受けやすい傾向があります。
- 平成28年度の高齢者等実態調査では、今後、介護が必要になった場合も住み続けられる住まいである割合は、要介護・要支援認定者が61.9%などとなっており、身体機能の低下に伴う、住まい方の支援が必要です。
- 生活の基盤として必要な住まいが確保され、本人の希望にかなった住まい方の支援が地域包括ケアシステムの前提となるため、区では、平成27年度から、住宅の確保に配慮が必要な高齢者に対して「すまいる住宅登録事業」や「ライフサポートアドバイザー事業」など、住まいの確保と住まい方を支援する「文京すまいるプロジェクト」を実施しています。
- また、住宅セーフティネット法に基づき、平成29年度に「文京区居住支援協議会」を設立し、不動産関係団体・居住支援団体・区が連携し、民間賃貸住宅を活用した高齢者住宅の確保に努めています。

■関連する主な計画等

- 文京区高齢者・介護保険事業計画（平成30年度～平成32年度）

■関連データ

①介護が必要になっても住み続けられる住まいか



介護が必要になった場合に住み続けられる住まいである割合は、要介護・要支援認定者が61.9%、要介護・要支援認定を受けていない第1号被保険者が64.6%、ミドル・シニアが52.2%となっています。

②すまいる住宅登録事業の実績

| 年度 | 入居資格認定 | 登録住宅 | 入居決定 |
|----|--------|------|------|
| 27 | 60件 | 53件 | 8件 |
| 28 | 27件 | 38件 | 7件 |
| 29 | 19件 | 35件 | 9件 |
| 30 | 36件 | 31件 | 3件 |

資料：ぶんきょう（文の京）の社会福祉

本事業は、住まいの協力店と連携し、民間賃貸住宅について、入居制限を受けやすい高齢者等の入居を拒まない住宅として登録してもらい、高齢者等の住まいの確保と居住の安定を図ります。

■課題解決に向けて取り組むべきこと

- 住宅の確保に配慮を要する高齢者に対して、高齢を理由に入居を拒まない住宅の確保を促進し、見守りや入居の際の支援等を行う必要があります。
- 住み慣れた地域の中で、自立した日常生活を送れるよう、様々な施策と連携できる体制を強化する必要があります。

4年後の目指す姿

不動産関係団体など、多様な主体との連携により居住支援の輪が広がり、より多くの高齢者等の住まいが確保され、高齢者等が住み慣れた地域の中で安心して暮らしている。

■計画期間の方向性

●高齢者の住宅の確保・入居支援

不動産関係団体等との連携強化を図り、高齢者等の入居を拒まない「すまいる住宅」の更なる確保を推進することで、住宅確保要配慮者の選択肢の拡大を図ります。

●入居者の見守り体制の拡充

様々な高齢者の見守り事業等との連携等、入居者への見守り体制を拡充し、家主の不安解消と理解促進を図り、高齢者の居住安定につなげていきます。

■手段（当初事業計画）

| 事業番号 | 計画事業(所管課) | 年次計画 | | | | 事業費(千円) |
|------|------------------------------|----------|----------|----------|----------|---------|
| | | R2(2020) | R3(2021) | R4(2022) | R5(2023) | |
| 75 | 文京すまいるプロジェクトの推進 [福祉政策課] | | | | | 68,622 |
| | (すまいる住宅登録事業) | | | | | |
| | (住まいの協力店整備事業) | | | | | |
| | (ライフサポートアドバイザー事業) | | | | | |
| | (居住支援協議会運営) | | | | | |

資料：ぶんきょう（文の京）の社会福祉

主要課題 No.19 高齢者の見守りと権利擁護

現状

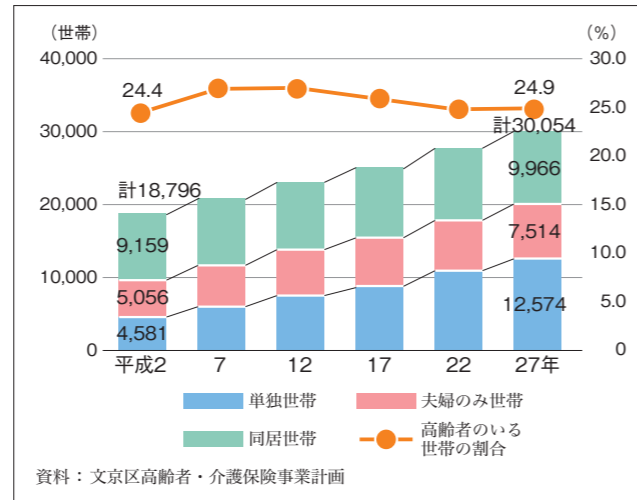
- 高齢者のいる世帯数は、年々増加傾向であり、平成27年の国勢調査では3万世帯を超えました。全世帯に対する割合は24.9%で、およそ4世帯に1世帯の割合で推移しています。また、高齢者のいる世帯のうち41.8%が高齢者単独世帯です。
- 区では、高齢者あんしん相談センター及び関係協力機関（公共機関・団体・民間事業者）が相互に連携し、地域全体で声かけや見守り等を行う「ハートフルネットワーク事業」を実施しています。
- 高齢者あんしん相談センターに寄せられる、高齢者の虐待に関する相談は、年間でおおむね400件を超える件数で推移しています。
- 成年後見に関する相談件数は、増減があらながらも、年間約400件の相談が寄せられる場合もあり、適切な対応の必要性が高まっています。
- 国が定めた「成年後見制度利用促進基本計画」では、全国どの地域においても、必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域において権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を図ることを目標に掲げています。加えて、広報・相談・利用促進など、地域連携ネットワークの整備・運営の中核となる機関を設置することが求められています。

関連する主な計画等

- 文京区高齢者・介護保険事業計画（平成30年度～平成32年度）

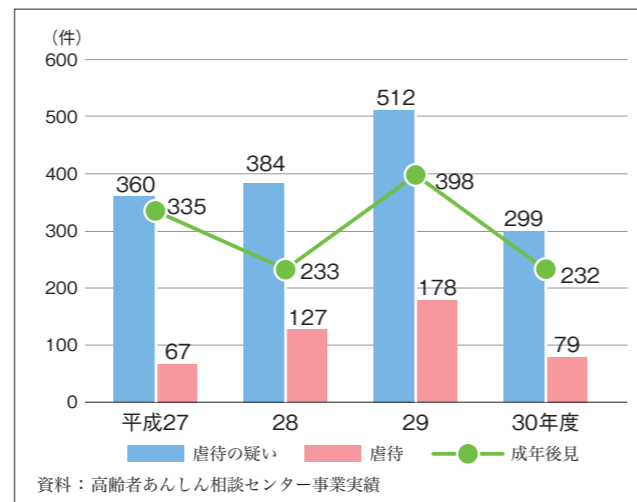
関連データ

① 高齢者のいる世帯の推移



「単独世帯」は65歳以上の1人世帯、「夫婦のみ世帯」は夫が65歳以上の夫婦世帯、「同居世帯」は高齢者のいる世帯から単独世帯及び夫婦のみ世帯を除いたもの。単独世帯は年々増加する一方、同居世帯の割合は、減少傾向です。

② 高齢者虐待等に関する相談件数



高齢者あんしん相談センターにおける、虐待及び虐待の疑いのある相談は、年間でおおむね400件を超えています。

課題解決に向けて取り組むべきこと

- 高齢者を地域で見守り、支え合う体制を強化し、適切なサービスにつなげる必要があります。
- 高齢者虐待を未然に防止するため、早期発見とともに関係機関との連携体制の強化が必要です。
- 適切な成年後見制度の利用促進に加え、中核機関の機能整備等、地域連携ネットワークの整備が必要です。

4年後の目指す姿

高齢者が住み慣れた地域で多くの人に見守られながら、虐待防止や成年後見制度の利用など、個々の状況に応じた適切な支援を受けている。

計画期間の方向性

● 地域の見守り・支え合いの体制強化

高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した生活を継続できるよう、地域の関係者が相互に連携して、見守り、支え合う体制を強化し、支援を必要とする高齢者を適切なサービスにつなげます。

● 高齢者の権利擁護の推進

福祉や介護などの支援が必要な高齢者が、適切なサービスを主体的に選択できるよう、福祉サービスの利用支援を進めるとともに、虐待防止や成年後見制度の普及に取り組むなど、高齢者の権利擁護を推進します。

手段（当初事業計画）

| 事業番号 | 計画事業(所管課) | 年次計画 | | | | 事業費(千円) |
|------|---|---|----------|----------|----------|---------|
| | | R2(2020) | R3(2021) | R4(2022) | R5(2023) | |
| 76 | ハートフルネットワーク事業 [高齢福祉課] | ▶ 高齢者の見守り・声かけ、連絡会 等 | | | | 248 |
| 77 | 地域包括支援センター(高齢者あんしん相談センター)の充実 [高齢福祉課] | ▶ 総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援 ▶ 地域ケア会議、在宅医療・介護の連携 等 ● 高齢者見守り相談窓口事業(高齢者の見守り相談・訪問) | | | | 350,337 |
| 78 | 高齢者緊急連絡カードの設置 [高齢福祉課] | ▶ 高齢者の単身世帯等に緊急連絡カードを設置(住所・氏名・緊急連絡先・かかりつけ医等) | | | | 926 |
| 79 | 成年後見制度利用支援事業 [福祉政策課] | ▶ 成年後見制度利用助成事業(後見人への報酬助成) ▶ 権利擁護センター(利用支援、法人後見、相談) ● 成年後見制度中核機関の設置 試行 → 運営(制度の利用促進について評価・検証) | | | | 8,425 |
| 80 | 文京ユアストーリー [福祉政策課] | ▶ 定期連絡・訪問(生活状況の確認、社会参画等の支援) ▶ 権利擁護サポート(介護保険・成年後見制度等の利用支援) ▶ 死後の諸手続きの準備・代行(葬儀・家財処分の生前契約等) ▶ 入退院時支援(入退院時の付き添い・緊急連絡対応等) | | | | 3,127 |

主要課題
No.20

地域共生社会を目指した 総合的・包括的な相談支援体制の整備

現状

- 「地域福祉保健計画」では、地域包括ケアシステムを深化・推進していくとともに、「必要な支援を包括的に提供する」という考え方を、障害者や子ども等への支援にも普遍化することを目指しています。
 - 団塊の世代が75歳以上となる「2025年問題」や、団塊ジュニア世代も65歳以上となり、高齢者人口がピークを迎える「2040年問題」に対応するために、全ての世代が能力に応じて支え合う全世代型の社会保障に加え、地域の特性に応じた支え合いの仕組み作りが求められています。
 - 区では、社会福祉協議会に地域福祉コーディネーターを配置し、住民が主体的に地域課題を把握して、解決を試みる体制づくりの支援を行っています。
 - 8050問題やダブルケア、ヤングケアラーなど、複雑化・複合化した課題への対応も求められています。
- | | |
|---------|---|
| 8050 | 高齢の親と無職独身の50代の子が同居する世帯 |
| ダブルケア | 介護と育児に同時に直面する世帯 |
| ヤングケアラー | 大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子ども |
- 内閣府では、平成30年度に実施した「生活状況に関する調査」により、満40～64歳のひきこもりを61.3万人と推計しており、ひきこもりの高齢化が問題となっています。

関連する主な計画等

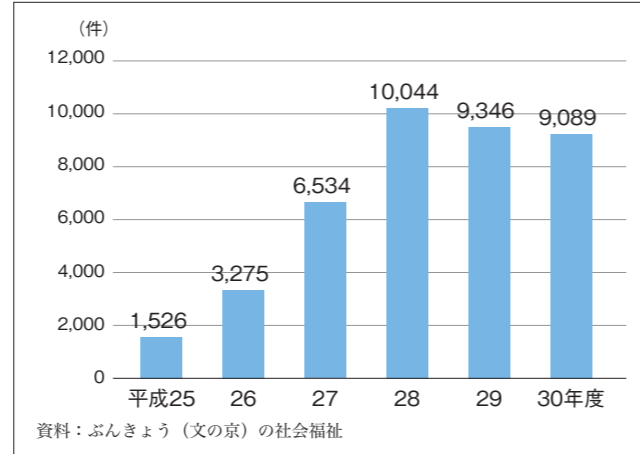
- 文京区地域福祉保健計画
(平成30年度～平成32年度)

課題解決に向けて取り組むべきこと

- 地域における住民主体の活動において、住民が抱える多様な課題に関して、日常的に相談できる環境を整備する必要があります。
- 地域では解決が困難な複雑化・複合化した問題に対応する、多機関の連携ネットワークを構築する必要があります。

関連データ

① 地域福祉コーディネーターの活動実績



地域福祉コーディネーターは、平成24年度に1圏域で配置し、26年度に2圏域、27年度に区内全4圏域に配置しました。活動実績は、直接支援・間接支援・地域支援・啓発活動の合計です。

② 全国のひきこもり群の推計（満40～64歳）

| 生活状況 | 出現率 (%) | 推計 (万人) | 区分 |
|---------------------------------|-------------|-------------|-----------|
| 普段は家にいるが、自分の趣味に関する用事の時だけ外出 | 0.58 | 24.8 | 準ひきこもり群 |
| 普段は家にいるが、近所のコンビニなどには出かける | 0.65 | 27.4 | 狭義のひきこもり群 |
| 自室からは出るが家からは出ない、または、自室からほとんど出ない | 0.22 | 9.1 | |
| 広義の引きこもり群 | 1.45 | 61.3 | |

資料：内閣府 生活状況に関する調査（平成30年度）

内閣府の調査では、満40～64歳のひきこもりが全国で61.3万人（出現率1.45%）と推計しています。また、満15～39歳の場合は、平成27年度の調査で54.1万人（出現率1.57%）と推計しています。

4年後の目指す姿

複雑化・複合化した課題に対応する地域の相談拠点が拡充するとともに、保健・医療・福祉・教育等の多機関のネットワークが構築され、ひきこもり等、公的な支援が届きづらい人にも、必要な支援が提供されている。

計画期間の方向性

- **地域の相談拠点の拡充による多機関のネットワークの構築**
住民が主体的に、身近な地域課題を解決するための仕組みづくりを推進し、複合化・複雑化した世帯の課題に、関係機関が連携して対応する相談支援体制を構築します。
- **「ひきこもり（8050問題）」の総合的な対策の推進**
複合的な要因による「ひきこもり（8050問題）」に対応するため、予防から支援まで、多様な相談窓口や関係機関の連携による一元的な支援体制を構築し、課題の早期発見や、個々の状況に沿った適切な支援につなげます。

手段（当初事業計画）

| 事業番号 | 計画事業(所管課) | 年次計画 | | | | 事業費(千円) |
|------|-------------------------------|--|----------|----------|----------|---------|
| | | R2(2020) | R3(2021) | R4(2022) | R5(2023) | |
| 81 | 地域づくり推進事業 [福祉政策課] | ▶地域の支え合い活動や日常的な相談の中心となる「多機能な居場所」の活動支援(開設・運営費補助) ▶相談支援包括化推進員(地域福祉コーディネーター)の配置 ▶多機関の協働によるICTを活用した連携ネットワーク・人材育成 | | | | 20,663 |
| 72 | 小地域福祉活動の推進 [福祉政策課] | ▶社会福祉協議会に地域福祉コーディネーターを配置 ▶地域住民による地域課題の解決等、住民同士の支え合い・体制づくり | | | | 26,767 |
| 82 | STEP～ひきこもり等自立支援事業～ [生活福祉課] | 【文京区版ひきこもり総合対策】 ▶ひきこもり状態の人やその家族の支援 ▶相談、フリースペース、自立支援プログラム、講演会、茶話会 等 ●対象年齢の拡大(40歳以上の全年齢に拡大) ●関係機関連絡会の拡充(情報共有・ケースカンファレンス) ●所管課を福祉部へ移管(社会福祉協議会等との連携強化) | | | | 9,870 |
| 83 | 生活困窮者自立支援相談事業 [生活福祉課] | ▶自立支援相談事業(就労・自立支援に関する相談) ▶住居確保給付金(就職活動のため一定期間家賃相当額の支給) ▶就労準備支援事業(就労に必要な知識・能力の向上) ▶一時生活支援事業(住居を持たない生活困窮者に宿泊場所等の提供) ▶家計相談支援事業(家計に関する相談) 【文京区版ひきこもり総合対策】 ●ひきこもりに関する体制強化(精神保健福祉士の配置) | | | | 29,014 |

主要課題
No.21

障害者の自立に向けた地域生活支援の充実

現状

- 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの利用者は、平成30年度末現在で2,247人で、28年度と比較すると12.4%増加しており、訪問系、日中活動系、居住系、相談支援の全てにおいて増加傾向が続いています。
- 親亡き後を見据えたグループホームや、特別支援学校卒業生等を受け入れる生活介護事業所等の整備を希望する声が多いものの、区内の土地の確保や、地域の理解など、民間事業者が施設整備を進めるには多くの課題があります。
- 区では、平成27年度に障害者基幹相談支援センターを開設し、障害の種別にかかわらず、総合的・専門的な相談対応等を行い、障害者の自立を支援しています。
- 第5期障害福祉計画等に係る国の基本指針において、障害者の地域生活を支援する機能（相談、体験の機会・場の提供、緊急時の受入・対応、専門性の確保、地域の体制作り）を有した地域生活支援拠点の整備を促進することが示されています。区においても、障害の重度化やその家族の高齢化により相談件数が増加していることなどを踏まえ、地域生活支援拠点の面的整備を進めています。
- また、国の基本指針では、精神障害者が地域の一員として自分らしい暮らしができるよう、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築が示され、保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置などが求められており、区としても体制整備を検討しています。

関連する主な計画等

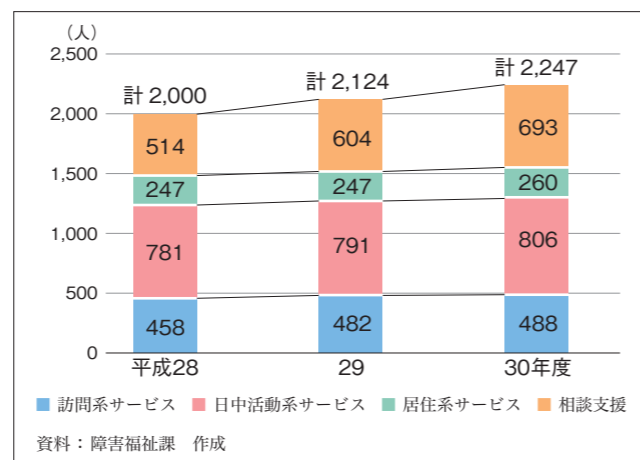
- 文京区障害者・児計画（平成30年度～平成32年度）
- 文京区保健医療計画（平成30年度～平成35年度）

課題解決に向けて取り組むべきこと

- グループホームや通所施設等の計画的な整備や各種サービスの受入枠の確保等、障害者のニーズに応じたサービスの拡充を図る必要があります。
- 障害者の地域生活を支援する身近な相談拠点の拡充が求められます。
- 福祉施設入所の障害者や入院している精神障害者の地域生活への移行・定着の支援を強化する必要があります。

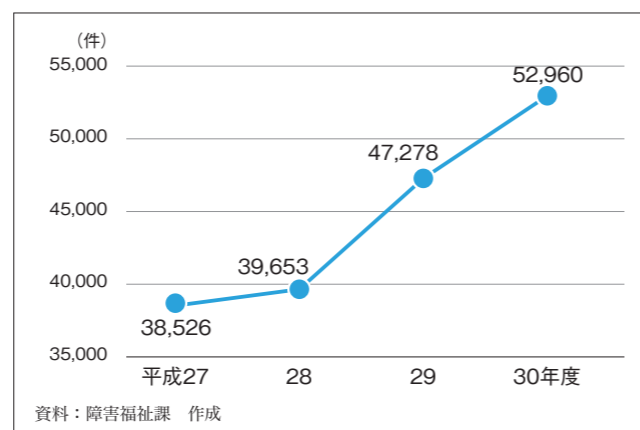
関連データ

① 障害福祉サービス等の利用者数（実人数）



平成30年度の相談支援は693人であり、28年度と比べ34.8%増加しています。その他、訪問系サービスが6.6%の増加、日中活動系サービスが3.2%の増加、居住系サービスが5.3%の増加となっています。

② 障害者基幹相談支援センター及び相談支援事業所等における相談実績



相談件数は、平成30年度は52,960件であり、27年度と比べ37.5%増加しています。

4年後の目指す姿

障害者の地域生活を支える相談支援体制が拡充するとともに、生活介護を中心とした日中活動の場やグループホーム等が整備され、障害者がそれぞれの実情に合った、安心した生活を送っている。

計画期間の方向性

● 障害者のニーズに応じたサービス・施設の拡充

障害者の自立した生活を支援するため、生活介護等の日中活動系サービスの充実を図るほか、グループホームの整備を推進するなど、障害者のニーズに応じた、サービスや施設の拡充を進めます。

● 地域生活支援拠点の整備

障害者の身近な相談拠点として地域生活支援拠点の整備を進め、多様な地域の社会資源との連携により、障害者の相談支援体制の充実を図ります。

● 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害者の地域における支援体制の構築・強化を図るため、保健・医療・福祉関係者等による協議の場を設置するなど、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に取り組みます。

手段（当初事業計画）

| 事業番号 | 計画事業(所管課) | 年次計画 | | | | 事業費(千円) |
|------|------------------------------------|--|----------|----------|----------|---------|
| | | R2(2020) | R3(2021) | R4(2022) | R5(2023) | |
| 84 | 障害者施設整備促進事業 [障害福祉課] | ▶グループホーム・通所施設等整備費補助金 ●グループホーム・生活介護施設の整備を促進するための補助制度の新設(定期借地権一時金補助・借地を活用した障害者(児)施設設置支援補助) | | | | 151,250 |
| 85 | 小石川福祉作業所における生活介護事業の実施 [障害福祉課] | ●施設定員の見直しによる生活介護事業の導入(プログラム活動等による身体機能・生活能力の維持) (サービス切替)→ | | 新規受入 | | 79,047 |
| 86 | 障害者基幹相談支援センターの運営 [障害福祉課] | ▶障害者の総合的な相談支援活動の拠点(3障害・難病) ▶障害者の地域移行・地域定着に関する取組 ▶関係機関とのネットワーク構築 | | | | 96,987 |
| 87 | 地域生活支援拠点整備事業 [障害福祉課] | ▶地域連携調整員の配置・相談支援 ▶関係機関等と連携した障害者の居住支援体制の充実 ▶本富士地区の生活支援拠点の運営 【拠点事業所の拡充】 ◎富坂地区・駒込地区に新規開設(各1か所) ◎大塚地区に新規開設(1か所) | | | | 23,534 |
| 88 | 精神障害者の地域移行・地域定着事業 [予防対策課] | ▶障害福祉サービス、地域安心生活支援事業 等 【地域包括ケアシステムの構築】 ●保健・医療・福祉関係者等の協議会(課題の整理と地域ビジョンの設定等) ●措置入院者等への退院後支援体制の整備 | | | | 631,150 |

障害者の一般就労の定着・促進

現状

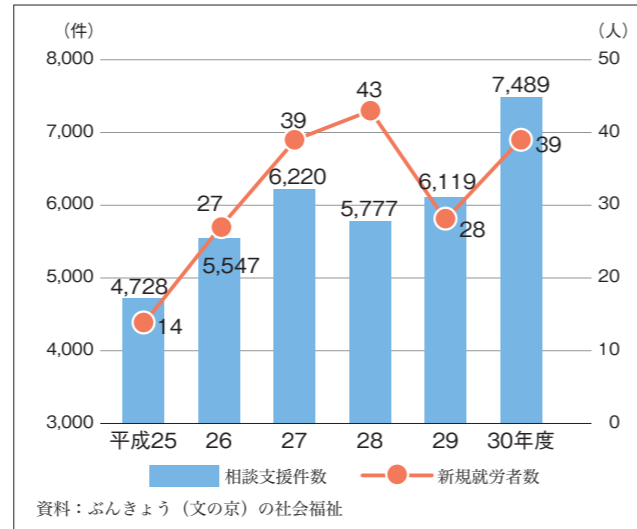
- 障害者が地域で自立した生活を送るためには、障害の特性や健康状態などに合わせた働き方ができる多様な雇用の場が必要です。また、障害者雇用促進法で定める法定雇用率の引き上げ等により、企業の雇用意欲が高まりを見せています。
- 第5期障害福祉計画等に係る国の基本指針では、令和2年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を、平成28年度実績の1.5倍以上にする目標を掲げています。
- 障害者就労支援センターでは、障害者の一般就労の機会拡大を図るとともに、身近な地域で就労面と生活面の支援を行うなど、自立と社会参加を促進しています。また、ハローワーク飯田橋をはじめとする関係機関と連携したネットワーク化を図り、的確な支援を行っています。
- 就労移行支援等を利用して一般就労する利用者は増加傾向ですが、障害者就労支援センターの登録者のうち、離職者は毎年30人前後と多い状況が続いており、就労の定着に課題があります。
- 文京区内における法定雇用率達成企業数の割合は、平成30年6月1日現在で24.8%であり、都全体の割合より5%程度低い状況が続いています。
- 平成28年度の障害者（児）実態・意向調査では、障害者が就労のために必要なことについて、「自分に合った仕事を見つける支援」や「障害に応じた柔軟な勤務体系」といった回答が多くを占めており、障害の種別によって、就労に向けた相談支援は多様化しています。

関連する主な計画等

- 文京区障害者・児計画（平成30年度～平成32年度）

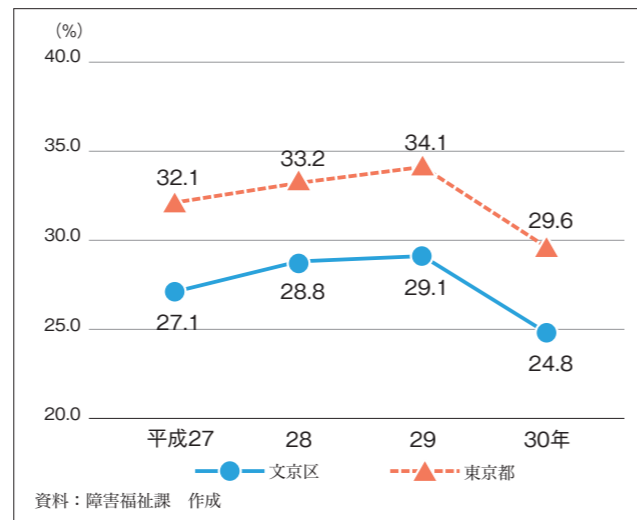
関連データ

① 障害者就労支援センターの活動実績



障害者就労支援センターでは、就職準備支援や職場定着支援、生活支援等を行っています。新規就労者数は増加傾向です。

② 法定雇用率達成割合



各年6月1日現在の状況。都全体の割合より低い状況が続いています。

課題解決に向けて取り組むべきこと

- ハローワーク等の関係機関と連携を図りながら、精神障害者も含めた、障害者の多様な就労機会の拡大が必要です。
- 福祉施設を利用する障害者の、一般就労への移行・定着に向けた支援が必要です。

4年後の目指す姿

障害の特性に合わせた多様な就業形態・雇用機会が確保され、一般就労した障害者の就労定着が図られている。

計画期間の方向性

● 障害者の多様な就労機会の拡大

企業や障害者に対する就労支援や職場定着支援の充実を図るとともに、障害者就労支援センターの専門性を高め、関係機関等との連携強化を図りながら、障害特性に応じた就労機会の拡大等、きめ細かな支援を行います。

● 一般就労への移行・定着

就労移行支援及び就労継続支援等の福祉施設を利用する障害者が、一般就労へ移行・定着することを推進し、就労を希望するだれもが、障害の状態と能力に適した仕事に就くことができるよう取り組んでいきます。

手段（当初事業計画）

| 事業番号 | 計画事業(所管課) | 年次計画 | | | | 事業費(千円) |
|------|----------------------------|---|----------|----------|----------|---------|
| | | R2(2020) | R3(2021) | R4(2022) | R5(2023) | |
| 89 | 障害者就労支援センター事業 [障害福祉課] | ▶ 就労準備支援(就職活動・履歴書作成支援) ▶ 職場実習支援(実習先の職場環境調整) ▶ 職場定着支援(就職後の継続したフォロー) ▶ 生活支援(職業生活全般の相談・助言) ▶ 企業支援(雇用管理、キャリア支援、合理的配慮等の助言) | | | | 58,562 |
| 90 | 中小企業障害者雇用助成事業 [障害福祉課] | ▶ 職業体験受入れ奨励金、雇用促進奨励金 | | | | 704 |
| 91 | 就労定着支援の推進 [障害福祉課] | ▶ 生活リズム・家計・体調管理等の指導・助言 ▶ 就労定着支援事業所に対する説明会 | | | | 2,279 |

障害者差別の解消と権利の擁護

現状

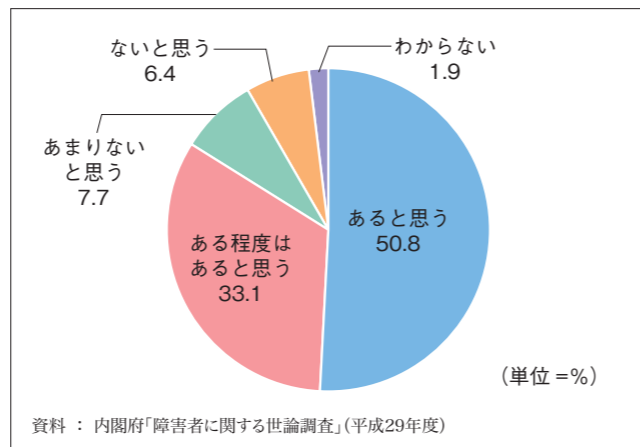
- 平成28年4月に障害者差別解消法が施行され、全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指しています。
- 国は、平成27年2月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」を定め、この方針に即し、各省庁において「職員対応要領」や「事業者のための対応指針」が作成されています。また、都では30年10月に「東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例」が施行しました。
- 区では、障害者差別解消法の施行を踏まえ、職員が事務・事業を行うに当たり守るべき服務規律として、職員対応要領を定めるとともに、障害者差別解消支援地域協議会において、相談事例や差別解消のための取組の協議を行っています。
- また、心のバリアフリーを推進するため「地域支援フォーラム」等を開催し、障害者の生活支援を実践している第一人者による講演等を行うとともに、「心のバリアフリーハンドブック」を作成し、障害者差別解消法の周知・啓発を行っています。さらに、情報のバリアフリーを推進するため、手話対応職員の配置や区役所窓口への拡大鏡・筆談ボードの設置等を行っています。
- 加えて、障害者虐待防止センターを設置し、虐待の通報や届出・相談について、事実確認や安全確認を行い、関係機関とともに解決に向けた支援を行っています。

関連する主な計画等

- 文京区障害者・児計画（平成30年度～平成32年度）

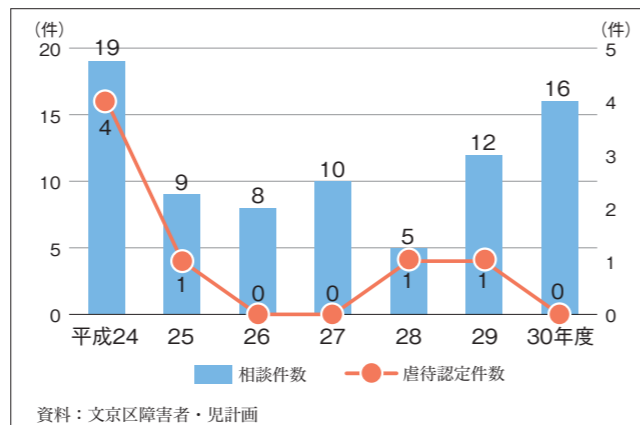
関連データ

① 障害のある人に対する差別や偏見の有無



内閣府の調査では、世の中には障害のある人に対して、障害を理由とする差別や偏見があると回答した人の割合は83.9%でした。そのうち、50.7%の人は、5年前に比べて障害のある人に対する差別や偏見は改善されたと回答しています。

② 障害者虐待防止センターの相談件数の推移



相談件数は、障害者虐待防止センターが設置された平成24年度が最も多く、その後は5～16件で推移しています。また、虐待認定件数は24年度で4件でしたが、その後は0～1件で推移しています。

課題解決に向けて取り組むべきこと

- ノーマライゼーション*の考え方に基づいた共生社会を実現するため、障害者が主体的に社会参画でき、心豊かに生活を送ることができる環境整備が必要です。

4年後の目指す姿

区民や事業者が、障害者に対する不当な差別的取扱いや合理的配慮に関する理解を深め、障害者が差別や虐待を受けることなく、自らの権利が十分に守られ、安心して暮らしている。

計画期間の方向性

● 心のバリアフリーの推進

障害の有無にかかわらず、共に育ち合い、住み慣れた地域で生活するため、子どもから大人まで様々な年代に対し、障害や合理的配慮に対する正しい知識を広め、理解の促進を図ります。

● 相談支援の充実と権利擁護の推進

障害者の権利や意見が尊重され、養護者等による虐待などを受けることなく、安心して生活が送れるよう、成年後見制度の普及や虐待防止体制の強化、障害者差別解消支援地域協議会における差別解消に向けた取組等を推進していきます。

手段（当初事業計画）

| 事業番号 | 計画事業(所管課) | 年次計画 | | | | 事業費(千円) |
|------|---------------------------|---|----------|----------|----------|---------|
| | | R2(2020) | R3(2021) | R4(2022) | R5(2023) | |
| 92 | 障害者差別解消推進事業 [障害福祉課] | ▶ 障害者差別解消支援地域協議会(情報交換・取組の協議) ▶ 啓発品の配布 | | | | 397 |
| 93 | 心のバリアフリー推進事業 [障害福祉課] | ▶ 「地域支援フォーラム」の支援(講演会等) ▶ 心のバリアフリーハンドブック改訂(令和2年度・4年度) | | | | 2,197 |
| 94 | 障害者虐待防止事業 [障害福祉課] | ▶ 障害者虐待防止センターの運営(虐待の通報や相談に対応) ▶ 区民向け講演会、障害者施設従事者等の研修会 | | | | 233 |
| 79 | 成年後見制度利用支援事業 [福祉政策課] | ▶ 成年後見制度利用助成事業(後見人への報酬助成) ▶ 権利擁護センター(利用支援、法人後見、相談) ● 成年後見制度中核機関の設置 試行 → 運営(制度の利用促進について評価・検証) | | | | 8,425 |

*ノーマライゼーション 障害のある人もない人も、子どもも高齢者も、全ての人が地域で普通(ノーマル)の生活を送ることを当然とし、共に認め合って普通の生活ができる社会を創造すること、また、その考え方

生活困窮者の自立支援

現状

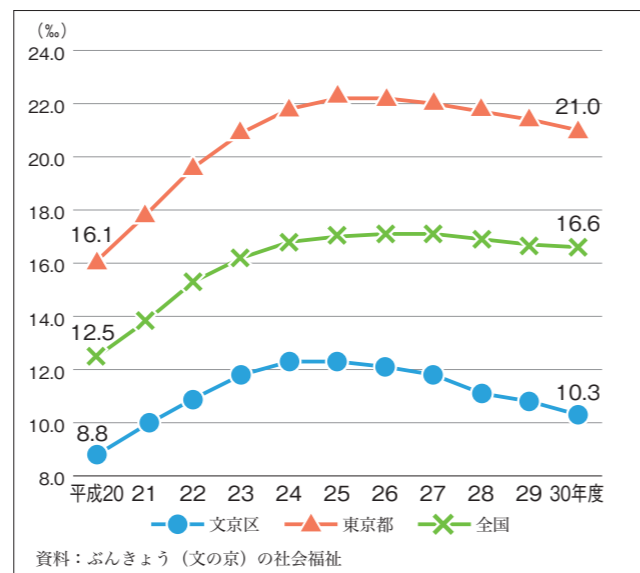
- 平成27年度に生活困窮者自立支援法が施行し、経済的に困窮し、生活保護受給に陥る恐れのある生活困窮者への支援制度が開始されました。
- 自立支援相談事業では、生活困窮者の自立に向けた総合的な相談支援を実施しています。生活困窮者が抱えている課題を分析し、支援が計画的かつ継続的に行われるよう自立支援計画を作成し、これに基づく各種支援が包括的に行われるよう、関係機関との連絡調整を行っています。
- 本区の生活保護受給者数は、平成24年度まで増加し続け、保護率も増加傾向にありましたが、社会経済状況の変化や、生活保護に至る前の生活困窮者への支援施策等により、近年は増加が抑えられている状況です。
- ひとり親家庭の自立に向けた相談支援については、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、平成20年度より母子家庭及び父子家庭自立支援給付事業である「高等職業訓練促進給付金等事業」「自立支援教育訓練給付金事業」を実施しています。
- 母子家庭及び父子家庭自立支援給付事業では、ひとり親家庭の父母が、より収入が高く安定した職に就くことができるよう、資格取得のための支援を行っています。

関連する主な計画等

- 文京区地域福祉保健計画 (平成30年度～平成32年度)

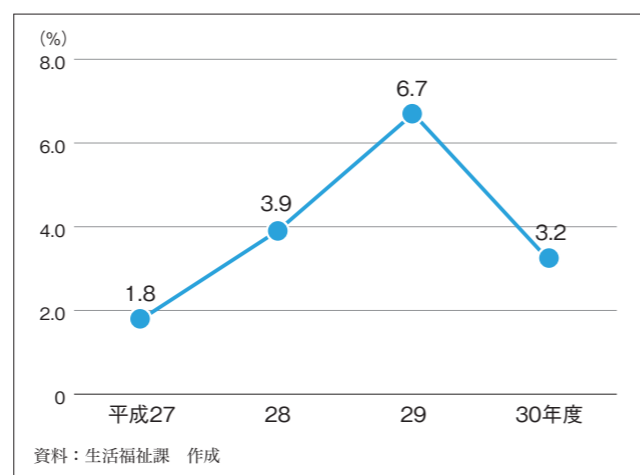
関連データ

①生活保護受給者の推移（保護率）



本区の生活保護の保護率は、平成24年度まで増加を続けていましたが、生活困窮者への支援施策等により、近年は増加が抑えられています。また、本区の保護率は全国や都と比較して低い状況にあります。

②自立支援相談事業の利用者で生活保護受給になった割合



自立支援相談事業の利用者で、生活保護受給となった人の割合は、10%以下で推移しています。

課題解決に向けて取り組むべきこと

- 生活保護に至る前の生活困窮者が、早期に社会的・経済的自立を図れるよう、各々の状況に応じた総合的かつ継続的な支援が必要です。
- ひとり親家庭が自立した生活を送るためには、就職に有利で生活の安定が図られる知識や技能の取得に関する支援が求められます。

4年後の目指す姿

生活困窮者が、個々の状況に応じた効果的な支援を受け、社会的・経済的に自立した生活を送っている。

計画期間の方向性

● 個々の状況に応じた包括的・継続的な支援

生活困窮者やひとり親家庭の父母が、社会的・経済的に自立できるよう、本人の状況に応じた、包括的・継続的な支援を行います。

手段（当初事業計画）

| 事業番号 | 計画事業(所管課) | 年次計画 | | | | 事業費(千円) |
|------|----------------------------------|---|----------|----------|----------|---------|
| | | R2(2020) | R3(2021) | R4(2022) | R5(2023) | |
| 83 | 生活困窮者自立支援相談事業 [生活福祉課] | ▶自立支援相談事業(就労・自立支援に関する相談) ▶住居確保給付金(就職活動のため一定期間家賃相当額の支給) ▶就労準備支援事業(就労に必要な知識・能力の向上) ▶一時生活支援事業(住居を持たない生活困窮者に宿泊場所等の提供) ▶家計相談支援事業(家計に関する相談) | | | | 29,014 |
| 95 | 母子家庭及び父子家庭自立支援給付金事業 [生活福祉課] | ▶自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練給付金 等 | | | | 5,456 |

主要課題
No.25

適正な医療保険制度の運営

現状

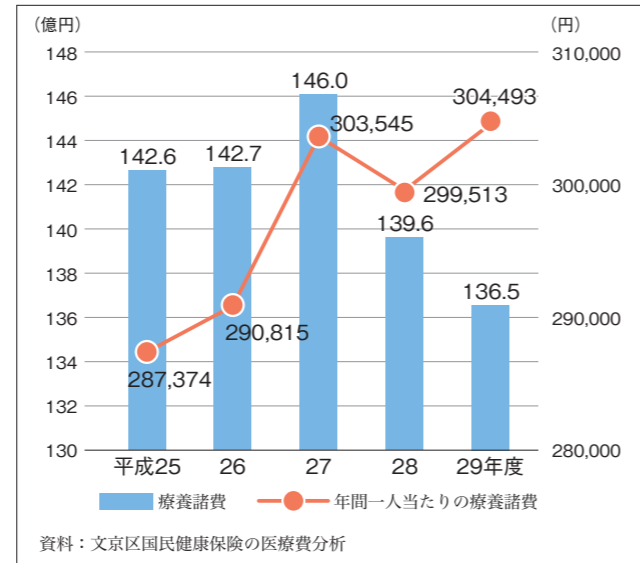
- 本区の国民健康保険の被保険者数は、平成31年4月1日現在で42,951人となっており、後期高齢者医療制度が開始された20年度以降は、減少が続いています。
- 療養諸費は平成28年度から減少し、29年度は136億5,376万円でした。一方、年間一人当たりの療養諸費は、29年度は304,493円で、増加傾向が続いています。
- ジェネリック医薬品（後発医薬品）は、先発医薬品と治療学的に同等のものとして製造販売が承認され、先発医薬品より薬価が安くなっています。平成28年度のジェネリック代替の通知対象医薬品で、1年間に処方された医薬品のうち、後発医薬品がある処方医薬品を、全て最も安価な医薬品に置き換えた場合、最大360.8百万円の医療費の削減効果と試算されています。
- 本区のジェネリック医薬品の使用率は徐々に増加していますが、国の目標値（令和2年9月までに80%）に達する水準には至っていません。
- 保険財政への影響が大きい人工透析患者数は、平成28年度の月平均で131.3人となっており、25年度の113.5人から15.6%増加しています。糖尿病の合併症である糖尿病性腎症の予防や、新たな人工透析患者の抑制に向けた取組が必要です。

関連する主な計画等

- 文京区国民健康保険第1期データヘルス計画（平成30年度～平成35年度）

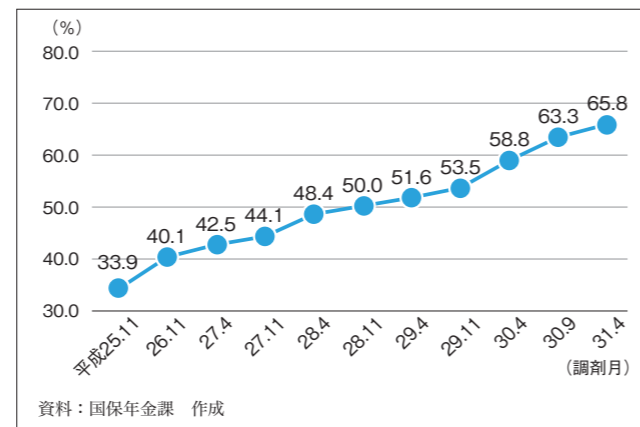
関連データ

①療養諸費等の推移



平成29年度の療養諸費総額に対する内訳は、「内科入院」31.3%、「内科入院外」36.8%、「歯科」8.3%、「調剤」19.8%などとなっています。

②ジェネリック医薬品使用率（数量ベース）



使用率は増加傾向ですが、国は令和2年9月までに80%とする目標を示しており、その達成には、更なる普及と啓発が必要です。

課題解決に向けて取り組むべきこと

- 区民一人ひとりが、健康や医療費に関する理解を深め、医療費の抑制を図る必要があります。
- ジェネリック医薬品の利用促進を図り、被保険者負担の軽減と医療費の抑制につなげる必要があります。
- 保険財政への影響が大きい人工透析患者数を抑制するため、糖尿病性腎症の重症化予防の対策を推進する必要があります。

4年後の目指す姿

高齢化の加速により、急激な医療費の増加にならないよう、健康や医療費に関する区民の理解が深まるとともに、データヘルス*の考え方に基づく保健事業が展開されることで、医療費の適正化や安定的な医療保険制度の運用が図られている。

計画期間の方向性

●健康や医療費に関する理解の促進

ジェネリック医薬品の普及や、医療費に関する理解促進に取り組むとともに、糖尿病性腎症の重症化予防を推進し、国民健康保険被保険者負担の軽減と、将来に向けた医療費の抑制を図ります。

手段（当初事業計画）

| 事業番号 | 計画事業(所管課) | 年次計画 | | | | 事業費(千円) |
|------|----------------------------|---|----------|----------|----------|---------|
| | | R2(2020) | R3(2021) | R4(2022) | R5(2023) | |
| 96 | 糖尿病性腎症重症化予防事業 [国保年金課] | ▶糖尿病性腎症の重篤化による透析治療への移行防止 ▶保健指導(支援計画等)、医療機関受診勧奨(未治療者への勧奨) | | | | 13,048 |
| 97 | 医療費の適正化 [国保年金課] | ▶ジェネリック医薬品の普及(差額通知、切替促進通知、PR等) ▶医療費通知 | | | | 9,802 |

*データヘルス 電子化されたレセプト情報や特定健康診査等の結果を適切な管理のもとで、各保険者がデータ分析し、被保険者の健康課題を把握した上でより効果的・効率的に保健事業を実施すること。

主要課題
No.26

区民の主体的な生活習慣の改善

現状

- 平成30年度の区民の死因のうち、生活習慣との関わりが強い3大死因（悪性新生物・心疾患・脳血管疾患）の割合は、全体の50.4%となっています。
- 平成30年度の特定健康診査の受診率は44.8%で、ほぼ横ばいで推移しています。また、特定保健指導の実施率は、ほぼ横ばいでしたが、30年度は22.7%と増加しています。
- 特定健康診査の受診者に対する特定保健指導対象者の割合は、ほぼ横ばいで10%前後で推移しています。
- 平成28年度の健康に関するニーズ調査では、「普段、健康に気をつけている」と回答した区民は81.0%となっており、そのうち「食事・栄養に気を配る」が74.8%、「睡眠・休養を十分にとる」が61.2%などとなっています。
- 区では、運動・栄養などの基本的な生活習慣の改善を促す各種教室を実施しています。平成30年度の参加者の意識向上度は90%を超え、動機付けの機会となっています。

関連する主な計画等

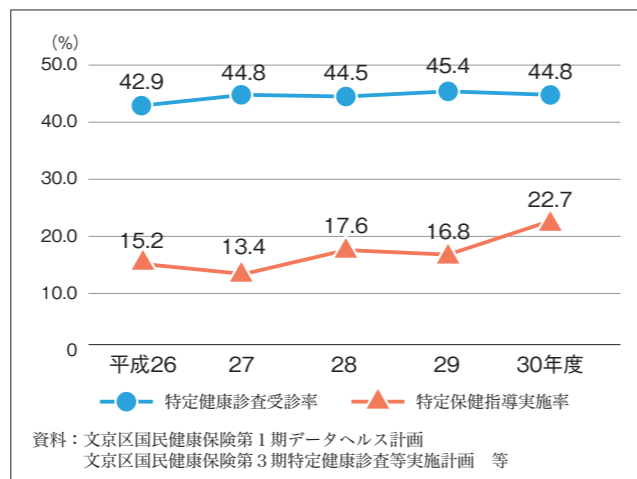
- 文京区保健医療計画（平成30年度～平成35年度）
- 文京区国民健康保険第1期データヘルス計画（平成30年度～平成35年度）
- 文京区国民健康保険第3期特定健康診査等実施計画（平成30年度～平成35年度）

課題解決に向けて取り組むべきこと

- 健康の保持増進のため、区民一人ひとりに適切な食習慣や運動習慣など、健康的な生活習慣の必要性を周知し、意識的な生活習慣改善を促す必要があります。
- 区民が健康管理に努められるよう、健康に寄与する様々な機会を提供するとともに、特定健康診査の受診率や特定保健指導の実施率の向上を図る必要があります。

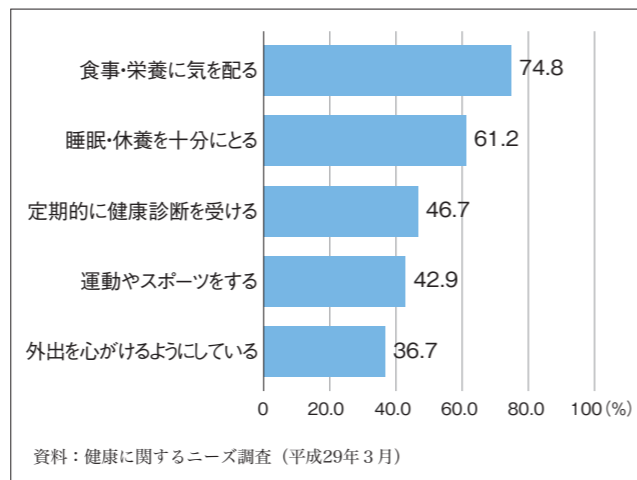
関連データ

① 特定健康診査・特定保健指導の実績



40歳以上の国民健康保険加入者に対して区が実施している特定健康診査の受診率はほぼ横ばい、特定保健指導の実施率は増加傾向ですが、いずれも率は低い状況です。

② 健康に気をつけている具体的な内容



食事や栄養、睡眠については、多くの区民が気をつけていますが、定期的な健康診断や運動習慣などについては、半数以下となっています。平成26年に実施したアカデミー推進計画に関する実態調査では、週に1回以上スポーツをする区民の割合は38.4%となっています。

4年後の目指す姿

健康の保持増進のため、区民一人ひとりが、健康的な生活習慣の必要性を理解し、主体的に健康管理を行っている。

計画期間の方向性

● 区民の生活習慣改善の促進

区民の健康の保持増進のため、適切な食習慣の改善や運動習慣の定着など、健康的な生活習慣の必要性を周知するとともに、日常的に運動ができる機会等を提供し、意識的な生活習慣改善を促します。

● 特定健康診査の受診率・特定保健指導の実施率の向上

生活習慣病の早期発見のため、特定健康診査や特定保健指導の勧奨等により、受診率や実施率の向上に取り組み、重症化予防を推進します。

手段（当初事業計画）

| 事業番号 | 計画事業(所管課) | 年次計画 | | | | 事業費(千円) |
|------|--------------------------------|--|----------|----------|----------|---------|
| | | R2(2020) | R3(2021) | R4(2022) | R5(2023) | |
| 98 | 生活習慣病予防事業 [保健サービスセンター] | ▶生活習慣病予防教室、ウォーキング教室、健康スキルアップ教室 | | | | 4,011 |
| 99 | 健康づくり事業 [保健サービスセンター] | ▶健康検査、自主トレーニング事業、健康づくり運動教室 | | | | 39,973 |
| 100 | 食育普及 [健康推進課] | ▶食育イベント、ぶんぎょう野菜塾、子ども野菜塾、講習会の開催 ▶ハピベジ加盟店*事業の実施(加盟店の募集・登録等) | | | | 3,515 |
| 101 | 特定健康診査・特定保健指導 [健康推進課・国保年金課] | ▶特定健康診査(対象:40歳以上の国民健康保険の被保険者等) ▶後期高齢者医療健康診査(対象:後期高齢者医療制度の被保険者) ▶特定保健指導(対象:特定健康診査の結果、生活習慣改善の必要のある方) | | | | 437,738 |

*ハピベジ 野菜摂取による健康の増進を目的とする様々な取組「ぶんぎょうHappy Vegetable大作戦」の通称

*ハピベジ加盟店 1食当たり野菜が120g以上含まれるメニューを提供している飲食店等

主要課題
No.27

がん対策の推進

現状

- 平成30年の本区の死亡者総数は1,640人であり、死因の第1位は悪性新生物（26.7%）となっています。人口10万人対の主要死因別死亡率の推移では、緩やかな減少傾向となっています。
- 平成30年8月、区は、都とともに「がん対策推進宣言」を行いました。
- がんの予防に向けては、生活習慣の改善等によりがんのリスクの減少を目指すほか、がん検診による早期発見・早期治療が大切です。
- 平成30年度の各がん検診の受診率は、乳がん20.2%、子宮がん23.9%、胃がん15.9%、大腸がん27.1%となっています。乳がん検診は16年度からマンモグラフィーを、胃がん検診は、29年度から胃内視鏡検査を実施しています。
- 平成28年度の健康に関するニーズ調査では、「普段、健康に気をつけている」と回答した区民は81.0%でしたが、そのうち「定期的に健康診断を受ける」と回答した割合は、46.7%となっており、がん検診等の更なる受診勧奨が必要です。
- 令和元年度より肺がん検診を開始するとともに、乳がん検診を無料化したことで、5つのがん検診の無料受診体制を整備しました。また、がん検診システムを稼働し、区民一人ひとりの受診履歴等を管理することで、未受診者への勧奨や要精検者の把握が可能となり、がんの早期発見・早期治療につなげていきます。
- また、これまでのがん医療では、医学的見地からの生存率等が重視されてきましたが、今日では、がんと診断されたときから将来にわたり、自分らしく生活し続けられる支援が求められています。

関連する主な計画等

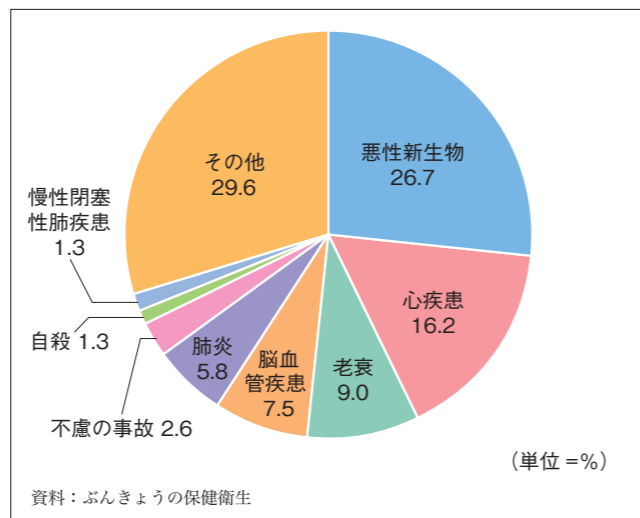
- 文京区保健医療計画（平成30年度～平成35年度）

課題解決に向けて取り組むべきこと

- がんによる死亡率を下げるためには、早期発見・早期治療が大切とされていることから、各種がん検診の受診率の更なる向上を目指す必要があります。
- 働く世代のがん患者の増加に伴い、治療を続けながら働く人が増えていることから、がん患者等の地域生活に向けた支援が必要です。

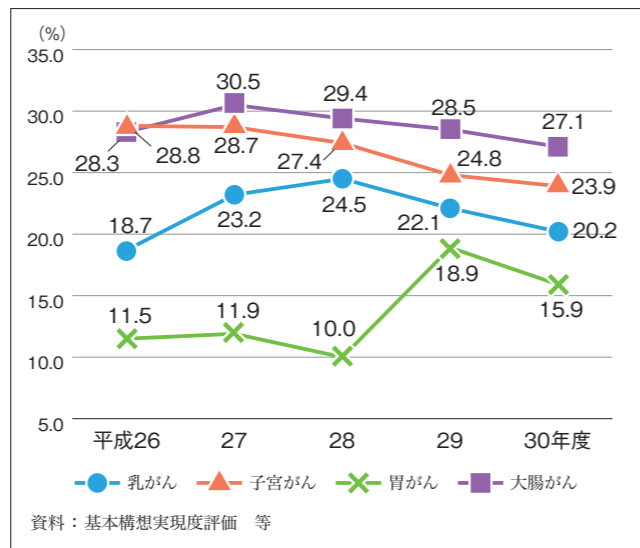
関連データ

① 主要死因別死亡の割合（平成30年）



悪性新生物・心疾患・脳血管疾患のいわゆる三大生活習慣病の割合は、50.4%です。

② 各種がん検診の受診率



大腸がん検診の受診率が最も高く30%前後で推移しています。

4年後の目指す姿

区民ががんに関する正しい知識を持ち、主体的ながん検診の受診が促されているとともに、がん患者等が、がんと向き合い自分らしい地域生活を送っている。

計画期間の方向性

- **がんに関する知識の普及と検診受診率の向上**
がんに関する正しい知識の普及啓発を推進するとともに、国の指針に基づく効果的な検診を実施し、がんの早期発見に向けた受診率の向上に取り組んでいきます。
- **がん患者等の地域生活に向けた支援の推進**
がん患者やその家族が、自分らしく安心した地域生活を送れるよう、必要な支援の充実を図ります。

手段（当初事業計画）

| 事業番号 | 計画事業(所管課) | 年次計画 | | | | 事業費(千円) |
|------|---------------------------------------|--|----------|----------|----------|---------|
| | | R2(2020) | R3(2021) | R4(2022) | R5(2023) | |
| 102 | 各種がん検診の実施 [健康推進課] | ▶がん検診システムによる各種がん検診の受診履歴の管理 【乳がん検診】 ・40歳以上の偶数年齢の区民(女性)：マンモグラフィー検査 ・受診勧奨(41歳の女性に無料クーポン券・検診手帳を送付) 【子宮がん検診】 ・20歳以上の偶数年齢の区民(女性)：子宮頸部の細胞診検査 ・受診勧奨(21歳の女性に無料クーポン券・検診手帳を送付) 【胃がん検診】 ・50歳以上の区民：胃X線検査 ・50歳以上の偶数年齢の区民：胃内視鏡検査 【大腸がん検診】 ・40歳以上の区民：便潜血検査 【肺がん検診】 ・40歳以上の区民：胸部X線検査 | | | | 721,070 |
| 103 | がん知識の普及・啓発 [健康推進課] | ▶ピンクリボンキャンペーン(乳がん検診受診促進) ▶がん検診講演会、パンフレット 等 | | | | 359 |
| 32 | 健康・体力増進事業 [教育センター] | ▶授業支援人材の派遣、地域大学との連携(体力アップトレーナー・体力向上アドバイザー) ▶「文京版サーキットトレーニング」の実践 ▶体力・健康づくりに関するイベント ▶がん教育(大学や病院との連携、ゲストティーチャーの派遣等) | | | | 27,445 |
| 104 | がん患者ウィッグ購入費用助成 [健康推進課] | ●ウィッグ・医療用帽子の購入費用助成 | | | | 3,000 |
| 105 | 骨髄移植ドナー支援制度 [予防対策課] | ▶骨髄提供に係る入院または通院期間中の休業補償(助成金)(対象：ドナーまたはドナーが勤務する事業所) | | | | 623 |
| 106 | 骨髄移植など特別の理由による任意予防接種費用助成制度 [予防対策課] | ▶骨髄移植等の理由による接種済みの定期予防接種の再接種に係る費用の助成 | | | | 762 |

主要課題
No.28

総合的な自殺対策の推進

現状

- 全国自殺者数は、平成10年以降3万人を超える水準で推移し、22年以降減少しているものの、年間2万人を超えており、自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺死亡者数）は、主要先進7か国で最も高い状況です。
- 本区の自殺死亡率は平成12年の32.3をピークに減少傾向にあり、30年で9.6となっています。
- 本区の自殺者数の推移をみると、平成12年の55人をピークに、25年以降は30人前後で推移し、30年は22人となっています。
- 平成26年から30年にかけて、本区で発生した自殺の原因・動機は「健康問題」が一番多く、次いで「経済・生活問題」「家庭問題」の順となっています。
- 平成29年に閣議決定した「自殺総合対策大綱」では、国の27年（2015年）の自殺死亡率18.5を、令和8年（2026年）までに13.0以下とする数値目標を掲げています。
- 平成28年に「自殺対策基本法」が改正されたことを踏まえ、令和元年度、「文京区自殺対策計画」を策定しました。計画に基づき、自殺対策の基盤となる活動や連携体制の構築を図るとともに、自殺死亡率の減少傾向の維持を目標に、自殺対策を総合的に推進しています。

関連する主な計画等

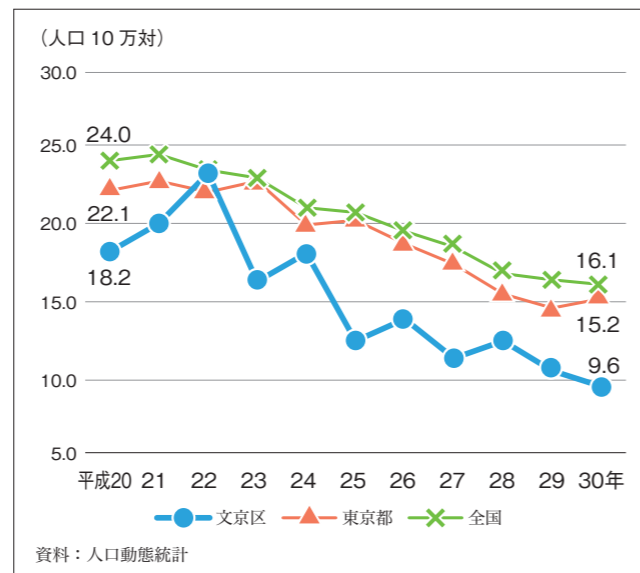
- 文京区自殺対策計画（令和元年度～令和5年度）
- 文京区保健医療計画（平成30年度～平成35年度）

課題解決に向けて取り組むべきこと

- 自殺の原因・動機には、健康問題、経済・生活問題、家庭問題など様々な問題がある場合が多いため、自殺対策を支える人材育成と適切な相談先につなぐネットワークの強化を行う必要があります。

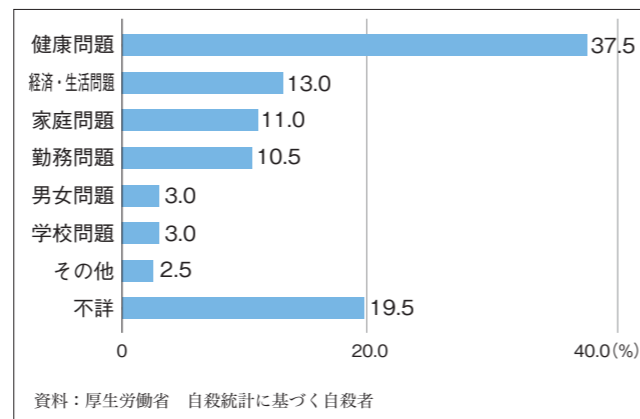
関連データ

① 自殺死亡率の推移



本区の自殺死亡率は減少しており、平成30年では、都の15.2、全国の16.1よりも低くなっています。

② 自殺の原因・動機別割合（平成26～30年）



遺書等の自殺を裏付ける資料により明らかに推定できる原因・動機を自殺者一人につき3つまで計上しています。自殺の原因・動機は「健康問題」が最も多い状況です。

4年後の目指す姿

自殺対策の基盤となる活動の推進や連携体制の強化により、区の自殺死亡率の減少傾向が維持されている。

計画期間の方向性

● 自殺対策の啓発と人材育成

自殺対策は「生きるための支援」であることを踏まえ、区民一人ひとりが自殺対策を正しく理解し、その重要性を認識できるよう、啓発活動を推進します。また、自殺対策を推進する上で基盤となる人材（ゲートキーパー*）の育成に取り組みます。

● 関係機関・地域ネットワークの強化

悩みを抱える人を早期に発見し、適切な支援につなぐため、区や関係機関等とのネットワークを強化し、相談しやすい地域づくり等、自殺対策を推進する環境を構築します。

手段（当初事業計画）

| 事業番号 | 計画事業(所管課) | 年次計画 | | | | 事業費(千円) |
|------|--------------------------|----------|----------|----------|---|---------|
| | | R2(2020) | R3(2021) | R4(2022) | R5(2023) | |
| 107 | 総合的な自殺対策の推進 [予防対策課] | | | | | 1,082 |
| | (自殺対策の啓発・周知) | | | | ▶講演会、相談窓口リーフレット、メンタルチェックシステム、自殺対策強化月間での啓発 | |
| | (自殺対策を支える人材育成) | | | | ▶ゲートキーパー養成講座(区民・職員・関係機関) | |
| | (関係機関等のネットワーク) | | | | ▶自殺対策推進会議・自殺対策委員会(関係機関の連携) ●自殺未遂者対策連絡会(仮) 検討 → 設置(自殺未遂者・家族支援のあり方の検討) | |

*ゲートキーパー 地域や職場、教育、その他様々な分野において、身近な人の自殺のサインに気づき、その人の話を受け止め、必要に応じて専門相談機関につなぐなどの役割を担う人

主要課題
No.29

受動喫煙等による健康被害の防止

現状

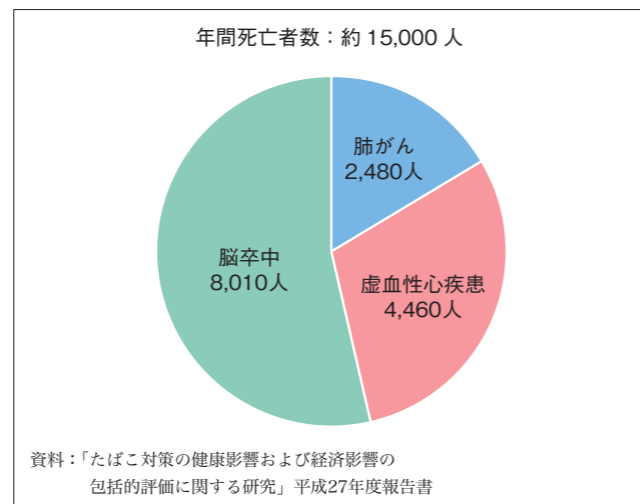
- 厚生労働科学研究費補助金「たばこ対策の健康影響および経済影響の包括的評価に関する研究」平成27年度報告書では、日本における受動喫煙による死亡者数は、約15,000人と推計され、受動喫煙により「肺がん」「脳卒中」「虚血性心疾患」「乳幼児突然死症候群（SIDS）」のリスクが高まる研究結果も報告されています。
- 国は、望まない受動喫煙を防止するため、平成30年に健康増進法を改正し、多数の者が利用する施設等の区分に応じ、一定の場所を除き喫煙を禁止する措置や地方公共団体の責務等を定めました。
- さらに、都においても、子どもの生命及び健康を守ることを目的とした「子どもを受動喫煙から守る条例（平成30年4月施行）」や、屋内での受動喫煙による健康被害を未然に防止し、誰もが快適に過ごせるまちを実現するための独自のルールを盛り込んだ「受動喫煙防止条例」を制定し、31年1月から段階的に施行しています。
- 都条例では、学校や保育園・幼稚園等を敷地内禁煙とするほか、多くの人々が利用する老人福祉施設や運動施設、ホテル等については、原則屋内禁煙とする等の規制を行います。また、受動喫煙を防止するための措置を総合的・効果的に推進するため、区や関係機関等と連携・協力していく必要があります。
- 本区における区民の喫煙習慣は11.9%で、喫煙は様々な疾病の原因となるため、未成年者や妊娠中の喫煙防止についての普及啓発や、禁煙治療への支援等を行う必要があります。

関連する主な計画等

- 文京区保健医療計画（平成30年度～平成35年度）

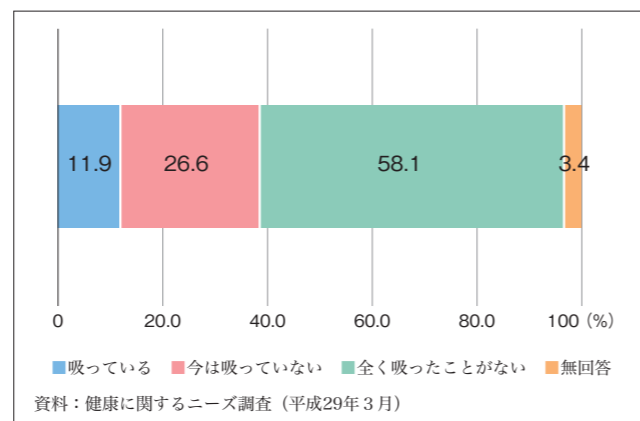
関連データ

① 受動喫煙による年間死亡者数の推計



日本の受動喫煙による年間の死亡者数は、肺がんや脳卒中など約15,000人と推計されています。また、肺がんや乳幼児突然死症候群などのリスクが高まるともされています。

② 本区における区民の喫煙習慣



喫煙習慣は11.9%で、国の17.7%（平成29年度）や都の18.3%（平成28年度）より低い状況です。（国：国民栄養調査、都：東京都健康推進プラン21（第二次）中間評価報告書）

課題解決に向けて取り組むべきこと

- 受動喫煙を防止するための措置を総合的・効果的に推進する必要があります。
- 区民の喫煙率の低下に向けた取組を充実させる必要があります。

4年後の目指す姿

区民等の喫煙による健康被害に関する意識が高まり、主体的な禁煙行動が促進されるとともに、改正健康増進法や東京都受動喫煙防止条例に基づく、受動喫煙防止の取組が推進されている。

計画期間の方向性

● 受動喫煙防止対策の推進

望まない受動喫煙を生じさせない環境を整備するため、区民等に対し、受動喫煙防止への理解促進を図るとともに、区内の飲食店等が改正健康増進法や東京都受動喫煙防止条例に基づく適切な対応がとれるよう、普及啓発に取り組みます。

● 喫煙による健康被害の防止

あらゆる世代に向けて、喫煙による健康への悪影響について啓発するとともに、区民の主体的な禁煙に向けた取組を支援します。

手段（当初事業計画）

| 事業番号 | 計画事業(所管課) | 年次計画 | | | | 事業費(千円) |
|------|--|--|----------|----------|----------|---------|
| | | R2(2020) | R3(2021) | R4(2022) | R5(2023) | |
| | | ●改正健康増進法・東京都受動喫煙防止条例(全面施行) | | | | - |
| 108 | 受動喫煙防止対策事業 [健康推進課] | ●法改正や新制度の普及・啓発(ポスター、チラシ、講演会) ●施設管理権原者等への普及・啓発 (ハンドブック、標識掲示パンフレット、アドバイザー派遣) ●健康増進法・東京都受動喫煙防止条例違反に対する指導 | | | | 14,685 |
| 109 | 喫煙・受動喫煙による健康被害防止の普及啓発及び禁煙支援 [健康推進課] | ▶禁煙・受動喫煙防止の啓発(リーフレット、ポスター、講演会等) ▶禁煙外来治療費助成 | | | | 1,415 |

中小企業の企業力向上

現状

- 国の経済センサス調査では、本区の中小企業数は減少傾向にあり、平成28年調査における区内事業所数は、13,018所です。
- 区では、東京商工会議所と連携し、中小企業・小規模事業者の経営改善など、経営上の様々な課題を相談できる窓口を設置しており、相談内容は、金融に関する相談が7割以上を占めています。
- また、中小企業支援員が区内企業を訪問し、中小企業向け支援施策の紹介や経営相談を行っており、経営基盤の安定に向けた支援が求められています。
- 平成30年6月に施行された「生産性向上特別措置法」に基づき、区においても、導入促進基本計画を策定し、中小企業の実産性向上のため、設備投資を促進しています。
- 厚生労働省公表の「新規大卒就職者の離職状況」によると、新規大卒就職者の約4割、新規大卒就職者の約3割が、就職後3年以内に離職しています。事業所の規模が小さくなるほど離職率が高くなる結果が出ており、中小企業における人材不足の要因の一つとも言えます。
- 区では、創業に関する支援事業として、セミナーや資金融資あっせんを行っており、参加者や利用者数の増加に伴い、創業者数も増加しています。また、チャレンジショップ支援事業により創業後のフォローを行っています。
- 国では創業に対する国民の理解・関心を深めるため、創業の普及啓発に関する取組（創業機運醸成事業）を推進しています。

関連する主な計画等

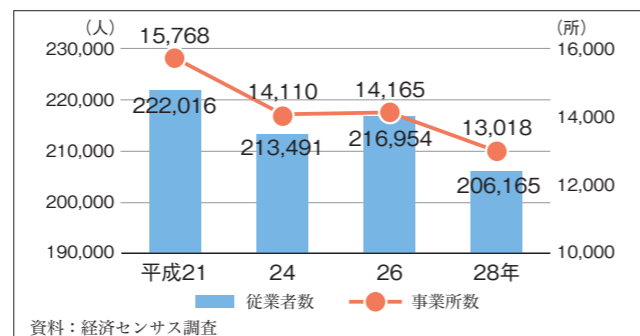
- 生産性向上特別措置法に基づく導入促進基本計画
- 文京区創業支援等事業計画（平成27年度～令和4年度）

課題解決に向けて取り組むべきこと

- 区内中小企業の経営基盤の強化が必要です。
- 区内中小企業に対し、先端設備導入促進等による生産性の向上や、SDGsの本質的な理解及び浸透の更なる推進が必要です。また、地域産業の支援や産学連携を推進する必要があります。
- 若年者の就労支援及び区内中小企業の人材確保・定着の推進が必要です。
- 多様な創業の促進及び国の動向を踏まえた文京区版の創業機運醸成事業の構築が必要です。

関連データ

① 区内事業所数の推移



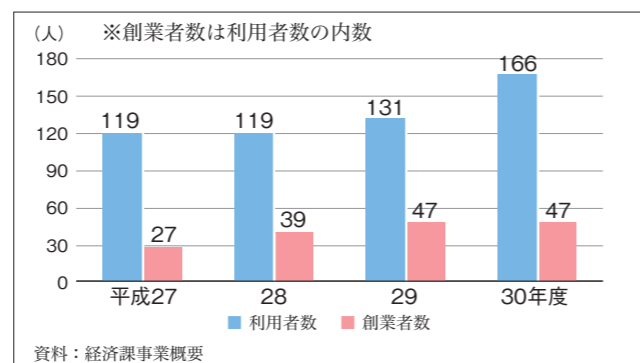
平成28年の経済センサス調査における産業別上位3分野は、卸売業・小売業が23.98%、宿泊業・飲食サービス業が12.03%、不動産業・物品賃貸業が11.36%となっています。

② 経営相談及び中小企業等支援訪問件数の推移

| 年度(平成) | 27 | 28 | 29 | 30 |
|-------------|-------|-------|-------|-------|
| 経営相談 | | | | |
| 経営一般 | 40 | 8 | 17 | 0 |
| 金融 | 1,258 | 1,051 | 1,048 | 1,096 |
| その他 | 264 | 273 | 317 | 325 |
| 中小企業支援員訪問件数 | 307 | 553 | 607 | 630 |

資料：経済課事業概要 (単位：件)
経営相談及び中小企業支援員訪問相談の件数が増加しており、企業に対する支援が求められています。

③ 創業支援事業の利用者数等の推移



創業支援事業の利用者数及び創業者数は、ともに増加傾向にあります。

4年後の目指す姿

多様な人材の確保など、区内中小企業の経営基盤が強化されるとともに、生産性を高める取組が推進され、持続可能な企業活動が活発に行われている。さらに、多様な創業が促進され、産業の新陳代謝が進み、区内産業が活性化している。

計画期間の方向性

● 中小企業の経営基盤強化・生産性向上

中小企業のニーズに応じたきめ細かな支援を推進するとともに、SDGsやSociety5.0の視点も踏まえ、中小企業の実産性を高める取組を支援することで、企業力の向上と、中長期を見通した持続可能な区内産業の振興を図ります。

● 多様な創業の促進

区内における多様な創業を総合的に支援し、区内の産業振興や地域経済の活性化を図るとともに、創業に対する区民の理解・関心を深めるため、普及啓発に関する取組を推進します。

手段(当初事業計画)

| 事業番号 | 計画事業(所管課) | 年次計画 | | | | 事業費(千円) |
|------|-------------------------|---|----------|----------|----------|-----------------------------|
| | | R2(2020) | R3(2021) | R4(2022) | R5(2023) | |
| 110 | 中小企業支援事業 [経済課] | ▶ 窓口での経営相談、中小企業支援員による訪問相談 ▶ 融資あっせん ▶ 持続可能性向上支援補助(省エネ設備・生産性向上設備) ▶ 各種認証取得等補助 ● 企業力向上セミナー(SDGs・Society5.0・働き方改革等) | | | | 185,087 |
| 111 | 中小企業人材確保支援事業 [経済課] | ▶ インターンシップ、就職面接会 等 ● 中小企業と地域の多様な人材とのマッチング支援(若年者・女性・リカレント教育受講者等) | | | | 33,704 |
| | | | | | | 対象者(シニア層等)の拡大● |
| 112 | 創業支援事業 [経済課] | ▶ 創業支援セミナー、創業相談、融資あっせん 等 ▶ チャレンジショップ支援事業(家賃補助、経営相談、地域貢献事業補助) ● 創業機運醸成プロジェクト(創業入門サロン、チャレンジマインド養成プログラム) | | | | 24,974 |
| | | | | | | ● 対象者の拡大 ● 創業支援等事業計画の見直し |

主要課題 No.31 商店街の活性化

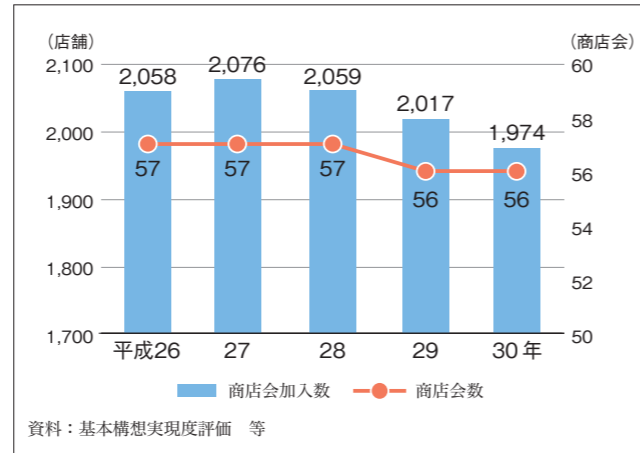
現状

- 商店街は、地域コミュニティにとっても重要な役割を果たしている基盤です。平成30年12月時点で、文京区商店街連合会加盟の商店会が56あり、1,974店舗が商店会に加入していますが、ここ数年、商店会加入数は減少傾向にあります。
- 店主の高齢化が進み、後継者不足が課題となっています。平成28年度「東京都商店街実態調査報告書」では、都内商店会の役員の平均年齢の割合が最も多いのは「60歳代」で52.2%、次いで「50歳代」が25.5%、「70歳代以上」が18.0%となっています。
- また、商店街の抱える課題について、「後継者が不足している」が65.9%と最も多い結果となっています。次いで、「商店街に集客の核となる店舗がない・弱い」「商店街の業種構成に不足がある」が多い回答です。
- 区では、インバウンド（訪日外国人旅行者）の増加を見据えるとともに、商店街の組織力を強化し、地域特性に応じた活性化を図るため、イベントや環境整備等の商店会活動への補助事業や商店街エリアプロデュース事業により支援を行っています。また、個店の売上増加を図るため、プレミアムお買物券事業等の文京区商店街連合会の取組を支援するとともに、商店街の若手人材の育成にも取り組んでいます。
- 国では、2020年訪日外国人旅行者数4,000万人等の目標を掲げるほか、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催等を視野に入れたキャッシュレス化を推進しています。

関連データ

① 区内商店会と商店会加入店舗数の推移

(数値は各年12月末日時点)



商店会への新規加入よりも退会数が多く、ここ数年は、商店会加入数が減少傾向にあります。また、商店会数も平成29年に減少しています。

② 商店街エリアプロデュース事業の実績

| エリア | 支援期間 | 主な支援内容 |
|--------------|---------|-----------------------|
| 根津エリア | 28年度から | 多言語エリアマップ作成、スタンプラリー実施 |
| 白山上向丘商店街振興組合 | 28年度 | ホームページの多言語化 |
| 音羽護国寺商店会 | 28年度 | 新規イベント実施 |
| 地藏通り商店街振興組合 | 29年度 | 多言語パンフレット作成 |
| 小石川エリア | 29・30年度 | 新規イベント実施 |
| 白梅商店会 | 30年度から | スタンプラリー実施 |
| よみせ通り商栄会 | 30年度 | イベントの多言語発信 |
| 白山下商店会 | 令和元年度 | 地域の魅力発信ポスター作成 |
| 本郷エリア | 令和元年度 | イベントの情報発信 |

根津エリア：八重垣謝恩会、根津宮永商盛会、根津銀座通り商盛会
 小石川エリア：福德会、伝通院前通り三盛会、茗荷谷五協会
 本郷エリア：本郷二・三丁目商店会、本郷四・五丁目商店会

資料：経済課 作成

商店街のエリアの特性を生かした取組を平成28年度から実施しています。

課題解決に向けて取り組むべきこと

- 商店会のある地域の特性を生かした取組の支援と、商店街の活性化が必要です。
- 商店会活動の担い手となる人材の育成が必要です。
- インバウンド需要を取り込むため、商店街における多言語化等により、快適な購買環境を整備する必要があります。

4年後の目指す姿

地域の特性を生かした魅力的で活気のある商店会活動が行われているとともに、外国人観光客等を含む、商店街を訪れる全ての人にとって快適な購買環境が整備されている。

計画期間の方向性

● 地域特性を生かした商店街活性化

個店の経営力強化や商店街の販売促進を図るため、地域の特性を生かした商店会の主体的な取組を支援し、商店街の活性化につなげます。

● 利便性の高い快適な購買環境の整備

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に伴う外国人観光客の増加等を踏まえ、商店の多言語化やキャッシュレス化を促進し、利便性の高い購買環境の整備を進めます。

手段（当初事業計画）

| 事業番号 | 計画事業(所管課) | 年次計画 | | | | 事業費(千円) |
|------|---------------------------|--|----------|----------|----------|---------|
| | | R2(2020) | R3(2021) | R4(2022) | R5(2023) | |
| 113 | 商店街振興対策事業 [経済課] | ▶商店街エリアプロデュース事業 (専門プロデューサーを派遣し、重点エリア3地区・文京区商店街連合会等を支援) ●各地区等をつなぐ広域的な活性化の手法を検討・実施 (情報発信・イベント等) | | | | 7,111 |
| 114 | 商店街販売促進・環境整備事業 [経済課] | ▶商店街販売促進事業(イベント等に対する補助) ▶商店街環境整備事業(街路灯・フラッグ作成・多言語対応等に対する補助) | | | | 47,408 |
| 115 | ウェルカム商店街事業 [経済課] | ▶多言語対応やキャッシュレス決済等に関するセミナー (購買環境の向上、インバウンド需要の取込み) | | | | 2,411 |

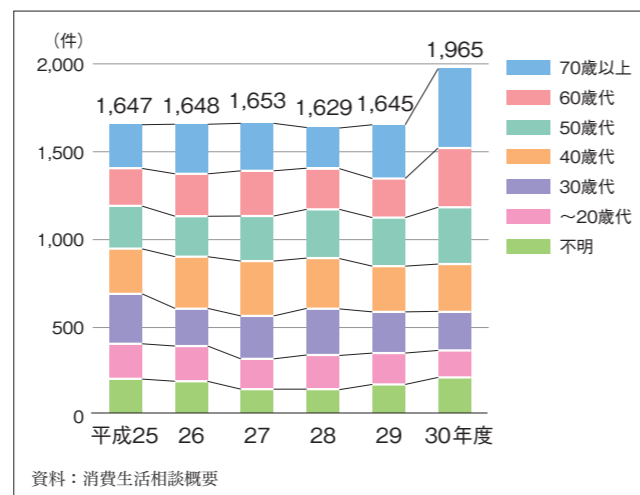
主要課題 No.32 消費者の自立

現状

- 区では昭和40年に消費生活センターの前身である消費者相談室を開設して以降、消費者と事業者との間の情報力・交渉力などの構造的な格差を補う、トラブル解決のための相談事業を行っています。
- 平成30年の全国の消費生活相談件数は約100万件で、公的機関等をかたる架空請求詐欺、電気・通信サービス、定期購入、投資のトラブル等が増加の目立つ相談内容となっています。
- 文京区消費生活センターに寄せられる消費者相談件数は、平成30年度は1,965件で、年齢層は70歳以上が最も多く、次いで60歳代、50歳代となっています。還付金詐欺、架空請求や通信・接続料、不動産貸借に関する内容の相談が多く、被害の未然防止が急務となっています。
- 区では、消費生活展などの事業を7つの登録消費者団体及び消費生活推進員との協働により実施し、消費者トラブル防止等の啓発事業を行っています。
- 消費者庁は平成27年より「倫理的消費調査研究会」を立ち上げ、SDGsの目標12「つくる責任 つかう責任」の達成に向けて、地域の活性化や雇用なども含む、人や、社会、環境に配慮した消費行動である「エシカル消費*」を推進しています。

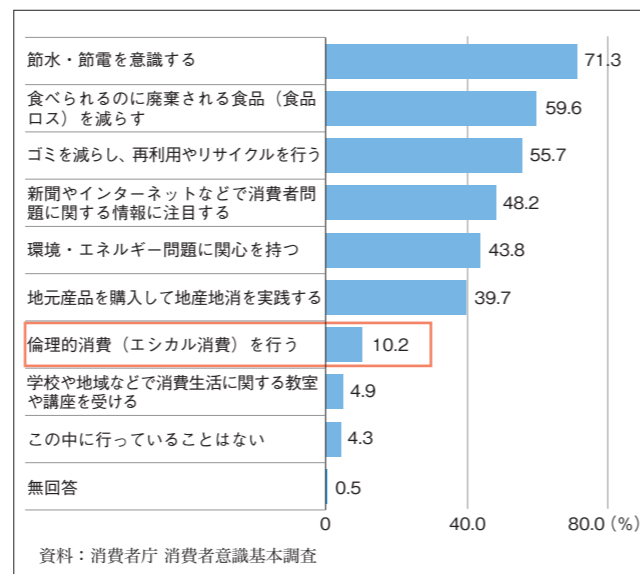
関連データ

①消費生活センターの消費相談件数の推移



平成30年度の相談件数の増加のうち、60歳代、70歳以上の相談が前年度に比べて1.6倍に急増しています。

②日頃の消費生活で行っていること



消費者庁「消費者意識基本調査(平成30年度)」における、日頃の消費生活に関する回答。エシカル消費に関する認知度・関心は高くありません。

課題解決に向けて取り組むべきこと

- 時流を捉えた消費者教育の推進と消費者啓発人材の育成が必要です。
- 区民の安全・安心な消費生活を支える消費者相談事業の充実が必要です。

4年後の目指す姿

時流を捉えた消費者教育やきめ細かな消費相談体制により、全ての世代において消費者トラブルの防止が図られ、区民が安全・安心な消費生活を持続的に送れる「スマートコンシューマー(賢い消費者)」になっている。

計画期間の方向性

●消費者教育の推進

消費者トラブルを未然に防止するため、各年代に適した体系的な消費者教育を推進します。また、エシカル消費の普及啓発に取り組み、日々の消費行動から「つくる責任 つかう責任」の意識の定着を促します。

●消費相談体制の充実

多様化する消費者トラブル等を防止するため、消費生活相談体制の充実を図るとともに、消費者団体の支援や消費生活推進員の育成に取り組み、区民の自立した消費活動を促進します。

手段(当初事業計画)

| 事業番号 | 計画事業(所管課) | 年次計画 | | | | 事業費(千円) |
|------|----------------------|----------|----------|----------|----------|---------|
| | | R2(2020) | R3(2021) | R4(2022) | R5(2023) | |
| 116 | 消費者普及啓発事業 [経済課] | | | | | 31,410 |
| | (消費者教育の推進) | | | | | |
| | (消費者相談室) | | | | | |
| | (消費者団体の支援) | | | | | |
| | (消費生活推進員の育成) | | | | | |

注：(消費者教育の推進) 消費生活研修会(消費生活の知識の啓発) ●エシカル消費の普及啓発・人材の育成(イベントでの活用)
 (消費者相談室) 消費生活相談員による出前講座(多様化した消費者トラブルの防止) ●成年年齢引き下げに伴う被害防止啓発(令和4年から成年年齢引き下げ)
 (消費者団体の支援) 区内の消費生活団体と協働した消費者啓発イベント
 (消費生活推進員の育成) 消費生活推進員養成講座 ▶講座修了生(消費生活推進員)と消費生活団体の協働による啓発活動

*エシカル消費 人や社会、環境に配慮した消費行動で、具体的には、障害者支援につながる商品やフェアトレード商品、被災地産品、エコ商品等の消費が挙げられる。

主要課題 No.33 文化資源を活用した文化芸術の振興

現状

- 本区には、小石川後樂園や六義園等の江戸の大名屋敷に由来する庭園や、護国寺や根津神社等の由緒ある寺社、古くから名のつく坂道等、文化財や史跡が数多く存在しています。
- また、森鷗外や夏目漱石をはじめとした文学者が多く住んだ地として、本区ならではの文化や歴史の継承、ゆかりの文化人の顕彰を進めています。本区ゆかりの文化人の功績を広めるため、平成26年度から「文の京ゆかりの文化人顕彰事業」を実施しています。
- 平成24年11月に、森鷗外の千駄木旧居（観潮楼）跡に「森鷗外記念館」を開館し、その生涯や活動を広く伝える様々な事業を行っています。令和4年には、没後100年を迎えます。
- さらに、文京ふるさと歴史館をはじめとする博物館や美術館等が数多く存在するほか、文化芸術の発信拠点である文京シビックホール等、文化施設が豊富です。
- 築20年を迎える文京シビックホールは、特定天井の耐震化及び機能改善に伴う改修工事のため、令和3年4月から1年6か月程度休館の予定です。
- 加えて、全日本かるた協会や全国的な競技かるた大会の会場、宝生能楽堂など、文化資源が多くあることから、平成29年度から競技かるたや能楽の事業に取り組み、区民が文化に親しめる機会を作っています。
- 平成29年6月には、国の「文化芸術基本法」が改正され、観光・まちづくり・国際交流・福祉・教育・産業等、文化芸術に関連する幅広い分野も含めた施策を、関係機関との連携により推進することが期待されています。

関連する主な計画等

- 文京区アカデミー推進計画（平成28年度～平成32年度）

関連データ

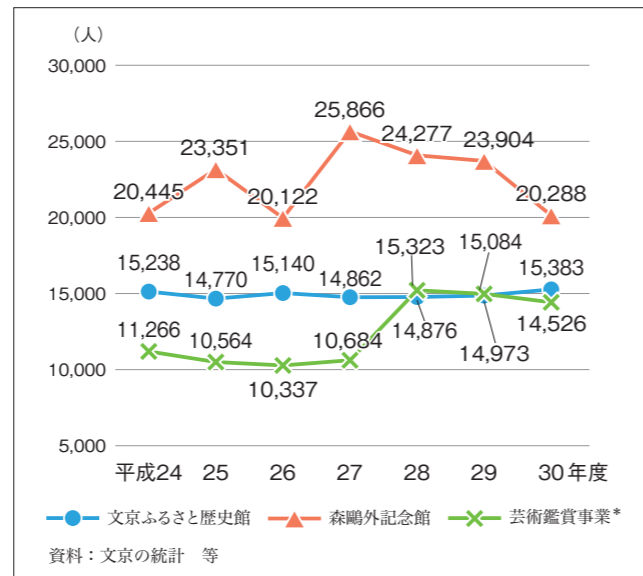
① 文の京ゆかりの文化人顕彰事業の実績

| 年度 | 顕彰対象文化人 | 実施事業 | 参加人数 |
|-----|------------------|---------------------|------|
| H26 | 佐藤春夫 | 朗読コンテスト、史跡めぐり、歴史講演会 | 607人 |
| H27 | 谷崎潤一郎 | 朗読コンテスト、史跡めぐり、歴史講演会 | 478人 |
| H28 | 宮沢賢治、高村光太郎、高村智恵子 | 朗読コンテスト、史跡めぐり、歴史講演会 | 744人 |
| H29 | 幸田露伴 | 朗読コンテスト、史跡めぐり、歴史講演会 | 924人 |
| H30 | 横山大観、嘉納治五郎 | 朗読コンテスト、史跡めぐり、歴史講演会 | 758人 |

資料：アカデミー推進課 作成

本区には、様々な分野のゆかりの文化人が多数いることが知られています。旧居所、文学碑・墓碑、作品の舞台となった地なども、数多く存在します。

② 森鷗外記念館等の観覧者数の推移



文京ふるさと歴史館の来館者数は横ばいです。森鷗外記念館は、年度により観覧者数に変動があります。

課題解決に向けて取り組むべきこと

- 本区ゆかりの文化人の顕彰は、多様な視点から検討し、推進することが必要です。
- 没後100年を迎える森鷗外の魅力をより一層発信する取組が必要です。
- 文京シビックホールは、多くの人に選ばれる魅力ある施設となるよう改修を行う必要があります。
- 多くの区民が色々な文化に親しみ、文化活動を行うことのできるメニューの充実が必要です。

4年後の目指す姿

多くの区民が、森鷗外をはじめとする本区ゆかりの文化人のほか、多様な文化資源に親しみ、歴史や文化の香り高い本区の魅力を認識している。

計画期間の方向性

● 地域の伝統や歴史に親しむ機会の充実

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会等をきっかけとして、区民が地域の文化や伝統等への関心を高めるとともに、区内にある多様な文化資源を活用し、区民が一層文化芸術に親しむことができる環境づくりに取り組めます。

● 区民に親しまれる文化施設の整備

設備等の老朽化が進む文京シビックホールや文京ふるさと歴史館について、区民に親しまれる多様な文化芸術の発信拠点としての役割を担うため、施設の改修や事業のあり方の検討を進めます。

手段（当初事業計画）

| 事業番号 | 計画事業(所管課) | 年次計画 | | | | 事業費(千円) |
|------|---|---|----------|----------|----------|---------|
| | | R2(2020) | R3(2021) | R4(2022) | R5(2023) | |
| | | 次期「文京区アカデミー推進計画」 | | | | - |
| 117 | 文の京ゆかりの文化人顕彰事業 [アカデミー推進課] | | | | | 2,285 |
| | | ▶ 生涯・没後の記念年を迎える文化人等の顕彰(リーフレット、朗読コンテスト、歴史講演会、史跡めぐり等) ● 森鷗外生誕160年・没後100年記念事業 | | | | |
| 118 | 文京ふるさと歴史館の特別展、普及事業 [アカデミー推進課] | | | | | 10,562 |
| | | ▶ 特別展、収蔵品展 ▶ 歴史教室、史跡めぐり、ワークショップ ▶ 友の会活動支援 等 | | | | |
| 119 | 文化育成事業 [アカデミー推進課] | | | | | 29,180 |
| | | ▶ 文化芸術の発表会等(合唱、民謡等) ▶ 能プロジェクト(能楽の鑑賞・体験プログラム) ▶ ミューズフェスタ(文の京ミュージアムネットワーク) ● 2020インターナショナル小倉百人一首かるたフェスティバル(全日本かるた協会との共同による全国規模のかるた大会等) | | | | |
| 120 | 文京シビックホール(響きの森文京公会堂)の施設運営 [アカデミー推進課] | | | | | 624,201 |
| | | 【文京シビックホールの改修】 設計 → 改修工事(休館) → ● リニューアルオープン事業 (1年6か月程度) | | | | |

【行財政運営の視点】

文京ふるさと歴史館の施設のあり方とともに、スペースの有効活用を図るため、可変性のある展示機能(AR*やVR*技術の活用等)について検討していきます。

*芸術鑑賞事業 主に(公財)文京アカデミーが実施する、文京シビックホールを文化・芸術活動の拠点としたコンサートなどの鑑賞事業

*AR (Augmented Reality) 現実世界にデジタルの情報を重ね合わせることで、拡張された現実を作り出す技術

*VR (Virtual Reality) 人工的に作られた仮想的な世界を、あたかも現実のように体感できる技術

主要課題 No.34 **誰もが観光に訪れたいくなるまちの環境整備**

現状

- 本区には、小石川後楽園、六義園及び肥後細川庭園等の江戸の大名屋敷に由来する庭園や、根津神社や湯島天満宮等の由緒ある寺社仏閣など、数多くの観光資源があります。
- 観光インフォメーションへの平成30年度の間合せは、まち歩きに関するものが最も多く、次いで道案内・交通機関、イベント情報であり、まち歩きの観光需要が高いと言えます。
- 区の公衆無線LANのアクセスログの分析では、外国人・日本人観光客ともに、「後楽園」「湯島」「根津」「千駄木」「本郷・東大」エリア（区南部・東部）への滞留が多い傾向にあります。
- 平成26年に実施した「アカデミー推進計画に関する実態調査」において、観光施策で区が取り組むべきことは、「文京区の埋もれた魅力の発見・活用」が37.6%で最も多く、次いで「区内の観光案内板の整備等、まちを歩いて楽しめる環境づくり」が31.3%という結果であり、観光資源の活用が求められています。
- 平成28年度に民間事業者が実施した、訪日外国人旅行者の意向調査によると、日本旅行での不満点として、言語通用度や旅行代金の高さ等に次いで、ナイトライフ体験が挙げられています。都では、29年度から「ナイトライフ観光」に関する補助事業を開始しています。
- 観光ガイドによるまち歩きツアーは、平成30年度に141回実施しました。また、インバウンド対策として、ボランティア等によるまちなかでの観光案内事業を展開しています。

関連する主な計画等

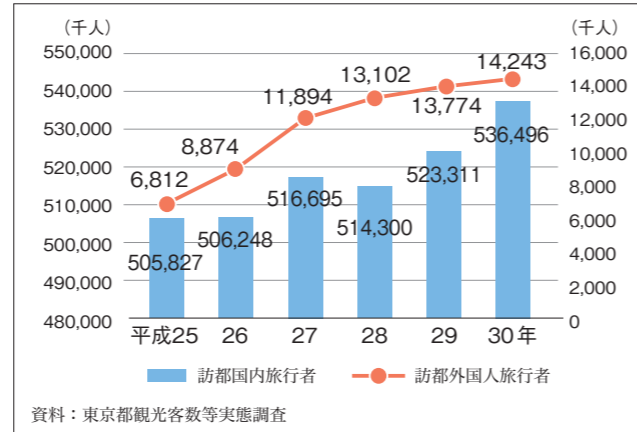
- 文京区アカデミー推進計画（平成28年度～平成32年度）
- 文京区観光ビジョン

課題解決に向けて取り組むべきこと

- 観光客のニーズを踏まえ、観光資源の新たな魅力を創出していく必要があります。
- 急増する観光客を迎え入れるため、ハードとソフトの両面からの環境整備を進める必要があります。

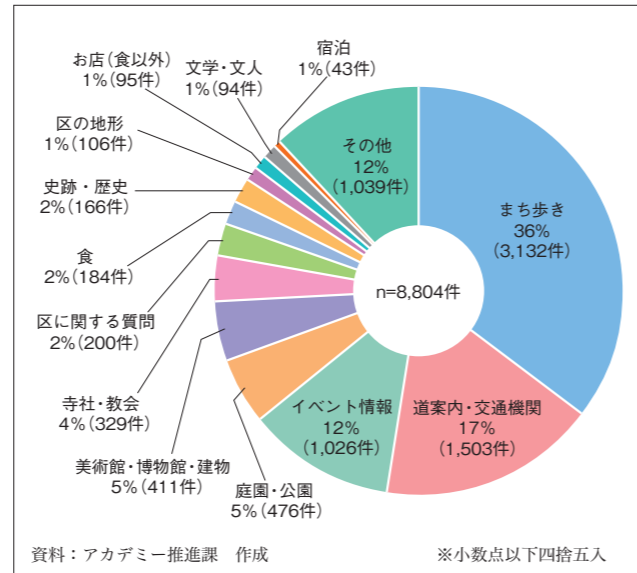
関連データ

① 東京都を訪れる旅行者数の推移



東京都を訪れる外国人・日本人旅行者は増加しています。平成30年の外国人旅行者は約1,424万人（前年比47万人増）、国内旅行者は約5億3,649万人（前年比132万人増）です。

② 観光インフォメーションの相談内訳（平成30年度）



相談件数は8,804件あり、まち歩きに関する相談が36%を占めており、4～6月、9～11月に増加しました。

4年後の目指す姿

本区の豊富な観光資源の魅力が高まり、国内外から訪れた多くの観光客が、その魅力に触れることができるとともに、区民ボランティアによる、おもてなしの心あふれる案内等が行われ、観光客が安心して区内の観光を楽しんでいる。

計画期間の方向性

● 観光資源の魅力創出・発信

区民等と協働して、本区の観光資源の新たな魅力を創出する取組を推進するとともに、多様な媒体を活用しながら国内外に広く発信していきます。

● おもてなしの心の醸成

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催をきっかけに、今後も増加が予想される国内外からの観光客への対応を見据え、多様な人材を観光ボランティアとして養成していきます。

手段（当初事業計画）

| 事業番号 | 計画事業(所管課) | 年次計画 | | | | 事業費(千円) |
|------|------------------------------|------------------|----------|----------|----------|--|
| | | R2(2020) | R3(2021) | R4(2022) | R5(2023) | |
| | | 次期「文京区アカデミー推進計画」 | | | | - |
| 121 | 観光資源の魅力創出事業 [アカデミー推進課] | | | | | 29,868 |
| | | | | | | ● 関口・目白台エリア魅力創出事業 (肥後細川庭園開園5周年イベント等) |
| 122 | 2020文京区伝統工芸展 [経済課] | | | | | 1,320 |
| | | | | | | ● 区内ホテルにおける伝統工芸品の展示・実演・販売 |
| 123 | 観光PR・情報発信事業 [アカデミー推進課] | | | | | 14,664 |
| | | | | | | ▶ 観光リーフレットの作成(Web・多言語化) ▶ 観光インフォメーション運営 (文京シビックセンター1階及び25階展望ラウンジでの観光案内等) ● 文京シビックセンター25階展望ラウンジの観光インフォメーション機能の充実 |
| | | | | | | 【インバウンド対策事業】 ● 外国人観光客向けの情報発信 (外国人向け無料情報誌、配電用地上機器を活用した観光案内等) |
| 124 | 観光ボランティア養成事業 [アカデミー推進課] | | | | | 19,440 |
| | | | | | | ▶ 観光ガイド事業(多彩なガイドツアーの実施：通年) ▶ 観光ガイド養成講座(令和3年度・5年度) |
| | | | | | | 【インバウンド対策事業】 ▶ 観光ガイドと区内大学生による「文の京まちなか観光案内人」 ● 外国人住民等による「文の京まちなか観光案内人」 |

主要課題 No.35 都市交流の促進

現状

- 区では、国際交流として、ドイツ・カイザースラウテルン市をはじめ、トルコ・イスタンブール市ベイオウル区、中国・北京市通州区と協定等を締結し、様々な交流を行っています。
- また、区民の国際理解を促進するため、国際交流フェスタや留学生との交流会を実施しています。
- 平成30年度国際交流フェスタで実施した姉妹都市等の認知度に関するアンケートでは、カイザースラウテルン市が39.2%、ベイオウル区が12.1%という結果であり、認知度の向上が求められています。
- 区では、国内交流として、ゆかりの文人との繋がりなどから、全国13の自治体と協定等を締結しています。森鷗外ゆかりの島根県津和野町や福岡県北九州市、石川啄木ゆかりの岩手県盛岡市のほか、江戸時代の藩邸の所在地等が繋がりとなっています。
- 協定自治体数の増加に伴い、交流事業件数も増加しています。主な交流事業は、花の五大まつりや文京博覧会等での物産展をはじめ、協定自治体先のPRが中心です。
- 住民主体の交流を促進するため、スポーツ・農業体験等を通じた住民同士の交流事業に対する補助や、交流自治体の食材を活用する区内飲食店への補助を行っています。
- また、特別区長会では、特別区全体として、東京を含む全国各地域がともに発展・成長し、共存共栄を図ることを目的に、平成26年9月、産業・観光・文化・スポーツなど様々な分野で、特別区と全国の各地域が連携・交流事業を行う「特別区全国連携プロジェクト」を立ち上げ、取組を実施しています。

関連する主な計画等

- 文京区アカデミー推進計画 (平成28年度～平成32年度)

課題解決に向けて取り組むべきこと

- 区民の国際理解を一層促進するため、海外都市や外国人住民等との新たな交流を検討する必要があります。
- 文化・観光等の交流事業の拡充を図り、自治体相互の発展につなげていく必要があります。
- 住民レベルの国内交流を推進するため、区民の自発的な取組を一層促進していく必要があります。

関連データ

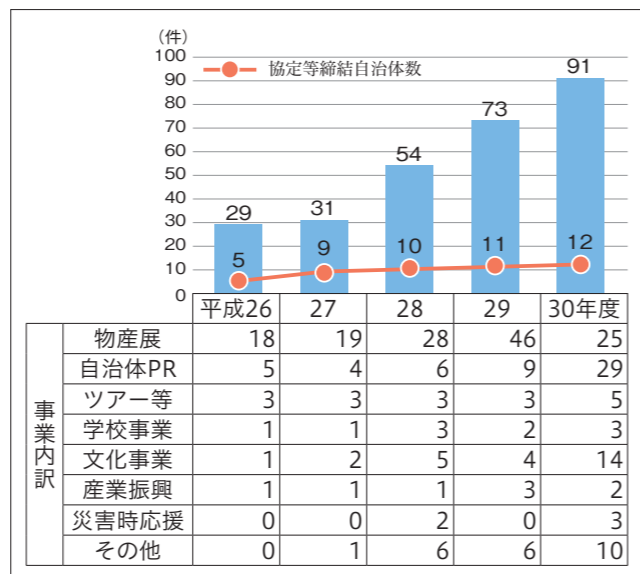
①国際交流都市・国内交流自治体先 (令和元年12月現在)

| 国外 | ドイツ・カイザースラウテルン市 トルコ・イスタンブール市ベイオウル区 中国・北京市通州区 |
|----|--|
| 国内 | 茨城県石岡市 東京都新宿区 新潟県魚沼市 山梨県甲州市 岩手県盛岡市 熊本県上天草市 島根県津和野町 広島県福山市 福岡県北九州市 石川県金沢市 熊本県 熊本県玉名市 熊本県熊本市 |

資料：アカデミー推進課 作成

国外の3都市、国内の13自治体と協定等を締結しています。国内の協定締結自治体とは、様々な場面での相互応援、協力、連携等を約束しています。また、協定等は締結していないものの、平成30年度は全国32の自治体と事業協力を行いました。

②全国自治体との交流事業件数



平成30年度の交流事業の約6割が物産展や自治体PRであり、住民主体の交流は少ない状況です。

4年後の目指す姿

本区とゆかりがある国内外の都市と、文化・観光等の様々な分野での住民レベルの活発な交流が行われているとともに、区民と外国人住民等との幅広い交流が進み、国際理解が深まっている。

計画期間の方向性

●海外都市との交流による国際理解の促進

区民の国際理解を促進するため、区民が海外都市の文化等に触れることができる交流機会の充実を図るとともに、本区とゆかりのある海外都市等との新たな交流について、調査・研究を進めます。

●文化・観光等の交流事業の拡充

協定締結自治体等との相互の発展や住民レベルでの活発な交流が行われるよう、本区とゆかりや共通点がある自治体と、文化・観光振興を軸とした交流事業等を継続的に実施するとともに、区民等の主体的な交流活動を支援します。

手段(当初事業計画)

| 事業番号 | 計画事業(所管課) | 年次計画 | | | | 事業費(千円) |
|------|-------------------------------|------------------|----------|----------|----------|---------|
| | | R2(2020) | R3(2021) | R4(2022) | R5(2023) | |
| | | 次期「文京区アカデミー推進計画」 | | | | - |
| 125 | 国際交流・海外都市交流事業 [アカデミー推進課] | | | | | 20,143 |
| 126 | 国内交流事業 [アカデミー推進課] | | | | | 4,313 |
| 127 | 文の京文化発信プロジェクト [アカデミー推進課] | | | | | 3,182 |
| 128 | 山村体験交流事業 [区民課] | | | | | 40,094 |

主要課題
No.36

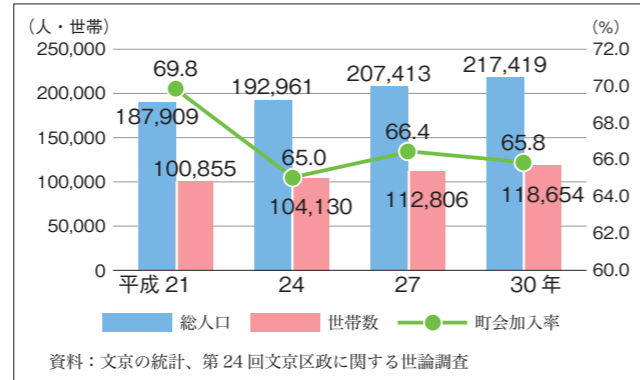
地域コミュニティの活性化

現状

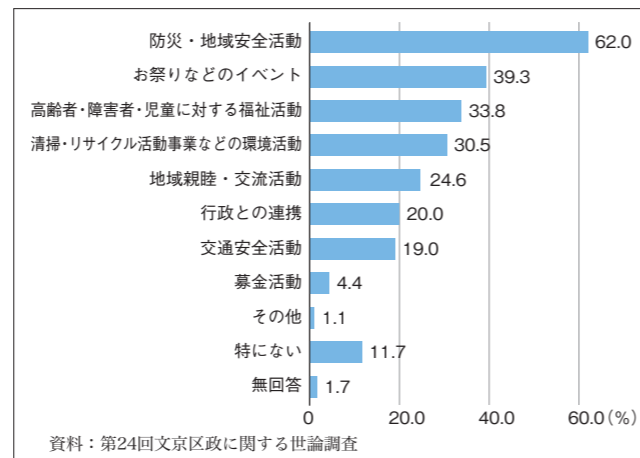
- 本区の人口及び世帯数は増加していますが、高齢化や核家族化の影響による地域コミュニティの希薄化など、社会の変化に伴う地域の課題は多様化しています。
- 防災・地域安全活動に対する地域コミュニティの大切さが認識されている一方、地域コミュニティ活動の核となる、町会・自治会の加入率は低下気味です。
- 平成30年の「文京区政に関する世論調査」では、町会・自治会に加入している人は、おおむね年代が高いほど多く、60代以上で8割となっており、加入していない人は、30代で5割半ばとなっています。町会・自治会役員の高齢化が進み、担い手が不足しています。
- また、「町会・自治会に期待すること」については、「防災・地域安全活動」が最も多く、年代別では40代以上が6割と多くなっています。また、「お祭りなどのイベント」は30代・40代が5割と多い回答です。
- 地域活動センターで実施している「ふれあいサロン事業」は、地域活動を担う人材の発掘・育成を主な目的にしていますが、現状では生涯学習等に関わる講座も数多く実施されており、担い手人材の発掘まではつながりづらい状況です。
- 平成28年に、地域住民やNPO・企業・大学など様々な地域団体と連携し、地域の活性化や地域課題の解決を図る中間支援組織「フミコム」が社会福祉協議会に開設されました。文京区の課題解決や活性化を目指す提案公募型協働事業「Bチャレ」等、担い手の創出や、地域団体の育成支援等を行っています。
- 地域住民や地域団体等が主体となった子ども食堂やコミュニティカフェなど、地域課題の解決への取組が芽吹いています。

関連データ

①人口・世帯数と町会加入率の推移



②町会・自治会に期待すること



人口・世帯数等の増加に比べ、町会加入率は低下気味ですが、防災・地域安全活動に対する町会・自治会の役割が期待されています。

③提案公募型協働事業「Bチャレ」実績 (平成30年度)

| | |
|-------|---|
| 課題解決 | 区立小学校における区独自の主権者教育用補助冊子の作成 |
| 地域活性化 | サンタクロースを通じた「はじめての社会参画」 みんなで作るケムランガイドin文京区 中学生と専門家のコラボレーションによるまちの情報誌の制作活動 中学生を対象とした文武融合事業 |

平成30年度は、地域団体による課題解決と地域活性化に資する5事業が選定され、取組が行われました。

課題解決に向けて取り組むべきこと

- 町会・自治会活動等に加え、様々な地域コミュニティ活動の担い手を発掘し、育成していくことが必要です。
- 区民の主体的な地域課題解決への取組に対する支援が必要です。
- 地域課題や区民ニーズを把握し、地域活動の担い手への適切な情報提供が必要です。

4年後の目指す姿

区民をはじめ、区にかかわるあらゆる立場の人がつながり、積極的に地域活動に参加することで、自らまちの課題を解決し、だれもが安心して暮らせる、活気あふれる地域活動が行われている。

計画期間の方向性

●地域活動団体の支援

地域コミュニティの核である町会・自治会の積極的な周知や加入促進に取り組み、活動の安定化や地域コミュニティの活性化につなげます。

●地域の担い手の発掘・育成

地域活動団体の拠点として、地域活動センターや中間支援施設「フミコム」の利用を促進し、新たな公共の担い手の発掘・育成に取り組むとともに、NPOや事業者など、様々な地域活動団体との協働事業を推進し、地域活性化と地域課題の解決を図っていきます。

手段(当初事業計画)

| 事業番号 | 計画事業(所管課) | 年次計画 | | | | 事業費(千円) |
|------|------------------------|---|----------|----------|----------|---------|
| | | R2(2020) | R3(2021) | R4(2022) | R5(2023) | |
| 129 | 町会・自治会支援の推進 [区民課] | ▶認知度向上・加入促進支援(加入促進パンフレットの配布) (町会連合会と(公社)東京都宅地建物取引業協会文京区支部との連携) ●地域における町会・自治会名の表示 ▶町会・自治会活動支援(各種補助金) (町会連合会事業、地区町会連合会事業、町会・自治会事業、地域広報紙発行、町会・自治会会館建設) | | | | 40,560 |
| 130 | 協働事業の推進 [区民課] | 【「フミコム」事業支援】 ▶Bチャレ(地域課題解決のための提案公募型協働事業) ▶フミコムcafé(地域に関する様々なテーマ) ▶フミコム活動入門講座(活動のきっかけとなる入門講座) ▶どっとフミコム(地域活動の情報サイト) 等 ▶地域活動団体(町会・自治会、NPO等)の交流会 ●協働に関する意識啓発研修(職員向け) | | | | 17,812 |
| 131 | ふれあいサロン事業 [区民課] | ▶地域活動センター(9地区)で実施 (地域交流や地域活動の人材発掘・育成の場) ●事業内容の見直し (社会福祉協議会との連携、現役世代の参加促進等) | | | | 8,985 |

主要課題
No.37

図書館機能の向上

現状

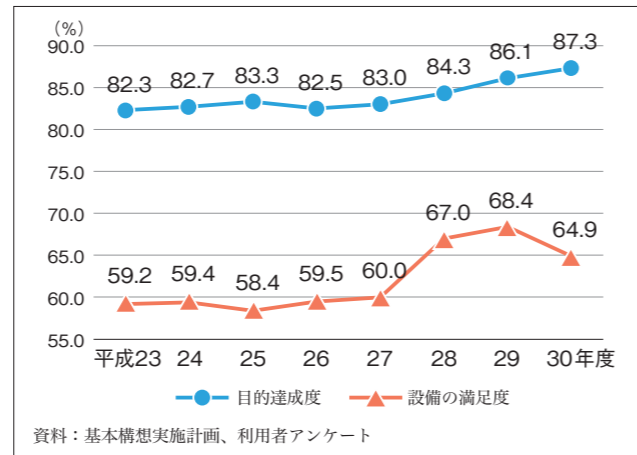
- 区立図書館は、8図書館2図書室あり、区内のほとんどの地域から歩いていける身近な施設として整備され、多くの区民に利用されています。
- より一層の図書館サービスの充実を図るため、平成26年の「文京区立図書館サービス向上検討委員会報告書」を踏まえ、27年度より向丘地域活動センターで予約資料の取次業務を開始するとともに、老朽化した真砂中央図書館をリニューアルしました。
- 真砂中央図書館以外に、築40年を超える図書館が3館（小石川図書館、本駒込図書館、水道端図書館）あり、老朽化が進行しています。特に、築50年以上となる小石川図書館は、改築に向けた早急な検討が必要です。
- 現在の図書館システムが、令和2年にリソースアップを迎えます。一方、多様化する区民ニーズに対応するため、利便性の高いシステムの構築が必要となります。
- 小石川図書館の改築及び、その他の地区館の老朽化への対応を図るとともに、利用者満足度の高い図書館機能について検討するため、「文京区立図書館改修等に伴う機能向上検討委員会」を設置しました。

関連する主な計画等

- 文京区アカデミー推進計画（平成28年度～平成32年度）

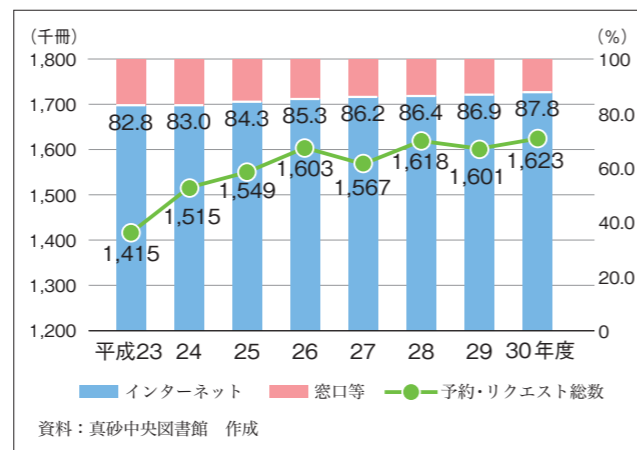
関連データ

① 図書館利用者の目的達成度と設備の満足度



区立図書館では、図書館サービス向上のため、毎年度利用者アンケートを実施しています。来館時の目的達成度について、「満足」と「やや満足」の合計が8割を超えているのに対し、設備の満足度は6割ほどにとどまっています。

② 図書館の予約・リクエスト数等の推移



予約・リクエスト数は、真砂中央図書館の休館（H27）や区民優先制度の導入（H29）による影響はあるものの、おおむね増加しています。また、インターネットによる予約・リクエストの割合が年々増加しています。

課題解決に向けて取り組むべきこと

- これからの図書館に求められる機能向上の検討が必要です。
- 老朽化した図書館の改築・改修に向けた計画の策定が必要です。
- 区民の利便性向上につながる、図書館システムの構築が必要です。

4年後の目指す姿

老朽化した図書館の改築・改修等の対応が計画的に進められるとともに、これからの図書館に求められる機能やサービスが導入され、利用者の利便性が向上している。

計画期間の方向性

● これからの図書館に求められる機能の検討・導入

「文京区立図書館改修等に伴う機能向上検討委員会」での検討を踏まえ、これからの図書館として新たに備えるべき機能（図書館システムのICT化等）について、順次導入していきます。

● 老朽化した図書館の改築・改修

「文京区立図書館改修等に伴う機能向上検討委員会」での検討を踏まえ、老朽化する小石川図書館の改築の方針や、その他の地区館の対応について検討を進めます。

手段（当初事業計画）

| 事業番号 | 計画事業(所管課) | 年次計画 | | | | 事業費(千円) |
|------|--------------------------------|---|----------|----------|----------|---------|
| | | R2(2020) | R3(2021) | R4(2022) | R5(2023) | |
| 132 | 区立図書館改修等に伴う機能向上 [真砂中央図書館] | ●「文京区立図書館改修等に伴う機能向上検討委員会」最終報告(案) (令和2年5月) | | | | 106,892 |
| | (図書館機能の向上) | ●図書館システムの更新・ホームページリニューアル(令和3年1月) ●新たなサービスの導入 | | | | |
| | (小石川図書館の改築等) | ●小石川図書館の改築の検討・設計 ●老朽化した地区館の対応を検討 | | | | |

主要課題
No.38

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の推進とレガシーの継承

現状

- 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会（以下、「東京2020大会」という。）開催期間【オリンピック】2020年7月24日～8月9日【パラリンピック】2020年8月25日～9月6日
- オリンピック・パラリンピックはスポーツの祭典であるとともに文化の祭典でもあることから、日本が誇る様々な文化を国内外に向け発信するため、全国各地で文化プログラムを展開し、大会に向けた気運を高めています。
- パラリンピックの開催を通じて、障害のある人もない人も互いに尊重し、支え合う共生社会を実現することが求められています。
- 区内の施設で開催される競技はありませんが、オリンピック・パラリンピック聖火リレーのコースとなるほか、文京スポーツセンターが、ハンドボール及びパラリンピックバドミントンの公式練習会場になることが決まっています。
- 区では、花の五大まつりや大会開催日のカウントダウンのイベント等により、大会に向けた気運を醸成していますが、大会を目前に控え、地域における区民主体の取組への支援が必要です。
- 大会のボランティアは、大会組織委員会や都が募集していますが、区でも大会を契機とした各種事業のボランティア活動を実施しており、ボランティア活動者数は増加傾向にあります。
- 区は、ドイツを交流相手国とするホストタウン*として、学校給食におけるドイツ食の提供や、ドイツ語やドイツ文化を学ぶ講座などの文化・交流事業を実施しています。

関連する主な計画等

- 文京区アカデミー推進計画（平成28年度～平成32年度）
- 文京区2020年東京オリンピック・パラリンピック取組基本方針

課題解決に向けて取り組むべきこと

- 東京2020大会に向けた気運の醸成と、スポーツ・文化芸術など様々な場面で区民が活動できる機会の提供が必要です。
- 障害者スポーツの理解促進及び普及が必要です。
- 大会を契機としたボランティアの育成や活動支援等、区民のボランティア活動意識を高めていく必要があります。
- ホストタウン事業によるドイツとの相互交流により、更に国際理解を深めていく必要があります。

関連データ

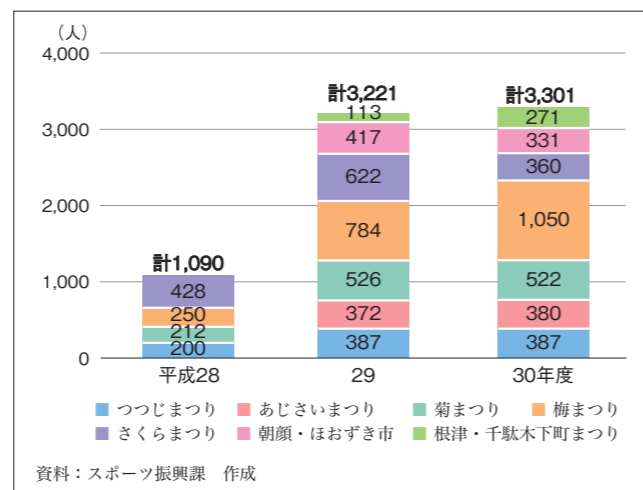
①世論調査による「東京2020大会のレガシー（遺産）を残すため、区民が行うべきこと」の結果

| | |
|-------------------------------------|-------|
| 様々な選手や観客がいることを理解し、人権への理解を深めること | 42.2% |
| 自国の文化や芸術などの理解を深め、発信できるようになること | 42.0% |
| 語学やコミュニケーション力を高め、外国人との交流ができるようになること | 41.9% |
| 観光客を迎え、おもてなしを行うこと | 21.9% |
| パラスポーツを通じて、障害者理解を深めること | 20.2% |
| スポーツに取り組み、体力の向上や健康の維持に努めること | 19.5% |
| 様々なボランティアに参加し、活発に取り組むこと | 16.3% |

資料：第24回文京区政に関する世論調査

「様々な選手や観客がいることを理解し、人権への理解を深めること」が4割を超え最も多く、次いで自国の文化の理解・発信や、語学・コミュニケーション能力を高めることの順となっています。

②気運醸成事業における障害者スポーツ（ボッチャ）の体験者数の推移



花の五大まつり等で、障害者スポーツ（ボッチャ）の体験を実施しており、体験者数が年々増加しています。

4年後の目指す姿

オリンピック・パラリンピックが目指す理念や精神が、東京2020大会を契機とした、スポーツ・文化・交流・共生社会の理解など、様々な分野における区の施策や区民の地域活動に、「レガシー」として継承されている。

計画期間の方向性

- **大会に向けた気運の醸成**
東京2020大会の成功に向け、区民と一体となって気運醸成を図り、大会期間中の賑わいを創出します。
- **障害者スポーツの普及・スポーツ振興**
大会の開催を契機として、障害者スポーツの普及に取り組むとともに、今後も続くスポーツの国際大会の機会等を捉えながら、区民がスポーツを楽しむ機会の拡充を図ります。
- **文化振興・国際交流の推進**
大会の開催を契機として、区民が日本の文化や芸術などへの理解を深めることができる機会の充実を図ります。また、ドイツを相手国としたホストタウン事業等により、スポーツや食文化等、様々な文化に触れる機会を創出し、区民の国際理解を促進します。

手段（当初事業計画）

| 事業番号 | 計画事業(所管課) | 年次計画 | | | | 事業費(千円) |
|------|--------------------------------------|------------------|----------------|-------------------|--------------|---------|
| | | R2(2020) | R3(2021) | R4(2022) | R5(2023) | |
| | | ★東京2020大会 | ★ワールドマスターズゲームズ | ★冬季オリンピック・パラリンピック | ★サッカーワールドカップ | - |
| | | 次期「文京区アカデミー推進計画」 | | | | |
| 133 | 東京2020オリンピックパラリンピック事業 [スポーツ振興課] | | | | | 114,320 |
| | (気運醸成・賑わいの創出) | | | | | |
| | (競技観戦) | | | | | |
| | (障害者スポーツの普及・スポーツ振興) | | | | | |
| | (ホストタウン事業) | | | | | |
| 134 | 文京スポーツボランティア事業 [スポーツ振興課] | | | | | 2,400 |
| 135 | スポーツ施設的环境整備事業 [スポーツ振興課] | | | | | 171,481 |
| 119 | 文化育成事業 [アカデミー推進課] | | | | | 29,180 |

*ホストタウン 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向け、スポーツ立国、グローバル化の推進、地域の活性化、観光振興等に資する観点から、参加国・地域との人的・経済的・文化的な相互交流を図る地方公共団体

男女平等参画社会の実現

現状

- 性別にかかわらず、全ての個人が個性や能力を発揮できる男女平等参画社会実現のための取組が、国内外で推進されています。
- 国際婦人年と宣言された昭和50年以降、女子差別撤廃条約の批准、男女雇用機会均等法や男女共同参画社会基本法の制定など、国において様々な制度の整備は進められてきましたが、現実社会においては、固定的な性別役割分担意識がまだ根深く、個人の自由な生き方を縛ったり、可能性を狭めたりするなど、多くの課題が残されています。
- 平成28年4月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が施行され、働く場面で活躍したいという希望をもつ全ての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会の実現が求められています。
- 区では、「文京区男女平等参画推進条例」に基づく施策を総合的かつ計画的に推進しています。また、本条例において、文京区男女平等センターを男女平等参画の推進及び活動の拠点施設として位置付けています。
- 配偶者等からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、家庭内や親しい者同士の問題とみなされて、潜在化・深刻化しやすい傾向があります。被害者は、圧倒的に女性が多く、また、子どもの虐待事案にも配偶者等からの暴力を伴うケースもあります。その背景には、男女の社会的地位や経済力の格差、女性に対する人権軽視などの社会風潮があると考えられています。
- 区では、配偶者暴力相談支援センターや男女平等センター等で、配偶者暴力に関する相談事業を実施しています。その相談件数は、近年増加傾向にあります。

関連する主な計画等

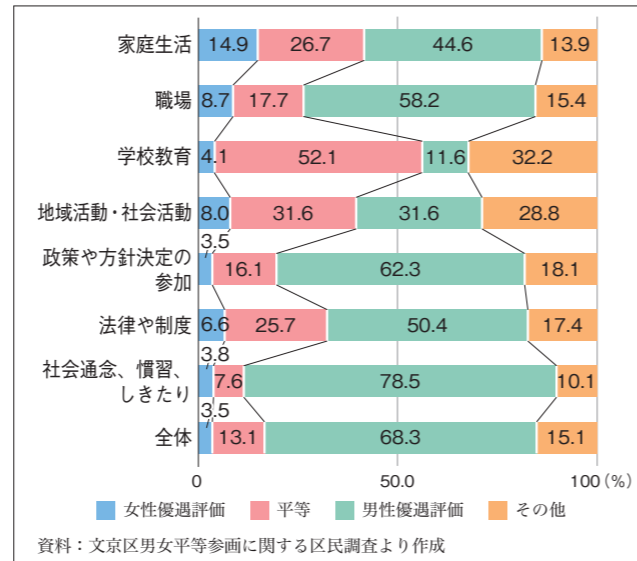
- 文京区男女平等参画推進計画（平成29年度～平成33年度）

課題解決に向けて取り組むべきこと

- あらゆる場面において、男女平等参画社会を支える意識を形成する必要があります。
- 女性が様々な分野で活躍できる支援を更に推進する必要があります。
- 配偶者等からの暴力行為の防止に向けた啓発活動に加え、相談支援体制の充実や関係機関による連携が求められています。

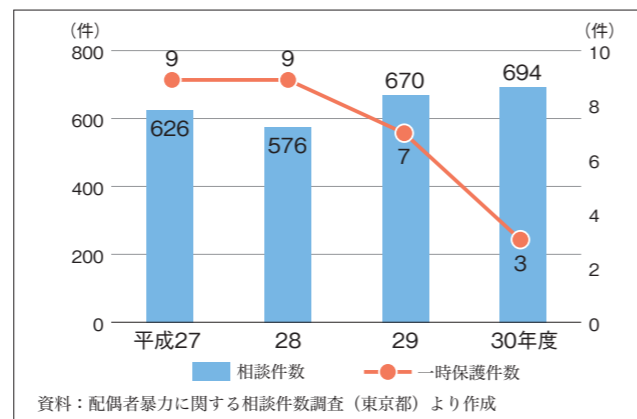
関連データ

① 男女平等参画社会を支える意識



男女の地位が最も平等と考えられているのは、「学校教育」（52.1%）となっていますが、多くの項目で「男性の方が優遇されている」という認識が強く、「社会通念、慣習、しきたり」では特に高い割合（78.5%）となっています。

② 配偶者等からの暴力相談件数と一時保護件数



配偶者等からの暴力相談件数は近年増加傾向にあり、平成30年度は694件ありました。このうち、一時保護に至ったものは3件です。

4年後の目指す姿

区民の男女平等に関する意識が高まり、全ての人が、喜びも責任も分かち合いつつ、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮して、いきいきと暮らせる社会の構築が推進されている。

計画期間の方向性

● 男女平等参画社会を支える意識の形成

無意識のうちに形成された、性別に基づく固定的な役割分担意識や性差に関する偏見を解消し、男女平等参画に関する認識やその意識に対する理解を深め、定着させるための啓発・普及活動に取り組みます。

● 男女平等参画と女性の活躍の推進

家庭生活、地域社会、働く場、政策・方針決定過程など、あらゆる分野において男女平等参画を推進していくため、男女平等センターを拠点として、学習の機会の提供や各種団体活動の支援を行います。

● あらゆる暴力の根絶と安全・安心な暮らしの実現

配偶者暴力やストーカー等の暴力行為、セクシュアル・ハラスメントをはじめとするハラスメント行為、性の商品化等の個人の尊厳を傷つける行為など、あらゆる暴力の根絶に向けた啓発活動を推進します。

手段（当初事業計画）

| 事業番号 | 計画事業(所管課) | 年次計画 | | | | 事業費(千円) |
|------|------------------------------|---|----------|----------|----------|---------|
| | | R2(2020) | R3(2021) | R4(2022) | R5(2023) | |
| | | ●第4回世界女性会議(北京宣言・行動綱領)から25年 ●UN Women(国連女性機関)*創設から10年・日本事務所開設から5年 次期「文京区男女平等参画推進計画」 | | | | - |
| 136 | 男女平等参画の推進 [総務課] | ▶男女平等参画啓発事業(講演会、セミナー、啓発誌の発行等) ●男女平等参画の歴史を振り返る啓発事業(パネル・写真展) (関係機関における男女平等参画に係る取組のPR・活動の歴史等) ▶男女平等センターの運営 (文京区女性団体連絡会等の活動支援、相談事業、各種団体の相互交流等) ▶あらゆる暴力の根絶に向けた啓発活動 (各種啓発、文京オレンジデーキャンペーン等) ▶男女平等参画推進会議、男女平等参画推進委員会 | | | | 93,633 |
| 137 | 女性・母子父子等相談体制の充実 [生活福祉課] | ▶婦人相談員の配置(配偶者等からの暴力・妊娠や出産等の相談) ▶母子父子自立相談員の配置(母子及び父子家庭の自立支援) | | | | 14,012 |
| 138 | 母子・女性緊急一時保護事業 [生活福祉課] | ▶配偶者等からの暴力被害を受ける母子・女性の保護 | | | | 980 |

【行財政運営の視点】

男女平等センターは建築後30年以上が経過しており、空調・給排水設備等の更新に合わせ、男女平等参画施策を推進するための拠点施設として更に有効に機能するよう、研修室等のリニューアルについて検討していきます。

*UN Women (国連女性機関) ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関。平成27年8月にUN Women日本事務所が文京シビックセンター内に開設された。

主要課題
No.40

人権と多様性を尊重する社会の実現

現状

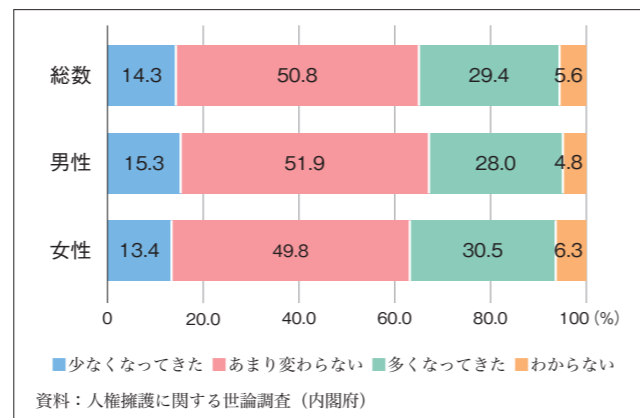
- 世界人権宣言をはじめとする分野ごとの人権条約の採択や、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律の制定など、国内外において人権尊重社会の実現に向けた取組が推進されてきましたが、いまだに年齢、性別、出身地、国籍等による差別が存在します。
- 近年では、子ども・高齢者・障害者への虐待だけでなく、セクハラ・パワハラ等のハラスメント行為、インターネットによる人権侵害、性自認*・性的指向*への理解不足による差別等、様々な人権課題が顕在化しています。
- 都では、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催を契機に、オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念を実現するため、多様な性の理解、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組等を推進しています。
- 区においても、子ども・高齢者・障害者への虐待防止、HIV・ハンセン病への理解促進、難民支援等、様々な人権課題に関する講演会等の啓発活動を推進してきました。
- 平成29年には「性自認および性的指向に関する対応指針」を策定し、区職員や教職員だけでなく、契約の請負業者や指定管理者、介護事業者等を対象に取り組むべき姿勢や考え方に関する研修を行うなど、多様な性の理解促進を図っています。

関連する主な計画等

- 文京区男女平等参画推進計画 (平成29年度～平成33年度)

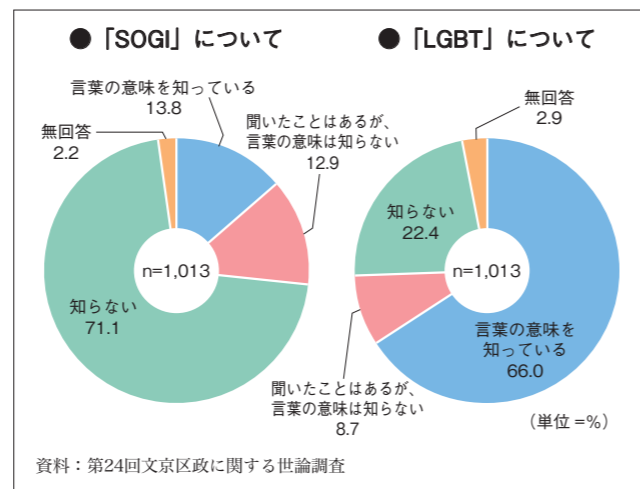
関連データ

① 人権侵害の推移



この5～6年の間の日本における人権侵害に関し、「少なくなってきた」と答えた人の割合は1割強にとどまり、「あまり変わらない」と答えた人の割合が約半数、「多くなってきた」と答えた人の割合が約3割を占めています。

② 「SOGI*」「LGBT*」の認知度



「SOGI」の意味を知っている人の割合は1割前半であるのに対し、知らない人の割合は7割を超えています。また「LGBT」の意味を知っている人の割合は6割半ばであるのに対し、知らない人の割合は2割前半となっています。

課題解決に向けて取り組むべきこと

- 一人ひとりが人権に関する様々な課題を認識し、多様性を認め合い、人権を尊重することの重要性を正しく理解することが必要です。
- 生きづらさを感じている人が、いつでも気兼ねなく相談できる体制を整備するなど、適切な支援が必要です。

4年後の目指す姿

区民一人ひとりが互いの価値観、文化等の違いを理解し、多様性に富んだ、豊かで活力ある人権尊重社会になっている。

計画期間の方向性

● 人権課題の理解促進

無意識の偏見や理解不足による差別をなくすため、分かりやすい表現や啓発手段を用いながら、区民・事業者等の人権尊重意識の向上と理解促進に努めます。

● 相談・支援体制の整備

性自認及び性的指向に関して悩みがある人など、生きづらさや困難を抱えている人を支援するため、相談体制を整備するとともに、関係機関・支援団体等と連携した啓発活動に取り組みます。

手段（当初事業計画）

| 事業番号 | 計画事業(所管課) | 年次計画 | | | | 事業費(千円) |
|------|------------------------|----------|----------|----------|----------|---------|
| | | R2(2020) | R3(2021) | R4(2022) | R5(2023) | |
| 139 | ダイバーシティ推進事業 [総務課] | | | | | 4,058 |
| | (人権課題の理解促進) | | | | | |
| | (相談・支援体制の整備) | | | | | |

事業内容詳細:

- ▶ 人権に関する啓発活動(講演会、映画会、セミナー等)
- ▶ 関係機関・団体等との連携(人道支援・国際理解に関する事業)
- 区民向けSOGIパンフレット作成
- ▶ 生き方、家族・人間関係、性の多様性等に関する相談事業
- ▶ 性自認及び性的指向に関する語り場(文京SOGIにじいろサロン)
- 性自認及び性的指向に関する支援(パートナーシップ宣誓書受領証交付)

*性自認 「私は女である」「私は男である」等の自分がどの性別であるか又ははないかということについての内面的・個人的な認識をいう。

*性的指向 恋愛感情や性的な関心・興味が主にどの性別に向いているかをいう。

*SOGI 「性的指向 (Sexual Orientation)」と「性自認 (Gender Identity)」の頭文字を取った総称

*LGBT レズビアン・ゲイ・バイセクシャル・トランスジェンダーという、性的指向・性自認が非典型な人々のうち代表的とされるものの頭文字を取った総称

主要課題 No.41 **誰もが暮らしやすいまちのバリアフリー化の推進**

■ 現状

- 本区では、関連法令に基づき、行政や事業者がそれぞれの道路や施設のバリアフリー整備を進めています。事業主体や対象が異なる施設間でのバリアフリーの一体性・連続性を図ることが必要です。
- これらの状況を踏まえ、平成28年3月、「文京区バリアフリー基本構想」を策定し、公共交通事業者・道路管理者・公安委員会・公園管理者・建築物管理者等の各事業者が共通の方針に基づき主体的に事業を推進し、重点的かつ一体的なバリアフリーを実現していくこととしています。
- 「文京区バリアフリー基本構想」の方針に基づき、平成28、29年度に「文京区都市マスタープラン」に示す5地区（都心地域・下町隣接地域・山の手地域東部・山の手地域中央・山の手地域西部）ごとに地区別計画を策定し、特性に応じた特定事業（公共交通や道路、建築物等のバリアフリー化に関する事業）を実施しています。

■ 関連する主な計画等

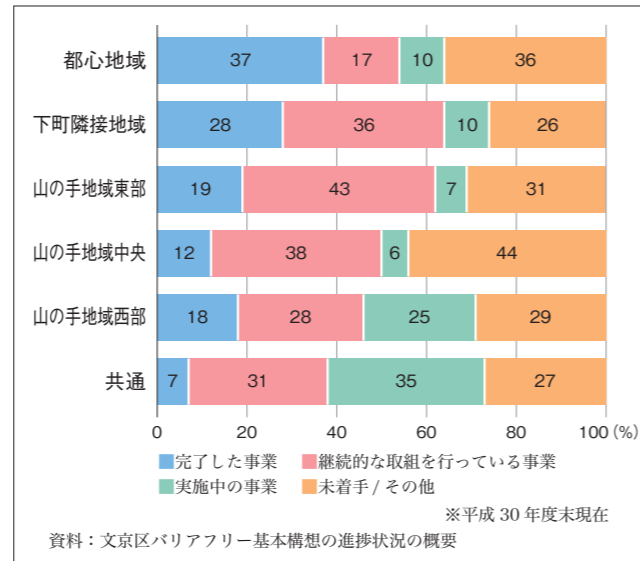
- 文京区都市マスタープラン（平成23年度～平成42年度）
- 文京区バリアフリー基本構想（平成28年度～平成37年度）

■ 課題解決に向けて取り組むべきこと

- 各事業者が主体的に事業を推進し、重点的かつ一体的なバリアフリーを実現するため、「文京区バリアフリー基本構想」の地区別計画に定めた特定事業の進捗状況を確認するとともに、計画策定後に新たに生じた課題についても改善案を検討し、特定事業に位置付ける必要があります。

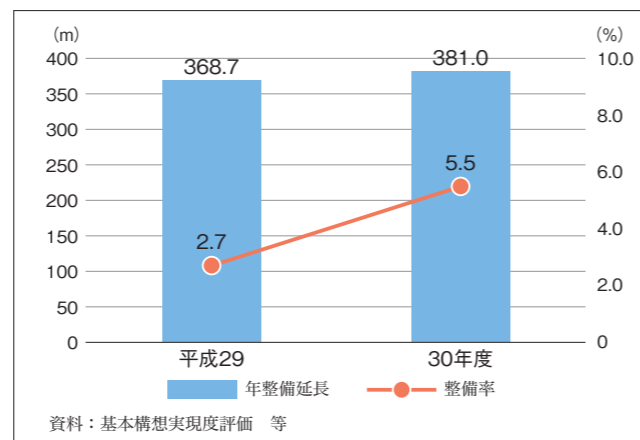
■ 関連データ

① 各地域における特定事業等の進捗状況



特定事業675件のうち、平成30年度までに実施し、完了した事業は129件ありました。また、継続的な取組を行っている事業と実施中の事業を合わせると、450件あります。

② 生活関連経路*に指定された区道のバリアフリー整備



平成29年度から、生活関連経路に指定された区道のうち、一次経路7.0km、歩道のある二次経路6.7kmの計13.7km（バリアフリー基本構想策定時点）に対し、バリアフリー基本構想の観点から踏まえた整備を進めています。30年度末時点で、5.5%まで整備しています。

4年後の目指す姿

多様な区民が利用する生活関連施設と、生活関連経路の一体的なバリアフリーが実現している。

■ 計画期間の方向性

● バリアフリー基本構想の推進

バリアフリー基本構想の目標年次である令和7年度に向け、中間評価の結果等も踏まえ、地区別計画に基づく特定事業の進捗管理を行うとともに、道路や施設等のバリアフリー化を一体的に推進します。

■ 手段（当初事業計画）

| 事業番号 | 計画事業(所管課) | 年次計画 | | | | 事業費(千円) |
|------|-----------------------------|--|----------|----------|----------|-----------------|
| | | R2(2020) | R3(2021) | R4(2022) | R5(2023) | |
| 140 | バリアフリー基本構想推進事業 [都市計画課] | ▶バリアフリー推進事業費補助金(整備促進等) ▶バリアフリー事業(特定事業)の推進(進捗状況の管理) ●中間評価・改善提案 | | | | 11,501 |
| 141 | バリアフリーの道づくり [道路課] | ▶生活関連経路(区道)のバリアフリー整備工事(350m/年) (坂下通りバリアフリー整備等) | | | | 241,619 |
| 142 | 無電柱化の推進 [道路課] | ▶日医大つつじ通り・巻石通り(第一期) 支障移設 | 電線共同溝 | 引込管等 | | 219,808 |
| 143 | 公園再整備事業 [みどり公園課] | ▶意見交換会、バリアフリー化、トイレ整備、防災機能向上 ●お茶の水公園・西片公園再整備 ●神明都電車庫跡公園再整備 ●久堅公園・文京宮下公園・小石川四丁目児童遊園・本駒込一丁目第二児童遊園設計 再整備 | | | | 475,165 |
| 144 | 公衆・公園等トイレ維持事業 [みどり公園課] | ▶バリアフリー化、洋式化、だれでも使えるトイレの整備 | | | | 整備完了 242,365 |

*生活関連経路 生活関連施設（高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設）相互間の経路

主要課題 No.42 安全・安心で快適な公園等の整備

現状

- 公園は、良好な都市環境の提供のほか、子どもの遊び場や地域の交流・連携の拠点、都市の防災性の向上等、様々な役割を担っています。
- 公園は、様々な世代が利用する地域の身近な公共施設です。子どもをはじめとする利用者が安全に公園を利用できる環境整備や、ボール遊び等のびのび遊ぶことのできる環境整備へのニーズが高まっています。
- 平成31年4月現在、区立公園が46、区立児童遊園が66あります。このほか、区内には都立公園やポケットパーク等があり、区民一人当たりの公共的緑地の面積は2.56㎡となっています。
- 昭和40～50年代に開園した区立公園・児童遊園（以下「区立公園等」という。）が多く、全体の約3分の2（63.4%）の区立公園等が開園又は再整備等から30年以上経過しています。区では、区立公園等をより安全・安心で快適なものとするため、「文京区公園再整備基本計画」に基づき、区民参画による計画的な公園の再整備等を行うほか、公園等の状況により、部分改修にも取り組んでいます。
- 平成31年4月現在、区内には公衆・公園等トイレが全部で71か所あります。区では、「公衆・公園等トイレの整備方針」に基づき整備を進めていますが、築30年以上を経過しているものが多く、便器の洋式化等、高齢者や障害者、子育てをしている方、外国人観光客等に配慮したトイレ環境の整備が求められています。

関連する主な計画等

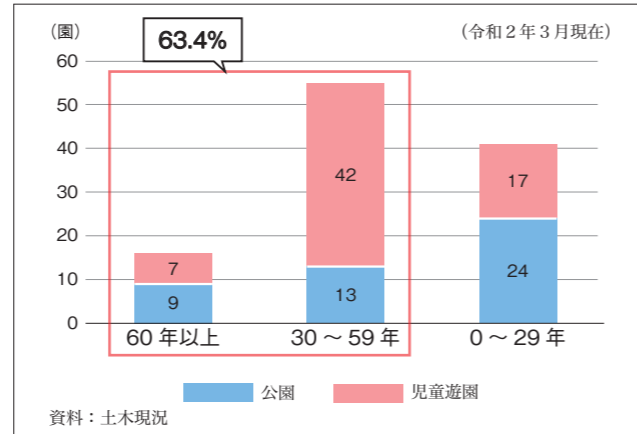
- 文京区みどりの基本計画（令和2年度～令和11年度）
- 文京区公園再整備基本計画
- 公衆・公園等トイレの整備方針（平成29年度～平成32年度）

課題解決に向けて取り組むべきこと

- 区立公園等が今後も多くの人に親しまれるよう、社会情勢の変化に対応し、区民参画により計画的に再整備等を実施するほか、利用者が安全に区立公園等を利用できる環境を整備する必要があります。
- 公衆・公園等トイレは、老朽化対策や高齢者等に配慮した便器の洋式化等を進める必要があります。

関連データ

①開園又は再整備等から経過した年数



区立公園等112園のうち、開園又は再整備等から30～59年経過する園は55園（49.1%）、60年以上経過する園は16園（14.3%）あり、全体の約3分の2（63.4%）が開園又は再整備等から30年以上経過しています。なお、平成25年度から再整備等に取り組んでいるため、開園又は再整備から10年未満の区立公園等も増加しています。

②再整備等を実施した区立公園等一覧

| | |
|--------|---|
| 平成25年度 | 富士前公園、井上公園 |
| 平成26年度 | 千石公園、丸山新町公園 |
| 平成27年度 | 新花園 |
| 平成28年度 | 新大塚公園、台町児童遊園、台町第二児童遊園 |
| 平成29年度 | 須藤公園、肥後細川庭園 |
| 平成30年度 | 教育の森公園、真砂児童遊園、関口一丁目児童遊園、根津二丁目児童遊園、駕籠町公園、白山公園、大塚窪町公園 |
| 令和元年度 | 六義公園、大観音児童遊園 |
| 現在設計中 | お茶の水公園、西片公園、神明都電車庫跡公園 |

資料：主要事業進行管理 進行状況報告

公園再整備基本計画等に基づき、平成25年度からこれまでに再整備等を実施した区立公園等は19園あります。また、現在再整備に向けて設計を行っている公園等は3園あります。

4年後の目指す姿

より安全・安心な公園等や公衆・公園等トイレが計画的に整備され、地域の身近な公共施設として、だれもが快適に利用している。

計画期間の方向性

●公園再整備による良好な環境づくり

安全・安心に配慮しながら、地域住民のニーズを踏まえた施設整備を進めるとともに、地域の憩いの場となる公園づくりを推進します。

●公衆・公園等トイレの整備

高齢者をはじめ、障害者や子育てをしている人などの利用に配慮した整備を推進します。

手段（当初事業計画）

| 事業番号 | 計画事業(所管課) | 年次計画 | | | | 事業費(千円) |
|------|-----------------------------|--|----------|----------|----------|---------|
| | | R2(2020) | R3(2021) | R4(2022) | R5(2023) | |
| 143 | 公園再整備事業 [みどり公園課] | ▶意見交換会、バリアフリー化、トイレ整備、防災機能向上 ●お茶の水公園・西片公園 再整備 ●神明都電車庫跡公園 再整備 | | | | 475,165 |
| 145 | 公園等への防犯カメラの設置 [みどり公園課] | ●全ての区立公園・児童遊園に設置 | | | 整備完了 | 117,125 |
| 146 | 緑の維持及び緑化啓発事業 [みどり公園課] | ▶街路樹・植樹帯・神田川護岸・公園・児童遊園等の維持 ▶保護指定した樹木等の剪定費用の補助 ▶緑化啓発事業(自然散策会、植物講演会等) ▶生垣造成補助 | | | | 775,587 |
| 144 | 公衆・公園等トイレ維持事業 [みどり公園課] | ▶バリアフリー化、洋式化、だれでも使えるトイレの整備 | | | 整備完了 | 242,365 |

【行財政運営の視点】

旧元町小学校及び元町公園については、関東大震災の帝都復興事業により一体的に整備された歴史性に配慮しつつ、旧元町小学校については民間活力を活用した保全・有効活用を進め、元町公園については旧元町小学校との一体的活用を見据えた再整備を進めていきます。

主要課題
No.43

地域の特性を生かしたまちづくり

現状

- 区内には、数多くの坂道や歴史・文化的資源、豊かな緑、人々の賑わいなど、多様な魅力が溢れています。
- 区では、平成22年度に「文京区都市マスタープラン」を改定し、「～協働で次世代に引き継ぐ～安全で快適な魅力あふれるまちづくり」を目標に、地域の特性を生かしたまちづくりに取り組んでいます。
- 平成25年度、区は、景観法に基づく景観行政団体（景観法に基づいて良好な景観形成のための具体的な施策を実施していく自治体）への移行とともに、「文京区景観計画」を策定し、体系的な景観まちづくりを進めており、良好な景観形成のために、景観事前協議や届出制度を運用し、指導・誘導を行っています。
- 区民等の景観形成に対する意識の向上を図るため、景観形成に貢献した建築物や地域活動などを表彰したり、まち歩きを通して特色ある景観を再発見してもらったりする普及啓発事業を実施しています。
- 区内4地区においてまちづくり基本計画を策定し、3地区において地区計画を定め、各地区のまちづくりに取り組んでいます。また、まちづくりの支援制度を活用し、住民主体のまちづくりを進めています。
- さらに、安全で快適な生活環境を新たにつくることを目的として、「春日・後楽園駅前地区」において、市街地再開発事業を進めています。

関連する主な計画等

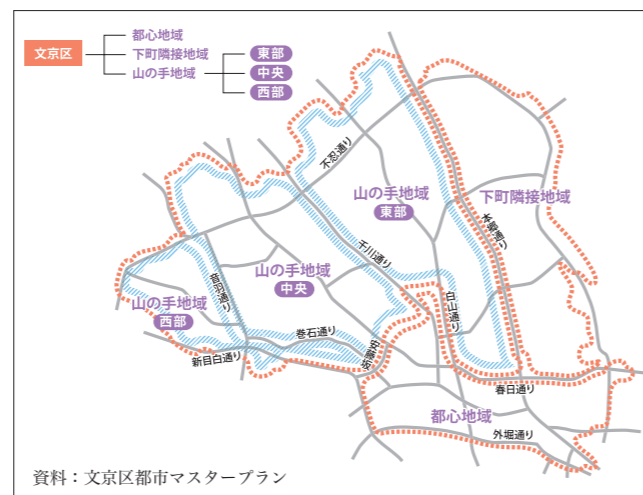
- 文京区都市マスタープラン（平成23年度～平成42年度）
- 文京区景観計画

課題解決に向けて取り組むべきこと

- 区民等が地域への愛着や誇りを持てる、住民主体のまちづくりを推進する必要があります。
- 木造建築物の密集地域や土地の利用状況が不健全な市街地、風情あるまち並みを保全する地域等、地域課題を解決するため、都市計画手法を用いたまちづくりに取り組む必要があります。
- 区や区民、事業者等が、景観づくりの主体として、地域の魅力を生かした良好な景観形成を図ることが求められています。
- 秩序あるまちづくりを推進するため、関係条例等を総合的に活用し、紛争の予防と対応に取り組んでいく必要があります。

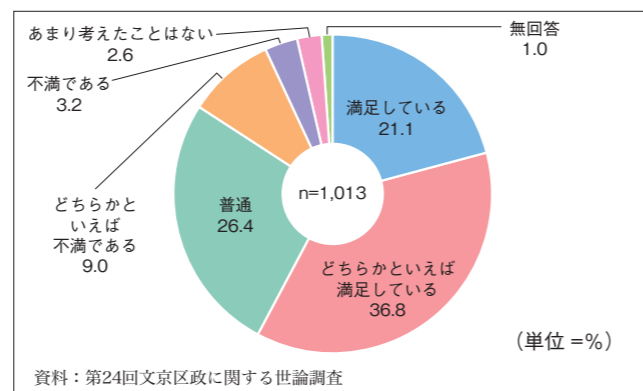
関連データ

① 地域区分と拠点の位置



都市マスタープランにおいて、地域特性と日常生活の行動圏域に基づき、地域区分を「都心地域・下町隣接地域・山の手地域（東部・中央・西部）」の3地域5区分に設定し、それぞれのまちづくりの目標や地域別の方針を定め、地域の特性を生かしたまちづくりに取り組んでいます。

② 周辺地域のまち並み・景観に対する満足度



周辺地域のまち並み・景観に対し、約6割の区民が満足（満足している・どちらかといえば満足している）しています。

4年後の目指す姿

地域の特性や魅力を生かした良好な景観が形成されるなど、地域特性に応じたまちづくりが行われている。

計画期間の方向性

- **都市の将来像を見据えた、地域特性に応じたまちづくりの推進**
地域社会等の変化も捉えながら、良好な住環境の形成や都市機能の向上等を促進するため、再開発事業や地区計画などを活用し、区民等のまちづくり活動を総合的に支援し、地域特性に応じたまちづくりを推進します。
- **良好な景観の形成**
区民や事業者が景観に対する関心と理解を深め、良好な景観形成につながるよう、周知・啓発活動の充実を図ります。

手段（当初事業計画）

| 事業番号 | 計画事業(所管課) | 年次計画 | | | | 事業費(千円) |
|------|-----------------------------|--|----------|----------|----------|-----------|
| | | R2(2020) | R3(2021) | R4(2022) | R5(2023) | |
| 147 | 地区まちづくりの推進 [地域整備課] | ▶地区計画の策定、コンサルタントの派遣、活動費の助成等 ▶現在の地区計画の進捗状況の管理 | | | | 70,812 |
| 148 | 再開発事業の推進 [地域整備課] | ▶地域拠点を形成する地区等における防災性向上や都市機能更新の検討・推進 | | | | 5,851,935 |
| 149 | 建築紛争予防調整・宅地開発指導 [住環境課] | ▶任意の相談業務 ▶建築紛争の解決に向けた、区によるあっせん ▶建築紛争の解決に向けた、紛争調停委員の調停案に基づく調停 | | | | 1,475 |
| 150 | 景観まちづくり推進事業 [住環境課] | ▶景観事前協議（一定規模以上の建築物・屋外広告物等） ▶文の京都市景観賞 ▶まち並みウォッチング | | | | 7,296 |

主要課題
No.44

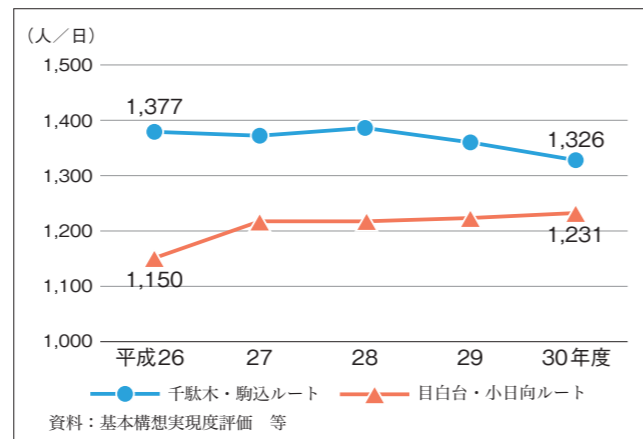
移動手段の利便性の向上

現状

- 本区は、地下鉄が6路線20駅、バス路線が19系統運行し、区内のほぼ全域が駅やバス停から400m以内にありますが、移動手段の充実や公共交通不便地域の解消等を図るため、コミュニティバス運行や自転車シェアリング事業を実施しています。
- 平成19年度から運行を開始した文京区コミュニティバス「Bーぐる」は、拠点間ネットワークの充実と公共交通不便地域の解消等を図るため、現在2路線で運行しています。
- Bーぐるの利用者数は横ばい傾向にありますが、既存路線の再編や新規路線の開設の要望もかねてから多く挙げられています。
- 「文京区コミュニティバスBーぐる課題等分析委託報告書（平成30年3月）」で示された路線案について、多角的な視点で評価検討を行った結果、令和3年度、本郷・湯島地域に新規路線を導入することを予定しています。
- 一方、区内には狭隘道路が多く、コミュニティバス車両の通行が困難な公共交通不便地域も存在しています。
- また、公共的な交通手段の一つとして、地域・観光の活性化、環境負荷軽減などの効果が見込まれる自転車シェアリング事業の実証実験を事業者等と連携して平成29年1月より開始しています。
- 自転車シェアリング事業の利用者意向調査結果によると、満足とやや満足の評価の合計が76%、今後も利用したい人は96%となっています。
- 平成28年、国において「自動運転戦略本部」を設置し、自動運転の実現に向けた環境整備や社会実装が官民連携で行われています。バスの分野でも実験的な導入が始まり、新たな地域交通を担う存在として、期待が高まっています。

関連データ

① Bーぐるの1日当たり利用者数



Bーぐるの1日当たりの利用者数は、千駄木・駒込ルートでは1,300人台、目白台・小日向ルートではおおむね1,200人台で推移し、近年はどちらのルートも横ばい傾向です。

② 文京区自転車シェアリング事業実証実験の実施状況

| | 項目 | 平成29年度 | 平成30年度 |
|-------|----------------|------------|------------|
| 文京区 | 自転車(3月末現在) | 500台 | 800台 |
| | サイクルポート(3月末現在) | 42箇所 | 60箇所 |
| | 会員登録(3月末現在) | 7,730人 | 15,141人 |
| | 利用回数(3月) | 18,391回/月 | 39,816回/月 |
| | 回転率(3月) | 1.19回/台日 | 1.61回/台日 |
| 連携区全体 | 自転車(3月末現在) | 5,150台 | 7,417台 |
| | サイクルポート(3月末現在) | 382箇所 | 648箇所 |
| | 会員登録(3月末現在) | 218,394人 | 355,858人 |
| | 利用回数(3月) | 393,012回/月 | 679,962回/月 |
| | 回転率(3月) | 2.46回/台日 | 2.96回/台日 |

資料：管理課 作成

自転車シェアリング事業の平成31年3月の利用回数や会員登録者数は、1年間で大幅に増加しています。

なお、29年度は文京区を含む7区（文京区・千代田区・中央区・港区・新宿区・江東区・渋谷区）、30年度は3区（品川区・大田区・目黒区）が加わり、10区で広域相互利用を行っています。

課題解決に向けて取り組むべきこと

- Bーぐるについては、利用者の動向に注視しながら、公益性と経済性のバランスや採算性に配慮したサービスの提供が求められています。
- 公共交通不便地域の解消や、福祉的視点・観光的視点での交通課題に対応するため、社会情勢や交通システムの進展等を踏まえた上で、多様な公共交通手段の可能性について研究を行う必要があります。
- 自転車シェアリングの普及拡大を目指して、更なる利便性の向上を図る必要があります。

4年後の目指す姿

コミュニティバスや自転車シェアリング事業等の利便性が高まるなど、だれもが気軽に利用できる便利な移動手段の充実が図られている。

計画期間の方向性

● 利便性の向上に向けた事業の拡充

区内の移動手段の利便性向上に向け、コミュニティバスの新規路線導入など、利用者のニーズも踏まえた既存事業の拡充等に取り組んでいきます。

手段（当初事業計画）

| 事業番号 | 計画事業(所管課) | 年次計画 | | | | 事業費(千円) |
|------|------------------------|--|----------|----------|----------|---------|
| | | R2(2020) | R3(2021) | R4(2022) | R5(2023) | |
| 151 | コミュニティバス運行 [区民課] | ▶「千駄木・駒込ルート」「目白台・小日向ルート」の運行(運行補助、利用促進、Bーぐる沿線協議会) ▶一部車両更新(令和2年度) ●新路線の道路環境整備 → ●新路線(本郷・湯島地域)の運行開始 ●利用実態調査 | | | | 159,129 |
| 152 | 自転車シェアリング事業 [管理課] | ●令和2年度から本格導入(広域連携区との相互乗り入れ、サイクルポートの拡充等) | | | | 15,937 |

【行財政運営の視点】

コミュニティバス車両の通行が困難な公共交通不便地域について、交通の利便性向上を目指し、新たな公共交通システムの導入可能性について研究します。

主要課題
No.45

地球温暖化対策の総合的な取組

現状

- 気象庁によると、現在の地球は過去1,400年で最も暖かく、日本の年平均気温も、上昇傾向にあります。
- 地球規模の環境の危機を背景に、2015（平成27）年、持続可能な開発目標（SDGs）を掲げる「持続可能な開発のための2030アジェンダ」や「パリ協定」が採択されました。パリ協定は、今世紀後半に人為的な温室効果ガス排出の実質ゼロを目指しています。
- パリ協定を受け、国は「地球温暖化対策計画」を策定し、温室効果ガスの排出抑制等の目標や、目標達成のために国、地方公共団体が講ずべき施策等を示しました。
- 区では、地域での地球温暖化対策を総合的、計画的に進めるため「文京区地球温暖化対策地域推進計画」を策定し、本区の2030（令和12）年度の二酸化炭素排出量目標を854千t-CO₂と定めました。区民・団体、事業者等の各主体が、二酸化炭素排出量削減に向けた様々な取組を行っています。
- また近年は、気温の上昇や大雨の頻度の増加など、気候変動の影響が各地で現れ、さらに今後、長期にわたり拡大する恐れがあります。こうした被害を回避・軽減する適応を法的に位置付けるため、2018（平成30）年12月に「気候変動適応法」が施行されました。
- 舗装に覆われた都市部では、河川や下水の排水処理能力を超える雨が集中的に降ると、短時間で浸水が起きる特徴があります。区では、こうした都市型水害に強いまちづくりを進めるため、透水性舗装や雨水浸透柵の整備などを行っています。

関連する主な計画等

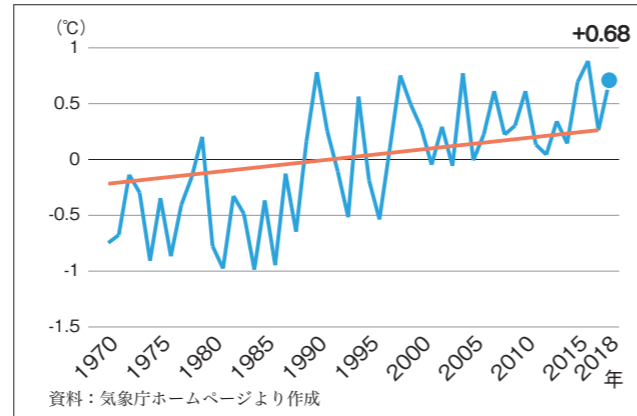
- 文京区環境基本計画（平成29年度～平成38年度）
- 文京区地球温暖化対策地域推進計画（令和2年度～令和12年度）
- 文京区役所地球温暖化対策実行計画（令和2年度～令和6年度）
- 文京区地域防災計画（平成30年度修正）

課題解決に向けて取り組むべきこと

- 地球温暖化が進行していることから、国や都との連携による対策をはじめ、区民・団体、事業者等に向けて省エネルギーや地球温暖化防止の普及啓発を行うなど、温室効果ガスである二酸化炭素排出量の削減に向けた更なる取組を推進する必要があります。
- 気候変動の影響が既に顕在化し、今後更に深刻化する恐れがあることから、気候変動への適応を推進し、水害や土砂災害等への対策を進める必要があります。

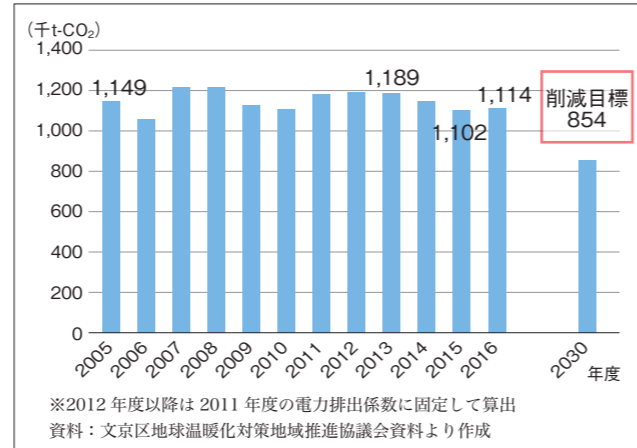
関連データ

①日本の年平均気温偏差の経年変化



気象庁のホームページによると、2018（平成30）年の日本の平均気温の基準値（1981～2010年の30年平均値）からの偏差は+0.68℃です。日本の年平均気温は、100年当たり1.21℃の割合で上昇しています。特に1990年代以降、高温となる年が頻出しています。

②文京区におけるCO₂排出量



2016（平成28）年度の本区における二酸化炭素排出量は、2015（平成27）年度より12千t-CO₂増加し、1,114千t-CO₂となっています。地球温暖化対策地域推進計画では、2030（令和12）年度には基準年度（2013（平成25）年度）からみて28%の削減を目指します。

4年後の目指す姿

区民・団体、事業者、区の各主体が一体となって地球温暖化対策に取り組み、二酸化炭素排出量の削減が図られている。また、安全で快適なまちと暮らしを将来に引き継ぐため、気候変動の影響に適切に対応する環境整備が進められている。

計画期間の方向性

●地域一丸となった二酸化炭素排出量の削減

区民等の地球温暖化対策への意識向上を図るとともに、各主体がそれぞれの役割を果たしながら、主体的に省エネルギーの実践、再生可能エネルギーの導入等に取り組めるよう、効果的な取組を推進していきます。

●都市型水害に対する防災対策

気候変動に伴う大雨などによる都市型水害の防止・軽減を図るため、治水対策や崖等の適正な維持管理等、水害に強い都市基盤の整備を進めます。

手段（当初事業計画）

| 事業番号 | 計画事業(所管課) | 年次計画 | | | | 事業費(千円) |
|------|------------------------------------|--|----------|----------|----------|---------|
| | | R2(2020) | R3(2021) | R4(2022) | R5(2023) | |
| 153 | 地球温暖化防止に関する普及啓発 [環境政策課] | ▶クールアースフェア(「文京版クールアース・デー」の啓発) | | | | 6,311 |
| 154 | 環境教育・講座 [環境政策課] | 【文京ecoカレッジ】 ▶環境ライフ講座(環境保全に対する啓発活動を担う人材育成) ▶親子環境教室(体験型環境学習) | | | | 1,815 |
| 155 | 新エネルギー・省エネルギー設備普及促進事業 [環境政策課] | ▶各種設備設置費助成(住宅用太陽光発電システム・家庭用燃料電池・雨水タンク等) ●助成項目の追加(断熱窓設置費) | | | | 21,214 |
| 156 | 街路灯LED化事業 [道路課] | ▶非省エネタイプの街路灯のLED化(対象:809基) 整備完了 | | | | 72,325 |
| 146 | 緑の維持及び緑化啓発事業 [みどり公園課] | ▶街路樹・植樹帯・神田川護岸・公園・児童遊園等の維持 ▶保護指定した樹木等の剪定費用の補助 ▶緑化啓発事業(自然散策会、植物講演会等) ▶生垣造成補助 | | | | 775,587 |
| 157 | 道路における治水対策の推進 [道路課] | ▶透水性舗装、雨水浸透柵の整備・機能回復(清掃)等 | | | | 295,433 |
| 158 | 水防災監視システム機器再整備事業 [防災課] | ●機器更新(正確な雨量や河川情報の把握等) ●災害情報システムとの連携 | | | | 4,341 |
| 159 | 崖等整備資金助成事業の推進 [地域整備課] | ▶擁壁の築造に係る工事等への助成 | | | | 14,913 |

主要課題 No.46 循環型社会の形成

現状

- 世界における経済成長や人口増加に伴い、地球規模での廃棄物の増加と質の多様化が起きています。特に、食品ロスや海洋プラスチックごみについては、大きな社会問題として関心が高まっています。また、持続可能な開発目標（SDGs）においても、持続可能な生産消費形態を確保することが目標の一つとして掲げられています。
- 国は、環境と経済が両立した循環型社会を形成していくための3つの取組である3R〔リデュース（発生抑制）・リユース（再使用）・リサイクル（再資源化）〕のうち、2R（リデュース・リユース）をリサイクルに先立ち推進する社会経済システムの構築を目指しています。この2Rの基本的考え方は「ごみになるものを発生させない」「使い捨てをやめ、ものを長く大切に使う」ことであり、社会的にも「マイバッグ・マイボトル持参」「衣類等のリユース」等の取組が行われています。
- 特別区では、ごみ減量の取組と収集運搬を各区が実施し、ごみの焼却等の中間処理については東京二十三区清掃一部事務組合による共同処理を行っています。区が収集したごみ量は、平成元年度の約88,500トンピークに、年々減少し、30年度は42,385トンまで減少しています。
- 区では、国や都、東京二十三区清掃一部事務組合が定める関係計画と整合を図りながら「文京区一般廃棄物処理基本計画」を策定し、区民が安心して暮らせる循環型社会の実現に向けて、区民や地域活動団体、NPO等の様々な主体と協働しながら、2Rの推進をはじめ、資源回収事業など、各種リサイクル清掃事業に取り組んでいます。

関連する主な計画等

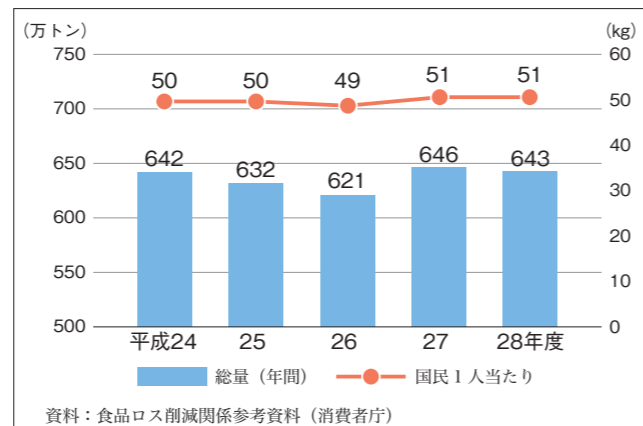
- 文京区一般廃棄物処理基本計画（平成28年度～平成32年度 中間年度見直し版）

課題解決に向けて取り組むべきこと

- 地球規模で発生している廃棄物の増加と質の多様化、食品ロスや廃プラスチックごみ問題等への対応が求められています。
- 循環型社会を推進するために、家庭や事業所からのごみの発生をできる限り抑制し、事業者への適切な排出指導・管理を強化する必要があります。
- 区では、ごみの焼却を他区の清掃工場に委ねているため、より一層のごみ減量を図る必要があります。

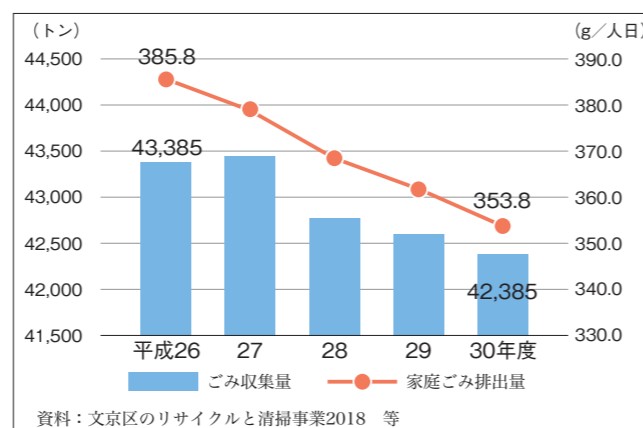
関連データ

① 国内の食品ロス（推計）



国内の食品廃棄物等は、平成28年度で年間2,759万トン、このうち食品ロスは643万トンにもなります。これは、世界全体の食糧援助量（約380万トン／平成29年実績）の約1.7倍の量に当たり、毎日10トントラックで約1,760台分を廃棄していることに相当します。

② 年間ごみ収集量と区民1人1日当たりの家庭ごみ排出量



区が収集した年間ごみ量は減少傾向にあり、平成30年度は42,385トンです。また、家庭から排出されるごみ量の合計を区民1人1日当たりの量に換算した区民1人1日当たりの家庭ごみ排出量も減少傾向にあり、30年度は353.8g/人日となっています。

4年後の目指す姿

食品ロスの削減や廃プラスチックごみの排出抑制、2Rなどの資源生産性を高める取組が一層強化され、環境への負荷が抑制された循環型社会が形成されている。

計画期間の方向性

- **2R（リデュース・リユース）の促進**
ごみを出さないライフスタイルを定着させるため、具体的にできる取組等について周知・啓発を推進するとともに、限りある資源を有効に活用するため、モノを長く使う習慣やリユースの促進、集団回収等の拡充に努めます。
- **事業系ごみの適正処理の推進**
事業系ごみの適正処理を推進するため、事業所の規模に応じて、ごみの発生抑制をはじめとする3Rの推進や、効率的なリサイクルシステムの利用促進等、適正排出に向けた指導・啓発に取り組みます。

手段（当初事業計画）

| 事業番号 | 計画事業（所管課） | 年次計画 | | | | 事業費（千円） |
|------|-----------------------------------|--|----------|----------|----------|---------|
| | | R2(2020) | R3(2021) | R4(2022) | R5(2023) | |
| | | 次期「文京区一般廃棄物処理基本計画」 | | | | - |
| 160 | 2R（リデュース・リユース）の推進 [リサイクル清掃課] | | | | | 9,106 |
| | | ▶普及啓発事業（モノ・フォーラム、ごみダイエツト通信の発行） ▶生ごみ対策（生ごみ減量講座、エコクッキング講座） ▶食品ロス対策（フードドライブ、ぶんきょう食べきり協力店） ●ぶんきょう食べきり協力店の拡大（区内大学の学生食堂） ▶リサイクル啓発（公開講座、ステージ・エコ、子ども用品とりかえっこ、リサイクル推進協力店） | | | | |
| 161 | 資源の集団回収支援 [リサイクル清掃課] | | | | | 29,115 |
| | | ▶実践団体の活動支援（資器材・報奨金の支給） | | | | |
| 162 | 資源回収事業 [リサイクル清掃課] | | | | | 414,515 |
| | | ▶集積所・回収拠点等での資源回収 ●回収品目の見直し | | | | |
| 163 | 事業系ごみ対策 [リサイクル清掃課] | | | | | 52 |
| | | ▶廃棄物管理責任者講習会、立入検査を通じた排出指導 ●講習会の内容や立入検査項目の見直し | | | | |

主要課題
No.47

生物多様性と都市の発展・再生

現状

- 地球上には3,000万種類もの生きものがいると言われており、人も含めた多くの種類の生きもの全てが、複雑に関わり合って存在していることを「生物多様性」と言います。生物多様性がもたらす恵みは、エネルギーや食料、水等、人の暮らしにも直結しています。しかし、生物多様性は、人間活動や地球温暖化等の気候変動により、急速に失われつつあります。
- 国において、平成20年に「生物多様性基本法」を制定し、24年には生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）で掲げられた「愛知目標」を達成するための国別目標等を盛り込んだ「生物多様性国家戦略2012-2020」が策定されました。
- 本区には、地形と歴史に育まれた豊かな緑が存在しています。台地や崖線に残る緑、神社・仏閣や大名屋敷跡地の古い緑や池、復興や開発により造られた新しい緑、下町の路地裏の小さな緑等、多様な緑が分布しています。
- 平成29年度に区内8か所の施設で現地調査を実施した結果、合計で357科1,137種の動物・植物が確認されました。
- 区では、平成31年3月「文京区生物多様性地域戦略」を策定しました。本戦略では、生物多様性都市ビジョンとして「生きもの、ひと、くらしがつながり豊かな文化を育むまち」を掲げ、区民や団体、事業者等の各主体と相互に連携・協働しながら、生物多様性に係る施策を推進しています。

関連する主な計画等

- 文京区環境基本計画（平成29年度～平成38年度）
- 文京区生物多様性地域戦略（平成31年度～平成40年度）

課題解決に向けて取り組むべきこと

- 人間の営みは、生物多様性から生み出される自然の恵みに支えられています。生物多様性のもたらす恩恵を将来にわたり享受できるよう、一人ひとりが自分自身の問題として向き合い、持続可能な社会の実現に向けた新たな一歩を踏み出すことが求められています。
- 生物多様性と都市の発展・再生のバランスを取ることで、自然と共生した持続可能な社会を実現することが求められています。

関連データ

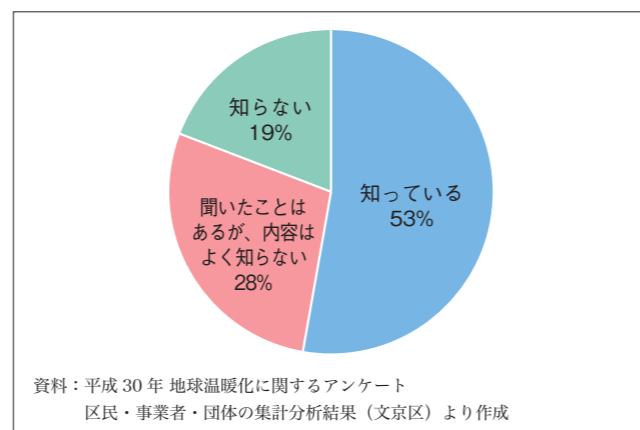
①平成29年度の現地調査で確認された動物・植物の種数

| 場所 | 種数 | |
|-----------------|------|--------|
| 本郷給水所公苑 | 193科 | 453種 |
| 千石緑地 | 145科 | 255種 |
| 須藤公園 | 14科 | 16種 |
| 関口台公園 | 217科 | 472種 |
| 文京シビックセンター | 94科 | 166種 |
| 根津神社 | 219科 | 476種 |
| 順天堂大学医学部附属順天堂医院 | 154科 | 336種 |
| 播磨坂さくら並木 | 125科 | 244種 |
| 合計 | 357科 | 1,137種 |

※植物・昆虫類・クモ類・陸産貝類・鳥類・哺乳類・爬虫類・両生類・魚類・底生生物を調査
 ※須藤公園は「爬虫類・両生類」「魚類」「底生生物」のみ調査し、「魚類」「底生生物」の調査は、本郷給水所公苑と須藤公園のみ実施
 資料：文京区生物多様性地域戦略より作成

区内8か所の現地調査では、都のレッドデータブックや、環境省のレッドリスト等に選定されている、絶滅の恐れがあるとされる重要な種が、調査地全体で23種確認されました。その中には、植栽や魚類等、人為的に持ち込まれた種も確認されました。

②生物多様性についての認知度（区民）



「生物多様性」という言葉について「知っている」と答えた人の割合は全体の約半数を占めています。

4年後の目指す姿

日々の暮らしが、地球上の生きものによる恵みに支えられていることを区民のだれもが理解し、意識するとともに、自然を思いやる行動を心掛けることで、生きもの、ひと、暮らしがつながり豊かな文化を育てている。

計画期間の方向性

- **生物多様性に関する普及啓発**
 生物多様性に対する区民の理解が浸透・定着し、生物多様性に配慮した生活を実践できるようにするため、普及・啓発活動を推進し、意識の醸成を図ります。
- **緑化の促進**
 区内の緑を保護・育成するとともに、区民の緑化に対する意識を高め、生物多様性に配慮した取組を推進します。

手段（当初事業計画）

| 事業番号 | 計画事業(所管課) | 年次計画 | | | | 事業費(千円) |
|------|--|----------|----------|----------|----------|---------|
| | | R2(2020) | R3(2021) | R4(2022) | R5(2023) | |
| 164 | 文の京生きもの写真館～生物多様性を見る・感じる・理解する～ [環境政策課] | | | | | 2,678 |
| 165 | 生物多様性に関する普及啓発 [環境政策課] | | | | | 113 |
| 154 | 環境教育・講座 [環境政策課] | | | | | 1,815 |
| 146 | 緑の維持及び緑化啓発事業 [みどり公園課] | | | | | 775,587 |

主要課題
No.48

地域防災力の向上

現状

- 災害への備えは自らがその生命と財産を守る「自助」を基本とし、地域の防災まちづくりである「共助」につなげることが重要です。
- 阪神・淡路大震災では、倒壊した建物から救出された人の約8割が、家族や住民等によって救出されています。また東日本大震災でも、児童・生徒と自発的な避難をともにした地域住民が助かるなど、自助・共助の事例が見られました。
- 都が公表した「首都直下地震等による東京の被害想定」では、本区の避難所生活者は区の人口の約2割に当たる40,213人であることから、約8割の区民は避難所以外で生活することが考えられます。しかし、平成30年の世論調査では、飲料水や食糧、携帯ラジオ等を備蓄している区民は約6割にとどまり、特に何もしていない人も約1割いました。
- 避難所の運営に携わる住民が、地域の防災のリーダーとして十分な知識を備えることは、公的支援が到着するまでの被害拡大の軽減や円滑な被災者支援活動につながり、多様な活躍が期待されています。
- 本区では、避難所運営協議会や町会・自治会、マンション管理組合等による防災訓練が行われていますが、構成員の高齢化や固定化、参加者の減少といった問題を抱えている組織も見受けられます。
- 区では、区内4つのブロックごとに、季節に応じた訓練を行う「避難所総合訓練」や、住民主体の一斉避難訓練と観覧型・体験型の訓練として「防災フェスタ」を実施しています。また、避難所運営協議会が実施する避難所運営訓練を支援するなど、防災に関する様々な取組を進めています。

関連する主な計画等

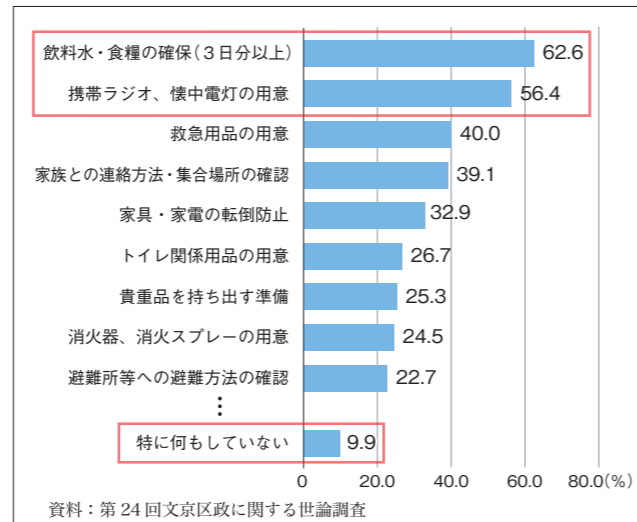
- 文京区地域防災計画（平成30年度修正）

課題解決に向けて取り組むべきこと

- 区民一人ひとりの防災意識の啓発と「自助」に根ざした防災行動力の向上とともに、町会・自治会等の区民防災組織や避難所運営協議会の「共助」に根ざした防災行動力も向上を図る必要があります。
- 中高層共同住宅（マンション）居住者が災害時においても自宅で生活を送り、避難所避難者の減少を図るため、中高層共同住宅の防災対策に取り組む必要があります。

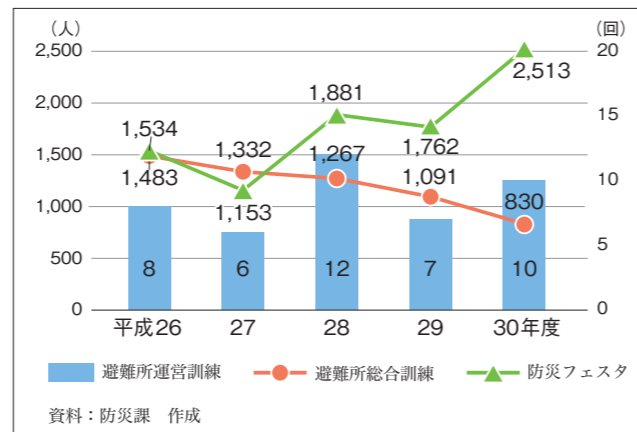
関連データ

① 災害に対する区民の備え



「飲料水・食糧の確保（3日分以上）」「携帯ラジオ、懐中電灯の用意」をしている区民は約6割にとどまり、特に何もしていない区民も約1割いることから、自助の取組の普及が課題となっています。

② 避難所総合訓練等の参加者数と避難所運営訓練実施回数



年4回実施する避難所総合訓練への参加者数は年間1,000～1,500人でしたが、平成30年度は830人となりました。一方、年1回の防災フェスタへの参加者数は、30年度に大きく増加し、2,513人となりました。また、避難所運営訓練は、30年度は10か所の避難所で実施されました。

4年後の目指す姿

自らの命は自らが守る「自助」の意識や、地域での助け合いによって自分たちのまちは自分たちで守る「共助」の意識が醸成され、自助・共助に根ざした活発な取組により、地域の防災力が高まっている。

計画期間の方向性

● 区民の主体的な防災活動の促進

「自助」「共助」に根ざした、区民の主体的な防災活動を促進し、避難所運営協議会を中心とした地域の防災行動力の向上を目指します。

● 中高層共同住宅（マンション）に対する防災意識の啓発

中高層共同住宅においても、災害時に住民が安全に施設内にとどまることができるよう、エレベーター閉じ込め対策等、中高層共同住宅特有の防災対策を行うとともに、区民防災組織等とのコミュニケーション強化を図り、地域の防災力の向上につなげます。

手段（当初事業計画）

| 事業番号 | 計画事業(所管課) | 年次計画 | | | | 事業費(千円) |
|------|-----------------------|---|----------|----------|----------|---------|
| | | R2(2020) | R3(2021) | R4(2022) | R5(2023) | |
| 166 | 地域防災訓練等の実施 [防災課] | ▶ 避難所総合訓練(年4回)、防災フェスタ、備蓄の日PR展等 ● 神田川水害時の避難体制に関するワークショップ(新宿区との共同実施) | | | | 31,514 |
| 167 | 避難所運営協議会運営支援 [防災課] | ▶ 避難所運営協議会の活動支援、防災士資格取得費用助成等 ▶ 防災士・防災リーダー育成・スキルアップ | | | | 2,545 |
| 168 | 避難所開設キット事業 [防災課] | ▶ 避難所開設キットを活用した避難所運営訓練 ● 福祉避難所等への導入 方針の作成 → 福祉避難所、妊産婦・乳児救護所等に導入 | | | | 5,550 |
| 169 | 区民防災組織の育成 [防災課] | ▶ 防災資器材格納庫設置等 ▶ 区民防災組織の活動助成、防災訓練の実施 ▶ 可搬式消防ポンプ等の購入・保守 ▶ 町会・自治会の備蓄物資の充実 ▶ 区民防災組織とマンション管理組合の合同訓練の備蓄品購入費助成 | | | | 6,368 |
| 170 | 中高層共同住宅の支援 [防災課] | ▶ 防災対策費(防災訓練費用・備蓄品購入費用)助成 ▶ エレベーター閉じ込め対策物資の購入費の助成 | | | | 1,202 |

主要課題
No.49

災害に強い都市基盤の整備

現状

- 首都直下地震が発生した際の、都の被害想定によると、区部の木造住宅密集地域を中心に、建物倒壊や地震火災の被害が発生するとされています。
- 区内には、道幅が4mに満たない道路（細街路）が多く、災害時に緊急車両の乗り入れや避難活動の妨げになる恐れがあります。また、十分な安全性が確保されていないブロック塀等は、大地震の際の倒壊の危険性が問題となっています。
- 過去の大震災では、電柱や建物の倒壊により緊急車両の通行や生活物資の輸送の支障となった事例があります。緊急輸送道路は、震災時の救急救命、消火活動、物資輸送、復旧復興の生命線であり、沿道建築物の倒壊による道路閉塞を防ぐため、都は平成23年に特定緊急輸送道路の指定を行い、区内5路線（高速道路1路線を含む。）が指定されています。
- 土砂災害防止法に基づき、これまでに都が区内107か所を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定しています。区では、崖等整備資金助成事業により所有者による適切な維持管理を支援しています。
- 区内には、建築基準法における新耐震基準（昭和56年6月施行）以前に建築された建物が多数あり、耐震化を進める必要があります。また「燃えない・燃え広がらないまち」を目指し、災害時に火災等の危険性の高い地域の不燃化を進めています。
- また、区では、広場等の公共空間と不燃化された建築物の一体的な整備を行う市街地再開発事業や住民主体のまちづくりにより、災害に強い都市基盤の整備を進めています。

関連する主な計画等

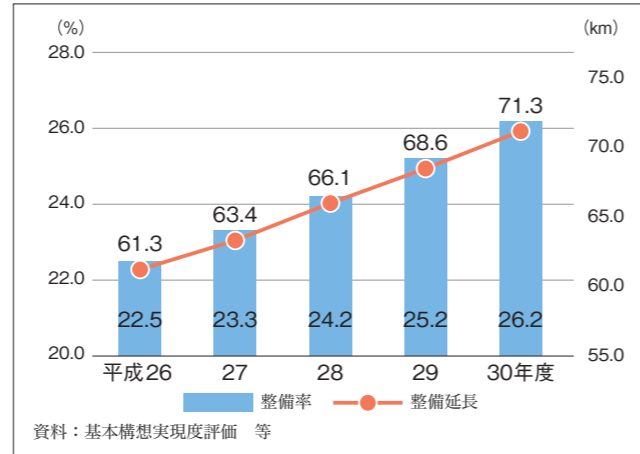
- 文京区耐震改修促進計画(平成20年度～平成32年度)

課題解決に向けて取り組むべきこと

- 建物の共同化等と道路や広場等の公的空間の整備を総合的に行い、災害に強い都市基盤の整備を図る必要があります。
- 震災時等に消防・避難活動の妨げになることを防止するため、経路を確保する必要があります。
- 地震や火災等による被害を抑えるため、建築物の耐震化・不燃化を促進する必要があります。

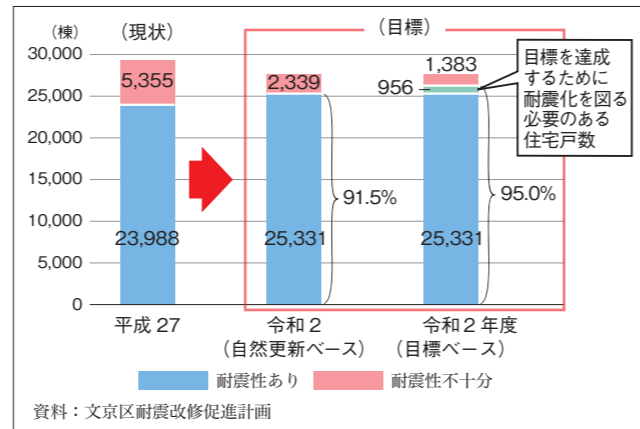
関連データ

① 細街路拡幅整備率・整備延長



道路が4mに満たない細街路は、建築時等に合わせ、拡幅整備を行っています。平成2年10月の細街路拡幅整備事業開始から、毎年度約2.7kmの拡幅整備を行っており、30年度末現在の整備率は26.2%、整備延長は約71.3kmとなっています。

② 対象建築物の耐震化（現状と目標）



平成27年度末から、施策によらない自然更新で耐震化が進んだ場合、令和2年度末では91.5%まで耐震化率が上昇すると推計されています。2年度末での耐震化率の目標である95%を達成するためには、自然更新によるものに加えて、積極的な施策展開により、耐震性を満たす住宅を更に956棟増加していく必要があります。

4年後の目指す姿

だれもが安全に安心して過ごすことができる災害に強い都市基盤の整備が推進されている。

計画期間の方向性

● 安全・安心なまちづくりの推進

住宅等の耐震化の促進や不燃化、細街路の拡幅整備等を進めるとともに、建物等の所有者が主体的に耐震化等に取り組めるよう、必要な支援を行います。また、再開発事業や地区計画などを活用し、安全・安心なまちづくりを推進します。

● 都市の防災機能の強化

橋梁の予防保全や道路の無電柱化等を推進することで、災害時における道路網の安全性やライフラインの安定供給を確保するなど、都市の防災機能の強化を図ります。

手段（当初事業計画）

| 事業番号 | 計画事業(所管課) | 年次計画 | | | | 事業費(千円) |
|------|--------------------------------------|---|----------|----------|----------|-----------------|
| | | R2(2020) | R3(2021) | R4(2022) | R5(2023) | |
| 147 | 地区まちづくりの推進 [地域整備課] | ▶地区計画の策定、コンサルタントの派遣、活動費の助成 等 ▶現在の地区計画の進捗状況の管理 | | | | 70,812 |
| 148 | 再開発事業の推進 [地域整備課] | ▶地域拠点を形成する地区等における防災性向上や都市機能更新の検討・推進 ●春日・後楽園駅前地区市街地再開発事業 | | | | 5,851,935 |
| 171 | 耐震改修促進事業の推進 [地域整備課] | ▶耐震化促進事業(診断・設計・工事等の助成) ▶特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業、アドバイザー派遣 等 | | | | 602,640 |
| 172 | 不燃化推進特定整備地区(不燃化特区)事業の推進 [地域整備課] | 【大塚五・六丁目】 ▶各種助成(建替え・除却・住替え)、専門家派遣、総合相談ステーション ●令和2年度の不燃化特区事業終了に伴う効果検証、今後の見直し等の検討 | | | | 121,222 |
| 173 | 細街路の整備 [地域整備課] | ▶拡幅整備協議、工事費用の助成 | | | | 396,304 |
| 159 | 崖等整備資金助成事業の推進 [地域整備課] | ▶擁壁の築造に係る工事等への助成 | | | | 14,913 |
| 174 | ブロック塀等改修等の促進 [地域整備課・建築指導課] | ▶十分な安全性が確保されてない塀の撤去費・新たな塀の設置費助成 ▶危険性の高い塀等の適切な維持管理及び改修等の普及啓発 | | | | 28,889 |
| 142 | 無電柱化の推進 [道路課] | ▶日医大つつじ通り・巻石通り(第一期) →支障移設 → 電線共同溝 → 引込管等 → ●短区間の緊急道路障害物除去路線における無電柱化(緊急輸送道路から避難所等までのラストマイル) →路線検討 → 設計 → 支障移設 → | | | | 219,808 |
| 175 | 橋梁アセットマネジメント整備 [道路課] | ▶予防保全的な橋梁の修繕 ●橋梁アセットマネジメント計画の更新 【千代田区によるお茶の水橋・後楽橋補修補強工事】 (お茶の水橋) → (後楽橋) → | | | | 466,181 |
| 143 | 公園再整備事業 [みどり公園課] | ▶意見交換会、バリアフリー化、トイレ整備、防災機能向上 ●お茶の水公園・西片公園 →再整備 → ●神明都電車跡公園 →再整備 → ●久堅公園・文京宮下公園・小石川四丁目児童遊園・本駒込一丁目第二児童遊園 →設計 → 再整備 → | | | | 475,165 |
| 144 | 公衆・公園等トイレ維持事業 [みどり公園課] | ▶バリアフリー化、洋式化、だれでも使えるトイレの整備 | | | | 整備完了 242,365 |

主要課題
No.50

防災拠点機能の強化

現状

- 災害時、避難所は自宅が倒壊などの被害を受け、または、その恐れがある場合の被災者の生活場所となり、また、在宅で不自由な暮らしを送る被災者の支援拠点となります。
- 区内には避難所が33か所あり、避難所や拠点となる備蓄倉庫に、食糧や生活物資等を分散して備蓄しています。食糧については、都と連携して、発災後3日分を確保しています。
- 東日本大震災や熊本地震では、避難所における「生活の質」には課題が多く、食糧やトイレ等は不十分で、狭い空間での生活によって、多くの被災者が体調を崩す恐れと隣り合わせの生活であったと言われています。
- 災害時、正確かつ迅速に情報を収集・分析し、伝達することは極めて重要です。区では、文京シビックセンター15階の防災センターを情報連絡体制の拠点としています。
- 区では、災害時に防災行政無線やホームページ、「文の京」安心・防災メール等を活用して、区民等へ災害情報を提供しています。しかし、大規模災害発生時は、災害情報を取得しづらい状況が発生することから、災害情報の伝達手段の更なる充実が求められています。
- 令和元年東日本台風では、避難時に持参する物資等に関する考え方や、風水害特有の避難行動及び事前の備えについて、周知・情報伝達の重要性を再認識することとなりました。
- 広域的な災害が発生すると、近隣自治体との連携体制だけでなく、被災していない遠隔地の自治体からの支援の受入れも重要となります。
- 災害時における救援物資の確保や医療救護活動の実施等のため、民間事業者や医療関係機関等との連携を強化するなど、平時から災害に強い体制を強化する必要があります。

関連する主な計画等

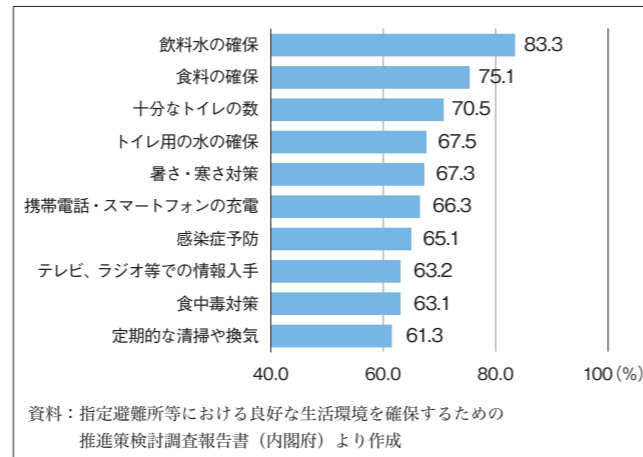
- 文京区地域防災計画（平成30年度修正）

課題解決に向けて取り組むべきこと

- 災害発生時に円滑に避難所を開設し適切に運営できる体制を整備するとともに、備蓄物資の計画的な更新や必要に応じた内容の見直しが求められています。
- 災害時に正確かつ迅速に情報収集・分析し、区民等に必要な情報を伝達する連絡体制の強化が必要です。
- 災害時に迅速かつ確実に業務を遂行するため、他自治体からの的確な受援体制を構築するとともに、大規模災害の発生に備え、民間事業者や医療関係機関等との連携を強化する必要があります。

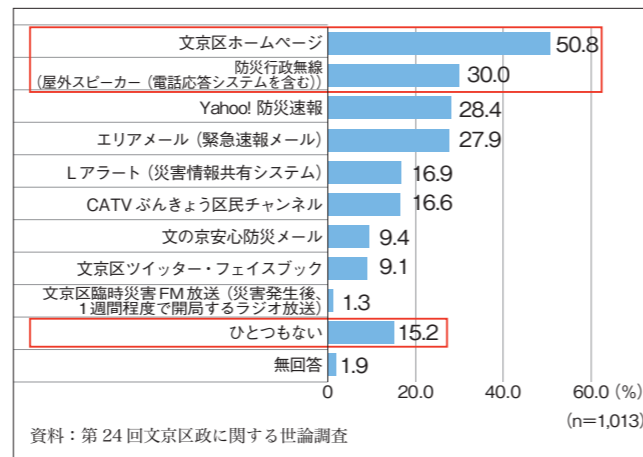
関連データ

① 避難所環境のニーズ



平成29年度に内閣府が実施した調査によると、「最低限、この条件が整っていないと避難所には行かない」と思われる項目では、飲料水と食料の確保、トイレの数の確保と流すための水の確保、避難所の暑さ・寒さ対策などが挙げられています。

② 区からの災害情報の提供方法の認知度



「文京区ホームページ」が約5割と最も多く、次いで防災行政無線（屋外スピーカー（電話応答システムを含む））が3割となっています。一方、「ひとつもない」と答えた人も一定数（15.2%）います。

4年後の目指す姿

発災時における区の初動態勢が早期に確立され、円滑に避難所を開設できるとともに、迅速かつ的確な災害情報の発信や、関係機関との連携など、適切な災害対応が図られる体制が整備されている。

計画期間の方向性

● 災害対策本部機能等の強化

地震や台風等、災害の特性に応じた的確な情報発信に努めるほか、災害対策本部機能の基盤となる災害情報システムの再構築や、関係機関や他自治体との日頃からの連携体制を強化し、発災時における区の初動体制や、関係機関等との連携による災害救護、受援体制等の強化に取り組みます。

● 円滑で適切な避難所運営のための環境整備

これまでの大規模災害などを教訓に、避難所で必要となる備蓄物資を配備するなど、被災者の生活を支える避難所の環境整備を進めます。

手段（当初事業計画）

| 事業番号 | 計画事業(所管課) | 年次計画 | | | | 事業費(千円) |
|------|---------------------------|--|----------|--------------------------|----------|---------|
| | | R2(2020) | R3(2021) | R4(2022) | R5(2023) | |
| 176 | 災害情報システム再構築事業 [防災課] | システム設計・構築 | | ●本稼働 (災害情報の収集・分析の効率化) | | 5,700 |
| 158 | 水防災監視システム機器再整備事業 [防災課] | ●機器更新 (正確な雨量や河川情報の把握等) | | 災害情報システムとの連携 | | 4,341 |
| 177 | 災害時の受援応援体制の整備 [防災課] | ▶災害協定の拡充・更新 ●災害時受援応援計画策定 ●事業継続計画(震災編)見直し 策定 | | 運用 | | 10,769 |
| 178 | 災害ボランティア体制の整備 [福祉政策課] | ▶社会福祉協議会による災害ボランティアセンター運営訓練等の支援 | | | | 965 |
| 179 | 災害時医療の確保 [生活衛生課・予防対策課] | ▶災害医療運営連絡会、医療救護活動訓練、トリアージ研修、 備蓄医薬品、災害時個別支援計画策定 | | | | 16,925 |
| 168 | 避難所開設キット事業 [防災課] | ▶避難所開設キットを活用した避難所運営訓練 ●福祉避難所等への導入 方針の作成 | | 福祉避難所、妊産婦・乳児救護所等に導入 | | 5,550 |
| 180 | 備蓄物資維持管理 [防災課] | ▶非常食の点検整備 等 ▶避難所における生活の質の向上に向けた、備蓄物資の整備 | | | | 49,361 |

【行財政運営の視点】

学校の改築等、公共施設の整備に当たっては、避難所等の防災拠点としての機能整備を図ります。

災害時の要配慮者への支援

現状

- 災害時、高齢者や障害者、妊産婦、外国人等は、避難、情報把握、生活手段の確保等の行動を円滑かつ迅速に行うことが困難な立場に置かれています。
- 東日本大震災では、被災地全体の死者数のうち、65歳以上の高齢者の死者数は約6割、障害者の死亡率は、被災住民全体の死亡率の約2倍に上りました。こうした教訓を踏まえ、国は平成25年6月、災害対策基本法を改正し、避難行動要支援者名簿*の作成を市町村に義務付け、必要な個人情報を利用できることなどを定めました。
- 過去の災害において、避難所で生活することが著しく困難な高齢者や障害者、妊産婦等が避難する施設の確保や、これらの方が必要とする物資の備蓄が課題になっています。
- 区では、平成28年3月に「文京区避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）」を作成した後、「災害時要援護者名簿」から「避難行動要支援者名簿」へ切り替え、平常時から区民防災組織等への情報提供に同意した方を対象に、安否確認等の個別計画の作成に取り組んでいます。
- また、災害時に高齢者や障害者等を受け入れる福祉避難所を区内20か所に設置するとともに、妊産婦・乳児救護所を区内の大学等4か所に設置することとしており、それぞれの施設に物資を備蓄しています。
- 近年、本区における外国人居住者が増加しています。言語や生活習慣が異なるほか、災害の経験や知識にばらつきがあるため、コミュニケーションや、いざという時の円滑な行動をとることが困難な場合があります。

関連する主な計画等

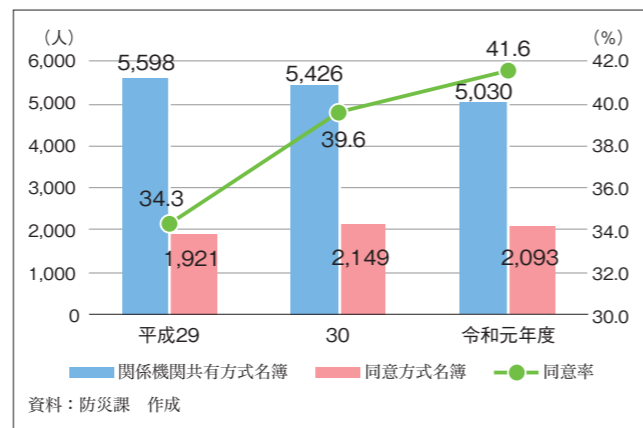
- 文京区地域防災計画（平成30年度修正）
- 文京区避難行動要支援者避難支援プラン(全体計画)

課題解決に向けて取り組むべきこと

- 避難行動要支援者に対する迅速な安否確認等の実施・避難支援体制の強化が求められています。
- 福祉避難所の設置箇所数の拡大を図るとともに、福祉避難所及び妊産婦・乳児救護所の運営に必要な物資の備蓄に引き続き取り組む必要があります。
- 外国人居住者に対し、平常時から必要な情報を提供することで、災害発生時に適切な避難行動へつなげるなどの対応が求められています。

関連データ

① 避難行動要支援者名簿の登録状況



令和元年12月末現在、関係機関共有方式名簿の登録者数は5,030人で、このうち、同意方式名簿の登録者数は2,093人、同意率は41.6%です。なお、同意方式名簿の新規登録者数は、平成29年度226人、30年度478人、令和元年度（12月末現在）162人となっています。

② 福祉避難所、妊産婦・乳児救護所一覧

【福祉避難所（20か所）】

| | |
|--------------------|-------------------|
| 特別養護老人ホーム文京大塚みどりの郷 | 文京本郷高齢者在宅サービスセンター |
| 特別養護老人ホーム文京くすのきの郷 | 介護老人保健施設音羽えびすの郷 |
| 特別養護老人ホーム文京白山の郷 | 介護老人保健施設ひかわした |
| 特別養護老人ホーム文京千駄木の郷 | 龍岡介護老人保健施設 |
| 特別養護老人ホーム文京ゆしまの郷 | グッドライフケアセンター向丘 |
| 特別養護老人ホーム洛和ヴィラ文京春日 | グループホーム白山みやびの郷 |
| 短期入所生活介護あけぼし | 文京区立大塚福祉作業所 |
| 文京湯島高齢者在宅サービスセンター | 文京区立小石川福祉作業所 |
| 文京向丘高齢者在宅サービスセンター | 障害者支援施設リアン文京 |
| 文京昭和高齢者在宅サービスセンター | 文京区立本郷福祉センター若駒の里 |

【妊産婦・乳児救護所（4か所）】

| | |
|----------|--------------|
| 跡見学園女子大学 | 東洋学園大学 |
| 貞静学園短期大学 | 日本女子大学（新泉山館） |

資料：福祉政策課、防災課 作成

福祉避難所については、区内の福祉施設の運営事業者と連携・協力し、設置箇所数の拡大に取り組んでいます。

4年後の目指す姿

区民や事業者、防災関係機関等との連携により、災害時において、要配慮者に対する必要な支援が行き届き、避難所生活などの負担軽減が図られている。

計画期間の方向性

● 災害時要支援者の避難支援体制の強化

避難行動要支援者名簿の登録を促進し、関係団体との連携により、災害時の要配慮者の安否確認や避難誘導等、適切な支援体制を構築します。また、外国人を含む全ての人が正確な情報を取得し、適切な避難行動につながるよう、効果的な手段を検討していきます。

● 福祉避難所等の拡充・環境整備

区内の社会福祉施設との連携、協力により、福祉避難所の拡充を図るとともに、災害時に、福祉避難所や妊産婦・乳児救護所が円滑に運営できるよう、訓練や運営マニュアルの改善、備蓄物資の拡充などに取り組めます。

手段（当初事業計画）

| 事業番号 | 計画事業(所管課) | 年次計画 | | | | 事業費(千円) |
|------|------------------------------|---|----------------------------------|-----------------------|----------|---------|
| | | R2(2020) | R3(2021) | R4(2022) | R5(2023) | |
| 181 | 避難行動要支援者の支援 [防災課] | ▶ 避難行動要支援者名簿の整備、個別計画の作成、同意に向けた啓発 ▶ 地震ブレイカーの配付 | | | | 17,615 |
| 182 | 一斉情報伝達システムの導入 [防災課] | | ● 避難行動要支援者(障害者・要介護3以上の方等)に受信機を配付 | | | 77,172 |
| 176 | 災害情報システム再構築事業 [防災課] | システム設計・構築 | | ● 本稼働(災害情報の収集・分析の効率化) | | 5,700 |
| 183 | 福祉避難所の整備・拡充 [福祉政策課・防災課] | ▶ 民間福祉施設を含めた福祉避難所の拡充(令和元年度:20か所) ▶ 備蓄物資の整備、防災行政無線の設置 ▶ 福祉避難所設置・運営訓練 ▶ 災害時要配慮者・福祉避難所検討会(福祉避難所設置・運営マニュアルの改善) | | | | 22,510 |
| 184 | 妊産婦・乳児救護所の体制整備 [防災課] | ▶ 救護所の開設・運営訓練(区民・関係団体・大学・学生等) ▶ 関係団体意見交換会(訓練の報告、課題の整理) | | | | 3,220 |
| 168 | 避難所開設キット事業 [防災課] | ▶ 避難所開設キットを活用した避難所運営訓練 ● 福祉避難所等への導入方針の作成 | | 福祉避難所、妊産婦・乳児救護所等に導入 | | 5,550 |

*避難行動要支援者名簿 災害対策基本法の改正を受け市町村に作成が義務付けられた、高齢者や障害のある方などのうち、災害が起きた時に自分の力で避難することが困難で特に支援が必要な方を掲載する名簿のこと。全ての避難行動要支援者を登録した「関係機関共有方式名簿」と、平常時から区民防災組織等への情報提供に同意した方を登録した「同意方式名簿」がある。

主要課題
No.52

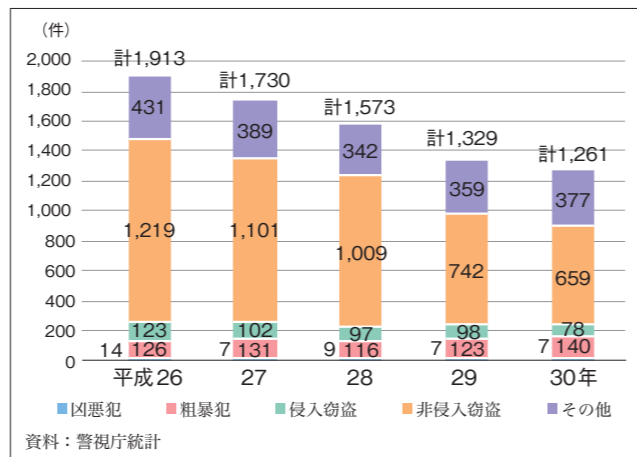
地域の犯罪抑止

現状

- 警察白書（平成30年）によると、全国の刑法犯認知件数は、平成14年の約285万件をピークに減少傾向にあり、29年は14年の3分の1以下の約92万件にまで減少するなど、治安情勢及び体感治安（人が感覚的・主観的に感じる治安情勢）には一定の改善が見られます。
- 本区においても、刑法犯認知件数は減少傾向にあり、平成30年は1,261件で、23区の中で最も少ない件数となっています。
- 近年では、ストーカー、配偶者からの暴力、児童虐待等の事案が生じており、特に特殊詐欺による被害が高齢者を中心に増加し、少子高齢化に伴う人口・家族構造の変化等の社会情勢が変化していく中で、これまで以上に重要な課題になると考えられます。
- 警視庁によると、都内における子どもに対する犯罪の認知件数は年間200件を超えています。本区においても、声掛けやつきまとい等の事案が発生しています。
- 区では、協働・協治の考え方の下、安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指して、平成17年4月から「文京区安全・安心まちづくり条例」を施行しています。この条例に基づき、「安全・安心まちづくりに関する特定の施策を推進する地区」を指定し、その活動を支援しています。令和元年12月現在、51地区を指定し、それらを構成する町会・自治会数は、全町会・自治会の約74%に当たる114となっています。
- また、平成25年5月に区内4警察署と「23区安全・安心ナンバーワンのまち『文の京』更なる安全・安心推進のための合意書」を締結し、相互に連携しながら犯罪抑止や交通事故防止等の対策に関する施策を推進しています。

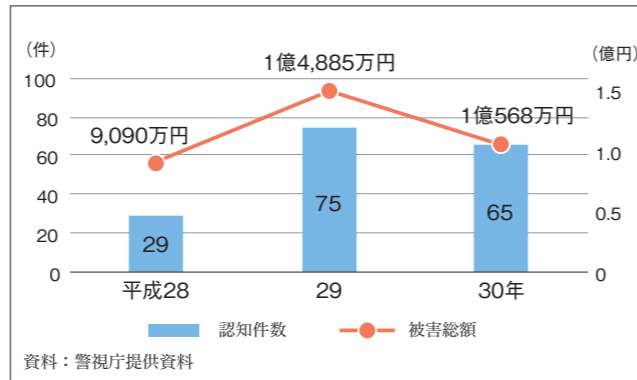
関連データ

① 刑法犯認知件数（区内で発生したもの）



被害の届出等により、刑法犯として警視庁がその発生を確認した件数である刑法犯認知件数は、区内における犯罪発生状況の目安となります。総件数は減少傾向にあり、平成30年は1,261件となっています。

② 特殊詐欺認知件数及び被害総額（区内4警察署合計）



振り込め詐欺（オレオレ詐欺、架空請求詐欺、融資保証金詐欺及び還付金等詐欺の4類型）とそれ以外の振り込め類似詐欺をまとめて、特殊詐欺と言います。特殊詐欺は区内で毎年数十件発生し、その被害総額は約1億円にも及んでいます。

課題解決に向けて取り組むべきこと

- 安全で安心して暮らすことができる地域環境を築いていくため、区民の自主的な防犯活動を更に推進していくことが求められています。
- 特殊詐欺の手口は日々巧妙化し、社会情勢等に便乗した特殊詐欺が発生するなど、高齢者を中心に多額の被害が発生していることから、特殊詐欺被害防止のための対策の強化が求められています。
- 子どもが被害者となる犯罪が後を絶たないことから、子どもを犯罪から守るための取組を更に推進する必要があります。

4年後の目指す姿

区民一人ひとりの防犯に対する意識が高まり、地域ぐるみで支え守り合う自主的な防犯・安全活動が積極的に行われることで、だれもが安全で安心して暮らせる地域環境が構築されている。

計画期間の方向性

● 区民等の自主的な防犯活動への支援

安全・安心な地域環境の構築に向け、「安全・安心まちづくり推進地区」の増加に努めるとともに、地域の主体的な防犯・安全活動を促進し、必要な支援を行っていきます。

● 子どもや高齢者に対する犯罪の防止

高齢者に対する特殊詐欺被害を防止するため、警察署との連携の下、効果的な対策を推進していきます。また、子どもたちを犯罪から守るため、公園や通学路などについて、より一層の安全対策を推進します。

手段（当初事業計画）

| 事業番号 | 計画事業(所管課) | 年次計画 | | | | 事業費(千円) |
|------|------------------------------|---|----------|----------|----------|---------|
| | | R2(2020) | R3(2021) | R4(2022) | R5(2023) | |
| 185 | 安全対策推進事業 [危機管理課] | ▶安全・安心まちづくり推進地区の活動支援（装備品購入費・防犯カメラ設置費等の補助等） ▶青色防犯パトロール活動 ▶「文の京」安全・防災メール（事件等の情報を発信） ▶自動通話録音機の無償貸出 ▶地域安全教室（子どもや高齢者向けの安全教室） ▶客引き防止対策事業 | | | | 47,669 |
| 145 | 公園等への防犯カメラの設置 [みどり公園課] | ●全ての区立公園・児童遊園に設置 | | | | 117,125 |
| 186 | 通学路等の防犯カメラの設置 [教育総務課] | ▶通学路等への防犯カメラの設置（調査等により設置が必要と判断された通学路等） | | | | 1,917 |
| 187 | 子ども110番ステッカー事業 [児童青少年課] | ▶協力者の自宅や事業所に子ども110番ステッカー・プレートを貼付 ▶小学校PTAの協力により、ステッカー貼付場所の確認 | | | | 461 |

基本構想

総論

基本政策

戦略シート

子どもたちに輝く未来をつなぐ

健康で安心な生活基盤の整備

活力と魅力あふれるまちの創造

文化的で豊かな共生社会の実現

環境の保全と快適で安全なまちづくり

行財政運営

まち・心・しごと創生総合戦略

附属資料

主要課題 No.53 管理不全建築物等の対策の推進

現状

- 全国的に、人口減少や既存建築物の老朽化、家族構成の変化等を背景に、空家等の増加が大きな社会問題の一つになっています。
- 特に、適切に管理されない空家等は、倒壊の危険性の増大、公衆衛生の悪化、景観の阻害など、多岐にわたる問題を生じさせ、地域住民の生活環境に悪影響を及ぼすことになります。
- 区では、空家一斉点検調査や老朽家屋の実態調査等から、空家等の所在やその状態等の概要を把握しました。令和元年12月末現在、空家等の可能性が高い建築物が区内に約270戸あります。
- 法律、不動産、建築の専門家、関係行政機関や区民を委員とする「文京区空家等対策審議会」を設置し、平成30年7月に「文京区空家等対策計画」を策定するとともに、法的措置を講ずべき特定空家等を判断し、認定する際の基準となる「文京区特定空家等に関する基準」を令和元年10月に決めました。
- マンションは、主要な居住形態として区内に広く普及し、地域社会を構成する大きな要素となっています。一方、建物の老朽化や居住者の高齢化が進行すると、管理不全なマンションが増加し、周辺的环境にも影響を及ぼすことが懸念されます。
- 区では、マンションの良好な維持管理を促進するため、管理組合設立支援や長期修繕計画作成費助成など、マンション管理適正化支援事業を実施しています。

関連する主な計画等

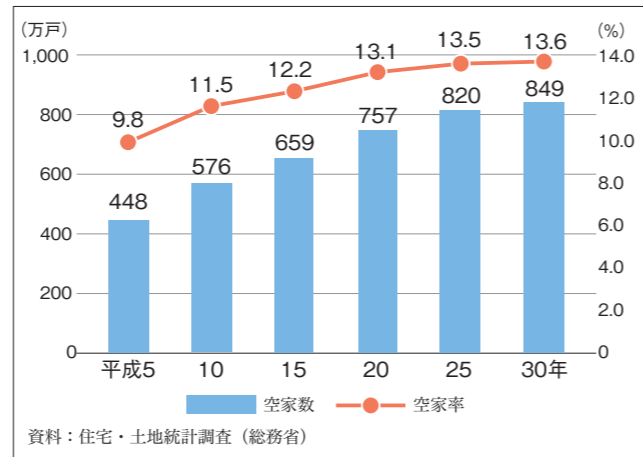
- 文京区空家等対策計画（平成30年度～平成34年度）

課題解決に向けて取り組むべきこと

- 管理不全な空家等が周辺環境に与える影響や所有者等の責務について周知し、空家等の発生を予防するとともに、既存する空家の適正管理を促進する必要があります。
- 改善が見られない特定空家等については、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく措置を講じていく必要があります。
- マンションの管理不全を予防し、適正な管理を促進するため、マンション管理の主体である管理組合等との連携及び支援を強化する必要があります。

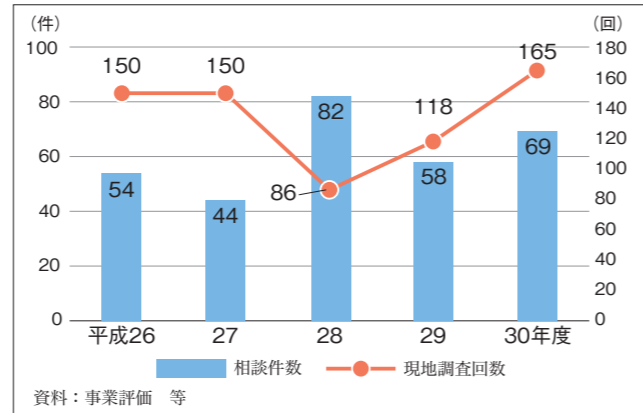
関連データ

① 全国の空家数及び空家率



全国の「居住世帯のない住宅」のうち、空家は平成30年で849万戸で、25年と比べ29万戸増加しています。また、総住宅数に占める空家の割合（空家率）は13.6%で、25年から0.1ポイント上昇し、過去最高となっています。

② 区民及び空家等所有者からの相談件数、空家等の現地調査



管理不全な空家等に関して、区民及び空家等の所有者から、毎年数十件の相談を受けており、平成30年度では69件ありました。また、相談のあった空家等の現地調査を行っており、30年度では165回実施しました。

4年後の目指す姿

管理不全な建築物等のない、良好な住環境が保たれている。

計画期間の方向性

● 空家等対策の強化

適切な管理がされないまま放置されている空家等の状況に応じ、空家等対策審議会において、法に基づく適切な対応を図ります。また、空家等に関するきめ細かな相談により、発生予防と適正管理を進めるとともに、不動産業界団体等との連携を深めながら、空家等の利活用を促進を図ります。

● マンション管理適正化の促進

マンション管理組合や所有者、居住者に対し、専門家派遣や費用助成などにより、個々の状況に応じた相談・支援を行い、長期的な視点からマンションの適正な維持管理を促進します。

手段（当初事業計画）

| 事業番号 | 計画事業(所管課) | 年次計画 | | | | 事業費(千円) |
|------|----------------------------|----------|----------|----------|---|---------|
| | | R2(2020) | R3(2021) | R4(2022) | R5(2023) | |
| | | | | | 「文京区空家等対策計画」見直し | - |
| 188 | 空家等対策事業 [住環境課] | | | | <ul style="list-style-type: none"> ▶空家等相談事業(弁護士・建築士等) ▶空家等対策事業(空家等の除却費用の補助、行政目的での活用) ▶空家等利活用事業(所有者と利活用希望者とのマッチング、地域活性化施設として利用する場合、改修費の補助) | 10,263 |
| 189 | 特定空家等の対策 [建築指導課] | | | | ▶空家等対策審議会(部会)、特定空家等の認定及び措置 | 1,157 |
| 190 | マンション管理適正化支援事業 [住環境課] | | | | <ul style="list-style-type: none"> ▶マンション管理士派遣、管理個別相談、管理組合設立支援 ▶各種助成(アドバイザー制度利用、長期修繕計画作成、劣化診断調査、共用部分改修) ▶都と連携した管理状況届出制度(管理組合や管理規約の有無等、管理状況の定期的な届出) | 18,822 |

主要課題
No.54

総合的な交通安全対策の推進

現状

- 交通安全白書（2019年版）によると、平成30年の交通事故死者数は全国で3,532人と、昭和23年以降で最少となっています。一方、本区の30年の交通事故死傷者数は、前年に比べて増加しており、特に、自転車に関連した交通事故死傷者数の割合が増加しています。
- 道路交通法の一部改正により、平成27年から信号無視や一時不停止などの違反行為を3年以内に2回以上繰り返して検挙された自転車運転者には、安全講習の受講が義務付けられました。また、自転車運転者に対する高額な賠償事例や刑事責任を問われる事例もあり、自転車運転者への交通ルールの周知やマナーの啓発が求められています。
- 区では、関係行政機関・団体からなる文京区交通安全協議会が「文京区交通安全計画」を策定し、交通事故による死傷者数をゼロに近づけ、悲惨な交通事故の無い社会の実現を目指し、様々な主体と協働して、道路交通環境の整備や交通安全意識の啓発等に取り組んでいます。
- 区では、「自転車等の放置防止に関する条例」に基づき、主要な駅周辺に自転車駐輪場を整備するとともに、放置禁止区域を定め、放置自転車の撤去や整理、放置防止キャンペーン等を実施しており、近年の放置自転車台数は減少傾向にあります。
- 区では、コミュニティ・ゾーン整備により、面的かつ総合的な交通安全対策を行い、生活道路における歩行者等の安全な通行を確保しています。また、スクールガード巡回での合同点検を行い、その結果を踏まえた交通安全対策を実施しています。さらに、未就学児が日常的に集団で移動する経路についても安全性の確保が求められていることから、緊急合同安全点検を実施しています。

関連する主な計画等

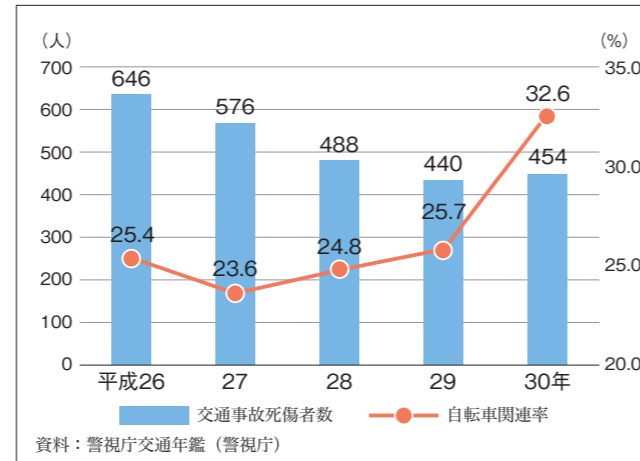
- 第10次（改訂版）文京区交通安全計画（平成28年度～平成32年度）

課題解決に向けて取り組むべきこと

- 交通事故の無い地域社会を目指して交通安全対策を強化する必要があります。特に自転車利用者に対する交通ルールの周知及びマナーの啓発に向けた取組を強化する必要があります。
- 通学路に加えて、未就学児が日常的に集団で移動する道路の安全対策を進める必要があります。

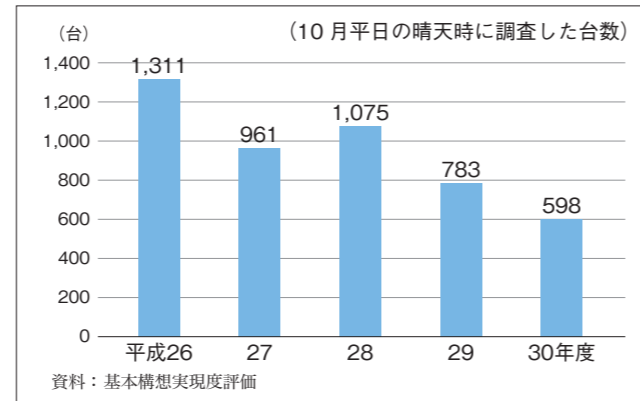
関連データ

① 区内の交通事故死傷者数と自転車関連率



近年、区内の交通事故死傷者数は減少傾向にあります。平成30年は前年より14人増加しました。中でも、自転車に関連する交通事故死傷者数の割合は、全体の約4分の1から3分の1に増加しています。

② 駅周辺の放置自転車台数



区内の駅周辺の放置自転車台数は、平成30年度は598台となり、26年度から半減しています。

● 駐輪場の設置台数

| 年度(平成) | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 定期利用 | 2,227 | 2,117 | 2,117 | 1,907 | 1,877 |
| 一時利用 | 1,064 | 1,064 | 1,084 | 1,222 | 1,284 |

(各年度4月1日時点)
資料：管理課 作成

4年後の目指す姿

道路の安全性が向上するとともに、交通安全意識の向上が図られ、区内の交通事故死傷者数が減少を続けている。

計画期間の方向性

● 交通安全意識の向上

交通安全協議会の構成団体等との連携の下、区民の交通安全意識を高めるための啓発活動を推進します。また、高齢者や子どもの交通安全対策のほか、自転車利用者の交通マナー向上等、総合的な自転車対策を重点的に進めます。

● 道路の安全性の確保

だれもが安全に通行できる道路環境を確保するため、放置自転車対策やバリアフリー化等を推進します。また、子どもたちの日常的な移動経路の安全性を把握し、適切な安全対策を進めます。

手段(当初事業計画)

| 事業番号 | 計画事業(所管課) | 年次計画 | | | | 事業費(千円) |
|------|-----------------------|---|----------|----------|----------|---------|
| | | R2(2020) | R3(2021) | R4(2022) | R5(2023) | |
| 191 | 交通安全対策普及広報活動 [管理課] | 第11次文京区交通安全計画 ▶交通安全普及広報活動、交通安全区民のつどい ▶交通安全協議会の開催、交通安全協会への補助 | | | | 12,797 |
| 192 | 総合的な自転車対策 [管理課] | 文京区自転車活用推進計画 ▶自転車TSマーク*取得費用助成 ▶駅周辺放置自転車の整理及び撤去等、自転車駐車場管理運営 ◎江戸川橋駅前一時利用制自転車駐車場を開設(令和2年12月頃) 大塚一丁目都営バス大塚支所跡地に 自転車駐車場の新設◎ (令和5年4月) | | | | 189,459 |
| 193 | コミュニティ道路整備 [道路課] | ▶コミュニティ・ゾーン整備(向丘・弥生・根津・千駄木地区) ●整備計画の見直し ●次期整備地区の ●次期整備地区選定 ●基本計画策定 | | | | 171,861 |
| 141 | バリアフリーの道づくり [道路課] | ▶生活関連経路(区道)のバリアフリー整備工事(350m/年) (坂下通りバリアフリー整備等) | | | | 241,619 |
| 194 | 交通安全施設の整備と維持 [道路課] | ▶通学路・未就学児の移動経路の点検・安全対策 (スクールガード巡回での合同点検・緊急合同安全点検) ▶交通安全施設(ガードレール等)の整備・維持 | | | | 89,379 |

*自転車TSマーク 自転車安全整備店の自転車整備士が点検整備した普通自転車に貼るシールのことで、1年間有効な傷害保険と賠償責任保険が付帯されている。

基本構想
総論
基本政策
戦略シート
子どもたちに輝く未来をつなぐ
健康で安心な生活基盤の整備
活力と魅力あふれるまちの創造
文化的で豊かな共生社会の実現
環境の保全と快適で安全なまちづくり
行財政運営
まち・ひと・しごと創生総合戦略
附属資料

人口構成の変化等に伴い、行政サービスに対する区民ニーズは一層多様化し、行政需要も増加の一途をたどっています。今後も、限られた経営資源の下で、区民ニーズにかなったサービスを効果的に提供していくためには、多様な主体との協働や簡素で効率的な組織体制の構築等、より質の高い効率的な行政体制を構築することが必要です。

そのため、総合戦略では、以下の4つの視点から、区民サービスの向上と健全な財政運営の確保を図り、将来に向けて持続可能な行財政運営を推進していきます。

《行財政運営の4つの視点》

- 1 区民サービスの更なる向上
- 2 多様な行政需要に対応する施設の整備
- 3 財政の健全性の維持
- 4 質の高い区民サービスを支える組織体制の構築

(1) ICTを活用した区民サービスの充実

【現状・課題】

- 国は、「Society5.0」を提唱し、人々に豊かさをもたらす超スマート社会の実現を目指しています。現在、自動走行バスの実証実験が開始されるなど、官民一体となった取組が行われています。
- 自治体においても、サービスを将来にわたり継続的かつ安定的に提供していくためには、AIやロボット等のICTを活用していくことが重要となっています。
- 令和元年5月に、「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(デジタル手続法)」が成立し、ICTの活用により、様々な行政手続における電子申請を推進していくことが求められています。
- 現在、国は、令和4年度中にほとんどの住民がマイナンバーカード*を保有していることを想定し、区市町村に対し住民への申請勧奨や交付窓口の充実等を求めており、今後、インターネット上でマイナンバーカードを活用した電子申請が拡充される見込みとなっています。
- 「文京区政に関する世論調査(平成30年12月)」では、ITの活用により実現すると思う区のサービスについて、「インターネット上で(窓口に行かなくても)申請できる行政手続の充実」が67.5%と最も多くなっています。
- スマートフォンの急速な普及等、情報通信分野の進展に伴い、様々な場面で決済手段のキャッシュレス化が進んでおり、対応が求められています。

【基本的な考え方】

1 Society5.0の実現に向けた研究の推進

様々な技術革新による新しい知識や技術を活用した国や民間企業、研究機関等の取組を注視するとともに、大学等が集積する本区の特性を生かしたSociety5.0の実現に向けた研究を推進していきます。

2 最新技術の積極的な導入とICTを活用した行政手続の推進

AI等の最新技術を用いたサービスを積極的に導入するとともに、ICTを活用した行政手続の推進を図ります。

なお、戸籍住民課の窓口においては、今後も転入者の増加が見込まれることから、円滑な手続となるよう事務改善を進めるとともに、ICTを活用して更なる待ち時間短縮と業務効率化の実現を目指します。

*マイナンバーカード 社会保障・税・災害対策における各種手続において記載や確認が求められる、マイナンバー(個人番号)を証明する書類や、本人確認の際の公的な身分証明書として利用できるICカード。「電子証明書」と呼ばれるデータをマイナンバーカードのICチップに記録することで、公的個人認証を利用した電子申請等が可能となる。

3 キャッシュレス化の推進

各種証明書発行手数料の支払い及び公金の納付において、電子マネーやスマートフォンアプリ等によるキャッシュレス化を推進します。

4 インターネット施設予約システムの再構築

インターネット施設予約システム「『文の京』施設予約ねっと」の更新に当たり、対象施設の拡大や、操作性・検索性の向上等、利用者にとって分かりやすく、利便性が更に向上するようシステムを再構築します。

5 マイナンバーカードの普及等に向けた取組の推進

マイナンバーカードの交付については、手続に不安がある方向けの申請サポートや、転入手続を行う際に、併せて申請できるよう新たな窓口を設置する等、申請しやすい環境を整備します。

また、マイナンバーカードの公的個人認証を利用した電子申請については、今後示される国の方針等を勘案しながら対応を検討するとともに、区民への分かりやすく丁寧な周知に努めていきます。

なお、令和元年12月末にマイナンバーカードの交付率が19%を超え、近年、全国主要コンビニエンスストアで住民票の写し等を取得するサービス（コンビニ交付サービス）の利用者が増えています。他方、区民サービスコーナーにおける住民票の写し等を取得するサービスの利用者数は減少傾向にあります。引き続き、コンビニ交付サービスの利用促進を図るとともに、地域活動センター業務のあり方を検討しながら、来客実態に即した区民サービスコーナー窓口の開設日及び開設時間に見直します。

(2) 開かれた区役所

【現状・課題】

- 区政情報については、区報やホームページ、都市型有線テレビの区民チャンネル、SNS等の各媒体による発信や連携を強化し、積極的な広報活動を展開しています。区民はもちろん、国内外から訪れる観光客の増加等に伴い、必要とされる情報も多様化していることから、だれもが必要な情報を正確に取得することができる環境の整備が求められています。
- 区が保有する公共データを、様々な地域課題を解決するための貴重な社会的資源として捉え、オープンデータ*として公開しています。スマートフォンやIoTの普及等により、大量かつ多様なデータを扱える環境整備が進められており、公共データの更なる活用への期待が高まっています。

*オープンデータ 機械判読に適したデータ形式で、二次利用が可能な利用ルールで公開されること。また、そのように公開されたデータ

【基本的な考え方】

1 区の情報発信・収集の充実

区民ニーズや新技術の開発等による社会の変化を踏まえ、区民等により効果的・効率的な情報提供を行うため、新たな情報発信の手法や体制について検討します。

また、区ホームページ等の既存の情報発信手段についても、区民等の意見を踏まえて見直しを行い、より充実した情報発信・収集を行っていきます。

2 オープンデータの推進

オープンデータの利用者等のニーズの把握に努めるとともに、都と連携し、国が示す推奨データセット*に指定されたデータの公開を進めるなど、オープンデータの推進を図ります。

(3) 多様な主体との協働（新たな公共の担い手）

【現状・課題】

- 現在の社会において、複雑化・多様化した課題はますます増加しており、福祉、子育て、防災等の様々な分野における住民主体の取組が盛んになってきています。また、社会福祉協議会を通じてこれまで築いてきたNPOや地域活動団体等とのつながりを活用することで、地域課題の解決に取り組む意欲・能力のある団体との連携を図っています。
- 「新たな官民連携モデル」としてコンソーシアム形式を取り入れ、社会課題の解決手法の一つとして実施しています。多様な施策を展開するため、行政だけでは困難な、あるいは、行政単独で実施するよりも大きな効果が想定される場合には、コンソーシアム形式を取り入れることにより、それぞれの強みを生かした多様な施策の展開が期待できます。例えば、「こども宅食コンソーシアム」では、多様な主体がイコールパートナーシップ*の下でコンソーシアムを構成し、コレクティブ・インパクト*の手法を採用し、課題解決に寄与しています。

【基本的な考え方】

1 多様な主体との協働の推進

社会福祉協議会との連携を深めつつ、引き続きNPOや事業者等の状況を確認しながら、多様な主体との協働を推進していきます。

また、区が導入するコンソーシアムについて、活動成果が評価できる仕組みや事前評価を行い、より高い次元での成果を得られるようにしていきます。

*推奨データセット 地方公共団体によるオープンデータの公開とその利活用を促進するため、オープンデータに取り組み始める地方公共団体の参考となるよう、公開することが推奨されるデータセット及びフォーマット標準例をとりまとめたもの

*イコールパートナーシップ 対等な関係で行う協力や提携

*コレクティブ・インパクト 行政や企業、NPO等の立場の異なる組織が、お互いの強みを出し合い、社会的な課題の解決に取り組むための枠組み

(4) 指定管理者制度、業務委託等

【現状・課題】

- 質の高いサービスを継続的かつ安定的に提供していくため、様々な行政サービスの分野において、業務の最適な提供手法を幅広く検討した上で、指定管理者制度や業務委託等を導入し、民間活力の活用を推進しています。
- 指定管理者制度については、施設の所管課によるモニタリングのほか、応募時に「労働条件セルフチェックシート」の提出を事業者に義務付けるとともに、制度導入初年度に社会保険労務士の訪問調査等による労働条件モニタリングを実施しています。また、区が発注する委託・工事等の契約についても、契約金額が1億円以上の業務委託契約及び工事請負契約を対象に、社会保険労務士の訪問調査等による労働条件モニタリングを実施しています。

【基本的な考え方】

1 指定管理者制度、業務委託等の活用

公共サービスの提供手法の検討に当たり、指定管理者制度、業務委託等、各手法の特徴や効果を考慮した上で、対象業務に最適な提供手法を幅広く検討します。

区役所閉庁時の受付窓口業務については、宿直職員により対応していますが、深夜勤務を伴う業務の性質上、人材確保が困難となっています。今後も安定的に運営していくため、職員の退職状況を見ながら、委託化を進めます。業務の委託に当たっては、業務分析を行い、法令等により職員が対応しなければならない業務を除き、最新技術の活用も検討しながら、効率的で適切な業務運営となるよう文京シビックセンターの警備及び受付・案内業務と併せて委託します。

2 指定管理者制度、業務委託等の管理・監督

質の高い公共サービスを安定的に提供できるよう、社会保険労務士の訪問調査等による労働条件モニタリングなど、適切に管理・監督を行っていきます。

2

多様な行政需要に対応する施設の整備

(1) 公共施設

【現状・課題】

- 都心回帰の影響や子育て支援施策をはじめとする各種施策の充実により、本区の人口は増加傾向が続いていますが、今後の見通しでは高齢化の進展により人口構成に変化が見られ、区民の公共施設への利用需要や要望にも変化が生じることが考えられます。地域特性や区民ニーズの変化を的確に捉え、多様なニーズの変化に柔軟に応える公共施設の整備が必要になります。
- 区有施設等の有効活用に当たっては、民間活力の導入可能性について検討し、区民サービスの向上と効率的かつ質の高い施設の運営を進めていく必要があります。
- 文京シビックセンターは、大・小ホールをはじめとした様々な区民施設、公共機関、区庁舎で構成され、区民サービスを提供する拠点であるとともに、大規模な地震等の災害時には、区の防災拠点としての機能も有しています。高層棟を建築した第1期工事の竣工後25年が経過し、経年劣化による設備機器の更新、竣工時から変化してきた社会情勢や区民ニーズへの対応などが必要な時期を迎えています。また、省エネ対策への取組や東日本大震災での教訓を踏まえた震災対策の強化等が求められています。

【基本的な考え方】

1 時代に即した区有施設の整備・転換と、国・都有地等の活用

区が施設の設置場所を確保する場合には、原則として、既存の区有地及び区有施設を積極的に活用します。しかしながら、多様な行政需要への対応のため、未利用の国有地や都有地等が活用できる場合には、土地の取得又は定期借地制度の活用等を検討します。なお、活用にあたり、施設の建設や管理運営については、PFI*やPPP*などの手法も参考としながら、積極的に民間活力の活用を検討するとともに、社会経済情勢、区民ニーズ、地域特性等に的確に対応し、機能水準の高度化を図り、より利用しやすく、地域に貢献できる施設とします。

*PFI (Public Finance Initiative) PFI法(民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律)に基づき、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法

*PPP (Public Private Partnership) 公共施設等の建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的使用や行政の効率化等を図るもの

区有施設及び区有地

| 番号 | 現況建物等 | 活用の方向性等 |
|----|-----------------------|--|
| 1 | 湯島総合センター | 湯島総合センター1・2階の湯島幼稚園が移転した後、民間活力を活用した改築等を進めていきます。 |
| 2 | 交流館 | 小規模な施設が多いことや施設の老朽化が進んでいることを踏まえ、今後の交流館のあり方及びこれからの多世代交流のあり方について、検討していきます。 |
| 3 | 旧元町小学校及び元町公園 | 関東大震災の帝都復興事業により一体的に整備された歴史性に配慮しつつ、旧元町小学校については民間活力を活用した保全・有効活用を進め、元町公園については旧元町小学校との一体的活用を見据えた再整備を進めていきます。 ●戦略シート 42「安全・安心で快適な公園等の整備」 |
| 4 | 文京ふるさと歴史館 | 文京ふるさと歴史館の施設のあり方とともに、スペースの有効活用を図るため、可変性のある展示機能（ARやVR技術の活用等）について検討していきます。 ●戦略シート 33「文化資源を活用した文化芸術の振興」 |
| 5 | 児童館 | 放課後全児童向け事業の実施が、児童館の利用状況に与える影響を踏まえながら、児童館のあり方を検討していきます。 ●戦略シート 12「就学児童の多様な放課後の居場所づくり」 |
| 6 | 大塚地域活動センター移転後跡地 | 大塚一丁目都営バス大塚支所跡地に移転後の跡地整備について、新たな行政需要や区民ニーズを踏まえ検討していきます。 |
| 7 | 旧アカデミー向丘（誠之小育成室移転後跡地） | 改築中の誠之小学校内に育成室2室が開室（令和5年）した後の跡地整備について、新たな行政需要や区民ニーズを踏まえ検討していきます。 |

国・都営地等

| 番号 | 現況建物等 | 活用の方向性等 |
|----|----------------------|--|
| 1 | 大塚一丁目都営バス大塚支所跡地 | 事業主体である大学と協議しながら、令和5年度開設を目指し、地域活動センター、保育所、キッズルーム、育成室、自転車駐車場等の整備を進めていきます。 ●戦略シート 2「保育サービス量の拡充・保育の質の向上」 3「子育て支援サービスの安定的な提供」 12「就学児童の多様な放課後の居場所づくり」 54「総合的な交通安全対策の推進」 |
| 2 | 小石川三丁目旧財務省小石川住宅跡地 | 児童相談所における具体的な相談体制及び連携体制を検討し、令和7年度（予定）の開設を目指し、利用者にとって安全で安心な施設となるよう整備を進めていきます。 ●戦略シート 5 「(仮称)文京区児童相談所設置に向けた総合的な支援体制の強化」 |
| 3 | 小石川三丁目旧国家公務員研修センター跡地 | 保育所待機児童解消対策及び育成室利用ニーズの増加対策の一助とするため、保育所及び育成室の合築整備により、令和3年度中の開設を目指し準備を進めていきます。 ●戦略シート 2「保育サービス量の拡充・保育の質の向上」 12「就学児童の多様な放課後の居場所づくり」 |
| 4 | 小日向二丁目旧財務省小日向住宅跡地 | 介護施設整備に係る国有地の有効活用制度を活用し、国からの定期借地により、特別養護老人ホーム等の福祉施設を誘致整備する準備を進めていきます。 ●戦略シート 14「介護サービス基盤の充実」 |
| 5 | 後楽一丁目（仮称）小石川地方合同庁舎 | 国と区が連携して地域における国公有財産の最適利用を図る取組（エリアマネジメント）により、区立認定こども園と清掃事務所を整備するため、準備を進めていきます。 |
| 6 | 白山一丁目（白山東児童館隣地） | 誠之小学校内に育成室2室が開設（令和5年）されるまでの間、暫定的に育成室を整備します。 中長期的には、建築後30年以上経過する白山東児童館の改築又は大規模改修時に合わせ、将来的な行政需要を考慮した上で、区立白山一丁目児童遊園を含む区有地の一体的な活用を検討します。 ●戦略シート 12「就学児童の多様な放課後の居場所づくり」 |

2 老朽化施設等の更新

効率的な維持管理・修繕の検討により、経常的なコストの抑制や公共施設等の計画的な予防保全を実施することで、LCC（ライフサイクルコスト*）の削減を図ります。計画的に大規模改修や更新を実施することで、その集中を回避し、コストの平準化を図ります。

| 番号 | 現況建物等 | 主な内容 |
|----|------------------------------------|--|
| 1 | 男女平等センター | 建築後30年以上が経過しており、空調・給排水設備等の更新に合わせ、男女平等参画施策を推進するための拠点施設として更に有効に機能するよう、研修室等のリニューアルについて検討していきます。 ●戦略シート 39「男女平等参画社会の実現」 |
| 2 | 特別養護老人ホーム（文京くすのきの郷、文京白山の郷、文京千駄木の郷） | 各種設備の更新等の時期を迎えており、施設・設備等の機能を原状回復する工事を実施するとともに、改修の実施方法やスケジュールについて、施設ごとに検討していきます。 ●戦略シート 14「介護サービス基盤の充実」 |
| 3 | 小日向台町小学校（幼稚園） | 建築後80年以上が経過し、全面改築等が必要な時期を迎えており、学校関係者及び町会等地域関係者を交えた検討委員会を設置し、改築に向けた検討を進めていきます。 ●戦略シート 11「学校施設等の計画的な改築・改修等」 |
| 4 | 千駄木小学校（幼稚園） | 建築後80年以上が経過し、全面改築等が必要な時期を迎えており、学校関係者及び町会等地域関係者を交えた検討委員会を設置し、改築に向けた検討を進めていきます。 ●戦略シート 11「学校施設等の計画的な改築・改修等」 |
| 5 | 図書館（小石川図書館等） | 「文京区立図書館改修等に伴う機能向上検討委員会」の結果を踏まえ、小石川図書館については、全面改築に向けた検討を進めていきます。この他、老朽化が進んだ図書館についても、改築・改修等の検討を順次進めていきます。 ●戦略シート 37「図書館機能の向上」 |

*ライフサイクルコスト 建物の企画・設計費、建設費等の初期費用（イニシャルコスト）から、光熱水費や維持補修費等の維持管理費（ランニングコスト）、解体処分費用までの建物の生涯に必要な総費用

3 公的不動産（PRE*）の活用

利活用が可能と考える公的不動産については、公共公益的な利用や財源確保に向けた売却等に取り組みます。

| 番号 | 現況建物等 | 活用の方向性等 |
|----|-------------------|---|
| 1 | 旧介護予防拠点いきいき西原跡地 | 行政需要や区民ニーズを踏まえた整備を検討していきます。 |
| 2 | 旧柏学園 | 引き続き、柏市との協議を継続しながら、建物を含む敷地全体の恒久的な活用策について検討していきます。 |
| 3 | 旧岩井学園グラウンド及び教職員住宅 | 売却方法も含め、旧岩井学園グラウンド及び教職員住宅の売却について検討していきます。 |
| 4 | 区立住宅（区立根津一丁目住宅） | 将来人口推計や社会経済の動向を踏まえ、区立住宅のあり方を検討していきます。 |

4 文京シビックセンターの機能向上

平成29年3月に策定した「文京シビックセンター改修基本計画」に基づき、防災機能の強化、区民施設エリア及び執務フロアエリアの改修を計画的に実施していきます。

| 番号 | 改修に当たっての5つの視点と主な内容 | |
|----|--|---|
| 1 | 防災拠点としての機能向上を図ります。 ①電力の確保 ②構造体及び各種設備等の安全性の向上 ③帰宅困難者対策 | 【主な内容】 非常用発電設備の拡充、災害対策本部の機能強化、長周期地震動対策、スプリンクラーの耐震化 |
| 2 | 省エネ・CO ₂ 排出量の削減により、環境負荷の軽減を図ります。 ①省エネ機器や高効率機器への更新 ②エネルギー管理による省エネ推進 ③冷暖房負荷の軽減 | 【主な内容】 照明機器のLED化、BEMS（ビルエネルギー管理システム）の導入、高効率・高性能機器への更新 |
| 3 | ユニバーサルデザインの充実等により、来庁者等の利便性を向上させます。 ①わかりやすいサイン表示等利用者の利便性向上 ②エレベーターの機能改善 ③トイレの利便性の向上 | 【主な内容】 サインの見直しと多言語化、バリアフリー環境の向上、トイレの洋式化 |

*PRE (Public Real Estate) 地方公共団体等が所有する不動産

| 番号 | 改修に当たっての5つの視点と主な内容 | |
|----|--|---|
| 4 | 行政需要への変化に柔軟に対応します。 ①執務フロアの配置見直し ②執務フロアの有効活用 | 【主な内容】 窓口カウンターの仕様及び形状の改善、組織規模に応じた執務フロアの配置 |
| 5 | 計画的・効率的な改修等により経費の縮減を図るとともに建物の健全性を確保します。 ①予防保全の適切な実施 ②ランニングコストやメンテナンスを考慮した機器更新 ③費用の縮減及び平準化 | 【主な内容】 電気・機械・エレベーターの保全及び更新、ランニングコストやメンテナンスを考慮した機器更新 |

(2) 公共施設マネジメント

【現状・課題】

- これまで、適切に公共施設の整備・更新をしてきましたが、老朽化が進んでおり、今後、多くの施設が一斉に更新時期を迎えていきます。
- 将来的には生産年齢人口の減少に伴う税収の減が懸念されます。こうした状況に的確に対応していくためには、限られた財源を有効に活用しながら、公共施設を維持管理し、運営していく必要があります。

【基本的な考え方】

1 公共施設マネジメントの取組の推進

定期的な点検・診断により、劣化が進行する前の軽微な段階で適切な修繕を行う「予防保全型の維持管理」を実施することにより、施設を良好な状態で保持しながらできる限り長寿命化を推進し、修繕費等の削減や区の財政負担の平準化を図る取組を推進します。

また、経営的視点から、区全体の施設等の最適化を図るため、「文京区公共施設等総合管理計画」に基づく、公共施設マネジメントの取組を推進していきます。

3 財政の健全性の維持

(1) 受益者負担の適正化

【現状・課題】

- 行政サービスを利用する人とならない人との間における負担の公平性を考え、公費で賄う部分と受益者が負担する部分とのバランスを適正に保つことを「受益者負担の適正化」と言い、公の施設等に係る使用料等について、平成25年度と28年度に改定を行っています。使用料等は算定当時のコストを基に算出しているため、行政サービスごとに設定した利用者負担割合の区分見直しも含め、時代の変化に対応した適正な受益者負担としていく必要があります。

【基本的な考え方】

1 受益者負担の適正化

社会経済の動向や行政サービス利用状況、料金改定による影響等を総合的に勘案し、受益者負担の適正化を図った使用料等の見直しについて検討していきます。

(2) 補助金のあり方

【現状・課題】

- 平成30年度に「文京区補助金に関するガイドライン」を改定し、個人情報の取扱いや障害のある方及びLGBTへの配慮等に関する項目を追加するとともに、補助金の交付に関する課題等をより適正に把握するため、「補助金等チェックシート」の様式の変更を行いました。また、27年度から29年度までの補助事業の実績について、補助金等チェックシートを用いて検証を行い、その結果をホームページに公開しています。「文京区補助金に関するガイドライン」に基づいた運用を通して、公平性と透明性の確保を十分に行う必要があります。

【基本的な考え方】

1 補助金のあり方

個々の補助金について、「交付の適否」と「適正な運用」という2つの観点からの継続的な検証・改善を行っていきます。

(3) 新公会計制度の導入に伴うセグメント分析

【現状・課題】

- 平成29年度から、「統一的な基準による財務書類」を導入したことにより、事業ごとにセグメント分析した行政コスト計算書を作成しています。これにより、人件費等も含めた事業の総コストを把握することができるため、財政公表資料にて主要事業の総コスト等実績報告を行い、区民へのアカウントビリティの向上を図っています。予算編成等において、セグメント分析の内容をどのように活用するか、具体的な検討を行う必要があります。

【基本的な考え方】

1 新公会計制度の導入に伴うセグメント分析

事業ごとにセグメント分析した内容について、予算編成等への活用方法を検討していきます。

(4) ふるさと納税

【現状・課題】

- 区の施策に共感し、賛同いただいた方の社会貢献の思いを実現する観点から、森鷗外等の顕彰事業の運営基金や、姉妹都市のドイツ・カイザースラウテルン市における難民支援など、ふるさと納税の仕組みを生かした事業を実施しています。また、平成29年7月から、返礼品なしのふるさと納税により寄付を募る、クラウドファンディングの手法を活用した「子ども宅食プロジェクト」を開始しました。このプロジェクトは、「子どもの貧困対策」という社会課題と、返礼品競争に一石を投じる取組として、全国の方々から賛同を受けています。

【基本的な考え方】

1 ふるさと納税の活用

今後も、区が推進する施策に共感し、賛同いただいた方の社会貢献の思いを実現する視点を大切にしながら、ふるさと納税の仕組みを活用していきます。

4

質の高い区民サービスを支える組織体制の構築

(1) 組織の活性化・事務の合理化

【現状・課題】

- 多様化・複雑化する行政課題や区民ニーズに的確に対応するためには、組織力を更に強化するとともに、より一層の事務改善に取り組み、効率的・効果的な組織運営を図っていくことが必要です。
- 「文京区職員育成基本方針」に基づき、様々な研修の中で現場主義の職員育成の取組を進めてきましたが、改定から約6年が経過し、平成30年4月に行政系人事制度が見直されたことに伴い、令和2年3月に「文京区職員育成基本方針」を改定しました。
- 行政系人事制度の見直しでは、職務・職責の明確化、昇任選考受験率低下への対応等が求められていることから、職層ごとに求められる役割及び能力を明確にし、それを達成するための職員の育成が必要です。
- ワーク・ライフ・バランスの推進や働き方の見直しに関する取組が、自治体や民間企業等で進んでいます。区では、業務や本人都合による時差勤務制度を導入するとともに、管理職を対象としたワーク・ライフ・バランスを意識したマネジメントスキルに関する研修の実施や、各課の取組状況を全庁的に共有するなどの取組を行っています。
- 平成29年実施の「東京都公立学校教員勤務実態調査」では、小・中学校教員の長時間労働の実態が明らかになっており、子どもたちの学びを支える教員の心身の健康への影響や、日々の教育活動の質の低下が懸念されています。

【基本的な考え方】

1 改革志向の職員育成

「文京区職員育成基本方針」では、職員として必要な能力を、「人事評価規程で求められる能力」「職員自身が必要だと認識している能力」「公務員として当然に有すべき倫理」の3つの観点から位置付けています。これらの能力等を向上するための研修を実施し、引き続き、自ら考え行動できる改革志向の職員の育成に努めていきます。

2 区職員と教員の働き方の見直し

効率よく業務を進めるための情報収集・分析力向上や課題解決力向上等、現行の働き方を見直す研修を実施するほか、管理職及び係長職を対象にマネジメントスキルに関する研修などを実施し、ワーク・ライフ・バランスの推進と合わせて、更に効果を上げていく取組を推進していきます。これらを通じて、職員一人ひとりが業務の目的や方向性を正しく認識し、優先順位をつけた仕事の進め方をすることで、業務の効率化を図るとともに、業務内容を共有するための仕組みづくりや時間の使い方の工夫により、長時間労働の改善を図り、質の高い行政サービスの創出につなげていきます。

また、RPA*やAI-OCR*、議事録作成支援ソフト等のICTの活用を図るとともに、ペーパーレスの推進やテレワークの研究など、働き方の見直しに引き続き取り組みます。

加えて、区立保育園のICT化により、保育業務の効率化を図るとともに、教員についても、平成31年3月策定の「幼稚園及び学校における働き方改革実施計画」に基づき、部活動指導員の追加配置や教職員の行う庶務事務の効率化等により、教員の長時間労働の改善に取り組みます。

(2) 適正な業務執行

【現状・課題】

- 地方自治法の改正（令和2年4月1日施行）により、地方公共団体における内部統制制度が導入され、指定都市の市長以外の市区町村長には、内部統制に関する方針の策定と、必要な体制を整備すること等が努力義務とされました。区においても、既に様々な形で適正な業務執行の確保に努めており、一定の内部統制が存在していますが、組織としてリスクがあることを前提に、更に適正な業務執行の確保を図る必要があります。

【基本的な考え方】

1 内部統制制度の導入

総務省のガイドラインにおける内部統制の基本的な枠組みを踏まえつつ、区の現状を踏まえた内部統制制度を導入することで、組織的かつ効果的に内部統制に取り組み、更に適正な業務執行の確保を図っていきます。

(3) 簡素で効率的な組織体制

【現状・課題】

- 任期付職員等の活用により、効率的かつ効果的な職員配置を行っていますが、人口の増加や区民ニーズの多様化、さらには国等の制度改正により様々な分野で業務量が増加しており、職員定数は増加傾向にあります。
- 区における児童相談所の開設に伴い、児童相談所設置市事務として、児童福祉審議会の設置・運営や、援助活動を実施するための児童福祉施設の設置の認可、里親の認定等、現在、都が処理している事務の一部が移管されることとなります。

*RPA（Robotic Process Automation）複数のソフトウェアを跨いだ業務自動化のために使用するソフトウェア

*AI-OCR 紙文書等をスキャンし、認識した文字を文字データとして取り出す仕組みであるOCRに、AI技術を取り入れたもの。AI技術を活用することで、文字の読み取り精度が向上する。

【基本的な考え方】

1 職員定数の適正化

増加する業務量に対応するため、事務事業の見直しを図るとともに、RPA等の活用により業務改善、業務量の軽減等を図ることで、引き続き職員定数の適正化に努めていきます。しかし、こうした見直し等によっても対応が難しい、新たな業務が生じる場合などにあっては、その事務量や運営方法等を十分精査した上で、必要な人員配置について検討していきます。また、令和2年度から新たに導入される会計年度任用職員*についても、制度の趣旨を踏まえ、適正な人事配置等に努めていくとともに、定年制度等の人事制度について国の動き等を注視していきます。

なお、技能系職員については、引き続き、原則退職不補充とします。

2 組織

更なる行政課題の解決を図るため、長期的な視点から組織のあり方及び見直しの方向性について検討を進めていきます。

【福祉部・保健衛生部】

今後の高齢者人口の増加を見据え、誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができる「文京区版地域包括ケアシステム」の更なる推進を図るための体制の整備を進めていきます。

【子ども家庭部】

児童相談所の開設など、今後の子育て支援施策の展開を見据えた組織改正を実施するとともに、区民の利便性向上も見据えた子育て事業案内の開設、子育て世帯向けコールセンター及びAI問合せ窓口の設置等について検討します。なお、児童相談所の開設に伴い移管される児童相談所設置市事務については、関係法令や人的・組織体制の検討を進めていきます。

*会計年度任用職員 一会計年度を超えない範囲内で任用される、地方公務員法に規定する一般職の非常勤職員

1 文京区まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成28年3月策定）

国は、少子高齢化の進展に的確に対応して人口減少に歯止めをかけ、それぞれの地域で住みよい環境を確保し、将来にわたって活力ある社会を維持していくことを目的として、平成26年11月に「まち・ひと・しごと創生法」を制定しました。本区においても、法の基本理念を踏まえ、27年9月に「文京区まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」を策定し、28年3月に本区における人口の現状分析及び将来の展望等を踏まえ、27年度から31年度を計画期間とする「文京区まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「27年度版」という。）を策定しました。27年度版は、基本構想に掲げる将来都市像を実現するためのツールとして位置付け、基本構想実施計画から、まち・ひと・しごと創生に関する分野の事業を抽出し、実施計画事業等を中心に構成しました。

2 第2期「文京区まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定

国は、令和元年12月20日に「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン（令和元年改訂版）」及び第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、各地方公共団体において、切れ目ない取組を進めるため、次期「地方版まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定を求めています。

本区では、第2期「文京区まち・ひと・しごと創生総合戦略」は、「文の京」総合戦略に包含するものとし、27年度版と同様に基本構想に掲げる将来都市像を実現するためのツールとして位置付け、「文の京」総合戦略から8つの主要課題を、まち・ひと・しごと創生に関する基本目標として抽出し、まち・ひと・しごと創生の観点からも各施策を推進します。

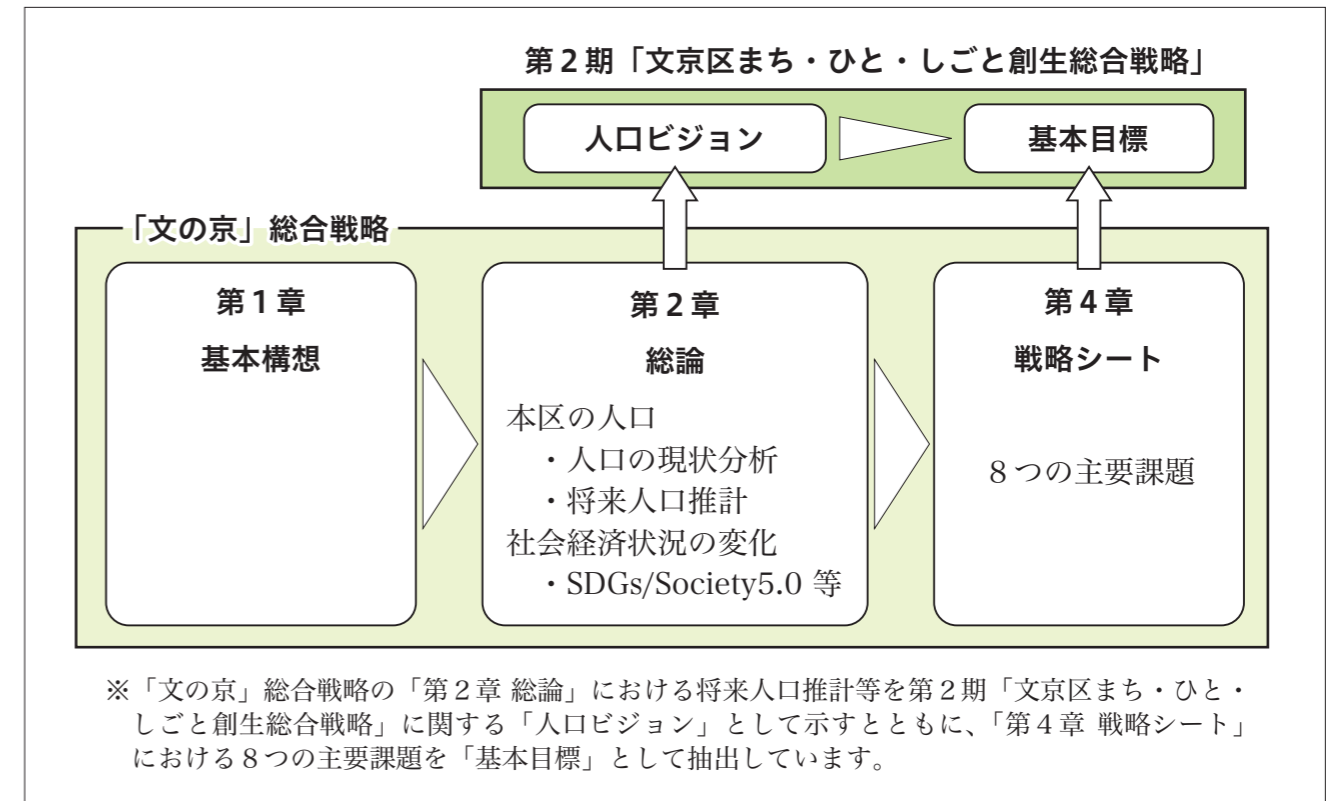
当該8つの主要課題に、重要業績評価指標（KPI）*等の指標を設定し、「文の京」総合戦略の進行管理と併せて、その推移を把握していきます。

基本目標

| 基本目標 | 「文の京」総合戦略の主要課題番号 |
|------------------------|------------------|
| 1 妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援 | No. 1 |
| 2 保育サービス量の拡充・保育の質の向上 | No. 2 |
| 3 介護サービス基盤の充実 | No.14 |
| 4 認知症施策の推進 | No.16 |
| 5 中小企業の企業力向上 | No.30 |
| 6 商店街の活性化 | No.31 |
| 7 誰もが観光に訪れたいくなるまちの環境整備 | No.34 |
| 8 都市交流の促進 | No.35 |

*重要業績評価指標（KPI）「Key Performance Indicator」の略称。施策ごとの進捗状況を検証するために設定する指標

第2期「文京区まち・ひと・しごと創生総合戦略」の概要図



附属資料

- 1 計画期間の事業費
- 2 策定経過
- 3 「文の京」自治基本条例
- 4 文京区基本構想推進委員会規程
- 5 文京区基本構想推進区民協議会設置要綱

1 計画期間の事業費

- 計画期間中の計画事業の事業費内訳を示しています。ただし、計画期間中の事業規模が不確定で事業費の算出が困難なものは除きます。
- 各事業の経費内訳ごとに、事業費が百万円以上の場合は、十万円単位で四捨五入し、百万円に満たない場合は全て「1百万円」として算定しているため、内訳を足した歳入経費と歳出経費が一致しない場合があります。

凡例（特定財源の欄の略号）
 国：国庫支出金
 都：都支出金
 他：諸収入、特定目的基金からの繰入金等

(単位：百万円)

| 事業番号 | 計画事業 事業名 | 歳出 | 歳入 | | | | 一般財源 |
|------|-------------------------|--------|------|---|---|--------|--------|
| | | | 特定財源 | | | | |
| | | | 国 | 都 | 他 | 合計 | |
| 1 | ぶんきょうハッピーベイビープロジェクト | 11 | | | | 0 | 11 |
| 2 | 特定不妊治療に係る支援 | 69 | | | | 0 | 69 |
| 3 | 文京区版ネウボラ事業 | 282 | ○ | ○ | ○ | 105 | 177 |
| 4 | 母親学級・両親学級 | 27 | | | | 0 | 27 |
| 5 | 乳児家庭全戸訪問事業 | 42 | ○ | ○ | | 25 | 17 |
| 6 | 乳幼児健康診査 | 289 | | | | 0 | 289 |
| 7 | 乳幼児家庭支援保健事業 | 16 | | ○ | | 2 | 14 |
| 8 | 私立認可保育所の開設を中心とした待機児童対策 | 50,698 | ○ | ○ | ○ | 27,220 | 23,478 |
| 9 | 区立幼稚園の認定こども園化 | - | | | | | |
| 10 | 区立幼稚園の預かり保育 | 758 | ○ | ○ | ○ | 211 | 546 |
| 11 | 私立認可保育所等の質の向上 | 21 | | ○ | ○ | 2 | 19 |
| 12 | 文京区版幼児教育・保育カリキュラムの実践 | 1 | | | | 0 | 1 |
| 13 | 区立お茶の水女子大学こども園の運営 | 738 | ○ | ○ | ○ | 45 | 693 |
| 14 | 文京版スターティング・ストロング・プロジェクト | 73 | | ○ | ○ | 28 | 45 |
| 15 | 発達支援巡回事業 | 101 | | ○ | ○ | 41 | 61 |
| 16 | 子ども家庭相談事業 | 169 | ○ | ○ | ○ | 70 | 99 |
| 17 | 一時保育事業 | 1,174 | ○ | ○ | ○ | 484 | 690 |
| 18 | 病児・病後児保育事業 | 207 | ○ | ○ | | 112 | 94 |
| 19 | 子育て訪問支援券事業 | 429 | | ○ | | 215 | 215 |
| 20 | 地域子育て支援拠点事業 | 200 | ○ | ○ | | 116 | 83 |
| 21 | 総合相談室 | 706 | | ○ | ○ | 95 | 611 |
| 22 | 児童発達支援センターの運営 | 565 | | | ○ | 377 | 187 |
| 23 | 各施設での医療的ケア児の受入れ | 354 | ○ | ○ | | 95 | 259 |
| 24 | 医療的ケア児支援体制の構築 | - | | | | | |
| 25 | 児童虐待防止対策事業 | 39 | ○ | ○ | | 22 | 18 |
| 26 | (仮称) 文京区児童相談所の整備 | 153 | | | | 0 | 153 |
| 27 | 生活困窮世帯学習支援事業 | 121 | ○ | | | 61 | 61 |
| 28 | 奨学資金給付金 | 40 | | | | 0 | 40 |
| 29 | 塾代等助成事業 | 49 | | | | 0 | 49 |
| 30 | 就学援助・学校給食費補助 | 540 | ○ | | ○ | 2 | 538 |
| 31 | 子ども宅食プロジェクト | 200 | | | ○ | 199 | 1 |

| 事業番号 | 計画事業 事業名 | 歳出 | 歳入 | | | | 一般財源 |
|------|-----------------------|-------|------|---|---|-------|-------|
| | | | 特定財源 | | | | |
| | | | 国 | 都 | 他 | 合計 | |
| 32 | 健康・体力増進事業 | 110 | | | ○ | 10 | 100 |
| 33 | 中学校部活動支援 | 440 | | ○ | | 117 | 323 |
| 34 | 和食の日推進事業 | 57 | | | | 0 | 57 |
| 35 | 英語力向上推進事業 | 487 | | | ○ | 2 | 485 |
| 36 | プレゼンテーションカリキュラム活用事業 | 6 | | | | 0 | 6 |
| 37 | 教育情報ネットワーク環境整備(幼・小・中) | 6,457 | | | | 0 | 6,457 |
| 38 | 教員研修・研究事業 | 99 | | | ○ | 11 | 89 |
| 39 | いじめ問題対策事業 | 13 | | | | 0 | 13 |
| 40 | 特別支援教育推進事業 | 1,737 | | | ○ | 199 | 1,537 |
| 41 | 文京ふるさと学習プロジェクトの推進 | 22 | | | ○ | 1 | 21 |
| 42 | いのちと心の教育の推進事業 | 9 | | | | 0 | 9 |
| 43 | 不登校への対応力強化 | 570 | | ○ | ○ | 120 | 451 |
| 44 | 誠之小学校改築 | 5,613 | ○ | | ○ | 4,267 | 1,346 |
| 45 | 明化小学校等改築 | 5,709 | ○ | | ○ | 5,473 | 236 |
| 46 | 柳町小学校等改築 | 4,328 | ○ | | ○ | 4,200 | 128 |
| 47 | 小日向台町小学校等改築 | 21 | | | | 0 | 21 |
| 48 | 千駄木小学校等改築 | 27 | | | | 0 | 27 |
| 49 | 学校施設等の快適性向上 | 2,645 | ○ | ○ | ○ | 2,478 | 167 |
| 50 | 校庭、屋上防水及び外壁・サッシ改修 | 619 | | | ○ | 408 | 211 |
| 51 | 学校施設のトイレ洋式化等改修 | 118 | ○ | ○ | ○ | 95 | 23 |
| 52 | 給食室の整備 | 946 | | | ○ | 712 | 234 |
| 53 | 八ヶ岳高原学園の改修 | 1,993 | ○ | ○ | ○ | 1,892 | 101 |
| 54 | 小学校の教室増設対策 | 752 | ○ | ○ | ○ | 663 | 88 |
| 55 | 放課後児童健全育成事業 | 2,080 | ○ | ○ | | 704 | 1,375 |
| 56 | 青少年健全育成会活動支援 | 37 | | ○ | | 4 | 33 |
| 57 | 青少年の社会参加推進事業 | 5 | | | | 0 | 5 |
| 58 | 青少年プラザ(b-lab)運営事業 | 258 | | | ○ | 3 | 255 |
| 59 | 民間事業者による高齢者施設の整備 | 76 | | | ○ | 64 | 13 |
| 60 | 地域密着型サービスの充実 | 106 | | ○ | | 15 | 91 |
| 61 | 旧区立特別養護老人ホームの大規模改修 | 2,947 | | | ○ | 2,884 | 63 |
| 62 | 介護人材の確保・定着支援 | 80 | | ○ | | 19 | 60 |
| 63 | 元気高齢者の社会参画支援事業 | 67 | | ○ | | 32 | 34 |
| 64 | 地域医療連携事業 | 62 | | ○ | | 20 | 41 |
| 65 | 在宅療養者等歯科訪問健診・予防相談指導事業 | 63 | | | | 0 | 63 |
| 66 | 在宅療養支援窓口事業 | 19 | | ○ | | 10 | 10 |
| 67 | 認知症施策の総合的な推進 | 158 | ○ | ○ | ○ | 67 | 91 |
| 68 | 介護予防事業の推進 | 82 | ○ | ○ | ○ | 82 | 0 |
| 69 | 文の京フレイル予防プロジェクト | 15 | | ○ | | 7 | 8 |
| 70 | 地域介護予防活動支援事業(通いの場) | 35 | ○ | ○ | ○ | 35 | 0 |
| 71 | 生活支援体制整備事業 | 106 | ○ | ○ | ○ | 106 | 0 |
| 72 | 小地域福祉活動の推進 | 107 | ○ | | | 16 | 91 |
| 73 | ふれあいいきいきサロンへの助成 | 28 | | | | 0 | 28 |
| 74 | シルバー人材センターの活動支援 | 203 | ○ | ○ | ○ | 53 | 150 |
| 75 | 文京すまいるプロジェクトの推進 | 274 | ○ | ○ | | 19 | 256 |

| 事業 番号 | 計画事業 事業名 | 歳 出 | 歳 入 | | | | 一般 財源 |
|----------|------------------------------|-------|------|---|---|-------|----------|
| | | | 特定財源 | | | | |
| | | | 国 | 都 | 他 | 合計 | |
| 76 | ハートフルネットワーク事業 | 1 | ○ | ○ | ○ | 1 | 0 |
| 77 | 地域包括支援センター（高齢者あんしん相談センター）の充実 | 1,401 | ○ | ○ | ○ | 1,223 | 179 |
| 78 | 高齢者緊急連絡カードの設置 | 4 | | ○ | | 2 | 2 |
| 79 | 成年後見制度利用支援事業 | 34 | ○ | ○ | ○ | 26 | 8 |
| 80 | 文京ユアストーリー | 13 | | | | 0 | 13 |
| 81 | 地域づくり推進事業 | 83 | ○ | | | 54 | 29 |
| 82 | STEP～ひきこもり等自立支援事業～ | 39 | ○ | | | 6 | 33 |
| 83 | 生活困窮者自立支援相談事業 | 116 | ○ | | ○ | 82 | 34 |
| 84 | 障害者施設整備促進事業 | 605 | | | | 0 | 605 |
| 85 | 小石川福祉作業所における生活介護事業の実施 | 316 | | | ○ | 197 | 119 |
| 86 | 障害者基幹相談支援センターの運営 | 388 | ○ | ○ | | 113 | 275 |
| 87 | 地域生活支援拠点整備事業 | 94 | ○ | ○ | | 26 | 68 |
| 88 | 精神障害者の地域移行・地域定着事業 | 2,525 | ○ | ○ | ○ | 1,485 | 1,039 |
| 89 | 障害者就労支援センター事業 | 234 | ○ | ○ | | 27 | 207 |
| 90 | 中小企業障害者雇用助成事業 | 3 | | ○ | | 1 | 1 |
| 91 | 就労定着支援の推進 | 9 | ○ | ○ | | 7 | 2 |
| 92 | 障害者差別解消推進事業 | 2 | | | | 0 | 2 |
| 93 | 心のバリアフリー推進事業 | 9 | ○ | ○ | | 1 | 8 |
| 94 | 障害者虐待防止事業 | 1 | ○ | ○ | | 1 | 1 |
| 95 | 母子家庭及び父子家庭自立支援給付金事業 | 22 | ○ | | | 16 | 6 |
| 96 | 糖尿病性腎症重症化予防事業 | 52 | | ○ | | 43 | 9 |
| 97 | 医療費の適正化 | 39 | | ○ | | 39 | 0 |
| 98 | 生活習慣病予防事業 | 16 | | ○ | | 2 | 14 |
| 99 | 健康づくり事業 | 160 | | | ○ | 57 | 103 |
| 100 | 食育普及 | 14 | | ○ | | 7 | 7 |
| 101 | 特定健康診査・特定保健指導 | 1,751 | | ○ | ○ | 900 | 851 |
| 102 | 各種がん検診の実施 | 2,884 | ○ | | | 29 | 2,855 |
| 103 | がん知識の普及・啓発 | 1 | | | | 0 | 1 |
| 104 | がん患者ウィッグ購入費用助成 | 12 | | | | 0 | 12 |
| 105 | 骨髄移植ドナー支援制度 | 2 | | ○ | | 1 | 2 |
| 106 | 骨髄移植など特別の理由による任意予防接種費用助成制度 | 3 | | | | 0 | 3 |
| 107 | 総合的な自殺対策の推進 | 4 | | ○ | | 2 | 2 |
| 108 | 受動喫煙防止対策事業 | 59 | | ○ | | 58 | 1 |
| 109 | 喫煙・受動喫煙による健康被害防止の普及啓発及び禁煙支援 | 6 | | ○ | | 3 | 2 |
| 110 | 中小企業支援事業 | 740 | | | | 0 | 740 |
| 111 | 中小企業人材確保支援事業 | 135 | | | | 0 | 135 |
| 112 | 創業支援事業 | 100 | | | ○ | 2 | 98 |
| 113 | 商店街振興対策事業 | 28 | | ○ | | 14 | 14 |
| 114 | 商店街販売促進・環境整備事業 | 190 | | ○ | | 85 | 105 |
| 115 | ウェルカム商店街事業 | 10 | | | | 0 | 10 |
| 116 | 消費者普及啓発事業 | 126 | | ○ | ○ | 17 | 108 |
| 117 | 文の京ゆかりの文化人顕彰事業 | 9 | | | ○ | 1 | 9 |
| 118 | 文京ふるさと歴史館の特別展、普及事業 | 42 | | | ○ | 6 | 36 |

| 事業 番号 | 計画事業 事業名 | 歳 出 | 歳 入 | | | | 一般 財源 |
|----------|---------------------------|-------|------|---|---|-------|----------|
| | | | 特定財源 | | | | |
| | | | 国 | 都 | 他 | 合計 | |
| 119 | 文化育成事業 | 117 | | | ○ | 8 | 109 |
| 120 | 文京シビックホール（響きの森文京公会堂）の施設運営 | 8,370 | ○ | ○ | ○ | 8,286 | 84 |
| 121 | 観光資源の魅力創出事業 | 119 | | | | 0 | 119 |
| 122 | 2020文京区伝統工芸展 | 1 | | | | 0 | 1 |
| 123 | 観光PR・情報発信事業 | 59 | | | | 0 | 59 |
| 124 | 観光ボランティア養成事業 | 78 | | | | 0 | 78 |
| 125 | 国際交流・海外都市交流事業 | 81 | | | ○ | 1 | 80 |
| 126 | 国内交流事業 | 17 | | | | 0 | 17 |
| 127 | 文の京文化発信プロジェクト | 13 | | | | 0 | 13 |
| 128 | 山村体験交流事業 | 160 | | | | 0 | 160 |
| 129 | 町会・自治会支援の推進 | 162 | | | ○ | 40 | 122 |
| 130 | 協働事業の推進 | 71 | | | | 0 | 71 |
| 131 | ふれあいサロン事業 | 36 | | | ○ | 6 | 30 |
| 132 | 区立図書館改修等に伴う機能向上 | 428 | | | ○ | 1 | 428 |
| 133 | 東京2020オリンピックパラリンピック事業 | 114 | | ○ | ○ | 18 | 96 |
| 134 | 文京スポーツボランティア事業 | 10 | | ○ | | 5 | 5 |
| 135 | スポーツ施設の環境整備事業 | 171 | | | ○ | 120 | 51 |
| 136 | 男女平等参画の推進 | 375 | | | ○ | 32 | 342 |
| 137 | 女性・母子父子等相談体制の充実 | 56 | ○ | | ○ | 20 | 36 |
| 138 | 母子・女性緊急一時保護事業 | 4 | | ○ | | 2 | 2 |
| 139 | ダイバーシティ推進事業 | 16 | | ○ | | 3 | 14 |
| 140 | バリアフリー基本構想推進事業 | 46 | | | ○ | 1 | 46 |
| 141 | バリアフリーの道づくり | 966 | | ○ | | 225 | 742 |
| 142 | 無電柱化の推進 | 879 | ○ | ○ | | 308 | 571 |
| 143 | 公園再整備事業 | 1,901 | | | | 0 | 1,901 |
| 144 | 公衆・公園等トイレ維持事業 | 969 | | | ○ | 1 | 969 |
| 145 | 公園等への防犯カメラの設置 | 469 | | | | 0 | 469 |
| 146 | 緑の維持及び緑化啓発事業 | 3,102 | ○ | | | 1 | 3,101 |
| 147 | 地区まちづくりの推進 | 283 | | | | 0 | 283 |
| 148 | 再開発事業の推進 | 6,178 | ○ | ○ | | 3,954 | 2,225 |
| 149 | 建築紛争予防調整・宅地開発指導 | 6 | | ○ | | 1 | 5 |
| 150 | 景観まちづくり推進事業 | 29 | | | ○ | 1 | 29 |
| 151 | コミュニティバス運行 | 637 | | | ○ | 1 | 636 |
| 152 | 自転車シェアリング事業 | 64 | | | ○ | 30 | 34 |
| 153 | 地球温暖化防止に関する普及啓発 | 25 | | | ○ | 1 | 25 |
| 154 | 環境教育・講座 | 7 | | | ○ | 4 | 4 |
| 155 | 新エネルギー・省エネルギー設備普及促進事業 | 85 | | | | 0 | 85 |
| 156 | 街路灯LED化事業 | 217 | | | | 0 | 217 |
| 157 | 道路における治水対策の推進 | 1,182 | | | | 0 | 1,182 |
| 158 | 水防災監視システム機器再整備事業 | 17 | | | | 0 | 17 |
| 159 | 崖等整備資金助成事業の推進 | 60 | ○ | | | 23 | 36 |
| 160 | 2R（リデュース・リユース）の推進 | 36 | | | ○ | 1 | 35 |
| 161 | 資源の集団回収支援 | 116 | | | ○ | 80 | 36 |
| 162 | 資源回収事業 | 1,658 | | | ○ | 265 | 1,393 |

| 事業 番号 | 計画事業 事業名 | 歳 出 | 歳 入 | | | | 一般 財源 |
|----------|-------------------------------|-------|------|---|---|-------|----------|
| | | | 特定財源 | | | | |
| | | | 国 | 都 | 他 | 合計 | |
| 163 | 事業系ごみ対策 | 1 | | | | 0 | 1 |
| 164 | 文の京生きもの写真館～生物多様性を見る・感じる・理解する～ | 11 | | | | 0 | 11 |
| 165 | 生物多様性に関する普及啓発 | 1 | | | | 0 | 1 |
| 166 | 地域防災訓練等の実施 | 126 | | | ○ | 2 | 124 |
| 167 | 避難所運営協議会運営支援 | 10 | | | | 0 | 10 |
| 168 | 避難所開設キット事業 | 22 | | | | 0 | 22 |
| 169 | 区民防災組織の育成 | 25 | | | | 0 | 25 |
| 170 | 中高層共同住宅の支援 | 5 | | | | 0 | 5 |
| 171 | 耐震改修促進事業の推進 | 2,411 | ○ | ○ | | 1,877 | 534 |
| 172 | 不燃化推進特定整備地区（不燃化特区）事業の推進 | 121 | | ○ | | 60 | 61 |
| 173 | 細街路の整備 | 1,585 | ○ | | | 316 | 1,269 |
| 174 | ブロック塀等改修等の促進 | 116 | ○ | ○ | | 35 | 80 |
| 175 | 橋梁アセットマネジメント整備 | 1,865 | | | | 0 | 1,865 |
| 176 | 災害情報システム再構築事業 | 23 | | | | 0 | 23 |
| 177 | 災害時の受援応援体制の整備 | 43 | | | | 0 | 43 |
| 178 | 災害ボランティア体制の整備 | 4 | | | | 0 | 4 |
| 179 | 災害時医療の確保 | 68 | | ○ | | 2 | 66 |
| 180 | 備蓄物資維持管理 | 197 | | | | 0 | 197 |
| 181 | 避難行動要支援者の支援 | 70 | | ○ | | 4 | 66 |
| 182 | 一斉情報伝達システムの導入 | 309 | | | | 0 | 309 |
| 183 | 福祉避難所の整備・拡充 | 90 | | | | 0 | 90 |
| 184 | 妊産婦・乳児救護所の体制整備 | 13 | | | | 0 | 13 |
| 185 | 安全対策推進事業 | 191 | | ○ | | 80 | 111 |
| 186 | 通学路等の防犯カメラの設置 | 8 | | ○ | | 4 | 4 |
| 187 | 子ども110番ステッカー事業 | 2 | | | | 0 | 2 |
| 188 | 空家等対策事業 | 41 | ○ | ○ | | 19 | 22 |
| 189 | 特定空家等の対策 | 5 | ○ | ○ | ○ | 1 | 3 |
| 190 | マンション管理適正化支援事業 | 75 | ○ | ○ | | 48 | 27 |
| 191 | 交通安全対策普及広報活動 | 51 | | ○ | | 5 | 47 |
| 192 | 総合的な自転車対策 | 758 | | | ○ | 406 | 352 |
| 193 | コミュニティ道路整備 | 687 | ○ | | | 30 | 657 |
| 194 | 交通安全施設の整備と維持 | 358 | | | | 0 | 358 |

2 策定経過

| 年月日 | 会議等 | 内容等 |
|---------------|---|--|
| 令和元年 5月22日 | 庁議 | ・次期行政計画の策定について |
| | 令和元年度第2回基本構想推進委員会 | ・次期行政計画の策定について |
| 5月29日 | 令和元年度第3回基本構想推進委員会 | ・次期行政計画の概要について |
| | 庁議 | ・次期行政計画の検討状況について |
| 6月28日 | 令和元年6月定例議会 (総務区民委員会) | ・次期行政計画の策定について |
| 8月21日 | 令和元年度第4回基本構想推進委員会 | ・(仮称)「文の京」総合戦略(骨子)について |
| 8月28日 | 庁議 | ・(仮称)「文の京」総合戦略(骨子)について |
| 9月24日 | 「主要課題を解決する取組」についての意見募集① (区報ぶんきょう特集号、Webアンケート等) | ・募集期間：9月24日から10月23日まで ・意見総数：183人／延べ364件 |
| 9月25日 | 令和元年9月定例議会 (総務区民委員会) | ・(仮称)「文の京」総合戦略(骨子)について |
| 10月16日 | 「主要課題を解決する取組」についての意見募集② (区民ワークショップ) | ・参加者数：19人 ※10月12・13日を含め、計4回の開催を予定していたが台風により日程を変更し、16日にまとめて開催 |
| 10月25日 | 令和元年度第5回基本構想推進区民協議会 | ・次期行政計画『(仮称)「文の京」総合戦略』の策定について |
| 10月30日 | 令和元年度第5回基本構想推進委員会 | ・「文の京」総合戦略(素案)について |
| 11月6日 | 庁議 | ・「文の京」総合戦略(素案)について |
| 12月5日 | 令和元年11月定例議会 (総務区民委員会) | ・「文の京」総合戦略(素案)について |
| 12月6日 | 「文の京」総合戦略(素案)についてのパブリックコメント (区報ぶんきょう特集号等) | ・募集期間：12月6日から令和2年1月6日まで ・意見総数：54人(団体含む)／延べ189件 |
| 12月14・18日 | 「文の京」総合戦略(素案)区民説明会 | ・意見総数：4人／5件 |
| 令和2年 1月29日 | 令和元年度第6回基本構想推進委員会 | ・「文の京」総合戦略(素案)に対する意見について ・「文の京」総合戦略(案)について ・「文の京」総合戦略の進行管理について |
| | 庁議 | ・「文の京」総合戦略(案)等について |
| 3月4・5日 | 令和2年2月定例議会 (総務区民委員会) | ・「文の京」総合戦略(案)等について |
| 3月25日 | 庁議 | ・「文の京」総合戦略の策定について |

3 「文の京」自治基本条例

平成16年12月13日条例第32号
改正 平成19年3月1日条例第4号

目次

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 自治の理念と基本原則

第1節 自治の理念（第3条）

第2節 基本原則（第4条―第7条）

第3章 区民等の権利と責務

第1節 区民の権利と責務（第8条・第9条）

第2節 地域活動団体の権利と責務（第10条・第11条）

第3節 非営利活動団体の権利と責務（第12条・第13条）

第4節 事業者の権利と責務（第14条・第15条）

第4章 区の責務（第16条―第19条）

第5章 区議会の責務

第1節 区議会の役割（第20条―第23条）

第2節 区議会議員の責務（第24条）

第6章 執行機関の責務（第25条―第30条）

第7章 協働・協治の推進

第1節 情報の公開（第31条―第34条）

第2節 参画（第35条・第36条）

第3節 意思の表明（第37条―第39条）

第4節 協働・協治の推進体制（第40条―第43条）

付則

文京区は、歴史的文化的遺産に恵まれた緑豊かな地域です。文京区に集う私たちは、文化の香り高いまち文京区を誇りとし、様々な可能性に富んだこの地を将来に向かって、さらに発展させたいと願っています。

私たちが良好な環境を維持しながら真に文化的にしあわせに暮らすためには、この地に住み、学び、活動するすべての人々が自律した存在として尊重されるとともに、守るべきもの、育むべきものを確かめ、自立した存在として、互いに合意を形成し、協力し合うことが必要と私たちは考えます。

そして、地域社会を豊かなものにするためには、区民、地域活動団体、非営利活動団体、事業

者、区が相互に協力し、地域社会の課題を解決するための住民自治の原則を共有のものとするのが大切と考えます。

私たちは、この原則を、ともに活動し、ともに地域社会の課題を解決するという意味で、「協働・協治」と呼び、「文の京」文京区の自治の理念として位置づけます。

私たちは、文京区の自治の理念や基本的なしくみを明らかにし、文京区の自治に関する基本条例として、この条例を定めます。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、文京区の自治の基本理念としての協働・協治の考え方並びに区民、地域活動団体、非営利活動団体及び事業者の権利と責務並びに区の責務を明らかにするとともに、協働・協治の基本的事項を定めることにより、豊かな地域社会を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 各主体 区民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者及び区のそれぞれをいう。
- (2) 区民等 区民、地域活動団体、非営利活動団体及び事業者をいう。
- (3) 区民 区内に住む人、働く人及び学ぶ人をいう。
- (4) 地域活動団体 地域の課題の解決及び地域住民の連携を図るため、自主的に活動を行う地域に根ざして形成された団体をいう。
- (5) 非営利活動団体 公共的な課題に関して、自主的に活動を行う団体で、前号以外の非営利に活動する団体のうち、協働・協治の担い手になりうるものをいう。
- (6) 事業者 区内において事業活動を行うものをいう。
- (7) 区 区議会及び執行機関により構成されるものをいう。
- (8) 協働・協治 区民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者及び区が対等の関係で協力し、地域の情報、人材、場所、資金、技術等の社会資源を有効に活用しながら、地域社会の公共的な課題の解決を図る社会のあり方をいう。

第2章 自治の理念と基本原則

第1節 自治の理念

（協働・協治）

第3条 各主体は、協働・協治の考え方にに基づき、相互に理解を深め、それぞれの果たすべき役割と責任を分担し、助け合いながら自主的・自律的に活動を行う。

第2節 基本原則

（参画と協力）

第4条 各主体は、地域の課題を解決するための活動に積極的に参画するとともに、自主的に調

整し、協力し合い、連携を図る。

(情報共有)

第5条 各主体は、個人情報の保護に配慮しつつ、それぞれが保有する地域の課題及び地域の課題を解決するための活動に関する情報の共有を図る。

(対等な立場の尊重)

第6条 各主体は、豊かな地域社会の実現に当たり、相互理解を深め、信頼関係を築き、対等な立場を尊重し、地域の課題を解決するための活動を担う。

(自己決定・自己責任)

第7条 各主体は、自ら決定し、自らの責任において活動する。

第3章 区民等の権利と責務

第1節 区民の権利と責務

(区民の権利)

第8条 区民は、地域社会の一員として協働・協治の社会の実現に参画する権利を有する。

2 区民は、地域の課題を解決するための活動に関する情報を求めることができる。

(区民の責務)

第9条 区民は、地域の課題を解決するための活動に自主的な判断により参画する。

2 区民は、自主的・自律的な活動を行うとともに、自らの発言及び行動に責任を持つ。

第2節 地域活動団体の権利と責務

(地域活動団体の権利)

第10条 地域活動団体は、地域社会の一員として協働・協治の社会の実現に参画する権利を有する。

2 地域活動団体は、地域の課題を解決するための活動に関する情報を求めることができる。

(地域活動団体の責務)

第11条 地域活動団体は、地域の課題の解決及び住民相互の連携を図る活動を行う。

2 地域活動団体は、自主的・自律的な活動を行うとともに、自らの発言及び行動に責任を持つ。

第3節 非営利活動団体の権利と責務

(非営利活動団体の権利)

第12条 非営利活動団体は、地域社会の一員として協働・協治の社会の実現に参画する権利を有する。

2 非営利活動団体は、地域の課題を解決するための活動に関する情報を求めることができる。

(非営利活動団体の責務)

第13条 非営利活動団体は、自らの目的に沿った活動を通じて、地域の課題の解決に取り組む。

2 非営利活動団体は、自主的・自律的な活動を行うとともに、自らの発言及び行動に責任を持つ。

第4節 事業者の権利と責務

(事業者の権利)

第14条 事業者は、地域社会の一員として協働・協治の社会の実現に参画する権利を有する。

2 事業者は、地域の課題を解決するための活動に関する情報を求めることができる。

(事業者の責務)

第15条 事業者は、協働・協治に関する理解を深め、地域において他の主体と対話し、協働に努める。

2 事業者は、その社会的責任に基づいて事業活動を推進する責務を有する。

第4章 区の責務

(区の基本的役割)

第16条 区は、地方自治の本旨に基づいて、住民の福祉の増進に向けて、必要な施策を実施し、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。

2 区を構成する各機関は、それぞれの責務を果たすことを通じて、共通の目標である協働・協治の社会の実現を図る。

3 区は、持続可能で健全な区政を実現する。

(保証役としての役割)

第17条 区は、自ら公共的サービスを提供する役割を担うだけでなく、適切な公共的サービス水準の設定及び区民等の活動の支援を通じて、区民等により公共的サービスの提供が適正に行われることを保証するよう努める。

(調整役としての役割)

第18条 区は、必要に応じて、区民等との間の調整を行う役割を担う。

(地域の担い手の支援)

第19条 区は、区民等の自主性及び自律性を尊重しつつ、地域の課題を解決するための活動に取り組む人々や団体が自主的・自律的に活動できるように支援する。

第5章 区議会の責務

第1節 区議会の役割

(区議会の基本的事項)

第20条 区議会は、住民の直接選挙により選ばれた議員で構成する意思決定機関であり、執行機関の区政運営を監視し、及び牽制する機能を有する。

(区議会の責務)

第21条 区議会は、法令に定める権限を行使し、及び政策論議・立法活動の充実を図ることにより、区政の発展及び区民の福祉の向上に努める。

(情報の共有と説明責任)

第22条 区議会は、積極的に情報を提供することにより、区民との情報の共有を図るとともに、区民への説明責任を果たす。

(区民参加と活性化)

第23条 区議会は、区民との直接対話の場を設けるなど、区議会への区民参加を推進し、区議会の活性化を図り、開かれた区議会を目指す。

第2節 区議会議員の責務

(区議会議員の責務)

第24条 区議会議員は、区民の代表者として品位と名誉を保持し、自己研鑽^{さん}に努めるとともに、常に区民全体の利益を行動の指針とし、誠実に職務遂行に努める。

第6章 執行機関の責務

(執行機関等の基本的事項)

第25条 区長及び副区長並びに行政委員会等は、協働・協治の推進のために、その権限と責任において公正かつ誠実に職務の執行に当たる。

(執行機関の責務)

第26条 執行機関は、区民ニーズの把握に努め、補助機関の各部署の情報共有と連携・協力により、適正かつ迅速に公共的サービスを提供する。

2 執行機関は、常に補助機関の活性化を図るとともに、簡素で機能的かつ柔軟な組織とすることを旨とする。

(情報の共有と説明責任)

第27条 執行機関は、職務の執行に当たり積極的に情報を提供することにより、区民との情報の共有を図るとともに、区民への説明責任を果たす。

(政策立案・実施・評価の各段階への区民等の参画)

第28条 執行機関は、協働・協治の視点に立って、政策の立案、実施及び評価の各段階において、区民等の参画を図り、開かれた区政を目指す。

(区長の責務)

第29条 区長は、文京区の代表者として、公正かつ誠実に区政の執行に当たる。

2 区長は、区政の執行を通じて実現すべき政策を区民等に対して明らかにし、その達成状況について区民等に報告する。

3 区長は、効率的・効果的な行財政運営を行わなければならない。

(職員の責務)

第30条 職員は、職務の遂行に必要な知識の取得及び技能等の向上に努め、公正かつ能率的に職務を遂行しなければならない。

第7章 協働・協治の推進

第1節 情報の公開

(区政に関する情報の公開)

第31条 区は、区民等の行政情報を知る権利を保障するとともに、区政に関する情報を積極的

に公開する。

2 区は、区政に関する情報を公開するに当たっては、個人情報の保護に配慮しなければならない。

(区の説明責任)

第32条 区は、政策の立案から実施及び評価に至るまでの過程において、区政について、区民等にわかりやすく説明する責任を果たさなければならない。

(区民等の情報公開)

第33条 区民等は、それぞれが保有する公共的な活動に関する情報を共有することができるよう、個人情報の保護に配慮しつつ、その公開に努める。

(区民等の説明責任)

第34条 区民等は、自らが行う公共的な活動について、相互に説明するよう努める。

第2節 参画

(区への提案制度)

第35条 区は、区民等が区政に関する公共的な提案ができるようにし、その提案に対しては、協働・協治の視点に立って適切に対応しなければならない。

(各主体相互の活動への参画)

第36条 各主体は、地域の課題を解決するための活動に相互に参画し合い、連携を図るために対話し、交流し、学び合う。

2 区は、区民等が活動に相互に参画し合えるしくみをつくる。

第3節 意思の表明

(区の政策等の周知)

第37条 区は、区政の基本的な指針、政策及び計画について、その内容を明確にし、区民等にわかりやすく周知しなければならない。

(区民等の意見表明)

第38条 区民等は、区の重要な政策及び計画の策定に関して、意見を表明することができる。

2 区は、重要な政策及び計画の策定に当たり、区民等からの意見を聴取し、その意見に対する考え方を公表しなければならない。

(住民投票)

第39条 区は、文京区に係る重要事項について、直接区民の意思を確認するため、住民投票の制度を設けることができる。

2 住民投票の制度及び実施に関し必要な事項は、別に条例で定める。

第4節 協働・協治の推進体制

(社会資源の活用等)

第40条 各主体は、協働・協治の推進に当たっては、それぞれが社会資源を活用するとともに、自ら社会資源を創出し、相互に提供し合うよう努める。

(区外の人々との連携・協力)

第41条 各主体は、多様な取組や活動を通じて、区外の人々、団体、行政機関等と積極的に連携・協力する。

(協働・協治の推進のしくみ)

第42条 区は、区民等とともに、地域の課題の解決に向けて多様な取組を進めるための協働・協治の推進のしくみをつくる。

(区における条例の尊重義務)

第43条 区は、条例の制定、政策の実施等に当たり、この条例の趣旨を尊重しなければならない。

付 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

付 則 (平成19年3月1日条例第4号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

4 文京区基本構想推進委員会規程

平成22年6月21日訓令第11号

改正 平成23年9月1日訓令第6号

平成27年12月28日訓令第8号

(目的)

第1条 この規程は、文京区庁議等の設置に関する規則(平成6年3月文京区規則第10号)第8条の規定により設置した文京区基本構想推進委員会(以下「推進委員会」という。)の組織及び運営について定めることを目的とする。

(所掌事項)

第2条 推進委員会は、次の事項を審議し、その結果を庁議に報告する。

- (1) 文京区基本構想の進行管理に関すること。
- (2) 区の政策に係る基本的な方針及び総合的な計画の策定に関すること。
- (3) 行財政改革についての総合的な調整及び推進に関すること。
- (4) その他庁議で指定した事項に関すること。

(組織)

第3条 推進委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、企画政策部長の職にある者とし、推進委員会を総括する。

3 副委員長は、総務部長の職にある者とし、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

4 委員は、文京区役所組織条例(昭和47年3月文京区条例第3号)第1条に規定する部の部長(担当部長及び危機管理室長を含み、前2項に規定する者を除く。)、文京保健所長、文京区教育局処務規則(平成4年3月文京区教育委員会規則第3号)第2条に規定する部の部長(担当部長を含む。)、会計管理者、監査事務局長、区議会事務局長、企画政策部企画課長、企画政策部政策研究担当課長、企画政策部財政課長、企画政策部広報課長、総務部総務課長及び総務部職員課長の職にある者とする。

(招集)

第4条 推進委員会は、委員長が招集する。

(分科会)

第5条 委員長は、推進委員会の効率的運営を図るため、推進委員会に分科会を置くことができる。

2 分科会は、推進委員会から指定された事項について調査し、及び研究し、その結果を推進委員会に報告する。

3 分科会は、座長、副座長及び分科会員をもって組織する。

4 座長及び副座長は、第3条第4項に規定する委員の中から委員長が指名する。

5 分科会員は、委員長が指名する。

(意見聴取)

第6条 委員長及び座長は、必要があると認めるときは、委員又は分科会員以外の者を会議に出席させて説明を求め、又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 推進委員会の庶務は、企画政策部企画課において処理する。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

付 則

(施行期日)

1 この訓令は、公布の日から施行する。

(文京区基本構想実施計画策定委員会規程の廃止)

2 文京区基本構想実施計画策定委員会規程(昭和52年5月文京区訓令甲第8号)は、廃止する。

付 則(平成27年12月28日訓令第8号)

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

5 文京区基本構想推進区民協議会設置要綱

22文企企第63号平成22年6月4日区長決定

23文企企第337号平成24年3月30日区長決定

27文企企第361号平成27年12月11日区長決定

28文企企第70号平成28年6月1日部長決定

(設置)

第1条 区民参画による文京区基本構想(以下「基本構想」という。)の進行管理を行うため、文京区基本構想推進区民協議会(以下「区民協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 区民協議会は、次の事項を所掌し、基本構想の実現度を審議する。

- (1) 基本構想の推進に関する事項について意見を述べること。
- (2) 文京区基本構想実施計画の策定及び推進に関する事項について意見を述べること。
- (3) 効率的な行財政運営について意見を述べること。
- (4) その他区長が必要があると認めた事項

(組織)

第3条 区民協議会は、次に掲げる者のうちから区長が委嘱する委員29人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験者 3人以内
 - (2) 公募区民 12人以内
 - (3) 区内関係団体等の推薦による者 14人以内
- 2 前項第2号に規定する公募区民の委員(以下「公募区民委員」という。)は、別に定めるところにより募集する。

(任期等)

第4条 委員の任期は、前条第1項の規定による委嘱の日から当該日が属する年度の翌年度の末日までとし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、公募区民委員に欠員が生じたときは、これを補充しない。

(会長及び副会長の設置)

第5条 区民協議会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長は、第3条第1項第1号に規定する学識経験者のうちから、委員が選出する。
- 3 会長は、区民協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(幹事)

第6条 区民協議会に幹事を置く。

2 幹事は、文京区役所組織条例(昭和47年3月文京区条例第3号)第1条に規定する部の部

長（担当部長及び危機管理室長を含む。）、文京保健所長、文京区教育局処務規則（平成4年3月文京区教育委員会規則第3号）第2条に規定する部の部長（担当部長を含む。）、会計管理者、監査事務局長、区議会事務局長、企画政策部企画課長、企画政策部政策研究担当課長、企画政策部財政課長、企画政策部広報課長、総務部総務課長及び総務部職員課長の職にある者とする。

（意見聴取）

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を区民協議会に出席させて説明を求め、又は意見を聴くことができる。

（専門部会）

第8条 会長は、必要があると認めるときは、専門的事項について調査し、又は研究させるため、区民協議会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会の部会長及び部会員は、会長が指名する。

（庶務）

第9条 区民協議会の庶務は、企画政策部企画課において処理する。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、区民協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この要綱は、決定の日から施行する。

付 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成24年3月30日（以下「決定日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 第4条第1項の規定は、平成24年9月30日以後に委嘱を受けた委員について適用し、決定日において現に委員である者の任期については、なお従前の例による。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

「文の京」総合戦略
(令和2年度～令和5年度)

令和2年（2020年）3月

発行／文京区

編集／企画政策部企画課

〒112-8555 文京区春日1-16-21

電話 03(5803)1126

FAX 03(5803)1330

印刷物番号 A0719009

頒布価格 1,460円